

水俣市議会会議録

令和元年12月第5回定例会 (11月29日開会)
(12月19日閉会)

水俣市議会

令和元年12月第5回定例会（11月29日招集）会期日程表

（会期 11月29日から12月19日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 平成30年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	12月1日	日			市の休日（日曜日）
4	2日	月			議案調査
5	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査
8	6日	金			議案調査
9	7日	土			市の休日（土曜日）
10	8日	日			市の休日（日曜日）
11	9日	月			議案調査
12	10日	火	午前9時30分		本会議
13	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（杉迫一樹君、桑原一知君、真野頼隆君）
14	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、瀧上茂樹君、藤本壽子君） 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	————	委員会	委員会
16	14日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	15日	日			市の休日（日曜日）
18	16日	月	————	委員会	委員会
19	17日	火		休 会	議事整理日
20	18日	水		休 会	議事整理日
21	19日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録目次

令和元年11月29日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第82号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第4 議第83号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第5 議第84号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議第85号 水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第7 議第86号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第8 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第9 議第88号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第10 議第89号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第11 議第90号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について	13
日程第12 議第91号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	13
日程第13 議第92号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	15
日程第14 議第93号 水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程第15 議第94号 水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程第16 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19

日程第17	議第96号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 - 22
日程第18	議第97号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）……………	23
日程第19	議第98号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……	26
日程第20	議第99号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	27
日程第21	議第100号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……	27
日程第22	議第101号	令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）……………	28
日程第23	議第102号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）……………	29
日程第24	議第103号	市道の路線認定について……………	29
		市長の提案理由説明……………	30
日程第25	議第74号	平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてから	
	日程第31	議第81号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定につい	
		てまで7件に関する委員会の審査報告……………	33
		○総務産業委員長の報告……………	33
		○厚生文教委員長の報告……………	35
		○一般会計決算特別委員長の報告……………	36
		委員会審査報告書……………	41
		委員長報告に対する質疑……………	41
		討 論……………	42
		採 決……………	42
		散 会……………	42

令和元年12月10日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員……………	2 - 1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第2号……………	2
開 議……………	2
諸般の報告……………	2
日程第1 一般質問……………	3
○小路貴紀君の質問……………	3
1 空き家及び移住・定住の対策について……………	4

2	ハゼの振興について	2 - 5
3	河川の整備について	5
4	SUP（スタンドアップパドルボード）の取り組みについて	5
	市長の答弁	5
	福祉環境部長の答弁	6
休憩・開議		8
○小路貴紀君の再質問		8
	福祉環境部長の答弁	10
	総務企画部長の答弁	12
○小路貴紀君の再々質問		12
	総務企画部長の答弁	13
	産業建設部長の答弁	13
○小路貴紀君の再質問		14
	産業建設部長の答弁	16
○小路貴紀君の再々質問		16
	産業建設部長の答弁	17
	副市長の答弁	17
○小路貴紀君の再質問		17
	副市長の答弁	18
○小路貴紀君の再々質問		18
	副市長の答弁	19
	市長の答弁	19
○小路貴紀君の再質問		20
	市長の答弁	21
○小路貴紀君の再々質問		22
	市長の答弁	22
休憩・開議		23
○田口憲雄君の質問		23
1	地域の再生と持続可能な地域づくりについて	23
2	安心できる地域医療と高齢者介護について	24
(1)	地域医療について	
(2)	高齢者介護について	

3 水俣高校の有害鳥獣被害対策への取り組み（命をいただく～18歳、俺たち高校生ハンター）について……………	2 - 24
市長の答弁……………	25
○田口憲雄君の再質問……………	26
市長の答弁……………	28
○田口憲雄君の再々質問……………	29
市長の答弁……………	30
病院事業管理者の答弁……………	30
福祉環境部長の答弁……………	32
○田口憲雄君の再質問……………	33
病院事業管理者の答弁……………	34
福祉環境部長の答弁……………	35
○田口憲雄君の再々質問……………	36
病院事業管理者の答弁……………	36
産業建設部長の答弁……………	37
○田口憲雄君の再質問……………	38
産業建設部長の答弁……………	38
○田口憲雄君の再々質問……………	38
産業建設部長の答弁……………	39
休憩・開議……………	39
○田中睦君の質問……………	39
1 水俣病問題について……………	39
2 仮庁舎の昇降設備について……………	40
3 学校現場の働き方について……………	40
市長の答弁……………	40
○田中睦君の再質問……………	41
市長の答弁……………	42
○田中睦君の再々質問……………	43
市長の答弁……………	43
総務企画部長の答弁……………	43
○田中睦君の再質問……………	44
休憩・開議……………	46

総務企画部長の答弁	2 - 46
○田中睦君の再々質問	47
総務企画部長の答弁	47
教育長の答弁	47
○田中睦君の再質問	48
教育長の答弁	49
○田中睦君の再々質問	50
休憩・開議	51
教育長の答弁	51
休憩・開議	52
○平岡朱君の質問	52
1 災害対応について	52
2 中等度難聴者の補聴器購入について	53
3 水俣病問題について	53
市長の答弁	53
○平岡朱君の再質問	54
市長の答弁	55
○平岡朱君の再々質問	56
市長の答弁	57
福祉環境部長の答弁	58
○平岡朱君の再質問	58
福祉環境部長の答弁	60
○平岡朱君の再々質問	60
福祉環境部長の答弁	61
副市長の答弁	62
○平岡朱君の再質問	62
市長の答弁	65
○平岡朱君の再々質問	66
市長の答弁	66
散 会	66

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○杉迫一樹君の質問	2
1 水俣川の防災対策等について	3
2 市役所仮庁舎2階昇降設備に関する諸問題対策及びバリアフリー認識について	3
休憩・開議	4
市長の答弁	4
産業建設部長の答弁	4
○杉迫一樹君の再質問	5
産業建設部長の答弁	7
○杉迫一樹君の発言	8
市長の答弁	9
○杉迫一樹君の再質問	11
市長の答弁	15
○杉迫一樹君の再々質問	18
市長の答弁	20
休憩・開議	21
○桑原一知君の質問	21
1 地域公共交通網形成計画について	22
2 通信インフラ整備について	22
3 子どもの学力向上について	22
4 地域防災について	22
市長の答弁	22
○桑原一知君の再質問	23
市長の答弁	24
○桑原一知君の再々質問	25

市長の答弁	3 - 25
総務企画部長の答弁	25
○桑原一知君の再質問	26
総務企画部長の答弁	27
○桑原一知君の再々質問	27
総務企画部長の答弁	27
教育長の答弁	27
○桑原一知君の再質問	28
教育長の答弁	29
○桑原一知君の再々質問	30
教育長の答弁	31
副市長の答弁	32
○桑原一知君の再質問	32
副市長の答弁	33
○桑原一知君の再々質問	33
副市長の答弁	34
休憩・開議	34
○真野頼隆君の質問	34
1 南九州西回り自動車道について	35
2 本市の農業振興と棚田の景観保全について	35
3 ICTの活用及び外国語活動教育について	35
市長の答弁	35
○真野頼隆君の再質問	36
市長の答弁	37
○真野頼隆君の発言	38
産業建設部長の答弁	39
○真野頼隆君の再質問	40
産業建設部長の答弁	42
○真野頼隆君の再々質問	42
産業建設部長の答弁	43
教育長の答弁	43
○真野頼隆君の再質問	45

教育長の答弁	3 - 46
○真野頼隆君の再々質問	47
教育長の答弁	48
散 会	48

令和元年12月12日（木） —— 4 日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○高岡朱美君の質問	4
1 水俣市経済の現状について	4
2 サン・エレクトロニクス株式会社閉鎖の影響について	4
3 「環境モデル都市」の称号について	4
4 高齢者福祉及び介護保険事業の現状と職員体制について	5
市長の答弁	5
○高岡朱美君の再質問	6
市長の答弁	7
○高岡朱美君の発言	7
産業建設部長の答弁	8
○高岡朱美君の再質問	9
産業建設部長の答弁	10
○高岡朱美君の再々質問	11
市長の答弁	13
副市長の答弁	13
○高岡朱美君の再質問	15
副市長の答弁	16
○高岡朱美君の再々質問	17

副市長の答弁	4 - 18
福祉環境部長の答弁	19
○高岡朱美君の再質問	20
総務企画部長の答弁	21
福祉環境部長の答弁	21
○高岡朱美君の再々質問	22
市長の答弁	22
休憩・開議	23
○渕上茂樹君の質問	23
1 水俣市立明水園の運営について	23
2 鹿やイノシシによる被害対策について	24
3 大雨や台風等による災害発生時の対応について	24
市長の答弁	24
○渕上茂樹君の再質問	25
市長の答弁	27
○渕上茂樹君の再々質問	27
市長の答弁	28
産業建設部長の答弁	28
○渕上茂樹君の再質問	29
産業建設部長の答弁	31
○渕上茂樹君の再々質問	31
産業建設部長の答弁	32
副市長の答弁	32
○渕上茂樹君の再質問	33
副市長の答弁	34
○渕上茂樹君の再々質問	34
副市長の答弁	34
休憩・開議	35
○藤本壽子君の質問	35
1 南九州西回り自動車道開通にあたっての諸問題と今後の経済効果について	36
2 JNC電子部品事業撤退について	36
3 水俣市の山間地における太陽光発電所について	36

4 学校現場での「フッ化物洗口」について……………	4 - 36
市長の答弁……………	37
○藤本壽子君の再質問……………	38
市長の答弁……………	40
○藤本壽子君の再々質問……………	40
市長の答弁……………	41
副市長の答弁……………	41
○藤本壽子君の再質問……………	42
休憩・開議……………	43
○藤本壽子君の再質問……………	43
副市長の答弁……………	44
○藤本壽子君の再々質問……………	45
市長の答弁……………	45
産業建設部長の答弁……………	45
○藤本壽子君の再質問……………	46
休憩・開議……………	47
産業建設部長の答弁……………	47
○藤本壽子君の再々質問……………	48
産業建設部長の答弁……………	49
教育長の答弁……………	50
○藤本壽子君の再質問……………	51
休憩・開議……………	52
教育長の答弁……………	52
○藤本壽子君の再々質問……………	53
教育長の答弁……………	54
休憩・開議……………	54
質 疑……………	54
日程第2 議第82号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	54
日程第3 議第83号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	54
日程第4 議第84号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	55

日程第5	議第85号	水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 - 55
日程第6	議第86号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	55
日程第7	議第87号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	55
日程第8	議第88号	水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
日程第9	議第89号	水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
日程第10	議第90号	徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
日程第11	議題91号	水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
日程第12	議題92号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
日程第13	議題93号	水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
日程第14	議題94号	水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
日程第15	議題95号	水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
日程第16	議題96号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
日程第17	議題97号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）……………	58
日程第18	議題98号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	58
日程第19	議第99号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	58
日程第20	議第100号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	58
日程第21	議第101号	令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）……………	58
日程第22	議第102号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）……………	59
日程第23	議第103号	市道の路線認定について……………	59
議案上程……………			59
日程第24	議第104号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	59
日程第25	議第105号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第7号）……………	65
日程第26	議第106号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	66
日程第27	議第107号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	67
日程第28	議第108号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	68
日程第29	議第109号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）……………	68
日程第30	議第110号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）……………	69
		市長の提案理由説明（議第104号から議第110号）……………	69

休憩・開議	4 - 71
質 疑	71
委員会付託	71
散 会	71

令和元年12月19日（木） —— 5 日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
発言取り消し（高岡朱美君）	4
発言取消申出書	4
発言取り消し（淵上茂樹君）	4
発言取消申出書	5
日程第1 議第82号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第30 陳第2号 水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情について30件に関する委員会の審査報告	5
○総務産業委員長の報告	6
○厚生文教委員長の報告	10
委員会審査報告書	13
委員長報告に対する質疑	14
討 論	14
○藤本壽子君の賛成討論（陳第2号）	14
○高岡朱美君の賛成討論（陳第2号）	15
採 決	16
日程第31 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	16
採 決	17
閉会中継続審査・調査申出書	17
議案上程	18

日程第32	議第111号	人権擁護委員候補者の推薦について	5 - 18
日程第33	意見第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	19
日程第34	意見第2号	国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について	20
日程第35	意見第3号	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴 児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書について	21
		市長の提案理由説明（議第111号）	22
		○総務産業委員長の提案理由説明（意見第1号から意見第2号）	22
		○厚生文教委員長の提案理由説明（意見第3号）	23
質	疑		24
討	論		24
採	決		25
日程第36	議員派遣について		25
採	決		26
閉	会		26

令和元年11月29日

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和元年11月29日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和元年11月29日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和元年12月19日午後0時4分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和元年11月29日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時50分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第1号

令和元年11月29日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第82号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第83号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第84号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第85号 水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第86号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第88号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第89号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第90号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第91号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第92号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第93号 水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第94号 水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第96号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第97号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第19 議第98号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議第101号 令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第23 議第102号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第24 議第103号 市道の路線認定について
- 第25 議第74号 平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第26 議第75号 平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第27 議第77号 平成30年度水俣市一般会計決算認定について
- 第28 議第78号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第29 議第79号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

第30 議第80号 平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

第31 議第81号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩阪雅文君） おはようございます。

ただいまから令和元年第5回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情2件は、議席に配布の陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

次に、市長から損害賠償額の決定及び和解についての報告1件がありましたので議席に配布してあります。

次に、総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から閉会中の継続審査となっていた平成30年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので議席に配布しておきました。

次に、監査委員から、令和元年7月分、8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部長、岩下福祉環境部長、城山産業建設部長、坂本総務企画部次長、本田産業建設部次長、永田市長公室長、設楽企画課長、梅下財政課長、小島教育長、前田教育次長、松木総合医療センター事務部次長、岩井水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において瀧上茂樹議員、谷口明弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和元年12月第5回定例会（11月29日招集）会期日程表

（会期 11月29日から12月19日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 30年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	12月1日	日			市の休日（日曜日）
4	2日	月			議案調査
5	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査
8	6日	金			議案調査
9	7日	土			市の休日（土曜日）
10	8日	日			市の休日（日曜日）
11	9日	月			議案調査
12	10日	火	午前9時30分		本会議
13	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	————	委員会	委員会
16	14日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	15日	日			市の休日（日曜日）
18	16日	月	————	委員会	委員会
19	17日	火		休 会	議事整理日
20	18日	水		休 会	議事整理日
21	19日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

-
- 日程第3 議第82号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第83号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第84号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第85号 水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第86号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第88号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第89号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第90号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第91号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第92号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第93号 水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第94号 水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第96号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第97号 令和元年度水俣市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議第98号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議第101号 令和元年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議第102号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議第103号 市道の路線認定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第3、議第82号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第24、議第103号市道の路線認定について

まで、22件を一括して議題とします。

議第82号

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

1 施設使用料

区 分		使用料	
(1) 1時間あたり	1階	ラウンジ	620円
		ホール（交流スペース）	410円
	2階	ホール（交流スペース）	410円
		調理室	410円
		休憩室1	110円
		休憩室2	110円
	3階	研究スペース（ブロック）	110円
		研究スペース	620円
		試料前処理室	260円
	4階	セミナー室1	210円
		セミナー室2	210円
		セミナー室3	620円
(2) 1日あたり	3階	研究スペース（ブロック）	880円
		研究スペース	4,960円
		試料前処理室	2,080円
	4階	セミナー室1	1,680円
		セミナー室2	1,680円
		セミナー室3	4,960円

2 施設器具使用料

区 分		使用料
2階	シャワー室	110円
3階	ドラフトチャンバー	1,020円
その他	放送機材一式	510円
	パソコン機器一式	510円
	プロジェクター一式	510円
	モニター	510円

3 施設冷暖房使用料

区 分	使用料
冷暖房料	310円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の改定並びに一部の料金体系の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第83号

水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市厚生会館の設置等に関する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表使用料の項中「120円」を「130円」に、「150円」を「160円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第84号

水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例

水俣市児童館設置条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	使用料（1時間あたり）	冷暖房使用料（1時間あたり）
多世代交流室 遊戯室	310円	310円
多世代交流室 厨房	260円	
多世代交流室 集会室	210円	110円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第85号

水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市保健センターの設置等に関する条例（平成9年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

	使用料 （1時間当たり）	冷暖房使用料 （1時間当たり）	備考
和室	210円	310円	○入場料を徴する催し物等については、使用料に10割を加算する。 ○1時間未満は、1時間とする。 ○使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
保健指導室	210円	310円	
フロアー	510円	510円	
第1相談室	210円	310円	
第2相談室	210円	310円	
検診室	210円	310円	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第86号

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例（平成18年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

区分	使用時間	
	自9時 至17時	自17時 至22時
研究関連施設一式 （共同研究開発室、分析室、クリーン室、前室、研究員控室）	2,000円/日	
大研修室	700円/時	800円/時
小研修室	400円/時	500円/時
小会議室	400円/時	500円/時

を

区分	使用時間	
	自9時 至17時	自17時 至22時
研究関連施設一式 （共同研究開発室、分析室、クリーン室、前室、研究員控室）	2,040円/日	
大研修室	720円/時	820円/時
小研修室	410円/時	510円/時
小会議室	410円/時	510円/時

に、

区分	使用時間	
	自9時 至17時	自17時 至22時
大研修室	200円/時	
小研修室	200円/時	
小会議室	200円/時	
支所	会議室	200円/時
	第1研修室	200円/時
	第2研修室	200円/時
	第3研修室（和室）	200円/時
	第4研修室（和室）	200円/時
	実習室	200円/時
	実習前室	200円/時

を

区分	使用時間	
	自9時 至17時	自17時 至22時

大研修室	500円／時	に
小研修室	320円／時	
小会議室	320円／時	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第87号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	牧ノ内団地	昭和36年度 平成27年度～30年度	水俣市牧ノ内95番1 水俣市牧ノ内69番1	簡易耐火平屋 低層耐火2階	54	を
---	-------	-----------------------	--------------------------	------------------	----	---

「	牧ノ内団地	昭和36年度 平成27年度～令和元年度	水俣市牧ノ内95番1 水俣市牧ノ内69番1 水俣市牧ノ内69番3	簡易耐火平屋 低層耐火2階	59	に
---	-------	------------------------	----------------------------------------	------------------	----	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地4号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第88号

水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市文化会館条例の一部を改正する条例

水俣市文化会館条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「許可の」の次に「変更又は」を加える。

第13条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する減免の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免の条件を変更し、又は減免の許可を取り消すことができる。

(1) 減免の許可を受けた申請の内容に変更があったとき。

(2) この条例、この条例に基づく規則又は委員会の指示した事項に違反したとき。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

(1) 施設使用料

ア 会館の全体を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

区分		使用時間	午前9時～ 正午	正午～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時	冷暖房使用 料1時間につ き
ホール	入場料 を徴収 しない 場合	平日	円 11,450	円 ※2,290	円 14,720	円 ※2,940	円 17,990	円 冷暖房 5,450 暖房 4,090
		土曜日	円 13,910	円 ※2,780	円 17,990	円 ※3,590	円 22,090	
		日曜日						
		休日						
	入場料 を徴収 する場 合	平日	円 22,910	円 ※4,580	円 29,450	円 ※5,880	円 39,270	
		土曜日	円 27,820	円 ※5,560	円 39,270	円 ※7,840	円 49,090	
日曜日								
	休日							

本表中※部分の使用時間を含む前後の使用時間を連続して使用しようとする場合は、当該連続する使用時間の使用料から※部分の使用料を控除する。ただし、※部分の使用時間のみの使用は、許可しない。

イ 時間外の使用、舞台面又はリハーサル室のみを使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

時間外	午前8時～午前9時	午前9時から正午までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
	午後10時～午後11時	午後6時から午後10時までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
舞台面のみ		アの使用料の額に100分の20を乗じて得た額(その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。	
リハーサル室	午前9時～午後5時	1時間につき	260円
		冷暖房使用料1時間につき	360円
	午後5時～午後10時	1時間につき	310円
		冷暖房使用料1時間につき	410円
時間外の使用は、やむを得ない場合で、1時間に限る。リハーサル室の使用は、他のホールの使用者がない場合に限り、1時間未満の使用は1時間とみなす。			

(2) 設備等使用料

設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	10,000円以内で市長が定める額
舞台照明器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額
舞台音響器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 休館日の使用については、土曜日、日曜日、休日の使用料を適用する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 使用者が入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、その他これに準ずる場合をいう。）並びに営業の宣伝その他これに類する目的を持って無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。
- 5 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第89号

水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例

水俣市社会教育施設条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	
会議室	310円	410円	を
冷暖房使用料		310円	

」

「

区分	使用料	
会議室		320円
冷暖房使用料		320円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る

使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第90号

徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について

徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例

徳富蘇峰・蘆花生家条例（平成17年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項使用料（1時間当たり）の欄中「300」を「310」に改め、同表研修室冷暖房の項使用料（1時間当たり）の欄中「200」を「210」に改め、同表広場の項使用料（1時間当たり）の欄中「300」を「310」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第91号

水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市公民館条例の一部を改正する条例

水俣市公民館条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

1 公民館本館使用料

区分	使用料（1時間当たり）
ホール	730円
研修室	320円
調理実習室	530円
会議室	320円
和室	320円
視聴覚室	530円

2 公民館本館器具使用料

区分	使用料（1回につき）
ピアノ	510円
放送機材1式	2,060円
照明器具1式	2,060円
プロジェクター1式	510円

3 公民館本館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
ホール	2,060円
その他	320円

4 公民館分館使用料

区分	使用料（1時間当たり）
集会室(A)	210円
集会室(B)	210円
和室(A)	210円
和室(B)	210円
料理実習室	320円
会議室(A)	210円
会議室(B)	210円
会議室(C)	210円
音楽室	320円
体育室全面	420円
体育室半面	210円

集会室(A)の項及び集会室(B)の項の規定は、当分の間、適用しない。

5 公民館分館器具使用料

区分	使用料（1回につき）
ピアノ	510円

6 公民館分館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
会議室(C)	210円
その他（体育室、集会室(A)及び集会室(B)を除く。）	260円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第92号

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例

水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
水俣市立総合体育館（本館）	水俣市中央公園1番地
水俣市立総合体育館（南部館）	水俣市袋字平田933番地外
石坂川体育館	水俣市石坂川113番地
深川体育館	水俣市中鶴539番地
旧第三中学校体育館	水俣市平町2丁目92番地
浜公園児童プール	水俣市中央公園1番地
浜公園運動場	水俣市中央公園1番地
旧第三中学校運動場	水俣市平町2丁目92番地
城山公園庭球場	水俣市古城1丁目353番地
湯出夜間照明施設	水俣市湯出1,641番地
葛渡夜間照明施設	水俣市葛渡181番地
久木野夜間照明施設	水俣市久木野1,117番地
袋夜間照明施設	水俣市袋1,403番地の2
旧第三中学校夜間照明施設	水俣市平町2丁目92番地
第二中学校夜間照明施設	水俣市塩浜町3番地の3
水東簡易夜間照明施設	水俣市初野59番地
深川簡易夜間照明施設	水俣市中鶴539番地

第5条第1項第1号中「、競り舟艇庫会議室」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

施設名	区分	施設使用区分	利用単位・使用者区分等	使用料金	
大アリーナ	全面使用	使用者が入場料金等を徴収しない場合（1時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	1,230円
				一般	2,450円
			その他の目的	全使用者	4,900円
		使用者が入場料金等を徴収する場合（1時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	3,680円
				一般	4,900円
			その他の目的	全使用者	9,800円
	部分使用	1台又はコート1面1時間当たり	卓球台	高校生以下	130円
				一般	250円
			バドミントンコート	高校生以下	190円
				一般	310円
			バレーボール・テニスコート	高校生以下	370円
				一般	620円
	バスケットボール・ハンドボールコート	高校生以下	490円		
一般		740円			
	放送設備一式	1回当たり	620円		

水俣市立総合体育館	小アリーナ	全面使用	使用者が入場料金等を徴収しない場合（1時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	620円
					一般	1,230円
				その他の目的	全使用者	2,450円
			使用者が入場料金等を徴収する場合（1時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	1,840円
					一般	2,450円
				その他の目的	全使用者	4,900円
	部分使用	施設使用区分、利用単位、使用料金は小アリーナと同じ				
	放送設備一式	1回当たり				620円
	ジョギングコース	1時間当たり		高校生以下	50円	
				一般	100円	
		回数券（12回）		高校生以下	500円	
				一般	1,000円	
	会議室	1室1時間当たり				250円
		冷暖房料（1室1時間当たり）				250円
	トレーニングルーム	一般利用	2時間当たり	個人	中学生、高校生	150円
					一般	300円
				団体（10人以上）	中学生、高校生	10人まで1,000円 1人増すごとに100円
		一般	10人まで2,500円 1人増すごとに250円			
		定期利用	個人定期券（2箇月）		中学生、高校生	2,500円
					65歳以上	3,500円
一般					5,000円	
回数券（12回）		中学生、高校生	1,500円			
		一般	3,000円			
温水プール	一般利用	2時間当たり	小学生以下（ただし、小学生未満は保護者同伴とする。）		100円	
			中学生、高校生		150円	
			一般（保護者を含む。）		300円	
	定期利用	個人定期券（2箇月）		小学生以下	2,000円	
				中学生、高校生	2,500円	
				65歳以上	3,500円	
		回数券（12回）		一般	5,000円	
				小学生以下	1,000円	
				中学生、高校生	1,500円	
	専用使用	全面	1時間当たり	高校生以下	1,050円	
		部分		1コース1時間当たり	一般	2,050円
	放送設備一式		1回当たり			650円
水俣市立総合体育館南部館	アリーナ	全面使用	施設使用区分、利用単位、使用料金は本館小アリーナと同じ			
		部分使用	施設使用区分、利用単位、使用料金は本館大アリーナと同じ			
	多目的ホール	1時間当たり				250円
		冷暖房料（1時間当たり）				310円

石坂川体育館	一般利用	1時間当たり	620円	
	登録団体	1回2時間当たり	620円	
深川体育館	一般利用	1時間当たり	620円	
	登録団体	1回2時間当たり	620円	
旧第三中学校体育館	一般利用	1時間当たり	740円	
	登録団体	バレーボールコート1面1回2時間当たり	740円	
	会議室	1時間当たり	250円	
冷暖房料（1時間当たり）		250円		
旧第三中学校運動場	一般利用	1時間当たり	一般	210円
			高校生以下	110円
	登録団体	1回2時間当たり	210円	
浜公園児童プール	1回当たり	全利用者	100円	
浜公園運動場	グラウンド使用（ソフトボールコート1面1時間当たり）	一般	210円	
		高校生以下	110円	
	照明施設使用	ソフトボールコート1面1時間当たり	300円	
湯出夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
葛渡夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
久木野夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
袋夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
旧第三中学校夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
第二中学校夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
備考	<p>1 使用時間が1時間単位のものについて1時間未満の端数が生じたときは、1時間使用として換算した使用料を加算し、2時間単位のものについて2時間未満の端数が生じたときは、2時間使用として換算した使用料を加算する。</p> <p>2 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。</p> <p>3 営利又は宣伝を目的として使用する場合は、規定料金の10割を増した額を徴収する。</p> <p>4 ジョギングコースの回数券については、回数券1枚により同施設のみを1回に限り利用できるものとし、それに係る利用時間は1回1時間までとする。</p> <p>5 トレーニングルームの利用については、中学生以上とする。</p> <p>6 トレーニングルーム及び温水プールの個人定期券並びに回数券については、トレーニングルーム及び温水プールを共通して利用できる。ただし、小学生以下は除き、回数券1枚による利用は1施設までとし、定期利用に係る利用時間は1回2時間までとする。</p> <p>7 小学生以下とは、小学生の児童及び満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</p> <p>8 温水プールを部分専用使用する場合は、一般利用料金を別途徴収する。ただし、個人定期券利用者を除く。</p> <p>9 登録団体とは、委員会が規則に定める団体をいう。</p> <p>10 城山公園庭球場及び簡易夜間照明施設の利用については、無料とする。</p>			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う使用料の見直し並びに行政財産の用途廃止等に伴う整理のため、本

案のように制定しようとするものである。

議第93号

水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例
水俣市学校体育施設等使用条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

体育館（附属設備を含む）	登録団体	バレーコート1面1回につき	480円
	登録団体以外	全面1時間につき	500円

を

」

「

体育館（附属設備を含む）	登録団体	バレーコート1面1回につき	510円
	登録団体以外	全面1時間につき	510円

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第94号

水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市立武道館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市立武道館条例の一部を改正する条例
水俣市立武道館条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

団体使用	各道場1時間当たり	500円
	照明料（各道場1時間当たり）	250円

を

」

団体使用	各道場1時間当たり	750円	に、
------	-----------	------	----

会議室	1室1時間当たり	200円	を
	冷暖房料（1室1時間当たり）	200円	

会議室	1室1時間当たり	210円	に
	冷暖房料（1室1時間当たり）	210円	

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第95号

水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第19号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

（公共下水道事業に対する法の適用）

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法の規定の全部を令和2年4月1日から適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 公共下水道事業の排水区域面積及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積 361ヘクタール

(2) 1日最大処理能力 8,400立方メートル

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業の管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に、「水道局」を「上下水道局」に改める。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条並びに第8条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(水俣市公共下水道事業特別会計条例及び水俣市公共下水道事業審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水俣市公共下水道事業特別会計条例（昭和52年条例第1号）

(2) 水俣市公共下水道事業審議会条例（平成2年条例第6号）

(水俣市部設置条例の一部改正)

3 水俣市部設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号シを削る。

(水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

4 水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水俣市水道事業の設置等に関する条例」を「水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」に、「水道事業」を「水道事業及び公共下水道事業」に改める。

(水俣市職員定数条例の一部改正)

5 水俣市職員定数条例（昭和24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「

(7) 市公営企業部局の職員 470人
ア 水道事業の職員 30人 を

」

「

(7) 市公営企業部局の職員 470人
ア 水道事業及び公共下水道事業の職員 30人 に

」

改め、同条に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とする。

(1) 併任の職員

(2) 休職中の職員

(3) 育児休業中の職員

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣する職員

(5) 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）第2条の規定により派遣する職員

(6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の規定により許可を受けた職員

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

6 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改

正する。

別表中

「	公共下水道事業審議会委員	〃	4,500円	」	を
	教育支援委員	〃	10,000円		
「	教育支援委員	〃	10,000円	」	に、

「水道料金審議会委員」を「上下水道事業審議会委員」に改める。

(水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部改正)

- 7 水俣市ふるさと大好き寄附条例(平成20年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 水俣市病院事業会計の支出
- (6) 水俣市水道事業会計の支出
- (7) 水俣市公共下水道事業会計の支出

(水俣市下水道条例の一部改正)

- 8 水俣市下水道条例(平成3年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条第2号中「規則」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条第3号及び第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条の2第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第13条第1項並びに第14条第1項及び第2項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条及び第17条から第19条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第20条第3号及び第5号、第21条第1号、第22条第2号並びに第24条第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第25条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第27条、第28条第1項、第29条及び第30条中「市長」を「管理者」に改める。

第31条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正)

- 9 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例(平成18年条例第2号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

水俣市公共下水道事業区域外流入分担金の徴収に関する条例

第1条中「市長」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に、「公共下水道に係る都市計画下水道事業」を「公共下水道事業」に改める。

第3条及び第4条中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項ただし書中「規則で」を「管理者が」に改める。

第6条から第8条まで、第9条第1項及び第4項並びに第10条中「市長」を「管理者」に改める。
(水俣都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 10 水俣都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成3年条例第13号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

水俣市公共下水道事業受益者負担に関する条例

第1条中「市長」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に、「公共下水道に係る都市計画下水道事業」を「公共下水道事業」に改める。

第2条第2項、第3条、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項並びに第9条から第11条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 11 水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

第1条中「企業職員」の次に「(水道事業及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。)に従事する職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第4条中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第19条中「水道事業管理者」を「水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長」に、「水道事業の職員」を「水道事業及び公共下水道事業に従事する職員」に改める。

(水俣市水道料金審議会条例の一部改正)

- 12 水俣市水道料金審議会条例（平成6年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水俣市上下水道事業審議会条例

第1条中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、「水俣市水道料金審議会」を「水俣市上下水道事業審議会」に改める。

第2条中「水道料金に関する」を「次の各号に掲げる」に改め、「審議し」の次に「、市長に」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 水道料金に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 公共下水道事業受益者負担金に関すること。
- (4) その他市長において必要と認める事項

第4条第2項第1号中「上水道」を「本市の水道又は公共下水道」に改め、同項第3号中「必要を」を「必要と」に改める。

第5条中「水道料金に関する」を「第2条の」に改める。

第9条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(提案理由)

令和2年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、水道局と下水道課の組織を統合することに伴い、関係する条例を整備するため、本案のように制定しようとするものである。

議第96号

水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月29日提出

水俣市水道条例の一部を改正する条例

水俣市水道条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「水道事業管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第29条第4号中「1件」の前に「新たに指定をするとき及び指定を更新するとき」を加え、「5,000円」を「10,000円」に改める。

第31条第1項中「第173条第1号」を「第166条第1項第1号」に、「8年」を「5年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第29条第4号の改正規定は公布の日から施行する。
（債権の消滅時効に関する経過措置）
- 2 第31条第1項の規定については、施行日以降の給水契約に基づく債権について適用し、施行日以降に債権が生じた場合であっても、施行日以前に給水契約がなされている場合の消滅時効は、なお従前の例による。

（提案理由）

令和2年4月1日から施行される民法の一部改正及び下水道課との組織統合に伴う条文の整備並びに水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定が更新制に変更になったことに伴い指定料金の見直しを行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第97号

令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,736,406千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」による。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		102,148	45	102,193
	1 分担金	24,054	45	24,099
14 国庫支出金		2,302,241	45,671	2,347,912
	1 国庫負担金	1,768,397	18,304	1,786,701
	2 国庫補助金	528,319	27,367	555,686

15 県支出金		1,407,500	20,161	1,427,661
	1 県負担金	730,013	205	730,218
	2 県補助金	591,873	6,285	598,158
	3 委託金	85,614	13,671	99,285
18 繰入金		968,816	△46,711	922,105
	1 基金繰入金	950,159	△46,711	903,448
20 諸収入		489,810	80,023	569,833
	4 雑入	383,536	80,023	463,559
21 市債		2,344,400	7,300	2,351,700
	1 市債	2,344,400	7,300	2,351,700
補正されなかった款に係る額		9,015,002		9,015,002
歳 入 合 計		16,629,917	106,489	16,736,406

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議会費		152,071	28	152,099
	1 議会費	152,071	28	152,099
2 総務費		2,152,056	12,129	2,164,185
	1 総務管理費	1,770,314	△2,138	1,768,176
	2 徴税費	183,607	244	183,851
	3 戸籍住民基本台帳費	82,282	186	82,468
	4 選挙費	68,651	13,837	82,488
3 民生費		5,604,499	70,088	5,674,587
	1 社会福祉費	3,134,898	47,233	3,182,131
	2 児童福祉費	1,931,985	12,714	1,944,699
	3 生活保護費	537,616	10,141	547,757
4 衛生費		2,070,146	2,552	2,072,698
	1 保健衛生費	354,730	2,159	356,889
	4 環境対策費	164,445	393	164,838
5 農林水産業費		494,632	2,187	496,819
	1 農業費	243,437	1,943	245,380
	2 林業費	159,303	179	159,482
	3 水産業費	91,892	65	91,957
6 商工費		796,445	241	796,686
	1 商工費	354,527	241	354,768
7 土木費		1,518,022	7,371	1,525,393
	2 道路橋りょう費	586,741	2,649	589,390
	3 河川費	36,699	6,050	42,749
	4 港湾費	4,095	△4,000	95
	5 都市計画費	590,393	2,452	592,845
	6 住宅費	284,281	220	284,501
9 教育費		1,581,486	11,893	1,593,379
	1 教育総務費	882,328	△2,902	879,426
	5 保健体育費	281,552	14,795	296,347
10 災害復旧費		72,185	0	72,185

	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3,438	0	3,438
11 公債費		1,602,333	0	1,602,333
	1 公債費	1,602,333	0	1,602,333
補正されなかった款に係る額		586,042		586,042
歳 出 合 計		16,629,917	106,489	16,736,406

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
5 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	千円 3,000
6 商工費	2 総合経済対策費	(創造) 水俣川河口臨海部振興構想事業	303,588
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路台帳作成委託経費	3,327
		築地・丸島町線補修事業	42,362
		市内一円道路改良事業	966
		牧ノ内・大迫線道路改良事業	76,113
		袋インター関連道路改良事業	64,355
		市内一円道路改良事業(交付金事業)	49,943
	3 河川費	市内一円河川等維持補修費	33,740
9 教育費	5 保健体育費	国際スポーツ大会関係経費	1,075

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
スクールバス運転手派遣手数料(混乗分) (企画課)	自 令和元年度 至 令和2年度	千円 1,730
福祉バス運転手派遣手数料 (福祉課)	自 令和元年度 至 令和2年度	1,650
みなまた観光物産館まつぱっくり管理委託料 (経済観光課)	自 令和元年度 至 令和2年度	2,000
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (経済観光課)	自 令和元年度 至 令和2年度	9,942
みなまた環境テクノセンター管理委託料 (経済観光課)	自 令和元年度 至 令和2年度	9,412
スクールバス運転手派遣手数料 (教育総務課)	自 令和元年度 至 令和2年度	17,955

第4表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
緊急自然災害防止対策事業	千円 39,000	証書借入又 は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

計	39,000			
---	--------	--	--	--

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業	千円 34,500				千円 4,800			
地方道路等整備事業	50,500				57,400			
過疎対策事業	1,277,800				1,268,900			
補正されなかった事業に係る額	981,600				981,600			
計	2,344,400				2,312,700			

議第98号

令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,159,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		1	4,018	4,019
	1 国庫補助金	1	4,018	4,019
6 繰入金		406,874	79	406,953
	1 他会計繰入金	253,967	79	254,046
補正されなかった款に係る額		3,748,958		3,748,958
歳入合計		4,155,833	4,097	4,159,930

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		73,567	4,097	77,664
	1 総務管理費	36,491	4,097	40,588
補正されなかった款に係る額		4,082,266		4,082,266
歳出合計		4,155,833	4,097	4,159,930

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
口座振替受付サービス手数料	自 令和元年度 至 令和6年度	口座振替件数に基づき手数料

議第99号

令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,644,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 保険料		653,480	△5,173	648,307
	1 介護保険料	653,480	△5,173	648,307
4 国庫支出金		965,774	5,173	970,947
	2 国庫補助金	373,582	5,173	378,755
7 繰入金		534,486	220	534,706
	1 一般会計繰入金	534,486	220	534,706
補正されなかった款に係る額		1,490,912		1,490,912
歳 入 合 計		3,644,652	220	3,644,872

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		71,117	220	71,337
	1 総務管理費	34,684	220	34,904
補正されなかった款に係る額		3,573,535		3,573,535
歳 出 合 計		3,644,652	220	3,644,872

議第100号

令和元年度水俣市公共下水道事業特会計補正予算（第3号）

令和元年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,056,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		511,688	1,452	513,140
	1 繰入金	511,688	1,452	513,140
補正されなかった款に係る額		543,553		543,553
歳入合計		1,055,241	1,452	1,056,693

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		400,732	1,452	402,184
	1 公共下水道事業費	400,732	1,452	402,184
2 公債費		653,509	0	653,509
	1 公債費	653,509	0	653,509
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,055,241	1,452	1,056,693

議第101号

令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度水俣市病院事業会計予算」の名称を「令和元年度水俣市病院事業会計予算」とし、元号による年度表示については、「令和」に読み替えるものとする。

(総則)

第1条 令和元年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 予算第9条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

	事項	期間	限度額
総合医療センター	院内清掃業務委託	自 令和元年度 至 令和2年度	27,192千円
	保安警備業務委託	自 令和元年度 至 令和4年度	52,081千円
	消防用設備等点検業務委託	自 令和元年度 至 令和2年度	1,782千円
	防虫管理施工業務委託	自 令和元年度 至 令和2年度	951千円
	電気保安管理業務委託	自 令和元年度 至 令和2年度	1,760千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 令和元年度 至 令和2年度	1,050千円
	冷温水ユニット炉内洗浄業務委託	自 令和元年度 至 令和2年度	1,919千円
	未収医療費保証	自 令和元年度 至 令和2年度	2,550千円
	医療廃棄物処理業務委託	自 令和元年度 至 令和2年度	単価契約額に排出 数量を掛けた額

看護衣等洗濯業務委託	自 至	令和元年度 令和2年度	単価契約額に枚数を掛けた額
寝具・病衣借上	自 至	令和元年度 令和2年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
米購入業務	自 至	令和元年度 令和2年度	単価契約額に使用量を掛けた額
A重油購入業務	自 至	令和元年度 令和2年度	単価契約額に使用量を掛けた額
ガソリン購入業務	自 至	令和元年度 令和2年度	単価契約額に使用量を掛けた額
軽油購入業務	自 至	令和元年度 令和2年度	単価契約額に使用量を掛けた額
L P ガス購入業務	自 至	令和元年度 令和2年度	単価契約額に使用量を掛けた額

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

議第102号

令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,030千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額199,590千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,892千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,498千円」に、「当年度分損益勘定留保資金98,879千円」を「当年度分損益勘定留保資金84,833千円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入		
第1款 資本的収入	209,350千円		15,440千円	224,790千円
第1項 企業債	16,500千円		0千円	16,500千円
第2項 繰入金	123,500千円		0千円	123,500千円
第3項 負担金	7,589千円		0千円	7,589千円
第4項 補助金	61,760千円		15,440千円	77,200千円
第5項 固定資産売却代金	1千円		0千円	1千円

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

議第103号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

水俣市長 高岡利治

路 線	起 点	終 点	重要な経過地
江添・袋線	江添字小平迫地内	袋字南志水地内	なし

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第82号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定並びに一部の料金体系の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第83号水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第84号水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第85号水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第86号みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第87号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市営牧ノ内団地4号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第88号水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第89号水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第90号徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第91号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第92号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う使用料の見直し並びに行政財産の用途廃止等に伴う整理のため、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第93号水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第94号水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第95号水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、水道局と下水道課の組織を統合することに伴い、関係する条例を整備するため、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第96号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から施行される民法の一部改正及び下水道課との組織統合に伴う条文の整備、並びに水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者の指定が更新制に変更になったことに伴い指定料金の見直しを行うため、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第97号令和元年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億648万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ167億3,640万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、少子化対策支援事業、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、妊婦健康診査事業、第5款農林水産業費に、畜産総合対策推進指導事業、第7款土木費に、袋インター関連道路改良事業、第9款教育費に、国際ス

スポーツ大会関係経費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、水俣川河口臨海部振興構想事業ほか9件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、スクールバス運転手派遣手数料ほか5件の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、緊急自然災害防止対策事業を追加し、過疎対策事業ほか2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第98号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ409万7,000円を増額し、補正後の予算総額を41億5,993万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、国民健康保険被保険者の資格管理の情報連携に伴う国保電算システム改修に係る委託料を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、口座振替受付サービス手数料の追加を計上いたしております。

次に、議第99号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ22万円を増額し、補正後の予算総額を36億4,487万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費において、第8期介護保険事業計画策定に伴う日常生活圏域ニーズ調査に係る委託料などを計上いたしております。

なお財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ145万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億5,669万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、公課費を増額しております。

これらの財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第101号、令和元年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為として院内清掃業務委託のほか15件を追加いたしております。

次に、議第102号、令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額2億935万円を1,544万円増額して、補正後の資本的収入の額を2億2,479万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、生活基盤施設耐震化等国庫補助金の増額を計上いたしております。

次に、議第103号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、小田代農免道路として管理していた路線を、新たに市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第82号から議第103号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第25 議第74号 平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第26 議第75号 平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第27 議第77号 平成30年度水俣市一般会計決算認定について

日程第28 議第78号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第29 議第79号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第30 議第80号 平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第31 議第81号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第25、議第74号平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、日程第31、議第81号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

○総務産業委員長（岩村龍男君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第74号平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づ

き、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、事業収益5億895万円、事業費3億7,050万円で、差し引き1億3,845万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は1億1,143万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入1億3,648万円、資本的支出4億906万円となり、差し引き不足額2億7,258万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,653万円、当年度分損益勘定留保資金1億297万円、過年度分損益勘定留保資金1億308万円、建設改良積立金5,000万円で補てんしている。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高1億6,143万円については、建設改良積立金に6,863万円を積み立て、資本金に9,280万円を組み入れる処分を行うとの説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、第2水源地と総合医療センターを、地震災害に強い耐震管で繋ぐための配水管敷設の工事状況についてただしたのに対し、平成29年度に事業の実施設計を委託し、平成30年度は、貯水施設の基礎の杭打ちを行った。今年度は、基礎の杭の上にコンクリートを打って、その上にステンレスの貯水施設を建設中であるとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第81号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、下水道事業の概要説明を受けた後、決算書、歳入歳出決算事項別明細書等に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計10億8,966万円、歳出合計10億8,206万円、歳入歳出差し引き760万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源273万円を差し引いた残額487万円を翌年度に繰り越しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、事業の優先順位をつけることで、年々、公債費が減少することになった理由についてただしたのに対し、以前は浄化センター、各雨水ポンプ場ごとに、長寿命化計画を策定し、改築更新を進めていたが、下水道施設全体を中長期的な視点で捉え、優先順位をつけ、事業費の平準化を目指すためのストックマネジメント計画を導入する方向へと国の方針が変わってきている。

そのため、本市においても、平成29年度に公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、平成30年度から令和4年度までの計画で現在、進めているところであり、今後は、効率的な施設管理、コスト削減等も期待できるとの説明がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべき

ものと決定いたしました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第75号平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、事務部次長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、収益的収入72億1,855万円、収益的支出67億8,847万円となり、差し引き4億3,008万円の利益となる。

消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は3億9,942万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入3億9,806万円、資本的支出9億1,935万円となり、差し引き不足額5億2,129万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額3,066万円、減債積立金4億7,912万円、過年度分損益勘定留保資金1,151万円で補てんしている。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高21億1,567万円については、減債積立金に4億600万円を積み立てる処分を行うとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医師及び看護師確保対策の具体的な方法についてただしたのに対し、まず医師については、熊本大学の医局との提携により派遣いただいているが、不足する診療科の医師の派遣について、機会あるごとにお願している。併せて、医師住宅の整備や、水俣市外から通勤される場合の通勤手当の補助などを行っている。また、看護師の確保については、不足する人員の採用は毎年4月で行うが、その後、中途退職が生じた場合には人員の補充が必要となり、そのような際には、県の委託で看護職の就職先の紹介等を行っている熊本県ナースセンターの事業を活用するなどして人員の確保に努めているとの答弁がありました。

また、ハイケアユニット病床の稼働状況についてただしたのに対し、8月から本稼働したが、8月、9月ともに一日当たり平均5人で、当初見込みを上回る活用状況であるとの答弁がありました。

また、利益剰余金の今後の活用計画についてただしたのに対し、今後、電子カルテが更新時期となっており、今年度から来年度にかけて大きな投資を予定しているとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入合計52億1,117万円、歳出合計39億1,498万円、歳入歳出差し引き12億9,619万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入127.0%、歳出95.4%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、2025年に団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行することで、国民健康保険の被保険者が大きく減少することが見込まれるが、その対策についてただしたのに対し、繰越金や基金を充当しても対応できない場合は、保険料改定について検討する必要があると考えるが、全国的な問題であるため、国、県においても対策が検討されているとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第79号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計3億9,634万円、歳出合計3億9,579万円、歳入歳出差し引き55万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.2%、歳出98.0%となっているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第80号平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

まず、いきいき健康課長から決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計37億5,019万円、歳出合計35億701万円、歳入歳出差し引き2億4,318万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入103.5%、歳出96.8%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、まちかど健康塾は市内の各地区で実施されているのかとただしたのに対し、市内26地区の全てで実施されているものではないが、まちかど健康塾が実施されていない地区では、社会福祉協議会主催の地域リビング事業が実施されているとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、一般会計決算特別委員長小路貴紀議員。

○一般会計決算特別委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算

特別委員会に付託されました議第77号平成30年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成30年度の決算額は、歳入が151億1,125万3,000円、歳出が148億6,013万1,000円、差引2億5,112万2,000円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、1億809万7,000円となった。

決算の主な内容は、まず歳入のうち、市税は固定資産税の収入増等により、前年比0.7%、約2,000万円増加した。

地方交付税は、普通交付税が約3,400万円の減少で、特別交付税が約2,000万円の増加であったものの、地方交付税全体では約0.3%、約1,400万円減少した。

国庫支出金は、牧ノ内市営住宅の建設に係る社会資本整備総合交付金の減少等に伴い、前年比3.6%、約7,500万円減少した。

県支出金は、明水園施設整備事業費補助金の減少等により、前年比15.9%、約2億1,300万円減少した。

市債は、水俣芦北広域行政事務組合のごみ処理施設に関する中央制御装置の更新等により、前年比1.1%、約1,700万円増加した。

歳入全体では、前年比0.5%、約8,300万円の減少となった。

次に、歳出のうち、義務的経費については、人件費が、退職手当の増加等により、前年比3.5%、約7,600万円増加した。

扶助費は、子どものための教育・保育給付費負担金の増加等により、前年比0.8%、約2,900万円増加した。

公債費は、臨時財政対策債の償還額の増加により、前年比1.9%、約2,900万円増加した。

義務的経費全体では、前年比1.9%、約1億3,500万円増加した。

投資的経費では、普通建設事業費は、明水園施設整備事業の減少等に伴い、前年比36.3%、約7億1,700万円減少した。

災害復旧事業費は、災害の減少等により、前年比25.8%、約6,100万円減少した。

投資的経費全体では、前年比35.2%、約7億7,900万円減少した。

その他の経費では、物件費が、公立小中学校ICT整備事業の増加等で、前年比0.9%、約1,300万円増加した。

補助費は、水俣芦北広域行政事務組合負担金（消防費）の増加等で、前年比13.9%、約2億9,400万円増加した。

積立金は、公共施設整備基金の積立ての増加等のため、前年比80.2%、約3,800万円増加した。歳出全体では、1.8%、約2億7,500万円の減少となった。

次に、財政調整基金の3月31日の現在高については20億3,945万9,000円で、前年度から約3億8,900万円減少した。

なお、出納整理期間中に行った財政調整基金から一般会計への繰入8億5,000万円及び一時借入金の積立て5万3,000円を反映した実質的な財政調整基金の年度末残高は、11億8,951万2,000円となり、約8億3,900万円の減少となった。

市債の現在高は149億5,573万3,000円で、前年度に比べて約9,700万円増加した。

これは、水保芦北広域行政事務組合のごみ処理施設に関する中央制御装置の更新等により市債の発行が増加したことによるものである。

次に、決算額に基づいて算出する財政指標について、経常収支比率は、歳入の経常一般財源等における、市税が約1,900万円、地方消費税交付金が約1,600万円、臨時財政対策債が約1,500万円の増加、普通交付税が約3,500万円の減少となり、全体では約1,800万円の増加となった。歳出の経常経費充当一般財源等が自立支援給付費の増加などにより、扶助費が約1億7,200万円、人件費が、退職金の増加等により、約7,500万円増加し、全体では約2億7,900万円増加となり、前年比101.1%で3.2%の悪化となった。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標については、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字がなく、引き続き、早期健全化基準等に該当するものはなかった。

また、将来負担比率は42.8%と前年より4.4%悪化した。実質公債費比率は、11.3%と前年より1.1%改善した。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行及び投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、自転車市民共同利用システムの通信料と保守点検料の内容についてただしたのに対し、通信料は利用状況を担当課で常に把握できるようにしており、その通信に伴う電話回線料であるため稼働率に関係なく必要なものである。また、保守点検料は定期的に行う点検費用のため必要な経費であるとの答弁がありました。

次に、災害時の備蓄用品の保管場所についてただしたのに対し、計画において1,700人分を深川生涯学習センター1カ所に備蓄している。1カ所で管理しているため、今後市や地域の避難所と相談し、分散していきたいとの答弁がありました。

次に、生ごみの処理量が増えている要因についてただしたのに対し、市民の分別の意識の向上と、事業所系の生ごみ分別の意識の向上によるものであるとの答弁がありました。

次に、家庭部門低炭素総合事業補助金について利用したい若者が事業名や制度の内容が分かり

にくい現状をどう考えているかただしたのに対し、今後活用しやすい名前や周知方法等について検討したいとの答弁がありました。

次に、バラ園等への観光客は増加しているが、入湯税の実績が減少していることについてどう分析しているかただしたのに対し、観光客は増加しているが、湯の児温泉、湯の鶴温泉の宿泊につながっていない。今後は市内に長く滞在いただけるような商品の提供や、湯の児、湯の鶴の観光資源のPR方法について検討する必要があるとの答弁がありました。これに対し、委員から水俣インターチェンジを起点として各施設へのアクセスなどのインターネット検索等が見込まれるので、誘客増につながるよう、今後アイデアを考えていただきたいとの意見がありました。

次に、ICTを活用した有害鳥獣駆除についてただしたのに対し、国ではICT化に対する新たな補助制度も創設されている。今後は猟友会や様々な方の意見を聞きながら強化の方法について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、スクールバスの運転手の適性検査やドライブレコーダーのチェックについてただしたのに対し、運行はシルバー人材センターに委託しており、そちらで定期的に健康診断や安全講習などを行っている。ドライブレコーダーの記録については、特に事故等がないためデータの確認はしていないとの答弁がありました。これに対し、委員から運転手の運転状況の確認も含め、定期的に確認してほしいとの意見がありました。

最後に、委員会としての意見・要望について11項目申し上げます。

- 1 新庁舎の建設については、工期厳守にて計画を遂行するとともに、地元経済への波及効果を高められたい。また、周辺の整備等については、関係機関と十分に協議をした上で、市民の利便性に寄与するよう総合的に進められたい。
- 2 公平性の観点から丸島水路公害防止事業費事業者負担金や、その他の税の収入未済分についても、引き続き徴収に努められたい。また、市税等の滞納、特に固定資産に関する相続手続きの留意点については、市民への情報周知によって理解を深めてもらうなど、できるだけ不納欠損処理に至ることがないように努められたい。
- 3 本市の財政状況が厳しい中であっては、市が所有する遊休財産の利活用や売却を進めるとともに、市が交付する補助金及び発注する委託料全般について、継続及び新規事業に関わらず、その積算根拠の透明性と金額の適正化に引き続き努められたい。また、事業実績及び成果等については、各課にてチェック機能の強化を図られたい。特に随意契約の際は、市場価格と比較して疑義が生じないように留意されたい。
- 4 近年多発する自然災害に備えるためには、市及び地域で管理する避難所の収容人数の実態に鑑みて、避難勧告における警戒レベル3以上を想定した行動指針をよりわかりやすく、機会を捉えて事前に周知する等、安全確保に努められたい。

- 5 ストレスチェックによる庁内各課ごとの集団分析に基づいた職場環境の改善については、その成果が判断できない。よって、具体的な取り組みを進めることで、メンタルヘルス活動を積極的に推進されたい。
- 6 人口減に歯止めがかからない現状を直視し、地元の若者が残りやすく、市外からの定住・移住者が住みたくなる環境整備及び情報発信のためには、教育、子育て、空き家活用といった庁内担当課の縦割り行政を打破し、組織の横断的な連携によって具体策を講じられたい。なお、住宅取得の支援につながる「家庭部門低炭素総合事業」については特に若者が分かりやすく親しみやすいネーミングを検討されたい。また、地元で働ける雇用機会の創出に向けて、国・県の動向を注視し、官民連携による地場企業の育成支援、起業家の支援、企業誘致にさらに努力されたい。
- 7 農林水産業については、引き続き積極的な支援策を講じられたい。近年、農林業生産者をおびやかしている有害鳥獣の駆除対策を強化しつつ、農業の存続を図っていく上では、国が進めるICT化等の新たな取り組みを推進されたい。
- 8 南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通を契機として、水俣の農水産物及び加工品の積極的なPRと販路拡大を進めるとともに、新たなイベント事業等により、市内観光施設への誘客増を図られたい。また、将来的な全線開通に向けては、流入人口の空洞化対策を講じられたい。
- 9 本市のごみ分別は、環境への配慮からも多方面で高く評価されてきた。しかしながら、今後急速な少子高齢化時代を迎えることから、地域コミュニティの実態を把握しつつ、市民の負担軽減につながるよう、分別の種類や収集のあり方について再度検討されたい。
- 10 市内の遺跡や文化財の適切な保護・管理のため、引き続き専門の学芸員の確保や歴史民俗資料館の設置を検討されたい。
- 11 公共施設の老朽化対策については、優先順位を明確にして進められたい。子どもたちが安全安心に学べる環境を保つためには、学校施設についても、引き続き整備に努められたい。特に、水俣第二中学校体育館の経年雨漏れの問題に対しては、抜本的な対策を講じるよう着手されたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、数値化するなど具体的に対処されるよう要請いたします。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和元年10月23日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第74号	平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決	全員賛成
議第81号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和元年10月 8 日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第75号	平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決	全員賛成
議第78号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第79号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第80号	平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年10月31日

一般会計決算特別委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第77号	平成30年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第74号平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について、並びに、議第75号平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について、以上2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも認定及び可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり認定及び可決することに決定しました。

○議長(岩阪雅文君) 次に、議第77号平成30年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第81号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明11月31日から12月9日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月10日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月3日正午まで、議案質疑の通告は12月10日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時50分 散会

令和元年12月10日

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月10日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時44分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）
産業建設部次長（本 田 聖 治 君）	教 育 次 長（前 田 裕 美 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）	総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）	教 育 総 務 課 長（岩 井 浩 昭 君）

○議事日程 第2号

令和元年12月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 小路 貴紀 君
 - 1 空き家及び移住・定住の対策について
 - 2 ハゼの振興について
 - 3 河川の整備について
 - 4 SUP（スタンドアップパドルボード）の取り組みについて
- 2 田口 憲雄 君
 - 1 地域の再生と持続可能な地域づくりについて
 - 2 安心できる地域医療と高齢者介護について
 - (1) 地域医療について
 - (2) 高齢者介護について
 - 3 水俣高校の有害鳥獣被害対策への取り組み（命をいただく～18歳、俺たち高校生ハンター）について
- 3 田中 睦 君
 - 1 水俣病問題について
 - 2 仮庁舎の昇降設備について
 - 3 学校現場の働き方について
- 4 平岡 朱 君
 - 1 災害対応について
 - 2 中等度難聴者の補聴器購入について
 - 3 水俣病問題について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、岩井教育総務課長に出席を要求しました。

本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。真志会の小路貴紀です。

JNC株式会社に籍を置く者として、このたびの電子部品事業の撤退並びにサン・エレクトロニクス株式会社の工場閉鎖と従業員の雇用契約解消については、じくじたる思いをいたしております。従業員の方々に何ら責任はなく、ましてや市長を初め行政側から閉鎖の撤回を要請するだけで解決できるものでもなく、JNCの経営判断によるものです。チッソには公的資金が投入されていることから、血税の重みを片時も忘れるなどの主張もあるようですが、今の従業員に水俣病問題に対する直接の責任はありません。しかしながら、チッソにおける経営の至上命題は、水俣病患者の補償完遂であることを従業員は自覚しており、経営状況が思わしくない中であっても、それらの責任を果たしていくことが、何よりも優先すべきことを従業員は理解しております。今回の件で、間違いと受けとめられかねない主張もあるようなので、私自身の考えを述べさせていただきます。

電子部品が5Gの導入で成長が見込まれるとの観測があることを正当化しているようですが、サン・エレの製品で5Gに採用されるものがあるかもわかりませんし、その保障もありません。むしろ、独自の製品があるわけではなく、上流メーカーからのスペックで委託を受けるものが多く、いわゆる加工賃だけの取引が主です。また、サン・エレと同水準の技術を持つ工場は一部の大手を除き国内にはないとの主張ですが、まさにそのとおりで、台湾・韓国そして中国への移転が加速し、もはや国内での競争力がなくなっているというのが業界の実情ですから、取り巻く環境は困難な状況です。

チッソに対する2,400億円の公的資金について、一企業にこれだけ税金が投入された例はないと断言されていますが、国鉄からJRに民営化される際、国鉄の負債、結果的に28兆円超を返済する目的でたばこ特別税が設けられ、60年間にわたって返済することになっています。私は、28兆円超に比べて2,400億円が少ないことを言いたいのではなく、要は国営であれ、民間であれ、税金が投入されている例はあるわけで、チッソだけであるという市民の誤解を招くようなことは厳に慎んでほしいと思います。

そして、市長が解雇を擁護しているとか、市長はまるでチッソが店じまいをするのを手伝っているようだとする主張もありますが、私は断じてそういうことはないと断言いたします。地元の

首長が、地元企業の活動に理解を示さないまちに、新たな企業が進出してくれるわけがありません。こういう勝手な結びつけが場合によって、本市への企業進出の機会を奪いかねないおそれがあることを強く認識すべきと申し添えます。

サン・エレの閉鎖を容認する気は全くなく、サン・エレのこれまでの業績不振に際しても、全国のJNCグループで何とか雇用の確保に努めてきました。公的資金が投入されているから、赤字の解消が見込めない事業は続けてよいとの話にはならないわけで、従来から全社的な事業の撤退や再編は繰り返しております。その際は、グループ全体で雇用の確保に努めてきましたが、残念ながらグループ全体の体力が落ちている現状では、厳しい選択と判断になったことをぜひとも御理解いただきたいと思います。

市長におかれましては、いち早く本件に係る相談窓口を設けて、水俣に住み続けられる支援体制をとっていただいていることに対しまして感謝申し上げます。今後、学校教育でプログラミングが導入されることも決まっておりますので、サン・エレからの人材を活用いただけるような検討、違う職種への転進支援策等も検討いただければ幸いです。

私の考えを述べさせていただきましたが、断片的な切り剥ぎの受けとめとならないよう御配慮並びに御理解をお願いいたします。

話はがらっと変わりますが、ことしの9月にラグビーワールドカップ日本大会が開催され、熊本会場で行われた10月13日のウェールズ対ウルグアイ戦を観戦しました。4年に一度、いや一生に一度の試合を直に観戦できたことは貴重な機会でありました。今は、女子ハンドボール世界選手権大会が熊本県にて開催中であり、本市はモンテネグロの大会前合宿を受け入れましたが、私はノルウェーとの練習試合に続いて、開幕戦となったモンテネグロ対セネガル戦を八代市で観戦しました。モンテネグロの見事な勝利、そして、たくさんの観戦者がいる中で選手たちは、水俣の応援エリアの前で満面の笑顔をもって感謝の意を返してくれました。激戦の予選ラウンドを4勝1敗の好成績で終え、続くメインラウンドでは喜んでいいものか、おりひめジャパンを撃破しました。この勢いをそのままにぜひともベスト4進出を果たしてほしいと願うばかりです。合宿の誘致及び本市での諸対応に御尽力されました関係者並びに職員の方々に敬意を表したいと思います。

来る2020年は東京オリンピック・パラリンピックの年を迎え、5月6日には本市で聖火リレーが行われます。沿道が市民で埋め尽くされ、みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち水俣を、国内外に発信するすばらしいイベントになることを祈念し、以下、通告に従い質問いたします。

1、空き家及び移住・定住の対策について。

①、本市が空き家対策に取り組まなければならない現状の課題と、目指すべき方向性は何か、

お尋ねします。

②、本市の世帯数に占める空き家の総数及び空き家バンクへの登録件数は何件か。また、登録件数が進まない理由は何か、お尋ねします。

③、空き家バンクと移住・定住対策の連携は図られているのか、お尋ねします。

④、持ち家を希望する方が、自家取得を理由に水俣市外へ転出している実態は把握できているか、お尋ねします。

⑤、土地や家屋等の固定資産税の課税根拠はどうなっているか、お尋ねします。

⑥、小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準額を6分の1の額とする特例措置を市条例において見直すことは可能か、お尋ねします。

2、ハゼの振興について。

①、本市におけるハゼの振興について、これまでの取り組み経緯はどうなっているか、お尋ねします。

②、現在のハゼの実の需要と供給のバランスはどうなっているか、お尋ねします。

③、ハゼの振興及び産業として継続していく上で、現状考えられる課題とは何か、お尋ねします。

3、河川の整備について。

①、水俣川及び湯出川の河川整備計画はどうなっているか、お尋ねします。

②、近年の異常気象を背景として、水俣川における計画高水流量の定義に変化はないか、お尋ねします。

4、SUP（スタンドアップパドルボード）の取り組みについて。

①、SUP普及に取り組んだ経緯はどうなっているか、お尋ねします。

②、これまでの取り組み成果及び今後の取り組みの方向性をどう考えているか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路貴紀議員の御質問に順次お答えします。

まず、空き家及び移住・定住の対策については福祉環境部長から、ハゼの振興については産業建設部長から、河川の整備については副市長から、SUPの取り組みについては私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 空き家及び移住・定住の対策について答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

(福祉環境部長 岩下一弘君登壇)

○福祉環境部長(岩下一弘君) 初めに、空き家及び移住・定住の対策について順次お答えします。

まず、本市が空き家対策に取り組まなければならない現状の課題と目指すべき方向性は何か、との御質問にお答えします。

本市の人口は、昭和31年のピーク時約5万人から減少に転じ、本年11月末現在の人口は2万4,291人とピーク時の半分以上以下となっています。このように人口減少が続く中、平成25年住宅・土地統計調査及び本市が平成27年度に独自に実施しました空き家実態調査の結果から、今後とも空き家が増加することが予想されることから、平成29年度に水俣市空家等対策計画を策定いたしました。

当該計画の中で空き家対策に取り組む主な課題として4点挙げています。

1点目は、所有者等の意識に関する課題でございます。空き家等を適切に管理せず、空き家の活用の考えがない等、空き家等に関する問題意識等が希薄であるということです。2点目に、所有者等の状況に関する課題でございます。身体や年齢の問題、居住地が遠隔であるため管理が困難になっております。3点目に、法律等制度に関する課題として、空き家の中には道路に接していない敷地に所在する等の理由で、売却や建てかえ等が法的に困難である場合や固定資産税の算定で、住宅用地の特例を受けて有利に算定されるよう、空き家をそのまま残している場合等も考えられます。4点目に、老朽化した空き家に関する課題として、老朽化した空き家は、倒壊や部材の飛散による危険性、不特定者の侵入による火災や犯罪のおそれ、草木が生い茂ることによる衛生上の問題等周辺環境にも悪影響を及ぼすことになります。

これらの課題の解決のために本市の空き家対策が目指すべき3つの方向性として、1つ目は、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう所有者等への意識啓発や関係諸団体と連携した空き家等の適切な管理を進めてまいります。2つ目に、今後ますますふえます空き家等の抑制を図るために、空き家を中古市場で流通させていくことで、空き家バンク制度や地域内での空き家の活用、関係諸団体と連携した空き家等の流通を進めてまいります。3つ目に、管理が不適切な状態の空き家や特定空き家等と疑われる空き家等については、状態の改善や除却、解体等によって問題解決を図ってまいります。

次に、本市の世帯数に占める空き家の総数及び空き家バンクへの登録件数は何件か。また、登録件数が進まない理由は何かとの御質問にお答えします。

まず、本市の世帯数に占める空き家の総数は、平成27年度に実施しました空き家実態調査では、世帯数1万1,974世帯に対して空き家は、1,171件でした。本市における空き家バンク登録件数は、11月末現在ゼロ件でございます。

次に、登録件数が進まない主な原因として3点ございます。1点目に、状態のよい空き家物件

は、不動産業者が管理し、売買や賃貸借が行われていることです。2点目は、相続権利者である親族間で意見の合意形成ができていない場合です。相続権利者の1人が空き家バンク登録の相談に市役所に来られ、担当者から説明を受けて、兄弟等親族間で話し合いをされますが、立ち消えになるようです。やはり、お正月やお盆の時期に帰省先の実家がなくなることへの不安があるのではと考えます。3点目に、立地の問題がございます。空き家バンクの利用を希望されます方々は、若い家族が多く、自家用車を複数台所有されているため、駐車場の有無を確認されます。これまで、担当課に相談があった空き家物件は、自動車が入れづらく、駐車場がないため駐車場を別途借りなければならない物件が多く、登録希望者と利用者のミスマッチングが生じていることも空き家バンク登録件数が伸びない原因の一つとなっております。

次に、空き家バンクと移住・定住対策の連携は図られているのかとの御質問にお答えします。

空き家バンクに関する窓口は福祉環境部市民課で、移住・定住対策に関する窓口は総務企画部企画課です。窓口が2つあるため、連携が十分に図られているとは言いがたいところです。

移住希望者は、まず、働くところと住むところを重視されます。さらに、医療・福祉の充実、交通アクセス等の総合的な観点で移住先を選択されます。今後、本市が移住希望者に選ばれるところになれるように、十分に関係機関と連携を強化し、情報を発信することで、移住・定住を進めてまいります。

次に、持ち家を希望する方が、自家取得のために水俣市外へ転出している実態は把握できているのかとの御質問にお答えします。

届け出の際、転出理由を届け出いただく必要はないことから、自家取得を理由に転出された世帯数については、把握は困難な状況です。ただ、一つの参考事例として、18歳未満の子どもがおり、世帯主が30歳から45歳である世帯を持ち家を希望する方と想定し、平成30年度中に転出した世帯数を調査したところ、32世帯ございました。このうち、近隣自治体である鹿児島県出水市へ3世帯、津奈木町へ2世帯、八代市へ5世帯が転出しております。

次に、土地や家屋等の固定資産税の課税根拠はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

固定資産税は、土地、家屋、償却資産を課税客体とし、その固定資産の価格をもとに市町村に納める税金です。土地、家屋は、市みずからが評価等を行う賦課課税方式、償却資産は所有者の申告による申告方式がとられています。土地では、その現況により宅地、田、畑、山林等の地目を判断し、地目別に定められた評価方法により価格を決定いたします。家屋は、評価対象の家屋と同一のものを評価時点において、その場所に新築するとした場合に必要とされる再建築価格により固定資産の価格を決定します。住宅用地については、専ら人の居住の用に供する家屋またはその一部を人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている土地は、その税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地の特例措置が適用

されます。小規模住宅用地は、200平方メートル以下の住宅用地で、その課税標準額を価格の6分の1の額とする特例措置です。一般住宅用地は、小規模住宅用地以外の住宅用地で、その課税標準額を価格の3分の1の額とする特例措置です。

次に、小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準額を6分の1の額とする特例措置を市条例において見直すことは可能かとの御質問にお答えします。

住宅用地に対する課税標準の特例につきましては、地方税法第349条の3の2で規定されている全国一律の特例措置であり、独自の規定を市税条例に定めることはできません。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前9時56分 休憩

午前9時58分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

小路貴紀議員。

○小路貴紀君 空き家については、一軒家やアパート、店舗兼住居といったいろんなケースがありますが、ここでは小規模住宅用地、いわゆる一軒家を想定して整理したいと思います。

また、移住定住も分けて考えたいので、まずは空き家と定住の対策について整理します。

まず、本市の土地事情や価格は近隣市町と比べて土地がない、土地代が高いとの印象を多くの人が持たれているかと思えます。本市の中心部や山間部では、若干状況の違いはありますが、例えば隣の出水市に持ち家をする場合、便利な商業施設の近くではなく、車で5分、10分くらい離れたところに家を構えることが多く、そうでなければ土地代を安く抑えるメリットがありません。言い換えれば、車の生活圏で持ち家を考える傾向にあるということです。

水俣市においては、商業施設が集中する中心部は、土地が狭いながらも多くの人が持ち家を希望する場所になっているのが実態かと思えます。先ほど自動車が入りづらかったり、駐車場がなかったりと、空き家の登録希望者と利用者のミスマッチが生じていることで空き家バンク登録件数が伸びない原因の一つであるとの答弁がありましたが、登録件数がゼロであったり、ほとんどない状態でのミスマッチは当たり前です。そもそも空き家についてある程度の登録件数がない実態が問題であり、登録に向けて一歩踏み込んだ具体的な取り組みが不足していることも問題ではないでしょうか。

先ほど本市の空き家対策が目指すべき3つの方向性として、1つ目に空き家等の適切な管理、2つ目に空き家等の抑制と流通、3つ目に管理が不適切な状態の問題解決であるとの答弁がありました。空き家の所有者等に対してアンケートも実施されているようですが、空き家の所有者等にバンクへの登録をイエス、またはノーで選択してもらい、ノーの場合はそれっきりで終わって

いるのではないのでしょうか。所有者や相続権利者に対して本市の考えをしっかりと伝える熱意が残念ながら足りないのではないのでしょうか。

所有者や相続権利者を特定したり、説明したりすることは大変な作業だと思います。大変な作業の結果、固定資産税納付の未済分を少しでも解消することにつながるかもしれません。でも、その根本が抜け落ちたままではいつになっても空き家バンクの登録にはつながっていかないと思います。不動産情報頼みばかりではなく、かゆいところに手が届く部分を担えるのが行政の空き家バンクであり、取り組み次第によって中古住宅や新たな宅地の流通を促せる行政施策に期待するわけです。

そこで、まず質問します。

空き家バンクへの登録に向けては、水俣市空家等対策計画の趣旨や空き家を中古市場及び新たな宅地として流通させていきたいとする本市の考え方を、所有者や相続権利者にしっかりと周知し理解してもらえるよう取り組みを強化する必要があると考えるが、いかががお尋ねします。

次に、空き家の状態が続く背景として、住める、住めないにかかわらず家の状態であれば、固定資産税が標準額の6分の1の特例を受けることも要因だと思います。この特例については、全国一律の措置であり、独自の規定を市税条例に定めることはできないとの答弁でした。しかしながら、国土交通省が進める特定空き家等の対策においては、雑草や立木が生い茂り、不衛生であったり、倒壊のおそれがある空き家等については、助言または指導等の勧告を行い、所有者等へ改善を促すとなっています。勧告に従わない場合は、固定資産税6分の1の特例は除外されることになるため、単純に固定資産税が現行の6倍になります。行政側から判断する場合、この管理が不適切な状態の問題解決に対して適切に職務が遂行されているか、要は、助言や指導等が適切になされているかということです。もしも固定資産税の特例が除外されることで、所有者等の負担増を行政サイドで懸念し過ぎてしまっただけでは不衛生な状態等を放置することになり、近隣住民への迷惑も放置することになります。決して所有者等に対するペナルティーではなく、中古住宅、あるいは新たな宅地として流通させていくといった本市のビジョンを所有者等へ理解してもらうことがやはり重要になるわけです。

そこで2点目の質問です。

所有者等に対して、空き家等の管理の責任を果たしてもらうためには、行政における空き家等の実態についてはより一層チェック機能を高めて、指導・勧告等を徹底していくことも必要と考えるがいかががお尋ねします。

次に、空き家を新たな宅地として利用する際には、空き家の解体費を所有者が負担するのか、購入者が負担するのかの問題もあります。また、所有者等の責任で空き家を解体し、宅地として流通してもらえれば、購入者が家を建てるイメージもしやすくなると思いますが、所有者等に

としては更地化にすることで固定資産税の特例を受けられなくなるといったマイナス要因が発生します。

そこで、3点目、4点目の質問です。

空き家を新たな宅地として購入する方に対して解体費の一部を補助する考えはないかお尋ねします。

空き家の所有者等が新たな宅地として流通させることを目的に空き家を解体して、更地にした場合、固定資産税の特例措置を一定期間設けることで、所有者等の負担軽減を図ることはできないか、お尋ねします。

次に、空き家と移住の対策について整理します。

まず、移住対策を進める上で年数回、移住フェア等へ出向く機会があると思います。移住希望者の仕事のあっせんも必要ですが、移住の希望があった場合、数カ月仮住まいできる住居の確保が必要不可欠です。そもそも現状、空き家バンクへの登録件数がゼロという状態では、行政が移住対策を進めるのに移住希望者には行政から住居の情報すら提供できないわけで、本末転倒です。

今、地域おこし協力隊として移住者がいらっしゃいますが、移住して3年後には起業することも目的の一つになっており、そろそろ3年を迎えようとしております。起業に向けて行政から何らかのアドバイスはされているのでしょうか。地域おこし協力隊を含めて移住した成功事例を本市は持ち合わせているのでしょうか。そういうものの積み重ねがない中で、移住希望者に対して本市の何をアピールできるのでしょうか。移住先が全国各地にある中で何をもちえて本市を選んでもらえるのでしょうか。そこで、5点目、6点目の質問です。

関東地区等に出向く移住フェアにおいて、水俣市のブースを訪れる人数と移住につながった実績はあるかお尋ねします。

現状に鑑みれば、移住フェア等に旅費を捻出するよりも先進自治体等を視察することで本市の移住対策を具体的に取りまとめることが先決ではないかお尋ねします。

以上6点です。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 小路議員の2回目の質問についてお答えいたします。

まず順次、私の所管の部分でお答えさせていただきます。

まず1点目が、空き家バンクへの登録に向けて、水俣市の空家等対策計画の趣旨や空き家を中古市場に、及び新たな宅地として流通させるとする本市の考え方を所有者や相続権利者にしっかりと周知し、理解してもらえるような取り組みを強化する必要があると考えるが、いかがかということでございますけれども、現在本市では、空き家バンクの登録数をふやすべく、不動産会社が仲介している物件についても空き家バンクへ相互に登録できるよう10月から市内不動産業者10

社と提携し、ホームページや市広報紙で周知を図っているところでございます。

また、国土交通省のガイドラインに基づき、市場に出回っていない再建築可能等、活用可能な空き家所有者の個人情報などを民間事業者へ外部提供することによって、事業者から売買等利活用に向けたアプローチができる取り組みを進めているところであります。

これらの取り組みの結果、空き家が市場に流通し、かつ管理不全空き家の解消の一助になるものと考えております。議員御指摘のとおり、地域住民の生活環境に悪影響を与えないための空家等対策計画の策定趣旨や管理責任など、周知啓発を図りながら、流通が促進されるよう業務を進めてまいります。

2点目といたしまして、所有者等に対し空き家等の管理の責任を果たしてもらうためにも行政における空き家等の実態について、より一層チェック機能を高めて、指導勧告等を徹底していくことも必要と考えるが、いかがかということでの御質問でございます。

現在、空き家等の所有者等へは近隣住民からの苦情等連絡があった場合に、担当者が現地に出向き、空き家等の状況を撮影、近隣住民に空き家になった時期や住んでいた人の情報を聞き取り、空き家特措法に基づき、固定資産税情報や戸籍情報を取得の上、空き家等の適切な管理を依頼する文書を発送しております。

所有者等から電話連絡があった場合は、空き家等の状況を説明した上で適切な管理をお願いするとともに、管理が不十分な空き家等については、特定空き家等に指定を受けた場合の状況を説明し、勧告を受けて、一定期間に改善が見られない場合は、固定資産税の特例措置が除外される旨も説明しております。また、老朽危険空き家の物件の場合は、除去補助金の制度の紹介もあわせて行っております。

小路議員御指摘のとおり、空き家等の実態については、現在情報が入った物件への対応を中心に行っており、今後は自治会、民生委員、児童委員会等や関係部署等も含め、空き家等に関する情報を提供するように協力依頼を進めてまいります。

空き家特措法に基づく指導勧告等についても、今後は積極的に進め、周辺環境の改善、人的被害の防止、そして除却後の土地の利活用についても助言を行ってまいります。

また、次の空き家を新たな土地として購入する方に対して、解体費の一部を補助する考えはないかとの御質問でございます。

本市では、老朽危険空き家除去補助金はございますが、購入した空き家への解体補助金はございません。新たな解体補助金として、市の自主財源だけでの取り組みは難しい点もありますので、国や県の補助制度等を調査し、本市で取り組みができるか検討してまいります。

また、空き家の所有者等が新たな土地として流通させることを目的に空き家を解体して、更地にした場合、固定資産税の特例を一定期間設けることで所有者等の負担軽減が図れないかとの御

質問にお答えします。

老朽危険空き家の解体の促進や地域住民の生活環境の悪影響の提言等を目的に、解体により住宅用地の特例が外れることとなった宅地について、自治体独自に一定の期間固定資産税を減免する措置を設けている自治体がございます。また、これらの自治体の中には減免を行う場合に市税の滞納がないこと等を条件としている自治体もあります。

なお、市独自の減免を実施する場合には、地方交付税交付金の算定基礎となる基準財政収入額に算入されるため、減免を行うことにより本来交付される地方交付税交付金が減少することになり、財政運営上の影響等が生じることも考えられます。

このため、本市において空き家を解体除却後の土地に関して、市独自の固定資産税減免措置を導入することにつきましては、土地の流動化、有効利用の促進、移住定住の促進並びに納税義務者の税負担の軽減、公平性の確保、税財政面における影響及び他自治体の事例等を参考として今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 小路議員の移住に関する5点目及び6点目の質問にお答えします。

5点目の関東地区等に出向く移住フェアにおいて、水俣市のブースを訪れる人数と移住につながった実績があるのかという御質問につきましては、移住フェアにつきましては、過去5年間で県が主催する東京都での相談会に3回参加しております。本年11月17日の移住相談会では、水俣市のブースにおいて6人の方に説明を行ったところです。しかしながら、この移住フェアへ来訪された方が本市への移住につながった実績につきましては把握できておりません。

次に、6点目の移住フェア等に旅費を捻出するよりも先進自治体等の視察、こういったことにより本市の移住対策を具体的に取りまとめることが先決ではないかとの御質問につきましては、議員御指摘のとおり、移住施策について先進的に取り組んでいる自治体からの情報収集は重要であると認識しております。

今年度、移住施策や地域おこし協力隊の活用を積極的に行っている菊池市を視察しましたところ、空き家バンクの活用やお試し住宅の提供、空き家改修補助など、特に住まいの支援が充実しており、各種支援制度や実際の移住者の体験談など、情報発信を積極的に行っておりました。

今後も先進地の情報を収集し、本市の支援策を充実するとともに、移住フェア等を活用し、情報発信を行ってまいります。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 現在の取り組みの進捗、成果が見えにくいことから、少し厳しい質問になりましたが、本市の人口減をとめることはできません。他の自治体も同様です。そういった中でどこの自治

体も知恵を絞りながら空き家対策や移住・定住対策について自治体間の差別化を図り、何とか歯どめをかけようと努力しております。また、移住・定住対策を目指した子育て支援や住宅支援についても中身は多少違っては各自自治体が同様に取り組んでいるのが実情です。本市が移住フェア等で配布しているパンフレットも確認しましたが、本市の子育て支援等によって金銭面での負担軽減が一目でわかりやすいパンフレットを作成するなどの工夫も必要ではないかと感じました。

現状のまま担当課同士の連携任せで成果に結びつくのか大いに疑問を感じつつ、本市の取り組みが手おくれにならないよう多岐にわたる施策の中でも重要な位置づけとして取り組みのギアアップをお願いしたいと思う次第です。

そこで、2点質問します。

移住希望者へわかりやすい情報提供をすることで、移住先として水俣市を選択してもらうようにする必要があります。水俣市へ移住することで、子育ての負担軽減などの行政支援による金銭的メリットが一目でわかるパンフレットなどを作成すべきと思いますが、いかがかお尋ねします。

2点目に、空き家対策及び移住・定住対策について、庁内の関係部署との連携が必要不可欠です。現状うまく機能していないこと、今後の取り組みの成果が期待できないようであれば、早いうちに思い切った組織の見直しも必要と考えますが、いかがかお尋ねします。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 小路議員の三度目の質問にお答えいたします。

まず1点目のパンフレット等についてでございますが、移住者向けパンフレットにつきましては、より効果的に情報を伝える手法をさきの御質問でもございました先進事例を研究し、パンフレットやホームページなどにおいて取り入れてまいりたいと考えております。

2点目の思い切った組織の見直しも必要と考えるがという御質問に関しましては、移住・定住対策において、空き家の情報は重要な情報の一つであり、情報の共有、連携が必要であると認識しております。連携強化のため、組織や事務分掌、人員配置を検討し、より効果的・効率的な事務の執行を図りたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 次に、ハゼの振興について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、ハゼの振興について順次お答えします。

まず、本市におけるハゼの振興について、これまでの取り組み経緯はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市のハゼの取り組み経緯は、新水俣市史によりますと、1745年に細川家の土地に1ヘクター

ル当たり苗3本の植えつけを命じ、この土地を農家に貸し付けて、小作料としてハゼの実の収納を義務づけたのが始まりと言われていています。この時期に植えつけられたハゼの木が現在も残っており宝暦ハゼと呼ばれています。また、はぜのき館にある略年表によると、1827年には侍地区の1,091ヘクタールがハゼ林となり、日本一のハゼ山となったと記載されています。1947年（昭和22年）の農地改革時には総面積約250ヘクタール、約10万本のハゼの木があり、国内有数のハゼの生産地となったと記載されています。1965年代（昭和40年代）ごろからは、ミカンの栽培が盛んとなり、ハゼの木は多数伐採され、ハゼの実の出荷量は、年々減少傾向となっております。ハゼ振興会にお聞きしたところ、現在、約1万5,000本のハゼの木があり、約5,000本のハゼの木から実を採取し、国内2カ所の製蠟所へ出荷しているとのことでした。

このように、本市ではハゼの実が国内有数の出荷量であることから、侍地区に平成4年度の農林水産省の補助金を活用し、ハゼの実から精製される製品などの展示及びろうそくづくり体験を行う施設として「はぜのき館」を建設し、直近5カ年の年間平均来場者数は約4,400人で、そのうち、ろうそくづくり体験は約830人いらっしゃいますので、観光振興に貢献していると考えております。

また、ハゼの実は、化粧品や和ろうソク、文具類、医薬品、工業用などいろんな用途に活用されており、出荷量をふやすことにより経済振興にも大いに貢献できるのではないかと考えております。

次に、現在のハゼの実の需要と供給のバランスはどうなっているかとの御質問にお答えします。

ハゼ振興会及び荒木製蠟所が運営しているハゼの実集荷所にハゼの需給状況についてお聞きしたところ、ほかの産地では、台風災害等でハゼの木が倒れるなどの甚大な被害が発生したほか、ハゼの出荷者が少なくなる中で衰退していることから、需要に供給が追いついておらず、国内有数のハゼの産地である水俣市からのハゼの出荷量の増加を望んでいるとのことでした。

次に、ハゼの振興及び産業として継続していく上で、現状考えられる課題とは何かとの御質問にお答えします。

本市のハゼの木は現在約1万5,000本あり、そのうち約5,000本を収穫し、残りの1万本は手入れができておらず、カズラ等により枯れてしまっている可能性が高いとのこと、これらを整備して出荷量をふやしたいと考えております。しかし、現状では、ハゼ生産者は後継者不足により高齢化しており、ハゼの木を管理することが困難なこと、ハゼの苗の接ぎ木をする人材が不足していることなどが課題として挙げられています。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 ハゼの歴史等を含め、詳しく答弁いただき、また時間的配慮で早口に対応いただいたことに恐縮です。

私が本市のハゼについて注目したのは、市民の方から日本一のハゼの産地をもう一度復活したいとの強い思いを聞いたことがきっかけでした。ハゼの実から抽出される木蠟の用途は、和ロウソクや相撲力士の鬢つけ油のイメージが強いですが、現在の需要や用途を調べると先ほどの答弁であったように化粧品や文具類、医薬品、工業用等、多岐にわたった用途があることがわかりました。

現状は木蠟の代替品として化学品由来のものが多くなっていますが、医薬品については、粉薬から錠剤が主流になる中で、錠剤のコート剤として自然由来の木蠟を原料とする動きもあるようです。

化粧品については、日本を代表する大手の資生堂が群馬県大田原市に36年ぶりに国内工場を新設すると最近報道されました。ことし12月末までに従業員350人態勢でスタートし、3年後には1,000人規模になると言われております。

また、資生堂は2020年後半に大阪府茨木市、2020年後半には福岡県久留米市でも新たな生産拠点を稼働させる計画を発表しております。同業大手のコーセーも42年ぶりに国内での新工場建設を発表しております。あわせて他の分野でも日清食品が22年ぶりに国内新工場を稼働、ユニ・チャームも26年ぶりに新工場を稼働、ライオンは52年ぶりに国内新工場を稼働させる予定とのことです。

その背景としては、インバウンド需要の後押しと中国等のアジア諸国では人件費が上昇し、製造コストも上がって、海外で製造するメリットがなくなっていることで、生産拠点の国内回帰に動き出していると言われております。

私が思うに、日本メーカーの多くが国内市場の縮小に合わせてこれまでは海外へ生産拠点を求めていく傾向が見られました。特に中国においては、日本からの輸出商売ではなく、中国に生産拠点を置かざるを得ないといったある種の中国政府の戦略に従わなければならない面もあります。

日本メーカーが最新鋭の技術や設備を持って、中国に生産拠点を設けて日本品と同等以上の品質を市場に流しても、簡単には売り上げ増につながらない負の面もあります。それは中国で幾ら品質のよいものをつくっても、メイドインジャパンではなくメイドインチャイナでしかなく、日本の最新鋭の技術や設備のことは全く意味をなさないのが中国の市場です。インバウンド需要を支える訪日外国人にメイドインジャパンで認知度が高いものの一つが化粧品です。その生産拠点が国内に回帰する動きは、本市のハゼを化粧品向けも含めて産品として育成していくに値すると私は考えます。

しかしながら、本市の現状は、ハゼの木1万本ほどが手入れされておらず、生産者におかれては、高齢化と後継者不足が顕在化しております。一方でハゼの生産地は国内でも限られていることから、需要に供給が追いつかず、本市からのハゼの出荷量の増加を精蠟所側は望んでいるとの

ことです。まずは手つかずの1万本ほどのハゼの木から実を収穫することなどで新たなハゼの振興及び産業の支援につなげていければと考えます。

そこで1点質問します。

ハゼの振興を復活させることで、産業としての規模拡大が期待できます。生産体制の確立及び新たな行政支援に向けて考えられることは何かお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の2回目の質問にお答えいたします。

生産体制の確立及び新たな行政支援に向けて考えられることは何かという御質問でありました。

まず、本市におけるハゼの実を取り扱う団体は、ハゼ振興会及び荒木精蠟所の大きく2つの団体があり、出荷者は約150名程度であると関係者からお聞きしております。議員の御指摘の生産体制の確立につきましては、まずはそれぞれの団体の関係者と話し合いを行い、方向性を見出していきたいと考えております。

次に、新たな支援に向けて考えられることにつきましては、荒廃したハゼ林の整備と機材購入の支援、苗木育苗や新規植林に対する支援、ハゼの分布調査や法人等を含めた生産体制の確立に向けた支援などが考えられます。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 現在、手つかずのハゼの木は高木化しており、実の収穫となれば高所作業になることから、高齢化が進む中では現状の生産者頼りではなく、新たな行政支援や農業のような生産法人も必要だろうと私も思います。

苗木育苗や新規植林に向けては、実の収量が多いハゼの品種を見きわめたり、枝をつなぐ接ぎ木の技術を高めたりするためには人材育成も必要になると思われれます。ハゼの実は農産物ではなく、林野物になります。現在、林野においては、適齢期を迎えた杉などの伐採が進行中で、国・県の補助金も充実しております。同じ林野に含まれるハゼについての注目度が低いのが現状かと思えます。

しかしながら、国内での産地が限られている中で、自然由来のハゼの需要が高まることも十分に考えられます。また、日本の木蠟は、ジャパンワックスと呼ばれ、古くから欧米への輸出品になっております。いま一度ハゼの生産地日本一の機運を高めるとともに、ハゼの産業化も見据えた振興策を関係先に対して積極的に働きかけていってほしいと思えます。

ハゼの産業化の相乗効果として、耕作放棄地や杉山などの伐採後の植林の一助にハゼが活かされる日が来ることも期待してやみません。

そこで、1点質問いたします。

年明けの1月15日に第七次水俣・芦北地域振興計画の説明会が予定されております。ハゼに関

する苗木育苗や植林、接ぎ木などの技術を有するための中期的な人材育成なども含めて、本市のハゼの振興を復活させるためにも第七次計画に盛りこんでほしいと考えるが、いかがかお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

ハゼの振興を第七次水俣・芦北地域振興計画に盛り込むことはできないかという御提案でございますが、ハゼは需要に供給が追いついておらず、ハゼの実の出荷をふやしていくことで、本市の産業振興につながる施策であると思います。

このようなことから、議員御指摘のとおり、第七次水俣・芦北地域振興計画に盛り込んでいただけるよう提案していきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、河川の整備について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、河川の整備について、順次お答えします。

まず、水俣川及び湯出川の河川整備計画はどうなっているかとの御質問にお答えします。

河川整備計画は、河川管理者が20年から30年後の河川整備の目標を定め、個別事業を含む具体的な河川整備の内容を計画するものであります。河川管理者である熊本県に確認したところ、水俣川、湯出川ともに昭和55年に中小河川改修事業全体計画を策定しており、これに基づき河川改修を進めております。水俣川の中小河川改修事業全体計画では、50年に1回の確率で降る豪雨に対して河川改修を実施しており、水俣市白浜町から中鶴の区間において、河川改修が完了しております。

湯出川の中小河川改修事業全体計画では、30年に1回の確率で降る豪雨に対して河川改修を実施しており、水俣川合流地点から南福寺の区間において、河川改修が完了しております。

次に、近年の異常気象を背景として、水俣川における計画高水流量の定義に変化はないかとの御質問にお答えします。

計画高水流量とは、河川の断面を設計する場合に基本となる流量で、想定した規模の降雨によって雨水が河川に流れ出た場合に、河川の断面において水位が最も高くなる状態で流れる水の量になります。河川管理者である熊本県に確認したところ、昭和55年に中小河川改修事業全体計画を策定してから現在までに、計画高水流量の見直しはされていないとのことでした。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 水俣川及び湯出川ともに熊本県の管理であることから、まずは河川整備等の考え方について確認させていただきました。

そこで1点質問します。

過去、水俣川における湯出川合流地点から下流区間において、氾濫危険水位を超えた回数はどうなっているかお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

水俣川と湯出川の合流地点から下流区間での氾濫危険水位を超えた回数についてのお尋ねでございます。

氾濫危険水位は、河川が氾濫するおそれのある水位及び安全に避難するために避難を開始すべき水位となります。水俣川に氾濫危険水位が設定されたのは、平成19年5月からであり、平成30年5月からは安全に避難する時間を考慮して、氾濫危険水位が見直され、当初設定されていた氾濫危険水位より80センチメートル程度低く設定されております。

当初の設定から今年度まで氾濫危険水位を超えたのは、平成23年7月6日と令和元年7月13日の2回になります。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 来年4月からは新庁舎の建設に着工する予定です。私は平成29年9月議会において、六ツ角周辺を含めた市街地、わかりやすく言うなら、民間商業施設であるエムズシティも含めて、水俣川の氾濫でまちが二分されたときを想定し、建て替えられた警察署及び消防署の反対側で、水俣川から少しでも離れた市街地こそが40年、50年先の人口減を見据えたコンパクトなまちづくりのためにも建設場所にふさわしいと提案しました。

職員の昼どきの食事や住民の往来がふえることで、商店街の活性化になること、みなくるバスの運行、2カ月に1回は年金を引き出すなど、行政手続から銀行、ショッピング、そして病院までが市街地エリアで完結することが最大のメリットになること、新庁舎を住民の利用に最も便利な場所にしたいことや本市の土地事情から市街地の多くが浸水想定地域だからこそ、防災拠点を備えた新庁舎が必要とされる場所であること、福祉避難所であるもやい館、規模のある体育館や武道館、そして医療センターといった公共施設が全て水俣川沿いにあること、昨今各地で発生する風水害の報道で、川の氾濫や川沿いに接する住居などが被災する映像をよく見る中で、新庁舎の建設場所については、慎重に判断されるべきであると主張しました。

今に至っては、西田前市長時代の市政判断に対して、私の要らぬ心配は思い過ごしで終わればよいと思う次第です。

現状、水俣川下流の手前付近までは川底から半分ぐらいまでがコンクリートで補強され、残り半分の上部は補強なしの状態であります。

そこで1点質問します。

水俣川における湯出川との合流地点から下流区間において、堤防の補修や強化についてどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の3回目の御質問の水俣川と湯出川の合流地点から下流区間においての堤防の補修や強化の考え方について、お答えいたします。

水俣川における湯出川合流地点から下流区間におけるこれまでの工事等の実績としましては、昭和7年から昭和9年にかけて、現在の水俣川の形状となる大規模改修が実施されております。その後、昭和55年から堤防の強化等を実施し、平成15年の宝川内土石流災害を受け、水俣川においても堤防のかさ上げ工事を一部区間で実施しております。

河川管理者である熊本県に確認したところ、現時点で堤防の補修や強化の計画はないとのことでしたが、治水上重要な箇所や巡視結果、水俣市や市民からの要望等により必要な箇所については、河川内に堆積した土砂のしゅんせつ等を行うなど、これまで同様に河川の適切な維持管理を図っていくとのことでした。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、SUP（スタンドアップパドルボード）について、答弁を求めます。
高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、SUP（スタンドアップパドルボード）の取り組みについて、順次お答えします。

まず、SUP普及に取り組んだ経緯はどうなっているかとの御質問にお答えします。

近年、国内においてさまざまなマリナクティビティーが人気となり普及している中、その一つであるSUPも同様に人気が高まっているところであり、本市においても、以前から競り舟やカヌーなど、漕ぐ競技に関する文化があったことから、地元のパドル競技団体から徐々に市民へと広がっております。現在、SUPが行われている湯の児の海を初め、八代海は島々に囲まれた内海であるため波が穏やかで、非常にSUPに適した環境であることから、SUPを通じて水俣の海のすばらしさや魅力を広く発信したいと考え、SUP普及に取り組んできたところでございます。

次に、これまでの取り組み成果及び今後の取り組みの方向性をどう考えているかとの御質問にお答えします。

これまでの取り組みといたしましては、平成28年度から実施しております観光アクティビティープロモーション事業において、SUPを含めたマリナクティビティーの普及を行ってまいりました。また、平成30年11月には県芦北地域振興局が主体となり、本市との共催でSUPの

デモンストレーションレースが開催されました。本年3月には、全日本SUP選手権大会を誘致することを目的とした「全日本SUP選手権を誘致する会」を発足し、実行組織として2つの委員会を立ち上げ、関係団体の協力のもと、テレビ、雑誌、市広報等による情報発信や関連イベントの開催などに取り組んできたところであります。

このような取り組みの成果といたしまして、8月に西日本SUP選手権大会及び関連イベントを開催し、長距離を漕ぐコースにつきましても海だけでなく川も利用した水俣ならではの特色あるコース設定を行ったことで、主催団体や選手に対し、SUPフィールドとしての水俣のポテンシャルを認知していただき、水俣の美しい海や食などの地域の魅力を発信することができたものと思っております。また、これらの成果が認められ、11月24日に広島県呉市にて開催されました第8回全日本SUP選手権大会の閉会式におきまして、来年度開催されます第9回全日本SUP選手権大会の開催会場に本市の湯の川海水浴場が決定されたとの発表があり、私も出向いて決定通知書をいただいていたところでございます。

今後の取り組みの方向性につきましては、SUPの聖地化を目指すため、まずは来年度の全日本SUP選手権大会を関係団体等と十分連携しながら開催し、あわせて観戦環境の整備や関連イベントの充実を図り、参加選手はもちろんのこと、市民やSUPに興味がある一般の方々にとっても魅力的な大会にしていきたいと考えております。さらに、SUPの聖地化を推し進める上で必要なハード・ソフト両面の環境整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 県及び市を含めた行政のバックアップによって西日本選手権や来年度の全日本選手権の誘致に結びついたことは非常に短い期間で大きな成果につながったと評価しております。

先日、SUPの普及に尽力されているSUPガイドの代表者にお話を伺いました。週末には市外からのSUP体験者も徐々にふえ、最近では市内小中学校の学年行事でSUPを体験したいとの問い合わせもふえているとのことでした。

私としましては、これまでの普及や取り組みの成果と合わせて県内の小学5年生が水俣病学習で訪れる肥後っ子教室において、SUPを通じた水俣の海の体験をしてもらいたいと強く望んでおります。

ことしの6月、現在阿蘇に住まわれている水俣でお世話になった先輩から1本の電話がありました。水俣で生まれ、幼少期に阿蘇へ引っ越した娘が5年生になったと。今度、水俣病学習で水俣へ行くことになったが、娘が行きたくないと言っているとのことでした。詳しく話を聞くと、自分が生まれた水俣で起こった過去の公害やいじめのことを友達に知られたくない、水俣病資料館を見て、友達がどう思うだろうかとの怖さと不安を感じているとのことでした。

私は先輩と数回連絡をとり合いながら、先輩は学校側とも子どもの心のケアについて相談され、結果的に娘さんは水俣を訪れてもらえたようです。

実際、この阿蘇からの肥後っ子教室にかかわる学習スケジュールを見させてもらいました。初日に水俣病資料館で学習し、その後は芦北青少年の家に2泊となっており、ペーロン船を使ったマリン活動もカリキュラムに含まれております。わざわざ芦北でマリン活動を体験せずとも、水俣においてはSUPを通してマリン活動を提供できることは十分に可能です。今後はSUPを通じた海の体験を肥後っ子教室に取り入れてもらうことで、水俣での滞在時間を延ばしてもらう方を積極的に考えるべきではないかと思えます。本市からの積極的な情報発信を期待するわけがございます。

そこで、質問します。

SUP関係者と協議の上、肥後っ子教室を通じて、水俣の海でSUPを体験する企画を採り入れるなど、日帰り、または宿泊を問わず、水俣での滞在型プランを作成してみてはどうか。その際は、県教育委員会に対して、本市から積極的に働きかけることによって、県内小学校へ本市の滞在型プランを行き渡らせるようにすべきと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まずこのSUPを通して肥後っ子教室なども含め、滞在型、それから日帰りのプラン、そういったものを働きかけてはどうかという御質問であったかと思えますが、この水俣に学ぶ肥後っ子教室は、熊本県教育委員会の事業でございまして、熊本県内の小学校5年生の児童が実際に水俣を訪問し、資料館や環境センターで学び、水俣病に対する正しい理解を図るとともに、公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣の姿を体験的に学習する事業となっております。

SUPはマリンスポーツの中で安全性が高く、幅広い年代の人が楽しめる身近なスポーツでもあり、水上の散歩と例えられる水面に立つ感覚や沖から眺める水俣の景色など、再生した水俣の美しい海を五感で体験できるまさに環境再生へと立ち上がった現在の水俣の姿を伝える上で最適なものであると思っております。

そこで、滞在型プランにつきましては、肥後っ子教室となりますと、一度に多くの小学生を受け入れることとなりますので、地元関係者や学校関係者にも十分御理解をいただき、人的・物的にもしっかりと受け入れることができるよう、環境を整える必要があるかと考えております。

本市としましてもSUPを通じまして、スポーツ振興並びに観光振興を図るとともに、今の水俣を伝えるコンテンツとしても幅広く活用してまいりたいと考えておりますので、SUPを体験する滞在型プランにつきましては、関係団体との協議を進めてまいります。

あわせて、今後につきましては、水俣に学ぶ肥後っ子教室の趣旨に当たる環境再生へと立ち

上がる水俣の姿を伝えるためにSUPなどの水俣を体感するプログラムをカリキュラムの一つとして取り入れてもらえるように熊本県にも働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 過去のスポーツ大会において、他のチームからいわれのない中傷を受けたりした子どももいます。県内の子どもたちに水俣病を正しく理解してもらい継続性は必要であります。それらの経験が県内小学生の肥後っ子教室につながっていると思いますが、実際のところは水俣で学ぶ内容は水俣病資料館での学習だけであり、海の体験などのマリン活動をする場合は、市外の施設になっているのが実情ではないでしょうか。

毎年県内の小学5年生が水俣病資料館を訪れていることは知っていても、水俣の海を体験してもらおうとか、水俣に宿泊してもらおうことには、これまで本市のエネルギーが割かれていなかったことを大いに反省して、新たな活路を見出してほしいものです。

幸いにも今、水俣においては、SUPの聖地を目指す機運が高まっていることは好材料です。SUPガイドの代表者の話によりますと、30人前後の小規模学校の児童数であれば対応できるとおっしゃっていました。大規模学校になれば、ガイドやインストラクターの確保といった課題も考えられますが、中規模学校が水俣に宿泊してくれれば、初日は水俣病資料館とSUP体験に分かれて、2日目はグループを入れかえれば十分に対応可能と思われま。

例えば、人吉・球磨地方から訪れてもらう場合、午前は水俣病資料館、午後はSUPの体験も可能となり、小学校側にとっても新たな学習機会の参考になると思います。SUP体験と肥後っ子教室をセットとした水俣での滞在型を提供できれば、多感な子どもたちのよき思い出づくりに貢献できると考えます。

そこで、最後に1点質問いたします。

本年度一般会計予算に水俣の海情報発信モデル事業が計上されております。SUPを通じた水俣の海の体験についても水俣の今を伝える環境学習の機会と捉えて、水俣の海、情報発信モデル事業との相乗効果を今後期待したいが、どう考えるかお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

SUPを通じての環境学習の機会と捉えて、海の情報発信モデル事業との相乗効果を期待したいがいかかという御質問でございます。

現在、水俣の海情報発信モデル事業につきましては、水俣病資料館や県の環境センターでの環境学習に水俣の海での乗船体験を加えることでより公害被害から環境再生へと進んできた歴史を実感できることを目的といたしております。子どもたちの乗船に当たりましては、安全対策や熱

中症対策、環境学習を高めるための航海ルートの設定や説明方法など、さまざまな課題もあります。

なお、現在これらの課題を精査いたしまして、実現可能性を調査・実証する事業を行っているところでございます。今後、この実証事業の結果、水俣湾における乗船体験を実施することとなった場合には、SUPを含めまして、水俣の海の再生を体験し、環境教育につながるさまざまな事業との連携を検討してきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。自由民主党自民会派、田口でございます。

久しぶりの一般質問になりますので、執行部の積極的な答弁をお願いします。

ことし3月に策定された第6次水俣市総合計画には、本市が目指す将来都市像として「みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち水俣」とあり、今後は具体的に取り組まれていかれると思います。市民の皆様の幸福度向上のため頑張っていただければと思いますし、私も議員の立場で力を尽くしてまいりたいと思います。

さて、平成26年5月8日に日本の人口推移を公表したのは日本創成会議で、後にベストセラー本にもなった未来の年表などの著作もあります。人口が減少し、高齢化する自治体は水俣市だけでなく、日本全体がそのような状態だと思えます。知恵を出し合い、汗を出し、次の世代にこの水俣を託せるように頑張っていかなばと考えます。

そのためには、地域の再生と持続可能な地域づくりの中で、命を守る病院、未来をつくる学校、生活を守る働く場所が重要であり、そして何より経済、人口問題は不可欠な要素と考えています。

そこで、以下の項目について、質問します。

まず、大きな1番、地域再生と持続可能な地域づくりについて。

地域再生、笑顔あふれまちづくりのためには、人口統計、人口推移を十分に予測しながら戦略を立てていかなければならないと思います。第6次水俣市総合計画において、10年後の2030年に

人口2万367人と予想されており、2026年度、各種施策により目標人口を2万2,500人を目指すとあります。しかし、現状では、年間出生数は減少し、200人を大きく割り込み、転出者は増加、転入者は減少しています。総合的な見方をすれば、社会的人口減少に歯どめをかけるのは非常に困難ではないかと思われます。

このような中、経済の維持・振興においては、地場の就労人口の確保、整備されたインフラを活用し、他の地域企業で働く労働人口の定住促進が必要であると考えています。

そこで、質問します。

①、10年後、20年後の水俣市のグランドデザインの基礎となる人口推移の状態をどのように考え、今後どのような対策をとっていくのか。

②、第6次水俣市総合計画の各施策区分をSDGsの持続可能な開発目標で捉えるつもりはないのか。

平成27年に地域再生法が改正され、本市でも地方創生特区認定のため地域再生計画がつけられました。日本中の地方が人口減少していく中で各自治体もしのぎを削っています。

そこで、③、持続可能な地域づくりと自主財源の確保について、どのように考えているのか。

次に、大きな2番、安心できる地域医療と高齢者介護について。

人口減少・少子高齢化に対し、本市において策定された第6次水俣市総合計画、第1期基本計画、その第3章、住みなれた地域で生き生きと暮らせるまちづくり、施策3、総合医療センターを中心とした地域医療の充実の中で、目指す姿として、市民の安全・安心な暮らしが確保されていますとあり、理由として24時間365日対応の医療体制、県境を越えた医療連携が図られているとあります。

そこで、質問します。

小さな1番、地域医療について。

①、去る9月26日、厚生労働省は、再編・統合の議論が必要と判断した公立・公設病院名を発表し、県内では7つの病院が対象となった。総合医療センターの現状はどうか。

②、少子・高齢化の進展や人口減少する中、経営はますます厳しくなると思うが、今後どのように対応していくのか。

③、地域医療の拠点病院としての問題点や改善すべき点はあるのか。

小さな2番、高齢者介護について。

①、高齢者のひとり暮らしの世帯数は、現在どうなっているのか。また、将来の予測はどうか。

②、高齢者の施設入所の待機状況はどうか。

最後に大きな3番、水俣高校の有害鳥獣被害対策への取り組み（命をいただく～18歳、俺たち高校生ハンター）について。

本市において策定された第6次水俣市総合計画の第1期基本計画、その第2章、豊かな心で未来に挑戦する人づくりの施策3、地元唯一の水俣高校の支援の中で、目指す姿として、水俣高校の魅力が増し、地域内外から水俣高校を志願する生徒がふえていますとあります。確かに市内で唯一の水俣高校であり、文部科学省によるグローバルハイスクールの指定や、水俣市と連携を結ぶ大学との交流事業により、高度な学びの場が提供されており、特色ある学校活動を行っています。また、現在の機械科3年生の課題学習では、イノシシ被害から住民を守るために箱わなづくりを行って、みずから獣を捕獲し、命をいただくところまでに取り組んでいます。

そこで、①、水俣市内での鳥獣イノシシや鹿等の捕獲頭数及び補助額の推移はどのようになっているのか。

②、鳥獣被害が増加しているとの話を聞くが、どのような対策を実施しているのか。

③、市単独で補助している電気柵補助の利用数の推移はどのようになっているのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域の再生と持続可能な地域づくりについては私から、安心できる地域医療と高齢者介護についてのうち、地域医療については病院事業管理者から、高齢者介護については福祉環境部長から、水俣高校の有害鳥獣被害対策への取り組みについては産業建設部長からそれぞれお答えします。

初めに、地域の再生と持続可能な地域づくりについて、順次お答えします。

まず、10年後、20年後の水俣のグランドデザインの基礎となる人口推移の状態をどのように考え、今後どのような対策をとっていくのかとの御質問にお答えします。

本年11月30日現在の本市の総人口は、2万4,291人となっており、過去30年間で約1.1万人減少し、旧久木野村と合併して人口5万人を超えた1956年のピーク時と比較すると半分以下となっております。人口減少は、地域経済の縮小、市民の経済力の低下、地域コミュニティーの存続の危機など広範囲に影響を与えるものと認識しております。

また、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることがないように、人口減少に歯どめをかける必要があると考えております。

今後の対策としましては、本市の独自性を生かし、地域の活力を高めることで人口減少の抑制に努め、持続可能な地域社会づくりに取り組むために、今年度中に、第2期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その中で年度ごとの数値目標を設定し、計画的かつ着実に実行し

てまいりたいと考えております。

次に、第6次水俣市総合計画の各施策区分をSDGs（持続可能な開発目標）で捉えるつもりはないかとの御質問にお答えします。

SDGsとは、2015年に国連で採択された2030年を期限とする持続可能な開発のための17の国際的な目標のことで、国においては、SDGsを原動力として地方創生を推進しようとしています。

本市におきましても、第6次水俣市総合計画の中で、SDGsの考え方に基づく持続可能な地域社会づくりに取り組み、経済・社会・環境の三側面を統合する施策の推進により、未来にわたって豊かで活力ある水俣を築いていくこととしています。第6次水俣市総合計画における6つの基本目標とSDGsの関連づけにつきましては既に取り組んでおり、本年10月に作成したSDGsの普及啓発パンフレットの中でお示しをしたところです。

今後、この次の段階として、総合計画の各施策区分につきましても、同様にSDGsの関連づけを行い、市ホームページへの掲載等により公表したいと考えております。

次に、持続可能な地域づくりと自主財源の確保についてどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

持続可能な地域づくりを果たすためには、これまで培ってきた環境配慮型のまちづくりを踏まえ、私たちの暮らしを支える地域経済の活性化を図り、社会全体が好循環する地域づくりを目指していくことが必要です。

そのためには、現在の社会経済情勢や市民ニーズに応じていくための施策を実施する必要がありますが、本市の財政基盤は脆弱なため、引き続き税収の確保、遊休資産の売却等の自主財源の確保を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁、ありがとうございました。

水俣のランドデザインの基礎となる人口推移を今後どのような対策をとっていくのかの質問には、各種施策を推進することで、人口減少の幅を緩和し、水俣の独自性を生かし、地域の活力を高めることで、人口減少を抑制し、今年度中に第2期水俣市まち・ひと・しごと創成総合戦略を策定し、計画的かつ着実に実行していく。総合計画の各施策区分をSDGsの持続可能な開発目標で捉えるつもりはないのかの質問には、今後SDGsの関連づけを行い、市ホームページで公表していく。自主財源の確保については、税収の確保、遊休資産の売却等で確保を図っていく必要があるとの答弁をいただきました。

2回目に入ります。

現在、世界の人口は、国連の世界の人口国別ランキングによると76億人となり、グローバルノートで国別に見ると1位は中国で、14億2,000万人、2位はインドで13億5,000万人、3位はアメリカ、3億2,000万人、日本の人口は総務省統計局によると令和元年9月1日現在で10位の1億2,700万人であります。先進国の人口減少に対して新興国であるブラジルやロシア、そしてインドなどを中心とした国の頭文字を並べて呼ぶBRICSは、投資条件である人口増加、若い平均年齢、そして何よりも安い労働賃金という特徴を持っています。

労働力の確保は、産業活性化の第一条件であり、生産国はグローバル化とともに、西へ西へと移動しています。

次世代の成長国家は、西アジアを中心としたNEXT11と言われるイラン、インドネシア、エジプト、韓国、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、メキシコであります。また、TIPSと呼ばれる国は、タイ、インドネシア、フィリピン、そしてVISTAと呼ばれる国々は、ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコ、アルゼンチンなどいろいろな呼称で表現されています。世界の人口増加の中で、先進国は人口減少へと進み始めています。日本もそのような国の一つです。

そこで、質問をします。

1つ目が、生産年齢人口が1人増加することで、地方交付税を初めとする歳入はどれくらい増加するのか。

2つ目が、人口が減少することで空き家が増加すると思うが、対策はあるのか。

3番目が、地域の持つ社会資源は何があるのか。また、どのように活用していくのか。

4番目で、総合計画では、地域資源を活用した誘致となっているが、どのような企業誘致を考えているのか。また、人口が減っていく中、地方を支えてきた金融機関の存続も困難になっていくと思われまます。また、土地の問題は空き家が山間部ではなく、町なかにも出現しています。しかし、最も問題になるのは人材ではないでしょうか。労働力となる生産年齢人口は14歳から64歳までが年々減少していく中で、日本人だけではなく、外国人の労働者にも頼るべきときが間近にきているような感じがします。

北海道の人口8,000人の東川町は、町内の福祉専門学校が生徒が減少する中、町立の日本学校を設立し、外国人を受け入れる取り組みを行っています。ベトナム、タイ、中国などの学生は1カ月間の短期留学や半年、または1年の長期留学を行い、多くが日本での大学進学や就職を目指しています。町では、町内の福祉専門学校へ進み、最終的には町で働いてもらうことを理想としています。人口減少対策にもなっています。関連の予算が4億円ですが、80%が特別交付税で賄われています。留学生事業の経済効果は、約5億7,000万円になっています。

そこで、質問します。

本市の外国人労働者の現状と今後の見通しをどのように考えているのか。

次に、本市でも人材を確保するために外国人労働者を受け入れる取り組みは考えていないのか。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

全部で6点あったかと思えます。答弁漏れがあれば、おっしゃっていただければと思えますが、まず1点目の生産年齢人口が1人増加すると、税収がどのくらい増加するかという御質問でございますが、地方交付税を算定する上で、人口を測定単位とします算定経費が消防費を初めとして14種類ございます。その算定経費に限って算出しますと、人口が1人増加すると地方交付税が約15万5,000円増加をいたします。また、そのほかに増加が見込まれる歳入として、個人市民税がございます。しかしその増加額は所得に応じて変わりますので、具体的な金額が幾らかということまではお答えできかねます。

次に、人口が減少することで、空き家が増加すると思うが、対策はあるかという御質問だったと思えます。

先ほどの小路議員の答弁でもお答えさせていただきましたが、本市の空き家対策として、3つの方向性があります。1つ目は、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう所有者等への意識啓発や関係諸団体と連携した空き家等の適切な管理を進める。2つ目に、今後ますますふえます空き家等の抑制を図るため、空き家を中古市場で流通させていくことで、空き家バンク制度や地域内の空き家の活用、関係諸団体と連携した空き家等の流通を進めること、3つ目に、管理が不適切な状態の空き家や特定空き家と疑われる空き家については、状態の改善や除却等によって問題解決を図ってまいります。

3つ目の質問ですが、地域の持つ社会資源は何があるのか。また、それをどう活用していくのかということでございますが、まず一次産業におきましては、本市の気候風土に適したかんきつ類、サラダたまねぎ、お茶などを育む豊かな台地や広大な森林、美しい海産物が取れる豊かな海がございます。第2次産業におきましては、先端技術を有するJNCを初めとする長く地域を支えてきた地元商工業がございます。第3次産業につきましては、湯の児温泉、山の湯の鶴温泉、この2つの温泉がございます。これらの社会資源に加えまして、新幹線や高速道路といった交通インフラなどを多くの宝と言える社会資源が存在しております。人口減少と少子高齢化が進み、地域の活力が低下する中で、これらの誇れる社会資源を生かし、それぞれ調和させ、有効に活用することで、地域の課題解決を図りまして、未来にわたって豊かで活力ある水俣を築いてまいりたいと考えております。

4つ目の総合計画で地域資源を活用した企業誘致についてとあるが、どのような企業を考えて

いるかという御質問でございますが、現在、市では大規模な企業の誘致に活用できる土地を有しておりませんが、既にある民間所有の空き用地や空き工場、また高速道路や新幹線、港などの交通インフラ、さらには温泉等の観光資源など、地域に存在するあらゆるものを資源と捉えまして、これらを活用した誘致活動を進めていきたいと考えております。

また、企業誘致では、そこで働く人、一般的には15歳から65歳までの生産年齢人口が重要な地域資源となりますが、国内全体で少子高齢化による生産年齢人口の減少が進行する中で、本市も同様の状況にあり、従来どおりの誘致活動は難しくなっております。

一方で、豊富な知識と経験を持ち、まだまだ働くことができる元気な高齢者が本市にもいらっしゃいますので、地域の大切な人的資源と捉えまして、この方々が活躍できる機会の創出も視野に入れた誘致活動を行っていききたいと考えております。

5点目の外国人労働者の現状と今後の見通しをどう考えているかという御質問でございますが、熊本労働局が公表しております平成30年10月末現在の外国人雇用状況によりますと、水俣公共職業安定所管内における外国人労働者数は、技能実習生13人を含めて44人となっております。

市内に外国人技能実習生の受け入れ機関となる監理団体が設立され、本年10月から外国人技能実習の監理事業が開始をされておりますので、今後外国人労働者の受け入れは進むものと考えております。

6番目の御質問でございますが、この人材を確保するために、本市でも人材の確保で外国人労働者を受け入れる取り組みをしてはどうかという御質問であったかと思っております。

本市におきまして、外国人技能実習に係る監理事業が開始されており、また一部の事業者では既に外国人技能実習生を受け入れておりますけれども、まだ受け入れに関しての情報が不足しておりますので、まずは必要な情報の収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目に入ります。

入管法の改正がことし4月1日に施行され、新たな残留資格、特定技能が新設されました。人材確保が深刻な14業種を対象に一定の技能と日本語能力のある外国人に日本での就労を認め、単純作業での外国人活用に門戸を開いて、5年間で約34万人の外国人労働者の受け入れを見込んでいます。

14業種は、農業、漁業、製造業、外食、介護、建設、自動車整備などです。2国間の協定締結はフィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマーなど東南アジア9カ国を予定しています。社会情勢や経済情勢は日々変化しており、本市の経済の振興には、人材確保の支援も必要ではないかと考えます。

それでは3回目の質問をします。

前市長体制のときも水俣市産業新興戦略2015を作成して、人口と経済の好循環を目指していました。高岡市長体制になり、持続可能な地域づくりの具体的な戦略として新たな産業振興のための計画を策定すべきだと考えるが、いかがか。

以上で終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田口議員の3回目の御質問にお答えいたします。

これから新たな産業振興のための計画を策定するべきではないかという御質問でございますけれども、産業振興につきましては、本市の総合計画に示しておりますように、経済の振興を柱に実施計画の中で地場企業の大部分を占めます中小企業や小規模事業者の支援を重点的に進めていくこととしておりますけれども、水俣市産業振興戦略2015の検証を踏まえながら、今後の方向性を定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、安心できる地域医療と高齢者介護について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、安心できる地域医療と高齢者介護についての御質問のうち、地域医療について、順次お答えします。

まず、去る9月26日、厚生労働省は再編・統合の議論が必要と判断した公立・公設病院名を公表し、県内では7つの病院が対象となった。総合医療センターの現状はどうかとの御質問にお答えします。

議員御質問の厚生労働省が公表したデータにつきましては、地域医療構想に関するワーキンググループにおいて議論が重ねられ、今回公表されたものであります。がん、心血管疾患、脳卒中、救急、小児、周産期などの診療実績が特に少ない医療機関、または類似かつ近接する医療機関があるなどの各項目に一定数該当する医療機関は、再編・統合の必要性があると判断され、リスト化されております。熊本県内では、マスコミ報道にありましたように7つの医療機関がその対象となっております。当総合医療センターにつきましては、今回公表された再編・統合の必要性がある医療機関には該当しておりません。その理由としては、24時間の救急医療体制や、がん診療、災害医療などへの取り組みが一定程度評価されたものではないかと考えております。

当院におきましては、国の方針に基づき県が策定した地域医療構想を踏まえ、果たすべき役割を明確化した国保水俣市立総合医療センター新改革プランを平成29年3月に策定しております。この改革プランに基づきまして平成29年度に回復期機能を充実させるため、地域包括ケア病棟を

整備いたしました。また、今年度は、芦北医療圏で不足していた高度急性期機能を充実させるため、ハイケアユニット病床を10床整備し、運用を開始したところです。

これらの取り組みによりまして、地域医療構想が掲げる病床機能分化を進め、高度急性期、急性期、回復期の病床機能を担うとともに、24時間の救急医療体制を維持存続させ、芦北医療圏のみならず県境を越えて鹿児島県北薩地域を含めた地域医療の拠点病院として、引き続きその役割を果たしていきたいと考えております。

また、患者数の状況につきましては、今年度は10月末までの実績で、1日平均入院患者数278.8人、1日平均外来患者数790.2人となっており、外来は平成30年度実績を下回っているものの、入院については、前年度を上回る状況となっているところです。

次に、少子・高齢化の進展や人口が減少する中、経営はますます厳しくなると思うが、今後どのように対応していくのかとの御質問にお答えします。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によりますと、令和12年には水俣市の人口は2万人を切り、高齢化率は43%を超える見込みとなっております。このまま地域の人口減少が進んでいきますと入院外来ともに患者数も減少していくと考えております。これは全国的にも同様であり、さきに厚生労働省が再編・統合のデータを公表したことは、こういった少子・高齢化、人口減少の局面において、限られた医療資源を有効活用することで、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築する地域医療構想の実現を念頭に置いたものと考えられます。

全国的に医療機関の再編・統合が進んでいきますと、同時に医師の集約化も進んでいくこととなります。そうなりますと、当院のように大学から医師の派遣を受けている医療機関にとっては、医師の引き揚げによる医師不足が懸念され、場合によっては24時間の救急医療体制など現在の医療機能が維持できなくなることも危惧されます。しかし、今後この厳しい人口減少が進む局面においても、当地域の医療体制を維持存続させ、次の世代に引き継いでいくことは、私どもに課せられた使命と考えております。

現在の経営状況につきましては、先日平成30年度の決算認定をいただいたところですが、平成30年度は約3億9,900万円の純利益を計上しており、現在までのところ黒字基調を維持しております。しかし、24時間救急医療、小児医療、周産期医療などの政策的医療を確保するための一般会計からの繰出金を除きますと赤字に転落してしまうといった厳しい状況でございます。

このようなことから、今後も地域の救急医療体制等を維持していくためにも、一般会計からの繰出金は必要不可欠なものと考えております。また近年、ICT技術の進歩によって、離れた場所にいる医師とオンライン上で診療を行う遠隔診療も普及してきておりますので、今後こういった技術を取り入れることで、僻地医療等に活用できるのではないかと考えております。

また、先ほども申しました地域包括ケア病棟、ハイケアユニット病床の整備により、地域医療

構想が掲げる病床機能分化を進め、将来起こり得る病院機能再編等に対応できる土台づくりができたものと考えております。

今後も当地域の中核的医療機関として、高度急性期、急性期、回復期の病床機能及び24時間の救急医療体制を維持できるよう、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域医療の拠点病院としての問題点や改善すべき点はあるのかとの御質問にお答えします。

本院が今後も地域の拠点病院として生き残っていくためには、やはり医師を初めとする人材の確保が一番の課題と捉えております。医師確保につきましては、熊本大学との連携体制を引き続き継続・強化していくとともに、熊本県に対しても本院の状況等を説明し、支援・協力をお願いしてまいります。今年度は、平成21年度以降、常勤の医師が欠員となっていた眼科に、10年振りに1名確保することができ、一定の成果を上げることができました。今後も麻酔科などへの医師確保に努め、医師不足に起因して地域の患者さんが流出することがないように、引き続き体制を強化していきたいと考えております。

また、看護師につきましては、今年度はハイケアユニット病床の稼働等もあり、例年より多い24名を新規採用いたしました。育児等の休暇によりまして人員が不足する現状がありますので、今後も引き続き看護師確保に努めるとともに、勤務時間帯の見直し等により現場スタッフの負担感を軽減することで、看護師の離職防止につなげていきたいと考えております。また、再任用の看護師につきましても、今後はこれまでの経験や技術を十分に発揮できるような配置を行ってまいりたいと考えております。そのほか、時間制職員につきましては、人員が充足しているとは言えない状況となっております。来年4月から制度が変わり、時間制職員から会計年度任用職員に移行することに伴い、その報酬面の待遇も向上することを契機として、よりよい人材の確保につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 次に、高齢者介護について、順次お答えします。

まず、高齢者のひとり暮らし世帯数は、現在どうなっているのか。また、将来の予測はどうか、との御質問にお答えします。

本市における高齢者ひとり暮らし世帯数は、国勢調査の調査結果によりますと、平成12年が1,366世帯、平成17年が1,638世帯、平成22年が1,699世帯、最も直近の平成27年が1,901世帯となっております。また、将来予測につきましては、詳細な推計は行ってはおりませんが、今、お答えしましたように高齢者のひとり暮らし世帯数は増加傾向にあり、今後もしばらくその傾向は続く

のではないかと予想されます。

次に、高齢者の施設入所の待機状況はどうかとの御質問にお答えします。

まず、特別養護老人ホームにつきましては、入所定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームを含め、市内に5カ所あり、平均待機者数は90人です。

次に、介護老人保健施設につきましては、市内に2カ所あり、平均待機者数は84人です。

次に、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、市内に5カ所あり、平均待機者数は52人です。このグループホームの待機者数は、平成27年4月の制度改正で、特別養護老人ホームの新規入所者が原則として要介護3以上の人となったことから、これまで入所対象であった要介護1・2の人が、グループホームに入所申し込みされるというケースがふえ、近年増加傾向にあります。

次に、地域密着型有料老人ホームにつきましては、市内に1カ所あり、待機者数は19人となっております。

なお、今、申しあげました各施設の平均待機者数につきましては、個人で複数の施設に申し込まれている場合もあり、それぞれの施設に重複して計上されていることから、実際の平均待機者数は、今申しあげた人数よりも少なくなります。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目に入ります。答弁、ありがとうございました。

まず、地域医療について。回復期機能を充実させるための地域包括ケア病床や高度急性期機能を充実させるためのハイケアユニット病床整備など、国が進める地域医療構想を踏まえ、病床機能分化を進め、また24時間の救急医療体制を維持・存続など頑張っていたいただいたおかげで、医療センターは再編・統合の議論の対象にはならなかったと思います。

しかしながら、少子高齢化の進展や人口が減少する中、いろいろな問題点や改善すべき課題としては、拠点病院として努力をしていってほしいと思います。

まず、地域医療の中から医療センターについて質問します。

市からの繰出金の状況について、どうなっているのか。

次に、ハイケアユニット病床の活用状況についてお尋ねします。

3つ目に、地域包括ケアシステムの構築の現在の状況はどうなっているのか、その3点ですね。

次に、高齢者介護について。

ことし10月に小泉環境大臣が来訪され、水俣市の産業界との懇談会が開かれました。その中で、水俣市芦北郡医師会会長から、当医療圏は最小二次医療圏であり、中核病院の総合医療センターと医師会が車の両輪として地域医療、福祉、介護を支えている。現在、医師会としては在宅医療に積極的に取り組んでいるが、一番の問題点としてはマンパワー不足であり、今後は外国人

技能実習生を積極的に取り入れていくべきと発信されています。

そこで、質問をします。

2点ですけど、介護施設から海外労働者のニーズについて聞いているのか。また、先ほど東川町の例で紹介したように外国人受け入れのための日本語学校の支援策は考えているのか、お尋ねします。

2025年に高齢者人口がピークを迎えると言われていますが、そこで質問をしますが、本市では高齢者人口が何年ごろにピークを迎えると言われていているか。また、介護職員の人材不足と言われていますが、どのように確保しようと考えているのか、その2点ですね、以上です。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 田口議員の2回目の御質問に順次お答えいたします。

まず、繰出金の状況でございますけれども、病院事業に対する一般会計からの繰出金につきましては、地方公営企業法第17条の2に基づくものでありますが、その具体的な基準は、総務副大臣通知により、救急医療、小児医療、周産期医療などの政策的医療確保に要する経費や病院の建設改良費に要する経費等が定められております。

また、この通知では、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰り出しを行ったときは、その一部について、地方交付税等において考慮するものとされており、地方交付税による国からの一部財源措置がなされております。毎年度、この繰り出し基準に基づき積算を行った上で、市長部局に予算要求し、繰り出しを受けております。繰出金の直近5年度の状況につきましては、平成27年度は5億4,000万円、平成28年度、平成29年度及び平成30年度は6億1,500万円、平成31年度は5億8,000万円となっております。

病院事業への繰出金に対する基本的な考え方としては、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則、すなわち公共性と経済性を発揮しつつ、その経営は独立採算を維持することを基本としますが、救急医療や小児医療、周産期医療などの政策上必要であるものの、その収入のみでは採算をとることが困難と考えられる経費等については、一般会計が負担をするものと認識しております。

次に、HCUの活用状況はどうなっているかでございますけれども、HCUにつきましては、昨年度整備を行い、ことし6月から10床の稼働を開始しております。また、8月から九州厚生局にハイケアユニット入院医療管理料1を届け出て、新規に診療報酬の算定を開始し、本格的に稼働を開始したところであります。

ハイケアユニット病床は、内科系、外科系を問わず、重症度が高く高度な治療や看護ケア、処置が必要な患者さんや全身麻酔下での大手術後の術後管理が必要な患者さんに対して、集中的に治療を行う機能を持つ病床であり、対象疾患としましては、心筋梗塞等の急性心不全、脳卒中、

広範囲熱傷、急性呼吸不全、意識障害、昏睡、急性薬物中毒、ショック、大手術後などが挙げられます。6月から10月までの1日の平均患者数は4.6人であり、平均在院日数は2.2日から3日以内で推移しております。当初の想定どおり、重症度の高い患者を受け入れて、その容体が安定すると、一般病床へ転棟いただくといった流れで運用ができており、当地域における高度急性期病床の役割を担っております。

次に、地域包括ケアシステムの取り組みはどうなっているかとの質問でございますが、地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

当センターは、地域医療支援病院であり、地域包括ケアシステムにおいては、在宅医療を提供するかかりつけ医を支援する役割を持っております。具体的には、入院早期からの退院支援調整に努め、関係機関との連携を強化することや地域包括ケア病棟を運営し、在宅患者の後方支援を行うなど、取り組みを行っております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 引き続き、田口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、介護施設の外国人労働者のニーズについて聞いているのかということと、議員御説明のありました東川町の例で示したように、外国人受け入れのための日本語学校の支援策は考えているのかのお尋ねでございます。

水俣市内の各介護施設における外国人労働者のニーズにつきましては、詳細には把握しておりませんが、複数の介護施設、医療機関において既に外国人労働者を採用、または今後採用予定であると伺っております。

また、外国人受け入れのための支援策につきましては、先ほど市長からもお答えありましたように、まず必要な情報の収集に努めてまいりたいと思います。

次に、本市の高齢者人口が何年ごろにピークを迎えるかということと、介護を支える人材が不足すると言われていたが、どのように確保しようと考えているかという御質問でございますけれども、国立社会保障・人口問題研究所が昨年公表いたしました将来人口推計によりますと、5年刻みの推計ではありますが、2020年までは増加と予想されており、2021年から2025年にかけて減少と予測されております。

介護人材の不足につきましても、本市のみならず全国的な問題であり、本市においては11月に介護の仕事未経験の人等を対象に介護の仕事内容を紹介し、興味を持っていただき、就職につなげることを目的に、介護に関する入門的研修を熊本県と共催で実施したところでありますが、応

募は芳しいものではございませんでした。

なお、今後も引き続き関係機関と連携して、有効な施策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目に入ります。

水俣に限らず、地方では、医師、看護師、薬剤師などの人材不足が深刻な問題になっています。また、医療施設以外の高齢者福祉施設でも介護職員や料理員などの職種が不足していると聞いていますが、人材育成や誘致施設への取り組み、そして先ほどの外国人労働者の対応も含め、今後検討していただきたいと思います。これは要望です。

最後に1点お尋ねします。

医療センターについてですが、病院の存続に向けてどのような対策や支援が必要と考えられているのか、管理者の意見をお願いします。

以上で3回目終わります。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 田口議員の3回目の御質問にお答えいたします。

医療センターの存続に向けて、どのような対策や支援が必要と考えるかということでございますけれども、まず当センターが存続していくための対策や御支援をお願いするに当たりましては、まず当院の現状や役割について、もっと皆様方に知っていただく必要があると考えております。

現在、当センターでは平成21年度から院長と語る市民懇話会を年2回開催して、病院の現状や市民の皆様からの御意見などをお聞きしているところでございます。現在まで19回開催してきましたが、今後はこれに加えて市議会議員の皆様を初め、関係者に集まっていただき、存続に向けた対策や御支援につながるような勉強会等の機会が必要ではないかと考えております。

また、地域医療の置かれている厳しい現状を国・県に御理解いただき、政策に反映していただけるよう、今後も引き続きさまざまな機会を捉え訴えていきたいと考えております。

また、先ほどもお答えしましたけれども、救急医療、小児医療、周産期医療などの政策的医療を今後も引き続き維持していくためには、繰り出し基準に基づく一般会計からの繰出金は必要不可欠なものと考えておりますので、継続してお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣高校の有害鳥獣被害対策への取り組み（命をいただく～18歳、俺たち高校生ハンター）について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣高校の有害鳥獣被害対策への取り組み（命をいただく～18歳、俺たち高校生ハンター）について、順次お答えします。

まず、水俣市内での鳥獣、イノシシや鹿などの捕獲頭数及び補助額の推移はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

平成26年度から平成30年度の5年間におきまして、イノシシの捕獲数は、平成26年度が255頭、平成27年度が314頭、平成28年度が349頭、平成29年度が302頭、平成30年度が292頭となっており、年によってばらつきがあるものの、ほぼ横ばいで推移しております。鹿の捕獲数は、平成26年度が11頭、平成27年度が30頭、平成28年度が67頭、平成29年度が116頭、平成30年度が187頭となっており、平成26年度から平成30年度にかけて、約17倍と急増しております。また、猟友会への補助額については、平成26年度が59万円、平成27年度が92万円、平成28年度が106万円、平成29年度が171万円、平成30年度が155万円となっております。

次に、鳥獣被害が増加しているとの話を聞くが、どのような対策を実施しているのかとの御質問にお答えします。

本市におきましては、平成20年2月に施行された国の鳥獣被害防止特別措置法に基づき、同年水俣市鳥獣被害防止計画を策定し、電気牧柵など防護柵の設置に対する支援や水俣市有害鳥獣被害対策実施隊によるイノシシ・鹿などの捕獲活動等の実施、耕作放棄地解消の取り組みに対する支援などを実施しております。

また、熊本県が実施する「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」を推進し、平成27年度から本事業に参加される集落ごとに順次、延べ13の集落で「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業実施計画」を策定し、餌となっている放任果樹の除去や隣接する耕作放棄地の草刈り、鳥獣侵入防止柵の正しい設置方法などを集落全体で学び、実践いただいております。

今後も、猟友会、農業委員会、警察署、JA、市で構成する水俣市有害鳥獣被害防止対策協議会を中心として、被害防止計画の着実な推進を図りたいと考えております。

次に、市単独で補助している電気牧柵補助の利用数の推移はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

平成26年度から平成30年度の5年間におきましては、平成26年度が61件、平成27年度が62件、平成28年度が64件、平成29年度が55件、平成30年度が37件と推移しており、最近、電気牧柵補助の利用数が減少しております。

この利用数の減少については、農家の減少や「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」により、集落全体で電気牧柵や柵等を設置する事例がふえてきたことなどが要因であると考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目に入ります。

イノシシや鹿の捕獲実績や今後の傾向、猟友会の補助額はわかりました。そして今後の新たな計画や対策もわかりました。今回、私が本市で唯一、水俣高校の生徒の皆さんが課題学習として取り組んでいる箱わなづくりについて質問をしようと思ったのは、地域の問題を前向きに認識して取り組んでいる若者が地域に残るきっかけになればと思っているからです。

命をいただく～18歳俺たち高校生ハンター、K A Bの番組企画で1回目の放送は8月23日、2回目は1月から2月の放送予定です。筑波大学の教授や猟友会会長、市内の製作所の協力のもと、箱わなの製作、メッキ作業、I C Tを使った開閉モニターなどに取り組んでいます。そして、狩猟免許取得、何よりも命をいただくという水俣ならではの取り組みです。

そこで、質問をします。

水俣高校機械科3年生の課題学習での箱わなづくりとは具体的にどのように取り組みをしているか。また、見えてきた課題は何かお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 田口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

水俣高校で取り組んでおられる箱わなの取り組みは一体どういう取り組みなのか。また、見えてきた課題は何かという御質問ですけれども、本課題研究は、水俣高校のS G H（スーパーグローバルハイスクール）の一環として本市でも大きな課題となっている有害鳥獣の被害や、猟友会の高齢化、担い手不足などの問題にアプローチして、最終的には命の大切さを学ばせる目的で取り組んでいると伺っております。

具体的な内容は、有害鳥獣、イノシシなどの捕獲を行うに当たり、軽量で捕獲実績のある箱わな製作を地元企業の協力を得ながら進めるほか、高校生みずからが箱わなの狩猟免許を取得し、猟友会と連携しながら有害鳥獣を実際に捕獲して、無駄にせず命をいただくことまでをテーマとした取り組みでございます。

また、見えてきた課題は何かとのことですけれども、水俣高校の先生に確認をいたしましたところ、課題研究に関する費用負担の軽減が一番の課題で、そのほか捕獲等の指導を行う人材の確保などが挙げられるとのことでした。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問をします。

水俣高校では毎年課題学習としていろいろな取り組みを行っています。電動バイクの製作なども経験しました。今回は命をいただく高校生ハンターです。

そこで、質問をします。

水俣高校のこのような取り組みに何か支援はできないのか、お尋ねして3回目の質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 田口議員の3回目の御質問にお答えいたします。

水俣高校の取り組みに対する支援は行わないのかという御質問だったと思います。

先ほどお答えしました水俣高校の取り組みは、本市の有害鳥獣被害防止対策において大変有意義な取り組みであると認識しております。このようなことを踏まえ、本市といたしましては、今後猟友会とも連携しながら、箱わな製作に関する費用や狩猟免許取得に関する費用の一部を補助できないか、現在精査しておりまして、支援に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、将来的には狩猟免許を取得した高校生が地元の企業に就職して、猟友会に入会していただき、新たな担い手になっていただくことを期待しております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午後0時07分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。無限21の田中睦です。

昨日、臨時国会が閉会しました。多くの新聞が大臣の辞任問題、桜を見る会に関する問題への疑念の解明が進まなかったこと、疑惑を持たれている当事者の説明責任が果たされていないこと等を述べていました。

国民の疑念、疑惑の解明をしないまま時間だけが過ぎていき、うやむやの幕引きを図るようなことを続けていくと、ますます国民の政治不信が大きくなるだろうと危惧しています。議会においては、少数意見を尊重して、議論を進めていくことが大切だと思います。本市議会においても、市民からの疑問、要望等、たとえ小さな声でも取り上げて議論をしていく、そういう場にしていくことが議員としての務めだと思いながら、通告に従って質問をいたします。

では通告に従って質問します。

1、水俣病問題について。

①、現在行われている熊本水俣病関係の裁判の内容と原告数はどうなっているか。

②、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法、水俣病特措法が2009年7月に施行されて10年が経過しました。特措法は水俣病被害者の救済と水俣病問題の最終解決を目的としていますが、その目的は達成されていると思いますか、お尋ねをします。

2、市役所仮庁舎の昇降設備について。

①、現在は車椅子利用者が2階に上がる際には職員が抱え上げている状況ですが、安全性に問題はないのか、お尋ねをします。

②、障害者差別解消法の第7条には「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と合理的配慮の提供を行政機関には義務づけています。しかし、本市においては、現状は合理的配慮の不提供に当たるとは思いますか、この点については、どうでしょうか。

3、学校現場の働き方について。

①、教員の超過勤務は減っているか。

②、勤務時間の記録は正確になされているか。

③、2017年（平成29年）4月に学校教育法施行規則が改正され、新たに部活動指導員が制度化されました。中学校部活動における部活動指導員と外部指導者の違いは何か。

④、中学校部活動指導員の本市における活用状況はどうなっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田中睦議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については私から、仮庁舎の昇降設備については総務企画部長から、学校現場の働き方については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣病問題について順次お答えします。

まず、現在行われている熊本水俣病の裁判の内容、原告数はどうなっているかとの御質問にお答えします。

現在、熊本水俣病で係争中の裁判につきましては、国、県等に確認しましたところ、国や県、チッソを被告として水俣病被害の賠償を求めるものがあり、国家賠償等請求訴訟は、水俣病被害者互助会を原告として8人、ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟は、水俣病不知火患者会を原告として、熊本、大阪・東京の3カ所の合計で約1,700人、損害賠償請求訴訟は、個人を原告として1人となっております。また、県を被告として、棄却処分を取り消しや認定の義務づけを求めているものが2件で、それぞれ、水俣病被害者互助会を原告として7人、個人を原告

として1人となっております。

次に、水俣病特別措置法が施行されて10年が経過した。水俣病被害者の救済と水俣病問題の最終解決を目的としているが、その目的は達成されていると思うかとの御質問にお答えします。

現在でも、新たに認定申請をされる方や司法の場に救済を求められる方がいらっしゃいます。このような状況は、私も十分認識しておりますので、水俣病問題が最終的に解決したとは言えないと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 2回目の質問をいたします。

水俣病問題の歴史を少し振り返ってみたいと思います。

1973年の第1次訴訟判決で、患者側が勝訴し、その後認定申請者が増加し、認定基準が厳しくなって、棄却者がふえました。そこで、裁判に訴える人もふえてきました。1995年に、一時金260万円と医療費支給などを中心とする政治決着が図られました。実は、このときも当時は最終解決策というふうに言われました。しかし、この制度に乗らず、裁判を続けた関西訴訟で、行政の認定基準より幅広く患者救済を認め、被害の拡大防止を怠ったとして、国・県の責任を認める最高裁判決が2004年に出されました。この後、被害を訴え、救済を求める声が増してきます。そこで、与野党を中心とした関係者間で水俣病健康被害者に対する救済策についての検討がなされ、第2の政治決着を目指して成立したのが特別措置法です。

救済措置の申請は、2012年（平成24年）の7月に締め切られ、熊本、鹿児島両県で合わせて4万5,933人の方が申請を行い、その申請者の約8割に当たる3万6,361人の人が救済の対象となりました。その3万6,361人のうち、3万433人が一時金支給対象となっています。ことし8月に裁判で明らかになった資料によると、この一時金支給対象者の中に特別措置法対象地域外の人たちが多数含まれています。水俣においては、久木野、古里、越小場、ここは特別措置法の対象地域から外れているわけですが、ここにも一時金支給対象者が多数いらっしゃいます。このことは特措法による対象地域の線引きに妥当性がなかったことの証であると考えられます。特措法における対象地域の線引きの妥当性についてはどう思われますか、見解を伺います。これが1つ目です。

先ほど答弁にあったように、特別措置法における救済申請が締め切られた今、補償を求めるには裁判か公健法による認定申請しかないわけです。特措法による救済の申請期間にさまざまな事情で申請ができなかった人、申請をそのときはためらった人が多くいます。さまざまな事情の中には、特措法に関する情報が届いていない、子どもが結婚するまではためらう、また本人の仕事の関係や中にはチッソに遠慮をしてということもあったようです。また、加齢とともに申請締め切り後に症状が悪化したという人もいます。

特措法第4条、国等の責務には、「救済を受けるべき人々があたらしく全て救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならない」とあります。国等の中には、市も含まれていると思います。該当する市民が多数存在する本市にあっては、その長である市長が締め切られている救済申請を再開してほしいという声を上げるなど、具体的な行動を示す必要があると思いますが、どうでしょうか。これが2つ目の質問です。

特別措置法36条には、地域住民の健康増進及び健康上の不安の解消を図るための事業を行うよう記されています。また、37条には、地域住民の健康に係る調査・研究を積極的、かつ速やかに行い、結果を公表するとあります。当時、特措法に深くかかわっていた本県天草出身の園田博之衆議院議員、与党プロジェクトチームの座長でもありましたが、この委員会の中で、被害者救済に生かすつもりで調査・研究は行われると述べています。

このように被害者救済のためにも地域住民の健康調査が必要との考えが特措法には含まれているというふうに考えられます。しかし、特措法成立から10年たった今も国は手法の開発を進めていると繰り返すばかりです。当該地域の市長としては、この状態を見過ごすことはできないはずです。国に対して健康調査の実施を強く求めるべきだと思いますが、どうでしょうか。

以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の御質問にお答えします。

まず、地域における線引きが妥当であったのか、妥当ではなかったのかということでの御質問ですが、対象地域につきまして、熊本地裁の和解所見や被害者団体の意見を踏まえながら、国・県等で決められておりますので、私が意見を申し上げる立場ではないというふうに認識をしております。

また、2点目の救済措置の受付再開を言うべきじゃないかという御質問でございますけれども、これまで認定された方のほか、政治解決や水俣病特別措置法で救済の対象となった方々以外にも救済されていない方がいるかどうかにつきましては、私はもう専門家ではないので判断はつきかねますけれども、申請の期限については、多くの団体との意見交換等を踏まえて定められたものと国からは伺っております。議員より御指摘のありましたことにつきましては、国・県に伝えてまいりたいというふうに考えております。

3点目の健康調査を実施するべきではないかという御質問でございます。

健康調査の実施につきましては、水俣病特別措置法第37条の規定によりまして、政府は調査・研究の実施のためにメチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るとされております。また、地方公共団体はその調査・研究に協力するものと規定をされておりますので、今現在、国のほうで調査手

法の開発に取り組まれているとお聞きしておりますので、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 水俣病患者、被害者が多数存在する水俣市の長として、水俣病問題については、国・県に対してもっと積極的な姿勢を見せてほしいというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、2004年に国、県の責任を認めた最高裁判決が出たとき、当時の潮谷県知事は国、県の責任を果たすために被害の全容を明らかにする健康調査の実施を検討していましたが、残念ながら国が同意せず実現しなかったという経緯があります。今の蒲島知事も国に要望をするということを9月の県議会で述べておられます。どうか水俣市長におかれては、国の動きを注視するというだけでなく、もう一步踏み込んで、現地水俣から積極的に健康調査の実施を求める声を上げていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問でございますけれども、積極的に働きかけるつもりはないかという御質問でございます。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、健康調査については、国のほうで調査手法の開発をされておられますので、この動きを注視しつつ、今回議員よりいただいた御意見につきましては、国、県等にも伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、仮庁舎の昇降設備について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、市役所の仮庁舎の昇降設備について、順次お答えします。

まず、現在は車椅子利用者が2階に上がる際には職員が抱え上げている状況だが、安全性に問題はないかとの御質問にお答えします。

車椅子利用者が安全に階段の上り下りができるように、介助する方法について、作業療法士の指導による研修を行ったところです。なお、介助する方法については、2人で行う方法や3人で行う方法など幾つか方法がありますが、車椅子利用者及び介助する職員の安全に配慮して、転倒防止のため4人以上で介助することとしております。

次に、障害者差別解消法第7条には、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないと合理的配慮の提供を義務づけている。しかし現状は合理的配慮の不提供に当たると思うがどうかとの御質問にお答えします。

障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されました。内閣府のホームページに掲載してある障害者差別解消法の解説によると、合理的配慮とは、障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、典型的な例としては、乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや筆談・読み上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられるとあります。

また、同ホームページの合理的配慮の提供等事例集では庁舎にエレベーターがない場合に、2階にある窓口であっても、職員が1階の会議室等で臨時の受付の対応を行うことや、車椅子での移動をサポートすることなどが合理的な配慮にあたりと示されております。

これに照らしますと、本市の仮庁舎において市民生活と密接な関係のある窓口業務を1階に集約していること、歩行が困難な方や階段の利用に支障のある方が2階に用事のある場合には、職員が状況に応じ手助けをしたり、1階で臨時の受付を行うなどの対応やサポートをすることとしている状況も合理的配慮の提供に当たるものと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 安全性の問題について、再度質問をします。

私は安全性に問題はないかということをお尋ねしました。それに対して、今の答弁では、こういう研修をしましたという報告があっただけで安全性が確保できているかどうかについては、言及されていませんので、再度お答えをいただきたい。これが1点目です。

今は職員の方が車椅子ごと抱え上げている状態ですが、事故の危険性がつきまっています。介助される側だけの問題ではなく、抱える職員の労働安全上の問題が生じてきます。介助される側については、実際に他県では人力で上げおろしされていた車椅子の議員が階段から転落して障がいの度合いが進み、議員をやめざるを得なくなったという例があります。

また、抱える職員については、職場における労働者の安全と健康を確保する目的でつくられた労働安全衛生法の上からも問題があるというふうに考えます。抱え上げる職員がけがをすることだけでなく、相手をけがさせてしまったという心理的な負担を負うこととなります。このように、想定できる事故の可能性は排除すべきだと考えますが、どうでしょうか。これが2点目です。

次に、差別解消法に関連して質問をいたします。

障がいを理由とする差別の禁止は、障害者基本法第4条に定められています。「何人も障害者

に対して障がい者を理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」。同2項には、「社会的障壁の除去は、」途中省略します。「その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とあります。この障害者基本法第4条を具体的に実現するために制定された法律が2013年に成立し、2016年、先ほどおっしゃいました平成28年から施行されている障害者差別解消法です。

障害者差別解消法については、内閣府の広報ポスターに次のように書かれています。この法律は、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しています。また、社会的障壁とは、内閣府の差別解消法リーフレットによれば、①、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、②、制度（利用しにくい制度など）、③、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、④、観念、考え方ですね（障害のある方への偏見など）とされています。

これに合わせて考えてみると、水俣市役所仮庁舎は障がい者にとっては社会的障壁①に当たる利用しにくい施設設備に該当します。また、社会的障壁③にも当たると考えられます。仮庁舎建設段階で障がい者の存在を意識していない文化のもとでつくられたものと言えます。

本来、設計時に入れるべき昇降設備について、議会で問題にしなかったことは私も当時の議員として大いに反省すべきだと思います。水俣市には、障害者差別解消法に言う合理的配慮の提供義務があります。車椅子利用者や歩行困難な方が庁舎2階の部署に自由に行くことができない状況があります。

確かに市民生活と密接な関係のある窓口を1階に集めたり、2階の部署の職員が1階におりてきて対応するなどの配慮は見られます。しかし、これだけでは障害者差別解消法で言う障がい者の権利の保障と実質的平等の確保にはなっていないというふうに考えます。つまり、障がい者への差別解消を今の状態ではカバーできていないのです。

例えば、車椅子利用者などはいわゆる健常者と言われる私たちと同じように自由に2階へは行けないという事実があります。仕事の手を休めて下まで職員におりてきてもらうのは、心苦しいと感じる点、1階の廊下では込み入った話ができていない、できにくい。毎回抱え上げてもらう恐怖を感じている。こういう状況があります。よって、現状、合理的配慮が十分に提供されているとは言えません。つまり、合理的配慮の不提供に当たるわけです。一刻も早くこの状態を解消するためにも昇降設備を設置する必要があると考えますが、どうでしょうか。

障害者差別解消法の第5条には、施設の構造の改善及び設備の整備、職員に対する研修、必要な環境の整備を求めています。職員に対する研修については、先ほど述べられました。また、内閣府の障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針では、合理的配慮は障がい者等の利用を想定して、事前に行われる建築物のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、個々の障

がい者に対してその状況に応じて個別に実施される措置であると述べています。このバリアフリー化整備のことを事前的改善措置といいます。合理的配慮の提供というのは、この事前的改善措置、バリアフリー化などの環境の整備が基礎になり、それが行われた上で足りないところを補うものです。ソフト面でなく、ハード面の整備が必要だということをここで述べているというふうに考えられます。6月議会で杉迫議員の質問に答えて、新たな投資には慎重にならざるを得ないと述べておられますが、これは新たな投資ではなく、本来設置すべきものだったのではないのでしょうか。現在の仮庁舎ができるときに議員だった私も本来はそのときに考えるべきだったと思っています。

仮庁舎に新たに設置するという発想ではなく、本来仮庁舎にも設置されるべき昇降設備が設置されなかった、そういう状態が今続いているので、遅くなったけれども、今からでも早急に設置をするというのが障害者差別解消法にのっとった行政の姿勢ではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後2時04分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 田中議員の2度目の御質問に回答いたします。

3点あったかと思いますが、第1点目の安全の確保につきましては、先ほども申し上げましたとおり、職員研修などの徹底で安全を徹底し、加えて状況に応じた対応、これにより危険を未然に防止していきたい、安全性を確保していきたいと考えております。

2点目の事故の可能性の排除について、事故の可能性の排除が必要であるがという御意見につきましては、市民や職員の安全確保のため、2階への移動を行う対応策としてはエレベーター、スロープ、車椅子用昇降機等の設備を後づけする方法があります。

ただ、これらの整備にはプレハブづくりの仮設の庁舎で設備のつくりつけが構造的に困難であることに加え、仮庁舎はリース物件であり、貸し主との協議が必要であること、許認可手続、工事に要する期間、仮庁舎返却後の取り扱いなど、考慮すべき問題が多々あり、総合的に勘案しますと、設備の整備は困難であるものと理解しております。

新庁舎完成までの期間は、御不便をおかけするとは思いますが、それぞれの来庁者のニーズに応じた職員のきめ細やかな対応を行っていきたいと考えております。

最後に、3点目の本来設置すべきものであり、これからでも設置すべきではないかとの御意見

につきましては、先ほど申しあげましたような設備の整備には、プレハブづくりの仮設の庁舎で設備のつくりつけが構造的に困難、先ほどの繰り返しになりますが、多々考慮すべき問題がございます。よって総合的に勘案した場合、設備の整備は困難であるものと理解しております。

新庁舎が完成する令和3年10月まで残り1年10カ月となっております。御不便をおかけするとは思いますが、それぞれの来庁者のニーズに応じた職員のきめ細やかな対応を行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 こちらとしては、4点質問をしたつもりでいましたが、かなり質問のほうも重なっている部分がありましたので、今の答弁でおおむね回答を得たというふうに理解をします。ただ、回答は得ましたが、決して納得はしていないということを申し上げておきたいというふうに思います。

今もありましたけれども、あと1年10カ月、2年近くあります。新庁舎ができるまで2年近くの期間があります。エレベーターが入った新庁舎が完成するまで今の状態で市民に対しても我慢をしてくれというようなことになるんでしょうけれども、繰り返しますけれども、これからの1年10カ月間、大きなリスクを抱えたままであり続けるわけです。どうか市民を守り、そして職員を守るという意味からも昇降設備が现阶段で必要だと思います。同じ答えになるかもしれませんが、もう一回答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 田中議員の3度目の御質問にお答えします。

繰り返しにはなりますが、新庁舎の完成までの期間は御不便をおかけすると思っておりますが、それぞれの来庁者のニーズに応じた職員のきめ細やかな対応、これを精いっぱい行っていきたくと思います。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、学校現場の働き方について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校現場の働き方について、順次お答えします。

まず、教員の超過勤務は減っているのかとの御質問にお答えします。

4月から10月までの7カ月間で、超過勤務時間が月80時間を超えた教職員を過去2年間と比較すると、平成29年度は、割合で25.4%、延べ人数で322人、平成30年度は、割合で11.5%、延べ人

数で143人、そして本年度は、割合で10.0%、延べ人数で118人でした。前年度との比較では、教員の超過勤務は、割合で1.5ポイント、延べ人数で25人、一昨年度との比較では、割合で15.4ポイント、延べ人数で204人減少しています。

次に、勤務時間の記録は正確になされているかとの御質問にお答えします。

各小中学校では、平成30年6月からバーコードリーダーを導入し、客観的な勤務時間の把握に努めています。過少申告や不適切な記録が起こらないよう、校長会議や教頭等研修会など、機会があるたびに繰り返し指導をしています。また、学校訪問では毎回正確に記録をするよう、校長初め参加の教職員に指導をしており、勤務時間の記録は正確になされているものと認識しております。

次に、中学校部活動における部活動指導員と外部指導者の違いは何かとの御質問にお答えします。

部活動指導員とは、平成29年4月に学校教育法施行規則の一部が改正され、新たに制度化された非常勤の学校職員であり、校長の監督を受けて部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務としています。一方、外部指導者は、校長が委嘱し、顧問の教員等と連携・協力しながら技術的な指導を行います。両者の違いとしましては、部活動指導員は大会等へ教員が同行せずに単独で引率ができますが、外部指導者は単独での引率ができないことなどが挙げられます。

次に、中学校部活動指導員の活用状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

現在、本市におきましては、中学校部活動指導員の任用は行っておりません。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 教員の超過勤務時間が月に80時間を超える人の割合は、確実に減ってきているようです。組合の調査でも3年前との比較で月に80時間を超えた人が31%から18%に減っています。教育委員会の集計した10%とは差がありますが、減っております。これは、教育委員会の指導もあり、また学校現場での工夫の結果があらわれているものだというふうに思います。しかし、これは過労死ラインの超過勤務80時間をもとにした数字であって、本来これはゼロでなければならないものだというふうに思います。

月80時間の超過勤務をしている人がまだ1割から組合の調査では2割近くまで、1割から2割近くもそういう人がいると捉えるべきではないかと思えます。この点についての見解をお聞かせください。1点目ですね、今のが。

勤務時間の記録は、バーコードリーダーの導入や繰り返しの指導によって正確になされているということでしたが、正確にとはいきれない声現場から上がっています。組合でとったアンケートにあらわれた現場からの声を幾つか紹介をいたします。超過勤務が記録上は80時間未満になっていますが、実際は80時間以上です。もう一つ、管理職からの指導があるので、土曜、日曜

の記録はしていない。超過勤務が80時間以上にならないようにと言われるので、休日に仕事に行っても時間を記録していない。毎日夜遅くまで仕事をして、超過勤務が多いのですが、指導をされないように早目にタイムカードを押すことがあります。これはタイムカードと書いてありますから、芦北のほうかもしれないですね。土曜、日曜に部活動を入れると、80時間を超えるので記録していない。同じような声がまだ複数あります。

先ほど超過勤務の過少申告や不適切な記録がないように、繰り返し指導をしているという話でしたが、残念ながらそれに反する実態というのが出てきています。このことをどういうふうに捉えて、今後どう改めていくつもりでしょうか。これが2点目です。

バーコードリーダーで記録するのは、出勤時刻と退勤時刻だと思います。ですから、バーコードリーダーで記録をするのは、学校にいる時間、在校時間だと思います。そうすると、勤務時間を集計するときには、その在校時間、学校にいる時間から休憩時間を引いて計算をすることになると思います。

ところが、多くの先生方が休憩時間にも仕事をしている実態があると、このことは教育長も教育次長も学校現場におられたので、よく御存じだと思います。休憩時間に仕事をしているのに、実際には記録として挙げられていないことが多いのではないかというふうに思っていますが、その点はどう改善していけますか。

以上3つ。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

1点目は、過労死ラインを超える人が1割から2割近くいると捉えるべきではないかという御質問でしたけれども、1カ月間におおむね100時間、または2カ月間ないし6カ月間にわたって1カ月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できることから、一般的にはこの時間が過労死ラインと呼ばれております。

水俣市の小中学校における過労死ラインに相当する職員の割合は、月により変動がありますが、各学校から市教育委員会への報告書からまとめますと、本年度は最多の月で8.5%となっております。80時間を超える場合でもその勤務時間は昨年、一昨年に比べ減少し続けており、これからの勤務時間の確実な減少に向けて取り組んでまいります。

2点目ですけれども、勤務時間の記録については、正確さへの疑問があるけれども、このことをどう捉えて、どう改善していくかという御質問でした。

これにつきましては、繰り返しの答弁になりますけれども、校長会議や教頭等研修会など、機会があるたびに繰り返し指導をしてきております。また、学校訪問ではかならず毎回、正確に記録をするよう校長を初め、参加の教職員に直接指導をしております。今後も引き続き指導してま

いります。

3点目ですけれども、休憩時間にも仕事をしている、それが記録に入っていないと思われるけれども、どう改善していくのかというような御質問でした。

バーコードリーダーで記録をするのは、在校時間であるため、年休取得等で勤務時間等に変更がある場合は、備考欄に記入をして各学校の管理職がその分の記録を修正するようにしております。教育委員会といたしましては、休憩時間にはしっかり休憩をとるように今後も指導してまいります。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 教育委員会から現場のほうに超過勤務を減らすように指導がされる、現場では管理職から職員に対して指導がある。職員は遅くまで残らないように、そして仕事を家には持ち帰らないよう、指導があっていると思います。

ところが、その結果といたらちょっとおかしくなりますが、休憩がとれないという人の割合がふえているんですね。組合の調査では、ことしは80%以上の人が休憩がとれていないというふうに言っています。昨年度より10%ほどふえています。休憩時間に仕事をしている人の割合がふえているのです。学校では、早く帰るように言われますが、その分、休憩時間にも仕事をしているということですね。これは以前から大体教員の習性といいますか、なかなか休憩時間、形ではあっても実際には仕事をしている、あるいは子どもと接しているという、それが多というふうには思います。

6月議会でも触れましたが、ことし1月に出された勤務時間の上限に関するガイドラインの留意事項の中には、実際より短い虚偽の時間を記録に残す。または残させたりすることがあってはならないとあります。正確な記録は当然のことで、虚偽の記録というのは違法行為でしょうか、休憩時間の正確な記録、それから休憩がきちんととられる職場環境づくりについては、ぜひ強く指導をしてほしいというふうに思います。これが1点目です。

次は、残業をせずに早く帰れと言われても、勤務時間内に終わらない仕事量があるということについて、お尋ねをします。

以前も言いましたが、先生たちの超過勤務を減らすには、業務量を減らすか先生の数をふやすかをしなければならないというふうに思います。定数増については、市教委独自では難しいでしょうから、研究発表の簡素化、あるいは提出物、報告書等の簡素化や削減などに今もやっておられることは存じております。そういう取り組みに今以上に取り組んでほしいと思いますが、どうでしょうか。今のが2つ目です。

最後に、今月4日に改正給特法というのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、この改正給特法が成立をしました。さきに示された超過勤務、月45時間、年間

360時間を上限とするガイドライン、これを格上げして、指針として新しく1年単位の変形労働時間制を導入しようとするものです。年単位の変形労働時間制というのは、忙しい時期に勤務時間を多くして、その分を夏休み期間中にまとめて休むというものです。果たしてこれが教員の超過勤務削減に効果があるのか、大変疑問を持っています。現在の超過勤務を黙認しているようにしか思われませんか、夏休み中のまとめ取りが果たして現場で可能なのかという点も疑問です。教育長は、この変形労働時間制についてはどのように思われますか。

以上、3点を質問して終わります。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時33分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、過少申告とか不適切な記録がないように繰り返し指導をしているところなんですけれども、でもまだ繰り返し起こっていると。だから、休憩時間の適切な運用についても強く指導をしてほしいというような御質問だったというふうに思います。

6月議会以降も勤務時間の過少申告等の報告はあっておりません。これまでも答弁してきたとおり、休憩時間の適切な運用も含めて校長会議や教頭等研修会等、機会があるたびに繰り返し指導してまいります。また、学校訪問では、必ず毎回参加職員に直接指導してきております。今後とも引き続き指導してまいります。

2点目ですけれども、提出物や報告書の簡素化など、業務量を減らすように今まで以上に取り組んではどうかという御質問でした。これまでも研究発表会における研究紀要をリーフレット様式にしたり、発表会の日程を短縮したりしてまいりました。また、県や国からの調査統計に関する提出物や報告書については、児童生徒数など当委員会で回答できる内容については、市教育委員会で作成、発出したり、電話の聞き取り等で可能な調整、統計については、聞き取りを行い、その内容について市教育委員会で作成、発出したりしております。

さらに、市教育委員会からの調査・統計については、必要性を十分精査し、必要なものについてのみ実施をしております。今後とも簡素化や削減に努めてまいります。

3点目ですけれども、変形労働時間制について、私がどう思うのかというような御質問でした。

改正教職員給与特別措置法につきましては、法律が成立したばかりでありますので、国・県等の動向を見守りつつ、対応を検討していきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時50分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 皆さん、こんにちは、日本共産党の平岡朱です。

突然ですが、税金とは、どのようなものでしょうか。税金の意味を、娘が使っている辞書で調べてみました。税金とは、国・都道府県・市町村が仕事をするため、国民に割り当てて取るお金とあります。今回の一般質問で取り上げる内容も、今ここで議会を開いていることも全て、税金なしでは行えません。

最近、テレビや新聞、インターネット上で首相主催の桜を見る会が話題になっていますが、まさに税金の使い方にかかわる問題です。桜を見る会の前夜祭の収支もはっきりしていません。

ホテルニューオータニで5,000円の会費、余りにも安過ぎます。どうしても納得いかず、私直接東京のホテルニューオータニに電話して聞いてみました。会費5,000円で宴会ができますかとお聞きしたところ、宴会は、料理と会場代のセット料金でお1人様税込み1万1,000円からになりますとのことでした。では、宿泊すれば5,000円にしてもらえるんですかと尋ねると、宿泊されるなら、パーティプラン1万1,000円以上プラス宿泊料金になりますとのことでした。それはそのとおりです。何百人単位でも同じだそうです。さらに、じゃあ5,000円でできる人とできない人がいるということですかと尋ねましたが、とにかく1万1,000円以上、プラス宿泊代になりますと大変丁寧にお答えいただきました。この一番安い1万1,000円だったにしても、差額の6,000円はどこが負担しているのか。このことにしても、データの破棄にしても、どの問題にしてもきちんと説明すべきです。税金の私物化を許していいわけがありません。

税金が一人一人の国民、市民のために使われるよう、今後も市民に寄り添った政治を行っていくことを改めて決意し、以下質問に入ります。

大項目1、災害対応について。

①、市内に大雨が降った際、水俣川・湯出川において、危険と思われる箇所はどこを想定しているか。

②、想定している危険箇所について、既にとられている対策はあるか。

③、現在のハザードマップは、堤防が決壊したことまで想定したつくりになっているか。

④、山間部の雨量について把握するシステムはあるか。

大項目2、中等度難聴者の補聴器購入について。

①、現在、本市における補聴器購入の際の補助対象者及び補助内容はどのようになっているか。また、補助対象者の聴力レベルはどのような基準か。

②、WHO（世界保健機関）が補聴器の使用を推奨するのはどのような場合か。

大項目3、水俣病問題について。

①、水俣病特別措置法における水俣市内の対象地域外の救済対象者は何人か。

②、水俣病特別措置法における昭和44年12月以降に出生した方の救済対象者は全体で何人か。そのうち水俣市内の方は何人か。

③、現在進行している水俣病裁判で、ノーモア・ミナマタ第二次訴訟と福岡高裁で係争中の第二世代訴訟の争点と原告数はそれぞれどのようなになっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡朱議員の御質問に順次お答えします。

まず、災害対応については私から、中等度難聴者の補聴器購入については福祉環境部長から、水俣病問題については副市長から、それぞれお答えします。

初めに、災害対応について順次お答えします。

まず、市内に大雨が降った際、水俣川、湯出川において、危険と思われる箇所はどこを想定しているかとの御質問にお答えします。

水俣市地域防災計画資料編及び熊本県水防計画資料編において、水俣川は水俣市白浜町から中鶴の区間、湯出川は水俣市大園町2丁目から南福寺及び湯出の区間を危険箇所として想定しております。この区間においては、堤防の高さより低い土地があり、河川が氾濫すると住宅等に浸水被害が発生するため危険箇所と想定しております。

次に、想定している危険箇所について、既にとられている対策はあるかとの御質問にお答えします。

河川管理者である熊本県に確認したところ、水俣川、湯出川ともに想定している危険箇所の延長が長いため、優先順位を決めて護岸構造の定期的な巡視を実施するほか、治水上重要な箇所や本市、市民からの要望箇所に対してしゅんせつ等を実施していただいております。

次に、現在のハザードマップは、堤防が決壊したことまで想定したつくりになっているかとの御質問にお答えします。

現在のハザードマップは、水俣川の越水による氾濫を想定して作成しており、堤防の決壊を想定して作成しておりません。

次に、山間部の雨量について把握するシステムはあるか、との御質問にお答えします。

山間部の雨量については、宝川内、湯出、深川、久木野、矢筈岳の5カ所に設置している雨量計で把握しております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問をします。

水俣川と湯出川は、古くは独立した2つの河川で、河口も別々であったと記録されています。江戸中期から江戸末期にかけて別々だった川の流れが合流するようになったとされていますが、この原因は大きな洪水であったと言われています。明治時代、大正時代にも大きな水害に見舞われています。

これを受けて、昭和7年に水俣川の大改修工事が着工されました。延べ9万人余りの労力を用いて昭和9年4月に従来のX状であった水俣川をY字状に改修し完成する工事が完了しました。この改修工事に踏み切ったのは、後に9代目町長となる深水吉毅氏です。その偉業がたたえられ、河川改修工事の現場であった浜グラウンド横の水俣川堤防敷に顕彰碑が建立されています。このように改修工事が行われる前は水俣の中心街はたびたび水害に襲われていました。ことし10月に発生した台風19号は、各地で甚大な被害をもたらしました。12月4日現在での消防庁の情報によると、この災害による死者は98名、負傷者は444名、そしていまだに3名の方が行方不明です。そして、この台風がもたらした豪雨により決壊した河川は、11月6日時点で20水系、71河川、140カ所に上ります。

私の住んでいる古城馬場地区、また隣接する田子の須地区は、深川方面から下ってくる水俣川が古城簡易郵便局の前あたりから急カーブに差しかかるあたりにあたります。ふだんは穏やかな川の景色が広がり、のどかなところですが、ひとたび川が増水すると、急カーブを通る川の構造に遠心力が働き、土手をえぐり取らんばかりの勢いで水が流れます。これまでの豪雨では、決壊は免れてきましたが、近年の異常気象による雨の降り方には近隣住民も不安を抱いています。

また、古城馬場地区側を流れる川と長野町の肥薩おれんじ鉄道沿いを流れる川との間にコンクリート製の中州がありますが、平成15年の水俣土石流災害の後、住民の要望によりその中州の高さを切り下げたという経緯があります。しかしその後、草木が生い茂り、増水した際の川の流れを阻むものとなっています。

現在の中州の高さが洪水に影響しないかどうか、生い茂った草木をそのままにしてよいかなど、県に対し、まずは調査を求めているいただきたいと思います。その際は、どの取り組みにおいてもですが、地域住民の声をしっかりと聞いていただきたいと思います。

そのほか、川に面して走る市道は、道路の脇が川のほうへ傾き、ガードレールも倒れかかっている状態のところがあり、道路の土台部分になっている堤防が崩れかけているのではないかと心配の声があります。実際に川へおりて確認を試みましたが、川の深さと生い茂った草木に阻まれ、市道の土台部分がどのような状態になっているか確認することはできませんでした。

いずれにせよ、近隣住民は川の流れによる堤防への影響と増水した際の不安を抱えながら生活しています。

そこで、1点目の質問です。

水俣川の古城2丁目付近について、今まで堤防や道路の詳細な点検を実施したことがあるか、またその結果は、どうなっているかお尋ねします。

また2点目に、想定している市内の危険箇所について、護岸構造の定期的な巡視を実施しているとのことでしたが、具体的に巡視頻度や巡視方法はどのように実施されているかお尋ねします。

3点目の質問に入ります。

防災科学技術研究所の報告によれば、今回の台風で10月13日の24時間の降水量が400ミリを超えるところが数多く出現し、それぞれの流域において非常にまれな降水量であったと言われております。想定外や100年に一度などの言葉もよく聞かれますが、このような雨をもたらす災害がどこで起きてもおかしくない状況です。

そこで、3点目の質問です。

現在、水俣市では、どのような降水量のときに避難勧告などを発令されているかお尋ねします。

質問は以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の古城2丁目付近、そういったところの堤防や道路の点検を実施しているのかという御質問でありますけれども、河川管理者であります熊本県に確認しましたところ、堤防については、目視による巡視を実施しておりますが、近年詳細な点検を実施した記録はないとのことでした。道路については、河川同様、目視によるパトロールを実施しており、平成27年度に舗装のひび割れや損傷等について詳細な点検を行い、舗装の経年劣化を確認しております。

2点目の巡視頻度、それから巡視の方法はどうなっているかということですが、この巡視につきましては、河川管理者である熊本県が実施しており、実際の巡視については、外部の設計コンサルタントに委託し、専門的な視点で目視による巡視を行っているとのことでした。

巡視時期ですが、出水期前に当たる梅雨期前の6月ごろに1回と、梅雨前線豪雨や台風等の出水期後に数回巡視を実施されており、危険箇所と想定している区間を重点的に巡視しているとのことでした。

また、年に一度梅雨期前の6月ごろに熊本県と水俣市合同で危険箇所と想定している区間の巡視も実施をしております。

3つ目のどのような降水量のときに避難勧告を発令しているかという御質問ですが、避難勧告等の発令は、地域防災計画に定めている発令基準をもとにこれまで降水量や今後の降水量の予測、熊本地方气象台や熊本県が発表する土砂災害や河川水位情報等を総合的に判断し、避難情報を発令しております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 3回目の質問をします。

古城の堤防については、災害や市道での事故が起きる前に早目に調査していただき、地域に対しても現状の報告をお願いしたいと思います。

また、災害が起きた際、現場となるのは各自治体です。熊本県と合同での巡視を行っているとのことでしたので、ぜひ各地域の声を点検に生かしていただきたいと思います。

ここで1点目の質問ですが、熊本県が目視による巡視を行っているとのことでしたが、堤防や護岸の詳細な点検等は実施していないかお尋ねします。

続いて、2点目の質問です。

今回の台風19号では、雨がやんでから河川が増水、氾濫したため、危険を予測できず、避難できなかったケースがかなりあったとされています。水俣では、河川の全長が信濃川や千曲川などに比べればかなり短いため、同じような状況は起きにくいかもしれませんが、豪雨のときは流域全体の雨量を把握しておかないと下流では雨が降っていないとき、また雨が上がった後から増水してくる可能性があります。そして、川が増水した際、洪水が起こり得るかどうかは、場所によってはそのときに満ち潮か引き潮かも影響してきます。与えられた情報をどのように受けとめ、どのような行動をとるかはそれぞれの判断にはなりますが、その判断材料となる情報量は、備えるの意識を左右するのではないかと考えます。

そこで、2点目の質問ですが、大雨の際の情報提供として、山間部での雨量、また満潮時刻などを知らせてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、3点目の質問に入ります。

今回の台風19号により、宮城県大郷町では、広範囲で住宅の浸水被害が起きました。大郷町の堤防は100メートルにわたり決壊していますが、今回決壊した箇所は周辺より低くなっており、住民らが数年前から堤防のかさ上げを再三要求していたことが明らかになりました。

災害対策基本法では、法の目的を国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するためと定めています。地域住民の命はもちろんのこと、住宅などの財産、生活している地域社会そ

のものを保護すべきことをあらわしています。

それらを保護するためには、まずは河川の氾濫、決壊を防ぐことが大前提ですが、近年、台風は強く大きくなり、豪雨も頻繁に起きています。今まで以上の災害を想定しての備えが必要になってくるかと思います。

3点目の質問ですが、今後は堤防の決壊なども想定したハザードマップの総点検をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

質問は以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えいたします。

まず、目視の巡視は行っているけれども、詳細な点検は実施していないのかという御質問ですが、設計コンサルタントや合同巡視におきまして、目視による点検結果を踏まえ、堤防や護岸に大きな変状が発生をしている場合は、詳細な点検を実施することとしております。

それ以外にも、変状が認められた際は、その都度水俣から熊本県に対応をお願いしているところでございます。

次に、2点目ですが、大雨の際の情報提供として、山間部の雨量、そして満潮時の時刻などを知らせてはどうかという御質問でございます。

現在、大雨の際の情報提供としましては、防災行政無線やホームページで避難所の開設状況や被害状況、それからみなくるバスの運行状況をお知らせをしております。

今後は山間部5カ所の時間雨量を含めた本市の雨量や満潮時刻の情報もホームページに掲載したいというふうに考えております。

3点目の堤防決壊などを想定したハザードマップの総点検をすべきではないかという御質問でございます。

ハザードマップは、現在熊本県が行っている土砂災害警戒区域の再調査の後、更新したいと考えております。なお、熊本県では、洪水浸水想定区域の見直しを行っており、堤防が決壊した場合は、1,000年に一度の災害を想定した想定最大規模の洪水浸水想定区域図を随時作成しているところであります。

水俣川、湯出川についても今年度中の作成を予定をしており、作成された際には、遅滞なく公表していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、中等度難聴者の補聴器購入について、答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 次に、中程度難聴者の補聴器購入について、順次お答えします。

現在、本市における補聴器購入の際の補助対象者及び補助内容はどのようになっているのか。また、補助対象者の聴力レベルはどのような基準かとの御質問について、お答えします。

現在、本市における補聴器購入の際の補助金対象者につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第76条に基づいて、非課税の方は全額補助、課税の方は9割を補助としています。なお、課税、非課税を問わず、希望するデザインや素材等を選択し、購入費が基準額を超える場合には、その差額について自己負担していただくこととなっております。この際、支給の対象となる聴力レベルの難聴者は、身体障害者手帳をお持ちの方となりますが、身体障害者福祉法施行規則別表の身体障害者障害程度等級表に記載されている項目のとおり、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、あるいは一方の耳の聴力レベルが90デシベル以上でもう一方の聴力レベルが50デシベル以上の方となっております。

また、このほか水俣市の単独事業として水俣市難聴児補聴器購入費助成事業を実施しており、その要件としては、水俣市在住の方で、18歳未満の両耳の聴力レベルが30デシベル以上、70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児で、補聴器の使用により一定の効果が期待できると医師から判断される方に対して補助を行っております。その補助額につきましては、水俣市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱に基づき定められた基準額の3分の2を上限としており、この事業を利用する方の自己負担は3分の1の額となります。なお、こちらも希望するデザインや素材等を選択し、購入費が基準額を超える場合には、その差額について自己負担していただきます。

次に、WHO（世界保健機関）が補聴器の使用を推奨するのはどのような場合かとの御質問にお答えします。

WHOにおける難聴の分類といたしましては、軽度26デシベルから40デシベル、中等度41デシベルから55デシベル、やや高度56デシベルから70デシベル、高度71デシベルから90デシベル、非常に高度91デシベル以上の5つに分けられています。このうち、WHOでは41デシベル以上の難聴者に補聴器の装用が推奨されているとのこととあります。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問をします。

難聴は、健康な人に比べて音や言葉が聞こえがたいということです。補聴器工業会の調査報告によると、日本の難聴者は1,430万人とも言われています。

このうち、補聴器をつけておられる方は14.4%、イギリスの47.6%に対して、極端に低くなっています。欧米諸国に比べて日本では補聴器の購入に対する公的補助の仕組みが十分に整っていないことが原因の一つだと考えられています。

今御答弁いただいたように、現在、補聴器の購入について補助を受けるには、聴覚障がいのある身体障害者手帳を所持しているということが前提となります。WHOにおける難聴の分類の高度、非常に高度というところに当たるわけです。身体障害者手帳の交付対象にならない中等度の難聴者は全額自己負担で購入するしかありません。種類などによって、金額は異なりますが、補聴器は約3万円から50万円以上するものもあります。これは片耳での金額です。70歳を超えると、約半数の方が難聴になると言われていますが、年金で生活される市内の高齢者の中には、購入を諦めたという方がおられます。

まず1点目の質問ですが、1回目でお答えいただいたWHOが補聴器の使用を推奨する中等度の難聴者41デシベル以上の難聴者とはどういうレベルなのか、わかりやすく御説明ください。それが1点目です。

それから2点目に、なぜWHOはこのような41デシベル以上の方に補聴器を推奨しているのか、その理由を御説明ください。

続いて、3点目の質問に入ります。

先ほど補聴器の金額について触れましたが、やはりとにかく高額です。市民の方から補聴器は高く買いきらんけん、集音器は買ってみたという話をよく耳にします。しかしそのほとんどの方は音はするけど、何て言いよるかようわからんと口にされます。

先日、補聴器を取り扱う医療用具販売管理者の方に話を伺いました。補聴器を使用するに当たっては、とにかく調整が必要だと言われます。その人が言葉を聞き取れるようになるには、雑音などたくさんの音になれたり、一人一人聞こえ方の違う音域の調整など、補聴器リハビリが必要で、大体3カ月ぐらいの時間を要すると言われています。

私も実際にタイプの違う2種類の補聴器を体験させていただきました。一般的に値段の高くなるサイズの小さい補聴器のほうが雑音が少なく、人の言葉がよりクリアに聞こえました。また、音を聞く際に、疲れにくく感じました。集音器のようにただ音を集めて大きな音を耳に伝えればよいということではないと知りました。そして、補聴器をつけた後、言葉を聞き取れているか、必ず語彙テストを行うそうです。補聴器を使用し始めた後も定期的に調整が必要とのことでした。

補聴器を使い始めて、言葉が聞き取れるようになると、今までより外に出かけるようになったといううれしい変化が見られた方を何人も見てこられたそうです。

音は耳の中の器官で電気信号にかわり、それが脳に伝わることで初めて音として認識されます。つまり耳は、音を伝える伝達器官で実際に音を聞いているのは、脳です。難聴とは耳の機能が低下することで脳に伝わる電気信号が減少している状態です。きちんと調整された補聴器でリハビリを続けると、何歳からでも脳は変化すると言われています。

そこで、3点目の質問です。

中程度難聴者の補聴器の購入について、補助を出すお考えはないか、お尋ねします。

質問は、以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 平岡議員の2回目の質問に対してお答えしたいと思います。

3点ございました。

まず1点目が、WHOでは中等度の聴力レベル40デシベル以上は、どのような聞こえ方なのかということでございます。

聴力レベルといたしまして、医師などの専門家の評価によって測定されるものでありまして、難聴の程度は個人差もあると聞いております。一般的には、難聴レベルが40デシベル以上では、両耳で普通の話し方がやっと聞こえる程度であると言われております。

また、なぜWHOは40デシベル以上の方に補聴器を推奨しているか、その理由はということでございますけれども、やはりそういった耳の状況を踏まえて、WHOは補聴器の使用を推奨していると言われていたものと認識しております。

あと、補聴器の補助制度について、いかがかということでございます。

補聴器につきましては、認知症等の予防の観点からも、また介護等家族の周りの負担軽減のためにもぜひやっていただきたいというようなことかと思っておりますけれども、加齢性難聴とかいわゆる難聴につきましては、現制度以外に対する補助金の助成につきましては、国または県の財政的な支援が必要であると考えておりますので、介護福祉サービスの制度改正等の動きを見きわめまして、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 初めに、今答弁の中でWHOが中等度難聴者と定めているのが40デシベル以上と言われましたが、41デシベル以上ですね、そこは訂正をお願いいたします。

では、3回目の質問に入ります。

2回目の今の答弁でWHOが中等度難聴者に対し、補聴器を進める理由について、お答えいただきましたが、41デシベル以上というと普通の話し声がやっと聞こえる程度ということですので、ということは、時々聞き取れない、人によっては聞き取れないというようなレベルです。ことし5月14日にこのWHOが世界的に増加している認知症の予防のための新たな指針を公表しました。ガイドラインは、12項目からなり立っていますが、その一つに難聴の管理とあります。水俣市は水俣病の被害地域で、その症状の一つに耳鳴りや難聴があります。難聴は、はた目にもわかりづらく、難聴になると、人と会うのがおっくうになり、ひきこもりがちになってしまう場合があります。実際に聞こえづらさでお困りの市民はみんなで話しているときに、みんながなんで笑って

いるのかがわからず、話についていけなくなった。何を話しているか、わからないので、人と話すことが嫌になり、余り家から出ないようになったという方がおられます。

厚労省の介護予防マニュアル改訂版においても閉じこもりは、認知症の発症のリスクとなっている可能性があるとした上で、閉じこもりの身体的要因の一つに聴力の低下を挙げています。閉じこもり予防・支援マニュアルには、近所づき合い、地域行事への参加など、社会との交流が増すほど健康観や生活への満足度が高くなり、精神面の鬱的な傾向は少なくなるとされています。

難聴によってコミュニケーションがうまくいかなくなると、家族や社会から孤立して、生活の質、生きる気力まで低下してしまいます。先ほど御紹介した補聴器の販売管理者の方も人と会話をすることが何よりも大切だとおっしゃっていました。会話のキャッチボールをすることで、脳は活性化され、認知症予防にもつながることだと言われます。自分の人生をより豊かにするため、人との会話を手助けする道具の一つとして補聴器の普及が進むことを願っておられました。

聞こえづらい本人はもとより、家族や周りの方にとってもコミュニケーションがとれないことは大きなストレスとなります。実際に補聴器の購入について、本人ではなく周りからの相談を受けることも多いと言われます。

このように、認知症予防の観点からも、また介護に携わる家族やその周りの方の負担軽減のためにも補聴器の購入をぜひ実施していただきたいと思います。

ことし9月の時点で私が把握している限り全国18の自治体で障害者手帳を持たない方への補聴器購入の助成を実施されています。また、6つの自治体では補聴器を現物支給しています。そのうちの1つ、東京都江東区では、この制度についてアンケートを行ったところ、支給を受けた方の72%が友人、家族との交流がよくなったと回答されています。水俣市では、まちかど健康塾や地域リビングなど、介護予防事業にも力を入れておられます。

超高齢化社会の中で10人に1人が難聴者という時代を迎えていますが、社会から取り残さず、必要であれば補聴器が使えるという聞こえのバリアフリー化を目指して、できることから取り組んでいただきたいと思います。

最後に1点、質問いたします。

中等度難聴者に対して、水俣市は今後どのような援助や対策をしていかれるお考えか、お聞かせください。そのことをお聞きして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 3回目の質問でございます。中等度難聴者に対して市ができることはどのようなことがあるのかということの御質問でございます。

やはり家に閉じこもりがちな中等度の難聴のある、特に高齢者につきまして、御家族のサポートやまちかど健康塾などさまざまな介護福祉サービスにおいても支援できることがあると考えて

おりますので、今後も引き続き家に閉じこもりがちにならないよう、総合的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣病問題について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、水俣病問題について、順次お答えします。

まず、水俣病特別措置法における水俣市内の対象地域外の救済対象者は、何人かとの御質問にお答えします。

水俣病特別措置法における水俣市内の対象地域外の救済対象者については、熊本県に確認したところ、654人とのことでした。

次に、水俣病特別措置法における昭和44年12月以降に出生した方の救済対象者は全体で何人か。そのうち水俣市内の方は何人かとの御質問にお答えします。

水俣病特別措置法における昭和44年12月以降に出生した方の救済対象者数については、熊本県に確認したところ、4人であり、うち市町村別の内訳については公表していないためお答えできないとのことでした。

次に、現在進行している水俣病裁判で、ノーモア・ミナマタ第二次訴訟と福岡高裁で係争中の第二世代訴訟の争点と原告数はそれぞれどのようになっているかとの御質問にお答えします。

先ほど田中議員の御質問にもお答えしましたが、国、県等に確認しましたところ、ノーモア・ミナマタ第二次訴訟は、水俣病被害による損害賠償請求訴訟を行っており、熊本、大阪、東京の3カ所で原告数が約1,700人とのことでした。また、福岡高裁で係争中の第二世代訴訟は、水俣病被害による損害賠償請求訴訟を行っており、原告数は8人とのことでした。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問に入ります。

1回目に副市長に御答弁いただきましたが、今回水俣病問題について市長の政治姿勢を聞かせていただきたいと思います。2回目の御質問から高岡市長に答弁をお願いしたいと思います。

全部で4点質問いたします。

今答弁いただいたように、水俣病特措法における水俣市内の対象地域外の救済対象者は654人です。これまで県はこの対象地域外の救済対象者について、市町村別の内訳は出していましたが、具体的な地名については明らかにしていませんでした。

このため、ノーモア・ミナマタ熊本訴訟、近畿訴訟で原告側が詳細なデータを示すよう要求し、被告側の国と県が資料を提出しました。資料によると、水俣市においては、越小場地区で84名、久木野地区で67名、古里地区で48名の方が救済対象となっていたことが明らかとなり、新聞

報道でも大きく取り上げられました。これは、有機水銀による汚染が沿岸部だけでなく山間部を初め市内全域に及んでいたことを国や県みずから認めたことを意味しています。

そこで、1点目の質問ですが、この事実に対して、市長はどう考えられるかお尋ねいたします。

2点目の質問です。

水俣病特別措置法の救済対象者は、昭和44年11月まで生まれた方とされました。しかし、1回目に答弁いただいたように昭和44年12月以降に生まれた方も水俣病特措法の救済対象になっているということは昭和44年12月以降も汚染が継続していたことを環境省も認めたということです。

そこで2点目の質問ですが、市長も昭和44年12月以降にも汚染が続いていたと判断されますか。これが2点目です。

続いて3点目の質問に入ります。

水俣市内に居住する未救済の水俣病被害者の中で、昭和44年12月以降に生まれた被害者の声を紹介いたします。

お一人は、救済対象の線引きである昭和44年11月末から約1年後に生まれた方です。手のからす曲がりやがひどく、包丁を持つ手はすぐにこわばり、力が入らなくなる、熱さや痛みを感じることができず、気がつくことやけどやけがをしているということが頻繁にある。腕のしびれもひどく、気をつけても物を落としてしまう。味がわからず、味見をすることができない。口の周りに力が入らないことがあり、食事中に食べ物をこぼしてしまうときも多い。頭痛がひどく、1日3回は頭痛薬を飲まないで生活できない。ひどいときは、起き上がることもできない。何もないうちでつまずいてしまうこともよくある。何か落ちていたのかと思わず振り向いてしまうとのこと。耳鳴りもひどく、目まいや立ちくらみもしょっちゅうで、急に倒れたときに大きなけがをしてしまうのではないかと常に不安を抱えておられます。

症状は年々悪化しており、将来に対する不安がとても大きいとのこと。医師により水俣病の診断はついているものの、年齢による線引きにより救済対象とはならないため、これだけの症状がありながら、医療費も自分で賄わなければなりません。お金がかかるので、頭痛薬はドラッグストアなどで安いときに買い、病院にいかなければならないときは、限界まで我慢しますとおっしゃいます。行商人が売りに来た魚を鍋いっぱい買って、毎日魚を食べたといいます。母親も魚を多食しています。年齢による線引きがあることに大変憤っておられます。救済された方と同じ不知火海沿岸の魚を食べ、水俣病の症状に苦しみながら病院に行くことも我慢して過ごさなければならない状態です。頭痛や耳鳴り、からす曲がりや、当たり前だと思っていたとおっしゃいます。自分と同じ年代の方は何で自分がこんなにぐあいが悪いのかと悩んでおられる方が多いのではないかと水俣市内の方は特に自分から名乗り出て、被害を訴えるということがしづらいのではないかと心配されます。だからこそ、行政により健康調査を行ってほしいと強く訴えられま

した。調べもしないのに、被害者をそのままにしているということは、このまま終わらせようという動きに感じられ、自分たちをばかにしていると思うとまで言われました。被害者が生きているうちに、少しでも結果を出してほしい。早く救済してほしいと訴えられました。

また、別の方は、水俣病特措法の線引きである昭和44年11月末からわずか1カ月半後に産まれた方です。とにかく一番苦しんでおられるのは頭痛です。ぐるぐる回るような目まい、ふわっと体が揺れるような目まい、自分の見ている視野ががくっと傾くような目まいは、頻繁に吐き気を伴うほどだといいます。朝起きたときの体のこわばりがひどく、起き上がるまでに随分時間がかかる。指先のこわばりは、年々ひどくなっているとのこと。手先、足先に針が刺さっているような痛みを感じる。手がじんじんとしびれる感じ、体のだるさは常にあり、吐き気を伴うほどの頭痛、動悸に襲われるときは、意識が遠のいていくような感じがして、このまま死んでしまうのではないかという恐怖にかられるといいます。周りにおられる水俣病患者の体の状態が年々悪くなっていくのを見て、自分もどんどん動けなくなってしまうのではないかと不安も増しているそうです。

先ほどの方同様、頭痛やからす曲がりはいみんなにある症状と思っていたし、親と同じ症状があったものの実際、医師から水俣病の診断を受けたときは、ショックだったと言います。このような症状があるため、人並みに働くことができず、収入が少ないため、食事も切り詰めておられます。

その上、先ほどの方と同じく、これだけの症状がありながら、救済対象ではないため、医療費も賄わなければなりません。1日に飲む薬の量を見せていただきました。健康な体であれば、もちろん必要ありませんが、症状を和らげなければ生活が成り立たないため、薬だけでおなかいっぱいになるような量を飲まれています。体調が悪くて、人並みに働けない、体調が悪いから医療費もかかる。仕事が限られるから、収入が少ない。収入が少ないから、食べたい食事も気晴らしのためのお金も使ったらだめだと我慢しておられます。ただでさえ、年々ひどくなる症状に不安を抱えながら、収入が低いことで年金も納められず、これから歳をとってどうやって生きていけばいいのか不安は増すばかりと言います。

この方は、ある年齢で結婚も出産も諦められました。子どもが大好きで、いつかお母さんになって普通に家庭が持てると思っていたといいます。しかし数年前から今となっては結婚しなくてよかったと思うようになったと言われました。こんな体じゃ、相手のために家事をすることも子育てをすることも難しかったらと。年々悪化していく症状からこんなことまで思わざるを得ない状況となられています。健康な体を取り戻せないのなら、せめて医療費だけでも見てほしい、私たちの声は、どこに届けばいいのか、きちんと調べて症状があるなら救済すべきだと、やるべきことをやって、症状がないなら、それは仕方ないけど、被害者すら救済していないじゃ

ないかと声を大にされました。自分自身が、自分の家族が、水俣病の症状に苦しんでいたらと想像してほしいと言われました。もう待てない、救済するにはとっくに遅いけど、逃げないでほしいとも訴えられました。

民間の医師が水俣病について調べる際、症状がない方には、当然ながら水俣病とは診断されません。私も数多くの水俣病被害者の自覚症状について、問診を取ってきましたが、お二人とも昭和44年11月末以前に生まれた被害者の訴えと何ら変わりません。今回御紹介したのは、お二人分の声ですが、このほかにも年代外で苦しんでおられる方は水俣市内にいらっしゃいますし、その症状の共通点がたまたまであるとは説明し切れなと思います。そしてこれは今現在水俣市内で苦しんでおられる被害者の声です。水俣病という公害は、決して過去のものではありません。

そこで3点目の質問です。

今御紹介した声は、このお二人の症状だけでも全てをお伝えできたわけではありません。このような水俣病被害者の被害を知るために市長は被害者と直接会って、その方々の声を聞かれましたか。これが3点目です。

4点目の質問をします。

水俣市の昭和44年生まれの方は、582人、そのうち12月生まれは45人、昭和45年生まれは、572人、昭和46年生まれは、591人、昭和47年生まれは、534人、昭和48年生まれは、544人、昭和49年生まれは、558人、昭和50年生まれは、474人です。昭和44年12月以降に生まれた方の健康状態を正確につかむには、調査しかありません。住民調査については、昭和46年に熊本県が実施しましたが、その後も水俣病に対する住民の不安が解消されていないという実情から、水俣市は昭和50年から56年に住民の水俣病についての健康調査を実施したことがあります。

そこで4点目の質問です。

水俣市として、このような健康調査を実施するお考えはないか、お聞かせください。

質問は以上、4点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の御質問に私のほうからお答えさせていただきますが、まず1点目の対象外の久木野、古里、越小場での救済の数、救済されたことについてどう考えるかということですが、これは救済されるべき方が救済されたのではないかと考えております。

それから2点目の汚染が今現在も続いているんじゃないかというふうな御質問ですが、私は専門家ではございませんので、私が意見を申し上げる立場にないというふうに認識をしております。

3点目の被害者の方の声を聞く考えはないかということですが、また機会があればそういった機会も設けていければというふうには考えております。

4点目の市で健康調査をということでもありますけれども、先ほどの田中議員の御質問にもお答えしましたが、この健康調査につきましては、特措法の規定で国のほうで調査手法の開発に取り組まれているというふうに聞いておりますので、この国の動きを注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 国であっても県であっても市であっても調べないことには救済もできないと思います。その上で3回目の質問をします。

熊本日日新聞が水俣病特別措置法に盛り込まれた不知火沿岸にすむ人の健康調査が実施されていないことに触れた記事で、昨年10月原田環境大臣とことしの9月小泉環境大臣は、メチル水銀が人の健康に与える影響を的確に診断する手法は慎重、かつ確実に開発しなければならない、時間を要しているが、着実に進めたいと一言一句同じコメントを寄せています。

最後の質問です。

先ほど田中議員の質問にもありましたが、国はもう10年同じことを言い続けています。このことについてどう思われますか。また、水俣市の市長として対象地域外、年齢による線引きで救済されていない被害者が放置されたままでよいと思われますか。

以上お聞きして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の質問でございますけれども、10年以上たっているけれども、開発の手法がということなんです、これもこの特措法では、国が手法の開発をして、自治体はその調査に協力をするというふうになっておりますので、同じ答弁になりますけれども、その手法の開発に注視していきたいというふうに考えております。

それから、対象者が放置されている問題についてどうかということですが、先ほどの答弁と同じになりますが、私のほうでは専門家ではないので、そこはお答えする立場にないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時44分 散会

令和元年12月11日

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月11日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時28分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）
教 育 総 務 課 長（岩 井 浩 昭 君）	

○議事日程 第3号

令和元年12月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-----------|---|-------------------------------------|
| 1 | 杉 迫 一 樹 君 | 1 | 水俣川の防災対策等について |
| | | 2 | 市役所仮庁舎2階昇降設備に関する諸問題対策及びバリアフリー認識について |
| 2 | 桑 原 一 知 君 | 1 | 地域公共交通網形成計画について |
| | | 2 | 通信インフラ整備について |
| | | 3 | 子どもの学力向上について |
| | | 4 | 地域防災について |
| 3 | 真 野 頼 隆 君 | 1 | 南九州西回り自動車道について |
| | | 2 | 本市の農業振興と棚田の景観保全について |
| | | 3 | I C Tの活用及び外国語活動教育について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、岩井教育総務課長に出席を要求しました。

本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、おはようございます。無限21の杉迫一樹です。

12月に入り、ことしも残すところ2週間程度となりました。12月といえばクリスマスがありますが、皆さんは予定はどうでしょうか。家族と過ごされる方が多いかと思いますが、私はいまだ独身ですので、お酒を片手に私が好きなももいろクローバーZのブルーレイでも見ながらシングルベルを過ごそうと思います。

さて、私はことしで車椅子歴21年の月日がたちました。理解のある方、手を差し伸べてくれる方などたくさんのお会いがありました。しかし、少数ですが差別や偏見を抱いている方との出会いがあったのも事実です。信じられないかもしれませんが、階段を目の当たりにしたときに、けがをしたおまえが悪いんだから我慢しなさいと言われてたり、気合いで登れなどと言われる方もおりました。歩きスマホをしている方が私に気づかずにぶつかってきたときも、障がい者がまちに出るな、危ないなど、数えれば切りがありません。経験上ですが、このような方にどう声をかけても響くことはほとんどなく、そのことにどれだけ私のエネルギーを使えばよいのか、疑問に思うこともあります。

社会のバリアとは、ほとんどは建物などですが、人がバリアになることも少なくありません。私は自分の障がいは受け入れています、社会の障がいまでは受け入れておりません。また、社会のバリアを我慢することが美学とも思っていない。バリアがあることが当たり前という話は、我慢することを連想させます。バリアを排除することに、根性論はナンセンスです。さまざまな社会のバリアは、私に身体的障がいがあることが原因ではありませんし、全く道理が通らない話であります。さまざまな考えを持っている方はいて当然です。いつまで戦い続けなければならないのかわかりませんが、それでも障がい者の代弁者として戦い続けることが私の使命だと感じており、この水俣市が日本を代表するようなバリアフリーなまちとなるよう訴え続けていきます。

それでは、以下、通告に従いまして質問をいたします。

1、水俣川の防災対策等について。

①、たび重なる豪雨などで水俣川の川底に土砂が堆積している箇所も見受けられるが、しゅんせつの状況、頻度、範囲はどうなっているか。

②、水俣大橋、幸橋、新水俣橋、鶴田橋の完成はいつであったか。また、耐久年数や架け替え期限等の定めはあるか。

③、水俣大橋、幸橋、新水俣橋、鶴田橋のそれぞれの橋脚は幾つか。

④、水俣川川底にある水中公園はいつつくられたか。また、その用途、目的は何であったか。

⑤、水俣川の氾濫実績はあるか。

2、市役所仮庁舎2階昇降設備に関する諸問題対策及びバリアフリー認識について。

①、新庁舎の建設スケジュールはどうなっているか。また、仮庁舎はいつごろまで使用するのか。

- ②、仮庁舎2階への昇降設備の検討は行っているのか。また、進捗状況はどうか。
- ③、仮庁舎建設計画当時に、エレベーター設置に至らなかった理由は何か。
- ④、水俣市障がい者計画の基本理念は何であったか。また、基本原則②及び基本方針⑧には何と記載されているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前9時36分 休憩

午前9時37分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣川の防災対策等については産業建設部長から、市役所仮庁舎2階昇降設備に関する諸問題対策及びバリアフリー認識については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 水俣川の防災対策について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 初めに水俣川の防災対策等について、順次お答えします。

まず、たび重なる豪雨などで水俣川の川底に土砂が堆積している箇所も見受けられるが、しゅんせつの状況、頻度、範囲はどうなっているかとの御質問にお答えします。

河川管理者である熊本県に確認したところ、管理する水俣川の延長は17.8キロメートルに達することから、堆積状況を勘案し、その全てに対し、毎年しゅんせつを行うことは困難な状況であり、治水上重要な箇所、市からの要望箇所や報告のあった箇所を優先的に、予算の範囲内にて対応しているとのことでした。

次に、水俣大橋、幸橋、新水俣橋、鶴田橋の完成はいつであったか。また、耐久年数や架け替え期限などの定めはあるかとの御質問にお答えします。

本市が管理する水俣大橋は平成6年、幸橋は昭和40年、鶴田橋は平成17年の完成です。また、新水俣橋は、国土交通省が管理する橋梁であり、確認したところ、昭和41年とのことでした。

耐久年数につきましては、財産管理上の年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のものは60年、金属のものは45年とおお

むねの目安はございますが、橋梁の設置状況や利用状況なども異なりますので、定められた耐久年数はありません。

また、架け替え期限等の定めにつきましても法令等による定義はありませんので、交通状況、設置場所の状況、橋梁点検の結果などを踏まえ、道路管理者においてかけかえ時期などの判断を行います。

次に、水俣大橋、幸橋、新水俣橋、鶴田橋のそれぞれの橋脚は幾つかとの御質問にお答えします。

それぞれの橋脚数は、水俣大橋が2基、幸橋が9基、新水俣橋が4基、鶴田橋が1基となっております。

次に、水俣川川底にある河道内の水中公園はいつつくられたか。またその用途、目的は何であったかとの御質問にお答えします。

水俣川の幸橋付近にあります水中公園は、熊本県に確認したところ、詳細な設置年度は不明とのことでした。設置当時の目的は、干潮時にあらわれる河床の景観面を配慮し、設置されたと思われませんが、明確な目的は不明とのことでした。

次に、水俣川の氾濫実績はあるかとの御質問にお答えします。

新水俣市史によりますと、氾濫によるものかどうかは明確ではありませんが、昭和46年に牧ノ内、外平、白浜町が大規模に浸水したと記録されております。それ以降は、平成15年の土石流災害にて、水俣川上流から流木が大量に流れ込んだことで、鶴田橋の橋脚にひっかかり、それらが河川断面を阻害したことで、水が堤防を越えたことがございましたが、それ以外に、氾濫実績はありません。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ことしの台風15号、19号による千葉県及び関東地方の河川の増水、氾濫、堤防の決壊などによる住宅浸水被害の報道を見て、先日、水俣川は大丈夫ですかと、水俣川沿いの住民の方から水俣川の水害について心配があるとお聞きしました。しゅんせつについても、川沿いの住民ならではの感覚かとは思いますが、年々、川底が少しずつ上昇しているように思えるとの話がありました。また、橋脚の数についても心配されておられました。水俣市もたび重なる台風や豪雨などで流れ出た土砂が堆積している箇所があると思いますが、堆積した土砂のしゅんせつはどのくらいのペースで、どの範囲で行っているのか気になっていました。

答弁では、要望箇所や報告のあった箇所を優先的に行っているとのことでしたが、台風や豪雨があった後のみに限らず、日ごろから水俣川の状況を見ながら、引き続き進めていただければと思います。

水俣川にかかる橋ですが、水俣大橋、幸橋、新水俣橋、鶴田橋の4つに絞らせていただきまし

たが、耐久年数や架け替えの規定年数はないとのことでした。やはり幸橋が一番古い橋であることがわかりました。一方で、新水俣橋が次いで古いことに驚きました。それぞれの橋脚ですが、水俣大橋は2基、幸橋は9基、新水俣橋は4基、鶴田橋は1基とのことでした。なぜ耐久年数や橋脚のことを質問したかといえますと、台風や豪雨が起きた際に、大量の泥水や土砂が水俣川を流れることが想定されます。その中には、流木が含まれることも考えられます。その際に、橋脚が多ければ多いほど泥水の流れる幅が狭まり、流木などが橋脚にひっかかりやすくなります。一度ひっかかるとその後に流れてきた流木がどんどん橋脚にとどまり、ダムをつくり、土砂もたまる原因となります。

答弁のとおり、平成15年の宝川内災害のときには、当時の鶴田橋に流木がひっかかり、それが原因となり鶴田橋付近の陣内、古城、南福寺の住宅に浸水被害が及んだとの報告もありました。また、鶴田橋にひっかかった流木とそれに伴う土砂の堆積により、鶴田橋が崩れ落ちました。当時の鶴田橋の橋脚は4基であったとのこと。橋の橋脚が浸水被害の原因にもなり得る事例がありましたので、水俣川にかかる橋についてお聞きしました。

その中で一番古い幸橋の橋脚の数は、ほかの橋と比べても9基と群を抜いて多く、心配される方もおられるようです。水俣川の氾濫実績ですが、平成以降はないとのことでしたが、宝川内災害のように橋脚が原因となり、泥水や土砂が橋の両サイドへ流れ出たという事例を考えますと、橋脚の多い幸橋が同じ状況にさらされたとき、幸橋付近の住宅に浸水被害が及ぶ可能性もゼロではないと思いました。

また、幸橋付近を見ますと、水俣川より低い位置に位置する避難所でもあるもやい館が浸水した場合や、避難所で見ますと、総合体育館も水俣川より低い位置に建設されておりますので、氾濫や浸水した際に避難所として機能するのか心配なところであります。

また、水俣川の川底に公園があることを皆さんは御存じでしたでしょうか。私が小さいころはよく遊んでいましたが、あそこが公園であるということ、また水中公園という名前があることを知りませんでした。水中公園の設置年度は不明とのことでしたが、土木課に伺いましたところ、平成2年度では水俣川ふるさとの川整備計画という計画があることがわかりました。内容としましては、水俣川のシンボルとして、また河川景観のためであったとのこと。この水中公園には岩を集めて亀の甲羅の形になっているものが点在し、中には小さな曲線を描いた小さな川があり、潮が引いたときにだけ姿をあらわすというファンタジー感あふれる場所です。

しかし、この水中公園にも懸念されている方がおります。この亀の甲羅と小さな湾曲した川底のカーブが、水俣川が増水した際に川の流れを変化させたり、増水を助長してはいないかとの心配の声もお聞きしました。この水中公園は、現在では遊んでいる人の姿は見かけません。むしろ今では小・中学校でも安全面の配慮から水俣川で遊ぶことを制限している学校が多くなっていま

す。そして、水俣市民でさえこの公園を知らない人もいます。この公園が水俣の観光名所として、シンボルとして公園としても機能活用できているとは思えず、たまに亀の甲羅の岩が崩れたときに修繕しているところも見たことがあります。計画の中には今後も利用面、景観面を考慮した上実施すると記載がありました。しかし、このような一般的に公園として機能していない、知っている人が少ない状況にあるこの公園に、修繕費などをかける意味があるのかとも感じているところです。以上の見解から、2回目の質問に入ります。

1つ目、特に老朽化が進んでいる幸橋の架け替えの予定はあるか。

2つ目、水中公園が水俣川の増水や氾濫の原因となることはあり得るのか。

3つ目、水俣川が氾濫した場合の被害想定はなされているか。

4つ目、水俣川がさまざまな原因で氾濫した場合の被害想定に関して、水俣川沿いの避難場所でもある総合体育館、もやい館に浸水被害が発生したとき、近隣住民はどこに避難すればよいのか、以上4点です。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 杉迫議員の2回目の質問に順次お答えいたします。

まず1点目でございますが、幸橋の老朽化が進んでおり、架け替えの予定はあるのかという御質問です。

幸橋は、先ほども言いましたが、昭和40年に建設され54年が経過しております。老朽化も進んでおり、平成23年3月に策定しました橋梁長寿命化修繕計画では、令和30年から31年にかけてかけかえを見据えた計画となっております。また、平成26年度から義務化された5年に一度の橋梁点検の結果をもとに、平成31年3月に新たに策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画では、4段階の健全度判定のうち、悪いほうから2番目の判定となっており、早期に何らかの対策を施さなければなりません。現時点で架け替えとなれば、概算事業費12億円が見込まれ、本市の財政状況を考慮しますと、まずは下部工のひび割れ修復や、コンクリートの巻き立てによる補強などの措置を講じ、長寿命化を図ることを目的としております。

次に、水中公園が氾濫の原因となるのではないかと御質問です。

水中公園は、計画通水断面に影響を与える構造物ではございませんので、氾濫の原因になることは考えられません。

次ですが、水俣川が氾濫した場合、被害想定はなされているのかという御質問です。水俣川の氾濫による被害想定につきまして、ハザードマップ上では水俣川の左岸側が越水し、市街地のほぼ全域が浸水すると想定されております。

最後ですけれども、水俣川が氾濫した場合、水俣川沿いの避難所でもある総合体育館やもやい館が浸水被害が発生した場合どこに逃げるのかという御質問でございます。

ハザードマップ上では、もやい館は浸水想定区域ではございませんが、総合体育館やもやい館が浸水した場合、近隣住民は浸水の危険性がない親類や御友人の家、もしくは倒壊の危険性がない自宅の2階以上の安全な場所に避難していただくか、また一時的に高台などに避難していただくことになります。以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。幸橋の架け替えの予定ですが、橋脚が原因での被害が想定されることからお聞きしましたが、幸橋は昭和40年に建設され、現在54年目で、架け替えの予定としては、令和30年から31年、つまり84年目ごろまで使用するようですが、橋脚だけを減らすことはまずできないと考えられます。橋脚が9基のまま令和30年ごろまで使用するようですので、流木や土砂が堆積しにくくなるような何かしらの対策を考えていただき、また健全度判定では、悪いほうから2番目の判定とのことですので、早期に補強など安全対策を施していただければと思います。その他のそれぞれの橋に対しましても、安全に使用できるよう引き続き定期的な点検をされることを希望いたします。

水中公園が水俣川の氾濫の原因になるかの答弁ですが、原因にはなり得ないとのことと安心いたしました。しかし、公園として機能していない現状、水俣市のシンボルになっていない現状を鑑み、このまま維持するのか、維持するのであれば、当初の計画のように、水俣のシンボルとしてどのような生かすのか、観光面なども含め検討すべきではないかと思えます。

水俣川が氾濫した場合の被害想定ですが、やはり水俣の中心を走る水俣川ですので、氾濫した場合には市街地のほぼ全域に相当な被害が及ぶことが想定されているようです。水俣川が氾濫するには、相当量の大雨が降らなければ氾濫することはまずないと事前ヒアリングでもお聞きしましたが、さきの宝川内災害で鶴田橋の橋脚が原因で浸水被害が実際に起きた事例がありますので、橋脚が9基と多い幸橋が原因となり浸水被害が発生することも十分考えられます。

先ほどもお伝えしましたが、橋を維持したまま橋脚だけを減らすことは困難だと思いますので、何かしらの対策が必要だと思います。また、橋脚が原因で浸水被害が起り得るということを前提とした被害想定や避難方法もあわせて考える必要があると思います。

最後の水俣川がさまざまな原因で氾濫した場合の被害想定ですが、水俣川と隣り合わせになっている総合体育館やもやい館が浸水した場合、あらかじめ災害情報や防災無線などで情報を得て、事前に避難される市民の方も多くおられると思います。もやい館や総合体育館は3階建て以上の建物ですので、事前に避難された方は浸水が進んできた際には、3階、4階への垂直避難ができるものと想像しますが、仮に水俣川の決壊などが起これば、一気に水が流れますので、避難が遅れる住民も数多くあるのではと思います。

自宅で垂直避難するということは、報道などでもうかがい知ることができておるかと思えます

が、ことしの台風15号、19号の河川の決壊による浸水被害状況を見ますと、自宅が2階建てであっても、2階まで浸水し、自宅の屋根まで避難をされている映像を見ました。他人ごとではなく、起こり得る可能性がある災害として、実際に被災された自治体などにもそのときの状況などを聞き取り、事前予測、事前の対策として、水俣川市としてもさまざまな要因を想定し、新しい防災対策、独自の対策を講じる必要があると思います。そして市民の安全のためにまとまった対策の周知の回数をふやすなどして、防災対策に尽力していただけることに期待して、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、市役所仮庁舎2階昇降設備に関する諸問題対策及びバリアフリー認識について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、市役所仮庁舎2階昇降設備に関する諸問題対策及びバリアフリー認識について順次お答えします。

まず、新庁舎の建設スケジュールはどうなっているか、また仮庁舎はいつごろまで使用するかとの御質問にお答えします。

現在、新庁舎建設は実施設計を終了し、今年度内の工事契約及び来年4月からの工事着工に向け準備を進めているところであり、新庁舎の供用開始を令和3年11月、屋外倉庫及び外構等の第2期工事完了を令和4年8月ごろと想定しているところです。

仮庁舎の使用期間については、リース契約の期間が令和3年12月12日までとなっていますが、新庁舎への移転後の整理等に要する期間を考慮し、同年の11月ごろまでと想定しているところです。

次に、仮庁舎2階への昇降設備の検討は行っているのか、また進捗状況はどうかとの御質問にお答えします。

仮庁舎は、平成28年12月から運用を開始しておりますが、御承知のとおり2階への通路は階段のみの構造となっております。

その後、今年度に入りましてから、2階への昇降設備の設置についてお寄せいただいた御意見、御要望を踏まえ、各種設備、機械類の導入可能性、費用等について調査を行っております。

具体的には、エレベーター、スロープ、車椅子用階段昇降機などの設置については検討しましたが、仮庁舎の立地及び構造上の問題、価格、実質的な運用期間などの点から、いずれも導入は困難と判断したところです。

次に、仮庁舎建設計画当時に、エレベーター設置に至らなかった理由は何かについてお答えします。

平成28年に発生した熊本地震で、本市では最大震度5弱を記録し、旧庁舎本館と別館が被災し、壁や柱には多数の亀裂等が生じました。

当時は、大きな余震が続く中で、被災した旧庁舎が倒壊・破損するおそれすらある中、来庁される市民や職員の安全を確保するため、一刻も早く庁舎を移転し避難する必要がありました。そこで、急ぎ移転先の検討を行い、プレハブをリースして期限付きの仮庁舎の位置づけで使用することを決定し、平成28年12月までに供用開始することを目標に、平成28年6月から7月までの短期間で、仮庁舎の設計を進めました。

仮庁舎では、旧庁舎本館の4階分のフロアと別館2階分のフロアの執務スペースを、プレハブ2階分の広さにおさめることを最優先事項として、建築関係法令等に沿った仕様を検討したところであり、その際、バリアフリーの観点から各部署の配置を見直し、旧庁舎の課題であった1階と2階に分かれた窓口担当部署を、1階フロアに集約することとしました。

さらに、来庁者の多い1階フロアには、玄関スロープや自動ドア、多目的トイレを設け、廊下を拡幅するなど、当時できる限りの配慮を行って、利便性の向上を図ったところです。

また、歩行や移動に困難をお持ちのお客様に対しては、2階への部署等へ御用件がある際には、職員が1階におりてきて対応をするほか、必要に応じて職員が階段昇降の補助をすることで、臨機応変に対応することを想定しておりました。

被災庁舎からの緊急避難のため、応急仮設の施設として整備した仮庁舎において、できる限りバリアフリー環境整備の手だてとして、これらの対応を行ったものであり、結果としてエレベーターの整備には至らなかったものです。

なお、仮庁舎のレイアウト検討に当たっては、市議会にも説明をして作業を進めてきたところであり、この間、市議会を含め各方面からの要望等もございませんでした。

その後、平成28年12月の仮庁舎運用開始からことしの5月まで2年5カ月の間、議会からもそのような御要望は一度もいただいておらず、一般質問等で取り上げられたこともございませんし、市民の皆様からの御要望等も伺ってはおりません。

また、整備の参考として調査した益城町、宇土市、八代市の事例においても、仮設庁舎にエレベーターを設置した事例はございませんでした。

次に、水俣市障がい者計画の基本理念は何であったか。また、基本原則②及び基本方針⑧には何と記載されているかとの御質問にお答えします。

水俣市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画として策定されたものであり、本市総合計画及び水俣市地域福祉計画の下部計画として、障がい福祉施策推進のための指針となるものです。

この水俣市障がい者計画の基本理念は、障がいのある人もない人もひとしく基本的人権を享有

するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり障がいの有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う、もやいを実感できる共生社会の実現としております。

また、障害者基本法第3条及び同法第4条に基づき、共生社会の実現に向けた障害者等の自立と社会参加の支援のため、2つの基本原則を定めており、そのうち②は差別のない安心して暮らせるまちと定めております。

さらに、10の基本方針を定めておりますが、そのうち⑧は差別の解消及び権利擁護の推進として、障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むこととしております。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 お伝えしておかなければならないことが多々ありますので、2回目の質問は最後にまとめて質問いたします。

当初、この件に関しましては執行部とのやりとりの中でと考えておりましたので、一般質問で取り上げるつもりはありませんでした。しかし、特に最近では、これといった執行部の動きが見られませんでした。動きがないまま時間だけが過ぎていってしまっている状況です。また、仮庁舎の不便さを実感している方はたくさんおられますので、取り上げさせていただきました。

仮庁舎は、私が議員になる前に計画され建設されたものですので、当時どのような動きが内部であったのか知りませんでした。当時の状況としては、緊急を要していたということ、バリアフリーの手だてとしては職員が対応することなどの検討はあったが、エレベーター設置そのものの検討をする時間はなかったという認識でよいかと思います。もし、当時、仮庁舎レイアウト検討の際、誰かが気づいていればエレベーター設置の可能性はあったように思います。これは当時のバリアフリー設備への認識の甘さがあったのではないかと思います。そして今年度に入ってから、この件に関する検討を行ったが、エレベーターの設置は現状では困難であるとの答弁でした。

9月の定例会の代表者会議にて、各執行部への聞き取りと報告をしていただきました。全てができない理由であったことに憤りを感じました。この報告について9点ほどありましたが、5点ほどにまとめて順次私の見解をお伝えしたいと思います。

まず1つ目、市民からの要望がないとのことですが、私に対しては市民からのたくさんの御意見をいただいております。中には実際に前々からお願いしているが動いてくれない。仮庁舎使用開始時にエレベーターをつけてくれないかとお願いしたことがあると言われる方もおりました。また、市役所に直接言えなかったり、どこに言えばよいかわからない方が多くおられると感じました。市民からの要望がないという判断は、まず書面での話なのか口頭での話なのか判別がつかえません。といいますか、市民からの要望があろうがなかろうが、市民が必ず訪れる施設でありますから設置していて当然の設備を見送ったという当時の判断が問題であったと思います。

次に、職員研修を行っている職員が対応しているとの件ですが、きのうの田中議員の答弁には、職員研修の徹底をしていると言われておりました。この研修を行って作業療法士にお聞きしましたところ、現在、これまでに行われた職員研修は5月に2回、7月に1回、8月に1回の計たった4回のみであるとのこと。全ての職員に対する研修と伺っておりますが、この研修の終了時期は未定とのこと、また当分は実施の予定はない見通しであるとお聞きしました。この研修は、障がい者などが仮庁舎2階へ上がる際に職員が対応できるようになることが目的の研修と説明がありました。これらの方々に対応できるようにするための研修であるのに、スケジュールが立てられていないということは、研修を受けていない職員が対応してしまう状況も考えられますし、実際にあります。この研修の終了時期が仮に新庁舎供用開始である2年後、もしくはそれよりも後の予定となれば、到底遅い話であります。このスケジュールリングすらしていない今の研修のどこをどう見れば、職員研修を徹底していると言えるのでしょうか。以前、群馬県にて落下事故があった話をしましたが、まずスケジュール立て早目に全ての職員が研修を受けるべきだと思います。

私は車椅子のことに関しては詳しい自信があります。研修を何回か見学しましたが、内容としては大変初歩的な内容であり、この研修をたった1回受けたからといって、介助技術が飛躍的に向上するものでもなく、双方の安全上の保障にはなり得ないと感じました。

次に、プレハブの仮庁舎なので構造上難しい。他の自治体にてプレハブ仮庁舎でエレベーターの設置がある自治体の事例がないとのことについてですが、今の水俣市役所仮庁舎と同じ状況、プレハブ構造であり、リース契約である他の自治体のプレハブ仮庁舎にはエレベーターの設置事例はあります。本当に調べた上での報告であったのでしょうか。その自治体とは関東の自治体です。本来なら場所もお伝えしたいのですが、問い合わせしましたところ、名前を出してもいいですが、できれば関東の自治体としてほしいとのことでしたので、関東の自治体として紹介させていただきます。どの自治体か気になる方がおりましたら、この質問の後にでもお答えします。つまり、プレハブでリース契約の仮庁舎でもエレベーター設置の事例があるということで、構造上の問題ではなく、できるという根拠になりました。

また、水俣市の財政が悪いからとの報告もありましたが、この関東の自治体も水俣市同様に財政は悪いとのこと。当時のこの自治体の状況が今の水俣市ととてもよく似ておりましたので、もっと詳しくお聞きしました。仮庁舎建設時にエレベーター設置などの協議・検討は行ったかどうかお聞きしましたところ、協議や検討はなかったとのこと。その理由は誰もが訪れる市役所ですし、今の時代、社会通念上のモラルとして、体の不自由な方もいらっしゃいますし、特に利便性や安全面を考えますと、エレベーターの設置はあって当たり前のことですので、協議や議論する必要すらありませんでしたし、最初からエレベーター設置ありきで建築に至りました

と返答がありました。まさにそのとおりだと思います。率先して利便性も含め、差別の解消に向けて取り組むべき行政機関であるならば、この自治体のように考えるのは当たり前のことではないでしょうか。この自治体には可能なことであって、同じ状況の水俣市は不可能である線引きが何なのか、納得できる説明もなく、その説明にも裏づけがなく、納得せよというのがおかしい話です。

水俣市仮庁舎建設時には、エレベーターをつけるか否かの検討自体はなかったが、仮庁舎のレイアウトの検討はあったと答弁にありました。エレベーターをつけないかわりに1階に市民がよく利用する窓口を集約するようにすることで利便性を図るということではなく、エレベーターまでは設置できないが、代替設備として、比較的安価で利便性と市民と職員が安全に使用できる設備はほかにはないかという検討をするべきでした。どんな2階建ての建物でも当たり前に階段があります。階段はあって当たり前のものです。一方で、2階建ての建物を建設する際に、階段をつけるか否かの検討などするのでしょうか。しないと思います。障がい者、高齢者、ベビーカーなどにとっては階段は2階へ上がる手段にはなり得ない部分が多く、エレベーターやリフトなどの設備を使用するしかないのです。

最後のエレベーターであるならば2,000万円ほどの費用がかかるとの報告についてです。やはりお金のことは考えてしかるべき問題です。後日、見積もりを見させていただきました。確かに金額を見ると特にエレベーターは費用がかかることがわかりました。しかし、この見積もりはそれぞれ1つの商品、1つの業者のみに依頼したものであると確認いたしました。エレベーターにしろリフトにしろ、現在ではさまざまな種類の商品がありますので、この1つだけの見積もりではまず判断ができません。それぞれいろんなタイプの商品と設置方法を吟味する必要がありますし、中古の物、レンタルの物もあります。エレベーターにしても二人乗りの小さな物から10人乗りの大きな物、家庭用のものまで幅広くあります。特に安全性さえ確認できれば新品である必要もありません。また仮庁舎のみに使用して終わりではなく、新庁舎が完成した際には別の施設に再利用するというところまで考えると、検討の幅が広がります。実際に、文化会館にリフトを設置してほしいという市民の要望もあるとお聞きしました。そうなれば、文化会館に再利用もできますし、文化会館でなくとも2年もあれば再利用先は十分探せるはずですが、現段階の見積もりにあるエレベーターの工事費用が約2,000万円と聞くと、一般的な感覚では確かにぎょっとする金額です。新庁舎供用開始までの市役所の営業日数、1日当たり10名から20名が使用することを想定すると、1日当たり約4,000円から2,000円程度のコストがかかる計算です。本来はこのような考え方はしないものかもしれませんが、いろいろな考え方ができることはわかっていただけだと思います。

一方で、この費用の財源としまして、何かないかと考えておりました。補正予算などもあるか

と思いますが、先日、決算委員会を傍聴しました。その中で気になる項目がありました。それは社会福祉振興基金というものです。この基金について執行部にもお尋ねしました。この社会福祉振興基金の特定の目的は何かとお聞きしましたところ、福祉介護事業、障がい者事業、高齢者の医療の給付などに充てられており、ほかの基金と比較しても幅の広いものであることがわかりました。充当、切り崩し先の項目を見ても、まさに昇降設備費として使えるのではないか、こういうときのために使うものではないかと思いました。

ちなみにこの基金の今年度繰越額は2億6,000万円です。エレベーター設置費用は2,000万円です。また、財政課、福祉課へもお尋ねしましたところ、条例を見ると使えなくはないとの回答もありました。条例も拝見しましたが、高齢者及び障害者の社会福祉の充実及び向上に要する経費の財源に充てるためとあり、社会福祉にはバリアフリー設備も含まれることから、使用先としては妥当ではないかと思いました。ただ、これは執行部及び市長判断になるかと思いますので、慎重な検討素材として取り上げていただけたらと思います。以上が、執行部報告に対する私の見解です。できない理由の報告が主でしたが、できる理由としてお伝えしました。

また、バリアフリー認識についても話をしておかなければなりません。差別解消法には罰則こそありませんが、決して曖昧な法律ではなく、国が定めた立派な法律です。罰則がない理由として、差別の解消のための法律であり、差別をしたことを罰するよりも差別の解消に重きを置いております。

先日、障がいを持つ地方議員による政治参加ネットワークの九州ブロック会議が水俣市役所を訪問いたしました。その訪問の際、福祉環境部長、総務企画部長のお二方は、この差別解消法に基づく仮庁舎の合理的配慮の不提供をお認めになりました。つまり、法律に違反している状態であることを認めたということです。これは新聞にも掲載されました。しかし、きのうの田中議員への答弁によると、合理的配慮の提供の事例集と照らし合わせて不提供に当たらないと言い直しておりました。この答弁には双方の認識のずれがあります。障害者差別解消法は、障がい者である人とない人とがともに平等であることを基礎としています。その中に、行政機関には合理的配慮の提供義務があります。民間は努力義務ですが、行政は法的義務です。法的義務とは率先して推進せよとの法律の意思表示です。この法律は合理的配慮の基礎となる環境整備、つまりハード面に重きを置いております。

今回の仮庁舎の2階への垂直移動、つまり昇降手段は合理的配慮の事例集で議論するレベルの話ではなく、あらゆる市民に対してどのように対応するかの議論だと思います。もちろん人的な手助けも合理的配慮に含まれますが、平等になることを背景としております。基礎的な環境整備とは、関東のとある自治体のように、あって当たり前設備を最初から整備することです。1階での対応をしていることを盾にするのであれば、全ての市民への配慮を1階におさめなければ平等

にはなりません。2階への移動は人力で運ぼうとすることは危険性をはらんでいることも含み、合理的配慮の提供ではなく、基礎的な環境整備、つまり2階への昇降設備がないことそのものが平等ではないから不提供ではないかとお聞きしたわけです。訪問の際の話の中でも、ハード面での合理的配慮の不提供を訴えております。改善を求める人がいるにもかかわらず、ハード面での合理的配慮を怠っていることを認めたという解釈です。不提供状態でなければ不便さ、不平等を訴える人はおりませんから、そもそもこのような問題にはなり得ないわけです。また、差別解消法には合理的配慮の否定を含むことも差別に当たると定義しており、きのうの田中議員への答弁では、ソフト面ばかりでハード面での合理的配慮を否定していることから不提供に当たるものと認識しております。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫議員、質問を簡潔明瞭にお願いいたします。簡潔明瞭にお願いします。

○杉迫一樹君 あともう少しで終わります。つまり現在の市役所仮庁舎がどのような状態にあるかといいますと、平成28年の仮庁舎使用開始から、かれこれ3年間も一定の市民に対して差別を続けている状態にあるということになります。これは何かしらの改善措置をとる必要があります。この改善措置とはソフト面ではなくハード面での改善措置を指しています。さきの私の執行部報告の見解とそれらを踏まえまして、2回目の質問をします。

1つ目、本来行政は差別の解消に向けた施策に取り組むべき立場であるが、市長は政治参加ネットワークの訪問当時、福祉環境部長並びに総務企画部長が不提供を認めた件について、どのような報告を受け、その違法状態をどのように受けとめ認識しているか。

2つ目、合理的配慮の否定をしていますが、ソフト面ではなく、エレベーターなどの不備がないことそのものに対して事前的環境整備の不履行及びハード面での合理的配慮の不提供となりますが、お認めになれるか。

3つ目、落下事故の事例を紹介しましたが、市民の命と健康を守るため、職員の労働安全のため、またこの違法状態から脱却するため、ハード面での改善措置をとる必要があるが、改善措置策を再検討しないのか。

4つ目、さまざまな方法があることをお伝えしましたが、今すべきことは、仮庁舎が合理的配慮の不提供ではないことの理由探しではなく、前向きな議論、検討をすることだと思うが、なぜ前向きにできる方法を検討しないのか。

少し長くなりましたが、以上4点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

4点ありましたので、まず、訪問をされたときの報告をどのように聞いているのかということとでございます。10月の26日の訪問の際、私が公務で留守をしておりましたので、総務企画部

長、福祉環境部長の2名で対応をさせていただきました。後日、各部長からは杉迫議員から仮庁舎の2階のアクセスについて、ハード整備を求める申し入れがなされていること、その件につきまして、障がいのある地方議員でつくる団体のメンバーとの意見交換会であったこと、同行の熊本市議、大牟田市議から、ハードの不備のため2階へ上がる際に介助を受けることが心理的負担になっている。公共施設をつくるに当たっては、障がい者の意見を聞くことが当たり前になっている。申し入れに対する市側の対応が不十分であるとの指摘があったこと。仮庁舎の現状について、障害者差別解消法で義務づけられている合理的配慮の不提供に当たり、違法状態だとの指摘を受けたことなどについての報告を受けました。

杉迫議員からの御要望については承知しておりますが、プレハブづくりの仮庁舎で、設備のつくりつけも困難であることに加え、新庁舎の建設スケジュールも固まったこの時期に、追加して多額の整備費をかけることの是非など考慮すべき問題も多々あり、実施に至らなかったものと理解をしております。また、意見交換の場で各部長が合理的配慮の不提供を認めたことについては、ハード整備という目に見える形での対応を行っていないという、この事実を受けとめたものと認識をしております。

最初の答弁でも申し上げましたが、仮庁舎においては市民課、税務課、市民の利用の多い窓口部署を1階に集中配置し、利便性の向上を図っているほか、廊下の拡幅、自動ドア、玄関スロープを追加設置いたしております。また、歩行移動が困難なお客様には、職員が出向いて用件を伺うほか、必要に応じて階段の昇降を介助することができるよう職員研修の機会を設けるように努めております。御満足いただけない部分も残るかと思いますが、仮住まいの庁舎で可能な対応に努めますとともに、今回の御指摘を参考に新庁舎での対応の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の事前整備、事前環境整備の不履行及びハード面での合理的配慮の不提供になるが認めるかということですが、多くの市民が利用する公共建築物において、議員がおっしゃるところの事前的環境整備、いわゆるバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方に基づく設計が求められていることについては重々理解をしております。一方で、現在の仮庁舎は地震で破損した旧庁舎からの緊急避難、また市民と職員の安全確保という大命題のもと、建築関係諸法令に従いつつ時間的・物理的な制約を受けながら急ぎ検討を進めたものであります。不足の部分があることは承知しておりますが、可能な限りにおいて高齢者、障がい者への配慮についても検討が行われたものと考えております。

なお、本市と同様にプレハブづくりの仮庁舎を運用中の他の市町においても、エレベーターを設置した事例はないものと認識をしております。ちなみに内閣府において障害者差別解消法に関して合理的配慮の提供事例集を作成し、具体的な対応事例を示されておられます。その中で肢体

不自由への対応事例といたしまして、申請窓口が2階にあるが、エレベーターがない場合、これは担当職員が1階に移動して申請を受け付けた事例、玄関に大きな段差があって車椅子で通れない場合、ふだんは職員専用としている段差の少ない通用口へ案内して庁舎内に入ってもらった事例、記載台が高過ぎて車椅子に座って使えない場合、記載台のかわりにバインダーを用意した事例、歴史的建造物の見学に参加したいが、段差が多い場合、関係係のスタッフを用意し、車椅子でも移動可能な順路で別途案内した事例、これらの多数の事例を挙げられておりますが、このようにハード整備を前提としたものではなく、職員の臨機応変の対応で不便を解消とする趣旨のものでございます。

同様に、水俣市議会におかれましても、ことし5月の臨時会以降、本会議だけでなく、総務産業常任委員会、全員協議会、高速交通対策特別委員会、議会だより編集委員会などにつきましても、可能な限りバリアフリー設備の整ったもやい館に会場を移されるなど対応をとられております。ハード面での仮庁舎の2階への上り下りを補助する設備がないことは事実として認めざるを得ませんけれども、それを補うものとして、ソフト面でできる合理的配慮があるものと考えております。

さまざまな制約の中、面積の確保を優先せざるを得なかった議場、応急仮設の施設であること等につきまして、改めて御理解をいただきたいというふうを考えております。

3番目の御質問の落下事例をもとにハード面での改善措置、これを再検討しないのかという御質問でございます。

きのうの田中議員の御質問でもお答えしましたように、市民の命と健康を守るため、また職員の労働安全のため車椅子の介助に関する研修を実施しております。また、安全に配慮して必ず4人以上で対応すること、転倒などの事故防止に努めております。ハード面での改善措置について、再検討しないのかということでございますけれども、6月の議会でもお答えいたしましたように、新庁舎完成までの仮住まいということで、新たな投資については慎重にならざるを得ない状況もございます。仮庁舎の現状を踏まえまして、利便性向上のため、できることがないかさらに検討に努めたいと考えております。

最後4つ目の質問でございますけれども、できない理由探しではなく、前向きな議論、そういったものを検討しないのかという御質問でございます。最初の答弁でもお答えしましたとおり、市としましては、一刻も早く移転をしなければならないという時間的な制約や、庁舎機能を2階分の面積に配置しなければならないという物理的な制約がある中で、できる限りの検討と配慮がなされたものと考えております。また、4月の市議会議員選挙以前には、市民や市議会からもエレベーターの設置につきましての要望や意見等も特にお聞きをしておりませんでした。御不便をおかけしておりますけれども、本市と同様にプレハブづくりの仮庁舎に庁舎機能を移してい

る他の市町と同様、一時的な避難先の仮設庁舎として御理解をいただければというふうに考えております。新庁舎に引っ越しまであと1年と10カ月の間、仮庁舎の利便性の向上のため、市としてできることがないか、引き続き検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 答弁ありがとうございます。

やはり繰り返しの答弁になってしまっていることに、バリアフリーの認識の甘さを感じざるを得ません。先ほどお伝えしましたが、プレハブの仮庁舎のエレベーター設置の事例はあります。今回の話は昇降設備そのものの話であり、ソフト面に対応しているから、設置できる、できないの話ではなく、ソフト面の対応もハード面での対応もどちらも同様にしてこそ合理的配慮と言えるものです。

2階分の床面積に配置しなければならず、物理的な制約があると答弁がありました。まず私は、仮庁舎の中でのエレベーター設置は考えておりません。設置するならば外づけが望ましいと考えています。中にしろ外づけにしろ、床面積建蔽率に詳しい方からお聞きした話によると、常設ではなく、仮設であれば、つまり取り外す予定があれば可能であるはずとの返事もいただきました。むしろ仮設であるからこそ設置できることであるようです。ですので、ほかの自治体の事例もあり、構造上の問題ではないという根拠を先ほど示したわけです。この床面積の話は県もしくは水俣市であれば、八代地域振興局が担当であるかと思いますが、実際にエレベーター設置を予定しなかった当時の話ではなく、これからエレベーターを設置する話の中で確認された答弁であったのか疑問に感じます。

また、職員研修にも触れられておりましたが、先ほどお伝えしましたとおり、職員研修は現在ストップしている状態であり、また、終了時期などのスケジュールがなされておられません。担当の作業療法士も段階を踏んでの研修内容を考えていらっしゃるのとは重々承知ではありますが、市長はこの研修の見学や内容の把握をされているのでしょうか。研修自体は職員の意識向上や後学のために必要だとは思いますが、研修を受けたからといって新庁舎供用開始までの約2年間、100%事故が起きないとは限りません。人が行うものですから手助けをする4人以上が全員プロレスラーのような屈強な人であっても、人力である以上、やはりその部分に関しては不安は残ります。また、昇降途中に介助者が力を入れ過ぎたため、車椅子の一部が破損し、それが原因で事故の原因になることも十分考えられます。何より事故が起きた際の責任は誰がとるのか、仮庁舎の階段部分には監視カメラはありませんので、事故が起きてしまった際の状況というのは、介助する側と当事者、目撃者しか知り得ません。過去の落下の話では裁判にまで発展したと聞いております。可能性の話ではなく、実際に起きた話です。

これからエレベーターなどの設備を設置することがどのように負担になるかの具体的な説明は

ありませんでしたが、事故が起きてけがはもちろんのこと、最悪の場合、死亡させてしまったとなれば、その負担や補償はエレベーターを設置する予算額以上の負担になることも容易に想像できますし、何よりそのときに介助をしていた職員にとっても、一生の心の傷として残るでしょう。私が言う労働安全上の負担というのは、現在進行形の話であり、双方にそこまでの負担になり得る行動をさせることを含めて危険だと言っていることをわかっていただきたいと思います。

また、利便性の向上のためにできることをさらに検討するとの答弁もありましたが、利便性の向上、安全性も含めて、昇降設備の設置も一つの手段であるとは考えられないのでしょうか。仮庁舎運用期間の観点からも早急な対応が必要です。

最初に障がい者計画の基本理念と基本原則をお聞きしました。基本理念のもやいを実感できる共生社会の実現、基本原則の障壁をなくすための合理的配慮をしますとあります。そして、SDGsに関しましても、ゴールに向かい、本市は取り組んでおります。SDGsの17の目標の中には、不平等をなくそうといった目標もあります。果たして今の状況でこれらの目標が達成できるのでしょうか。

仮庁舎は、約2万4,000人の市民全員が使わないかもしれません。しかし、水俣には2,600人、人口の10%以上の方が障害手帳を保持しています。手帳を保持していなくても、けがや持病などで不便を強いられている方、小さい子どもを子育て中の保護者もおります。第6次水俣市総合計画のスローガンとして掲げているみんなが幸せを感じ笑顔があふれる元気なまち水俣という、このすばらしい看板にふさわしい対応が必要ではないでしょうか。

ハード面に関しての不提供をお認めになっているのにもかかわらず、ソフト面の配慮の強化に取り組むから、罰則がないとはいえ、法律を守らないままでよいというスタンスにはやはり憤りを感じざるを得ません。2回目の答弁の中に、私に関する配慮もお答えになられていましたが、その点に関しましては、もちろん日々感謝しております。しかし、これは私だけの問題ではなく、希望する市民がいるという前提の話です。障がい者採用試験も毎年行っていることも受け入れ準備として必要です。どうしてもできないのであれば、できない絶対的な理由を示す必要があります。できる方法などを提案させていただきましたが、私は水俣で育った人間として、水俣市には見本になっていただきたいと思っています。他の自治体で同じような問題が起きた際に、胸を張ってアドバイスができる、手を差し伸べることができる、そんなまちになってほしいと思います。

最後に、エレベーターなどの設置を希望している市民の声にどうか応えていただくことと、さらなる前向きな検討と実施に期待しまして、3回目の質問に入ります。

1つ目、このままエレベーターなどの設置に取り組まないとなれば、紹介した事故の事実を鑑み、事故が起きた際の補償責任は一体誰がとるのか。

2つ目、最終的には市長判断に委ねられると考えますが、今後、ハード面での合理的配慮、エレベーターなどの設置を行う意思はあるのか。

3つ目、罰則こそありませんが、違法状態というこの現状のままで第6次水俣市総合計画、水俣市障がい者計画については、SDGsの目標は達成できるか。

4つ目、市長が考えるバリアフリーの必要性、そして市長にとって水俣市、水俣市民とはどのような存在か。

以上で質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の、事故が起こった場合の責任は、じゃあ、誰がとるのかという御質問でございますけれども、これは万が一にもそういったものがあってはならないということでございますけれども、公務遂行上の事故につきましては、水俣市として責任を負うものであり、職員の管理監督者として当然私の責任は免れないものと考えております。

2番目のハード面での合理的配慮、環境整備を行う意思があるのかということですが、先ほどからの答弁でも申し上げておりますように、仮庁舎につきましては、新庁舎完成までの仮住まいということで、慎重にならざるを得ないというふうには考えております。また、建物の構造の問題や、利用できる期間など考慮すべき問題等も多々ございます。新庁舎が完成する令和3年10月まで残り1年10カ月となっております。何度も申し上げますけれども、御不便をおかけするかと思います。それぞれの来庁者のニーズに応じて、職員のきめ細やかな対応を行ってきたいというふうに考えております。

それから3番目の、このような状態でSDGsの目標が達成できるのかという御質問でございます。第6次水俣市総合計画におきまして、第1期基本計画の基本目標の3、住みなれた地域でいきいきと暮らせるまちづくりの中の、施策の5といたしまして、障がい者福祉の充実を掲げております。また、SDGsの17の目標の10番目に、人や国の不平等をなくそうという目標が掲げられております。水俣市障がい者計画においては、10の基本方針の5番目、生活環境の整備において、バリアフリーの推進を掲げております。仮庁舎についてはさまざまな制約の中、現在のよう状況となり、大変御不便をおかけしているところではございますけれども、可能な限りの配慮をさせていただいております。今後、建築を進める新庁舎におきましては、さまざまな御意見をお伺いして、バリアフリーに十分配慮したものとしており、第6次水俣市総合計画及びSDGs水俣市障がい者計画の目標達成に向けて取り組みを進めています。

4番目の、私が考えるバリアフリーの必要性、それから市長にとっての水俣市、また水俣市民はどのような存在かということでございます。全ての人が生き生きと暮らせるまちづくりを進め

る上で、バリアフリーの推進は重要な要素となるものであり、建物や道路などの物理的なバリアフリーに加えまして、人の心のバリアフリーも大切な要素であるというふうに考えております。私も市議会議員として市政の運営に携わって11年、そして市長の任をお受けしてから、市政の発展に取り組んでやがて2年となります。水俣市は私の大切なふるさとでもございます。また、水俣市民の皆様はともに暮らし、喜びを分かち合う家族であり、ともに未来をつくる大切な仲間であるというふうに考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で杉迫一樹議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、こんにちは。真志会の桑原一知です。

ことは、皇位継承に伴い元号が令和に改元され、新しい時代が始まったことは大変喜ばしい出来事であります。

水俣市も市制70周年を迎え、SDGsの推進やSUP聖地への確立など新たな取り組みに挑戦していることは皆さんも御存じだと思います。

このような中、市の取り組みや今後の施策などを高岡市長から直接聞く市政報告会が開催され、私も参加いたしました。

そこで、JNC株式会社の電子部品事業撤退について行政の対応に意見がありました。私も地域の半導体製造主体のグループ企業に勤めていました。産業の米と言われた半導体ですが、韓国や台湾勢に台頭され、激しい価格競争にさらされました。ピーク時には約528億円の売上高を上げ、県内でも有力企業でしたが、半導体不況の中で、事業縮小や新規業務への参入、そして約300名の希望退職者を募るなど試みたものの、2008年に事業継続を断念され、新たに180名ほどの従業員が職を失いました。その当時、行政からの支援はありませんでした。

しかし、今回はいち早く総合相談窓口を設置され、企業や各関係機関と連携し、再就職・生活相談の支援を行っておられます。この行政の対応に多くの市民から高い評価を得ている事実を申し伝えておきます。今後も従業員お一人お一人に寄り添い丁寧な支援をお願いしておきます。

また、市政報告会である方は、この年になってこんな夢のある話と今後の水俣の将来に期待が持てる話が聞くことができ、きょうは来てよかったと話されていたのは強く印象に残っています。

す。私たちの夢が実現したら、将来一体何が起こるのか。どんなすばらしいことが待っているのか。実現するには何をやればいいのか。私も明るく活力あるまちづくりのために議員として取り組んでいくことを改めて心に刻み、以下、通告に従い質問に入ります。

1、地域公共交通網形成計画について

①、第1期水俣市地域公共交通網形成計画の計画期間を終えようとしているが、見えてきた課題は何か。

②、利用者や交通事業者、また市民の意見集約はどのような方法で行うのか。

③、第2期水俣市地域公共交通網形成計画の今後の策定スケジュールはどうなっているか。

2、通信インフラ整備について

①、本市の光ファイバー通信網の整備状況はどうなっているか。

②、本市の公共施設等への光回線の普及はどうなっているか。

③、光ファイバー未整備地区について、市は今後どのように考えているか。

3、子どもの学力向上について

①、全国学力・学習状況調査の結果はどうだったか。また課題は把握できたのか。

②、学力向上に向けて現在の取り組みはどうなっているか。

4、地域防災について

①、水俣市消防団員数の推移はどうなっているか。

②、機能別消防団員制度の導入について、どのように考えているか。

③、本市が管理する避難所へのAED設置状況はどうなっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域公共交通網形成計画については私から、通信インフラ整備については総務企画部長から、子どもの学力向上については教育長から、地域防災については副市長から、それぞれお答えします。

まず初めに、地域公共交通網形成計画について、順次お答えします。

まず、第1期水俣市地域公共交通網形成計画の計画期間を終えようとしているが、見えてきた課題は何かとの御質問にお答えします。

平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間として運用してきた第1期水俣市地域公共交通網形成計画におきましては、市街地から新水俣駅へのアクセス改善を目的としたみなくるバ

スの市街地循環線の運行を開始したほか、子どもたちにバスへの愛着を持ってもらうため、バスの乗り方教室の開催や、利用者の要望に応じた路線の延伸、バス停の新設などに取り組んでまいりました。

取り組みを進める中で見えてきた課題としては4点ございます。

第1に、公共交通機関が乗り入れている交通空白地域が一部存在している点。第2に、現在の運行ダイヤと利用者が利用したいと考えている時間にミスマッチが生じている路線がある点。第3に、みなくるバスと乗り合いタクシーの路線の中には、利用者が極端に少なくなっている路線も出てきている点。これらの課題は利用者のニーズを反映しながら、既存路線の見直しについて再検討を行う必要があると考えています。第4に、公共交通を維持するための市の財政負担が年々増加している点です。

沿線住民の利用意識の醸成を図るとともに、利用低迷路線の便数削減なども含め、より効率的な運行を維持することによって、公共交通網を維持させていくことが今後必要であるというように認識しております。

次に、利用者や交通事業者、また市民の意見の集約はどのような方法で行うのかとの御質問にお答えします。

現在、第2期水俣市地域公共交通網形成計画を策定しているところですが、この中で、まず利用者については多くの利用者が訪れる総合医療センターや商業施設、バス車内でのヒアリング調査を利用者1,000人に実施しております。交通事業者については、水俣市内で運行を行っている全ての交通事業者5社に対するヒアリング調査を行っております。

また、市民に対しては1,000人を対象とする公共交通に関するアンケート調査を9月に実施し、公共交通の利用状況とあわせ幅広い意見を集約しております。

次に、第2期水俣市地域公共交通網形成計画の今後の策定スケジュールはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

現在、さきに述べた各種調査を終えたところであり、調査からわかったニーズや要望を本計画にどのように反映していくか、事業内容などを含め検討しているところです。

今後の予定といたしましては、1月中に熊本運輸支局、交通事業者、自治会長会、水俣市老人クラブ連合会の代表者などで組織する水俣市地域公共交通会議で、計画の素案について検討をしていただいた後、2月上旬をめどにパブリックコメントを実施し、3月中に第2期水俣市地域公共交通網形成計画の策定を完了することとしております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。計画期間中に路線の延伸、またバス停の新設など、利用者の要望に応じた対策もされており、市民のニーズを細かく聞き取りをされているなという実感

があります。私自身はバス停の時刻表がわかりやすく改善されたのは高い評価を得ているところ
です。

今、4点の課題ということで、一部の交通空白地帯があることや、運行ダイヤと利用者が利用
したいと考える時間にミスマッチが生じている。利用者が極端に少なくなっている路線がある。
公共交通を維持するための市の財政負担が年々増加をしている。このような課題の多くは人口減
少、また高齢化にあると考えています。そして、多くの自治体に共通している問題でもあると思
います。

第2期の計画では、利用者や交通事業者のヒアリング、そして市民へのアンケート結果でわ
かったニーズや要望を精査し、水俣市地域公共交通会議で計画の検討をし、その後、パブリック
コメントを実施した後に、令和2年の3月中に策定完了ということでした。

私たちの会派でも、秋田県の横手市の取り組みであります自家用有償旅客運送の視察を行いま
した。これは地域住民が主体となり、助け合い精神で、屋根の雪おろしや沿道の草払いなどを行
い、安心して住み続ける地域づくりを推進する目的で、^{ざるはんない}狙半内共助運営隊を組織し、その一環と
して有償の送迎サービスに取り組んでおられます。

運用される車はミニバンを使用されており、これは公用車として市が管理し、運転手は^{ざるはんない}狙半内
共助運営隊の地域の方が交代で行っておられます。このような事例も持続可能な地域公共交通の
一つの形であり、大変参考になると思います。

そこで質問の1番目ですけれども、利用者の移動手段をSDGsに基づく持続可能な地域社会づ
くりで考えると、今後どのような移動形態を考えているのかお尋ねします。

また、ほかの自治体ではバス路線の運行が困難になっている地域や、交通空白地帯においては
持続可能な交通手段として、各地域の実情に応じたデマンド交通の導入が増加しています。この
デマンド交通導入について、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。2点質問です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目ですけれども、このSDGsの考えに基づく移動形態をどのように考えているか
ということでございますけれども、SDGsの17の目標のうち11番目の目標であります住み続けら
れるまちづくりにおいて、アクセスの確保、提供がうたわれているところではございます。本市
の公共交通の現状といたしましては、民間のバス会社が運行している路線バス、コミュニティバ
スのみなくバス、乗り合いタクシー、スクールバスの一般混乗によって、水俣市のほぼ全域が
カバーをされております。本市の移動形態といたしましては、高齢者の移動手段として、利便性
を考慮しており、基本的には定時定路線で運行し、利用方法がわかりやすい路線バスを軸に、乗
り合いタクシーなどで空白地域を補完するという形をとっております。今後もこの移動形態を維

持しつつ、公共交通網を維持してまいりたいというふうを考えております。

2点目のデマンド交通導入についてどのように考えているかという御質問でございます。

デマンド交通は、予約があったときに運行を行う運行形態でございます。利用者が少ない路線については、運行コストの削減が期待できる手段であると考えております。しかし、予約に応じて利用者の送迎を行う形態でございますので、民間タクシー事業とのサービス内容と競合関係にもなり、地域のタクシー自動車の経営に悪影響を与える可能性も十分考えられますことから、実施するためには、交通事業者も交えて協議を行い、慎重に制度設計をする必要があるというふうと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。3回目の質問に入ります。

本市においてはさまざまな移動手段があり、全域をカバーをしているということでありました。確かに移動手段は多く、ニーズに合うものを選ぶこともできます。そして、路線バスを中心に乗り合いタクシーやスクールバスで空白地帯を補ってあり、利便性は確かにあるのではないかと私も思っております。ですが、移動手段の多さによる維持経費の増加、利用者の要望を聞き過ぎて間隔が短い停留所があること、そして、乗り合いタクシーでは、行き先は違いますけども、時間どおりであれば水俣の郵便局前に5台が停車し、陣内までの停留所までは4台が連なって移動することになります。一般車両などとの交通トラブルや事故なども懸念されるのではないかなというふうに思っております。このような課題も調査していただき、意見、データを集約しつつ、デマンド交通も含め、持続可能な、そして市民に愛される地域公共交通網計画に挑んでいただくことを望んでおりますけども、最後に市長から見解をお尋ねして、この質問を終わりとします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員の3回目の御質問でございますが、今、議員からも申されましたように、やはり財政的な問題、それからいろんな問題ございますけれども、やはり交通弱者と言われる高齢者の方、免許をお持ちでない方、そういった方のやはり利便性のいいものというものも考えていかなければいけないということで、そういったものに関しまして、今、桑原議員から御指摘のございましたことも踏まえて、今後、検討していきたいというふうを考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、通信インフラ整備について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、通信インフラ整備について、順次お答えします。

まず、水俣市の光ファイバー通信網の整備状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市での光情報通信サービスは各社で提供されていますが、NTT西日本の通信網を利用して、市全域の総世帯数の約85%がサービスを受けられる状況になっております。しかし、NTT基地局の葛渡局・久木野局・湯出局の3局においては、光ファイバーが敷設されておられません。

次に、本市の公共施設等への光回線の普及はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市の公共施設のうち、先ほどお答えしました葛渡局・久木野局・湯出局の3局がカバーする範囲では光ファイバーが敷設されていないため、当該地域にある公共施設には、光回線を引くことができない状況にあります。具体的には、小・中学校11校のうち葛渡小学校、久木野小学校、湯出小学校、緑東中学校の4校、地域コミュニティ施設のうち湯の鶴温泉保健センターほたるの湯、久木野ふるさとセンター愛林館、東部センター葛彩館の3施設、その他石坂川生涯学習センター等で光回線を利用することができない状況にあります。

次に、光ファイバー未整備地区について市は今後どのように考えているかとの御質問にお答えします。

光ブロードバンドサービスは、防災、企業誘致、人口流出の防止、観光客等の交流人口の増加、教育ICTによる質の向上、医療ICTによるサービスの向上など、さまざまな地域の課題への解決に資するものであり、光ファイバー未整備地区も含め水俣市全域に必要なインフラであると考えております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

本市の光ファイバー通信網の整備状況は、総世帯の約85%でサービスが利用できていると。東部、久木野地域と湯出地域では未整備であり、それに伴い、その地区にあります小・中学校の4校と、地域コミュニティの4カ所、また該当地域の世帯では光回線が利用できない状況であるということでした。

国も5Gを初めとするICTインフラ整備支援策と5G利活用促進策を一体的かつ効果的に活用し、ICTインフラをできるだけ早期に日本全国に展開するため、今回、総務省がICTインフラ地域展開マスタープランを策定しております。今後、地域で5G利活用の推進が進む中、5G基地局を支える光ファイバーが整備できていないということは、地域間の情報格差が生じているということでもあります。市の考えとしては、先ほど答弁にもありました防災や企業誘致、観光、教育、医療、そして農業の面で質やサービス向上において必要不可欠なインフラであるとの考えであるということでありました。

そこで、1点質問をします。

前回質問した際に、整備費用は本市負担が4億8,000万円ということでありましたが、今年度創設された高度無線環境整備促進事業による補助金を活用した場合、本市全域で光情報通信が利

用できるようにするにはどれぐらいの費用が必要なのかお尋ねします。1点だけです。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 桑原議員の2度目の質問にお答えします。

質問の内容は、今年度創設の高度無線環境整備推進事業、これによる補助金を活用した場合の本市全域で光通信をできるための費用はいかほどかということだったかと思います。

仮に来年度、この高度無線環境整備推進事業を活用し、現在、光回線が敷設されていない地域への整備事業を通信事業者が令和2年度中に工事を完了させ、補助金が満額交付されたとした場合の試算については、概算で国から約1億1,600万円の補助があり、本市の負担は約2億9,900万円と見込んでおります。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 満額で出た場合に、概算ではありますけども、本市負担が2億9,900万ということでありました。依然大きな負担ではないかなというふうに思っております。実際、本来なら数年前から計画的に整備すべきであったものと私は思っております。ですが、全国各地を面積にくまなく5G基地局を整備するような動きに、これ以上、本市もおくれるわけにはいかないのではないかとこの情報格差を早期に解消すべきではないかと考えますけども、いかがでしょうか、1点質問して終わります。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 桑原議員の3度目の御質問にお答えします。

情報格差は早期に解消すべきと考えるがという御意見、御質問だったと思います。

先ほど答弁しましたように、光ファイバーはさまざまな地域の課題を解決するため、必要不可欠なインフラであり、未整備地区へはできる限り早期に敷設すべきと思っております。しかしながら、国庫補助金があるにしても、本市が負担する金額が大きく、新庁舎建設などの大型建設事業がある現在では、財源の確保に苦慮しているところです。予算編成において後年度の財政状況も考慮しながら、早期の事業実施に向けて検討を進めたいと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、子どもの学力向上について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、子どもの学力向上について、順次お答えします。

まず、全国学力・学習状況調査の結果はどうだったか。また課題は把握できたのかとの御質問

にお答えします。

今年度は、小学校の国語と算数、中学校の国語と数学に加えて、中学校の英語が実施されました。本市の結果は、全国平均との比較では、小学校の国語で上回りましたが、小学校の算数、中学校の国語、数学、英語でわずかに下回りました。しかし、県平均との比較では、小学校の算数以外で上回っております。

課題の把握につきましては、教科の中では算数と数学に課題があります。特に答えの求め方や考えを説明したり、表から関係を見出し式であらわしたりする問題に課題が見られました。また、本調査の経年の結果を比較すると、つまずきが見られる問題の傾向が似ているのが特徴です。

次に、学力向上に向けて現在の取り組みはどうなっているかとの御質問にお答えします。

子どもたちの学力向上につきましては、これまで水俣市学力向上宣言に基づき、子どもたち一人一人の確かな学力の育成を目指して取り組んでまいりました。

具体的な施策を幾つか紹介しますと、教師の資質向上のための教育セミナーの実施や、市教育委員会による学力向上研究指定校推進事業、児童・生徒の基礎学力の向上を目指す放課後補充教室の実施等の取り組みを行っており、平成29・30年度と比較して、今年度は全国平均との差が縮まっており、一定の成果を上げていると考えられます。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

全国学力・学習状況調査の結果は、課題としては算数と数学に課題があり、毎年の結果から比較すると、つまずきが見られる問題が似ているということでした。全国的に見ても、算数や数学は苦手な子どもたちは多いのではないかと思います。

実は私も算数、数学が苦手でありました。母が来ているので余り学力は言いたくないんですけども、苦手でありました。これは要は小学校の時点でわからないまま中学校、高校へ上がっていくと、もう基礎がわかってないんで、もう中学、高校に行くと、もう向き合なくなってしまうんですね。こういった小学校の段階で苦手意識が強く、算数が嫌いになる、こういう子どもたちも多いのではないかなというふうに思います。

例えば進学、もしくは就職するにも、この算数、数学が苦手なままだと選択肢が狭まる。特にITとか建築もそうですし、いろんな面で資格取得では苦勞をします。このようなことから、小学校の算数は基礎であり、極めて大事であります。

そこで質問ですけども、今回の学力・学習状況調査の結果を受け、課題解決に向けどのような取り組みを行うのかお尋ねします。

現在の学力向上に向けての取り組みでは、教職員の資質向上の教育セミナーの実施、そして放課後補充教室の実施など行われており、その結果、全国平均の差が縮まっているということであ

りました。今回、小学校の運動部活動が社会体育に移行し、先生方もより子どもたちへの学習指導に注力することができると考えておりますので、さらなる学力向上に向けて放課後補充教室の拡充もお願いしておきます。

今後の小学校では、学習指導要領の改訂に伴い、外国語教育の移行措置から本格導入、そしてプログラミング教育が必須となります。そこで2点質問あるんですけども、現在、移行措置であります小学校の外国語教育はどのような授業が行われるのかお尋ねします。もう1点が、プログラミング教育が2020年度から全面実施をされますが、本市の準備状況はどうなっているのかお尋ねします。3点質問します。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。

3点ございました。1点目は、調査の結果を受けて、その課題解決に向けどのような取り組みを行うのかとの御質問でした。当教育委員会では、教職員で構成する学校教育改革プロジェクト会議の授業力向上委員会において、昨年度の全国学力・学習状況調査の結果分析をもとに、課題解決に向けた共通実践のための未来の担い手育成宣言、学力向上宣言を作成しました。また、水俣教育フォーラムにおいて、課題解決に向けた授業改善のため、小学校算数の提案授業を行いました。

今年度は、各委員が課題解決のための授業改善に取り組み、その実践をまとめた学力・学習状況調査を基点とした授業改善実践報告集を作成し、先生方一人一人に配付することで、教職員の授業改善につなげてもらおうと取り組みを進めているところでございます。

2点目は、小学校での外国語教育はどのような授業が行われているのかとの御質問でした。

小学校の外国語教育は、2011年度、平成23年度から小学校5・6年生において外国語活動が導入されてきました。さらに2020年度、令和2年度の学習指導要領改訂に伴い、3・4年生から外国語活動を導入し、5・6年生においては英語を教科として教える外国語科を導入することになっており、本市では昨年度から既に先行実施しております。

どのような授業が行われているかについては、3・4年生で学習する外国語活動と、5・6年生で学習する外国語科に分けて説明いたします。

まず、3・4年生で学習する外国語活動は、1年間に35時間、週に1時間の授業を行います。初めて外国語に触れるとも考えられることを考慮し、例えば世界のいろいろな国の言葉で挨拶をしたり、友達に簡単な英語でインタビューをしたり、簡単なクイズを出し合ったりするなど、コミュニケーションの体験を中心とした主に音声面の学習を行っています。

次に、5・6年生で学習する外国語科は、1年間に70時間、週に2時間の授業を行います。3・4年生の聞くこと、話すことに加えて、読むこと、書くことにもより焦点を当てた学習を行

います。例えば英語での自己紹介、行ってみたい国や地域の紹介、夏休みや小学校生活の思い出などを伝え合う活動を聞いたり言ったりするだけでなく、例を参考に語順を意識しながら書いたりする学習も行っています。

3点目は、プログラミング教育が2020年度から全面実施されるけども、本市の準備状況はどうなっているかとの御質問でした。

まず、プログラミング教育について簡単に説明します。プログラミング教育の目的は、プログラミング教育を通して育成される能力、プログラミング的思考を育成することです。これはプログラミングを行う能力そのものではなく、国語や算数などの教科や日常生活、社会へ出た後などあらゆる場面で生かすことのできる汎用性が高い能力です。

さて、本市の準備状況ですけども、ソフト面では授業を行う教職員への研修を行っております。6月には各校のプログラミング教育担当者や参加希望者を対象に、民間でプログラミング教育に関するコンテンツ開発や啓発活動等に精通している講師による講演を行い、プログラミング教育に期待されることや、効果的な教材等を御紹介いただきました。

また、10月には県立教育センターの担当指導主事を講師として招聘し、各校のプログラミング教育担当者や参加希望者を対象に、プログラミング研修会を行いました。プログラミング教育の意義の説明や、フリーソフトを使った模擬授業を体験、教材の紹介、意見交換等を行い、各学校で研修内容の復講をお願いしているところです。同様の研修会を3月にももう一度予定しております。その他、プログラミング教育の実施に係るソフトの操作や活用の支援を含めた学校のICT機器の保守、サポート事業を行っています。

次に、ハード面につきましては、国の目指すICT機器の整備目標に近づけるよう必要な機器の経費について、次年度に向けて検討を行っているところでございます。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

課題解決に向けては、授業改善のため小学校算数の提案授業を行い、今年度は授業改善の取り組み実践をまとめた学力・学習状況調査を基点とした授業改善実践報告書を作成し、先生方一人一人に配付し、授業改善につなげてもらおうと、このような取り組みを推進されているということでありました。

また、外国語教育が移行措置期間を終え、令和2年度から5・6年は教科、3・4年は活動となり、特に5・6年生は読み書きが加わるなど、ちょっと高度な授業内容になると考えます。

プログラミング教育では、授業を行う先生の研修などを行い、準備を進めているということでありました。そしてハード面では、学校のICT化で全国の小学校5年生から中学校3年生まで、パソコンを一人1台使える環境を進めていると、それに近づけるということでありました。

この国のICTの予算については、どっちかという、経済効果、その側面もあるというふうに聞いておりますので、ちょっと先ほど話した、やっぱり光ファイバーが整備されていない4校について、ICT化を進める上では、教育的に格差が出ないかという部分も少し私的には心配な部分でもあります。このように国の方針のもと、小学校では新たな試みを導入をしていくと、大きく変化をしていくものだと思います。子どもたちの確かな学力向上を目指し、本市も変革が必要な時期ではないかと考えています。

そこで1点目の質問ですけれども、熊本市でも議題というか、話が上がってきてますけれども、中学校では一般的な専門の教師が教科ごとに教える教科担任制ですね、他の小学校では既に一部導入をしている学校もありますけれども、国でも5・6年生について、全国で導入検討を進めていく方針であるというふうに聞いております。そこで本市の考えをお尋ねいたします。

この小学校の教科担任制導入背景には、英語の教科化、そしてプログラミング教育の導入、そして先生方の過重労働を軽減するねらいもあるというふうに聞いております。こういう新たな取り組みのもと、地方自治体が抱える問題としては、現状では教職員数が足りないのが問題ではないかというふうに思っています。ですので、過重労働を軽減する目的であっても、逆に言うと、地方だと、都市部もそうかもしれないですけども、先生にまた新たな負担が生じてくるのではないかというふうに思っています。

そこで、外国語教育やプログラミング教育が始まるに当たり、新たな資格を有する専門の人材が必要であります。実際、今現在、指導する人材は足りているのか質問いたします。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 桑原議員の3回目の御質問にお答えします。

2点ございました。1点目は、小学校における教科担任制導入の本市の考えについてのお尋ねでした。実際に、教科担任制を導入するに当たっては、全ての教科で行うのか、一部の教科で行うのか、どうやって必要な人材を確保するのかなど検討していく必要があります。本市におきましては、熊本県教育委員会に専科教員配置の要望を出したり、隣接する小・中学校に兼務発令を出し、乗り入れ授業をしたりしている状況です。今後も国の動向を注視し、他郡市の状況などの情報収集に努めてまいります。

2点目は、外国語教育やプログラミング教育が始まるに当たり、指導する人材は足りているのかとの御質問でした。外国語教育については、昨年度から先行実施しており、担任を中心に授業を行っています。ただ、外国語活動や外国語科を指導するに当たり、英語に関する専門的な知識や技能が必要となるため、当教育委員会では、平成29年度まで一人であった外国語活動支援員を平成30年度から3人にふやして授業サポートを行っています。さらに今年度からは英語専科の教員も一人配置され、該当校等において授業を行っています。

プログラミング教育についても、いろいろな教科の学習の中でプログラミング的思考を育成する授業を行うため、原則として担任が授業を行います。ただ、授業を実施するに当たり、ソフトの操作や活用の仕方、ICT機器の操作等についてのサポートが必要と考えます。この点につきましては、引き続き必要に応じた支援ができるよう次年度に向けて検討を行っているところでございます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、地域防災について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、地域防災について、順次お答えします。

まず、水俣市消防団員数の推移はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市消防団員数は、平成31年度4月1日現在464名で、10年前の平成21年度の団員数494名と比較すると、30名減少しております。

次に、機能別消防団員制度の導入について、どのように考えているのかとの御質問にお答えします。

機能別消防団員制度は、消防団OBを活用し、地元の初期消火に限定して活動を行うなど、地域防災力の強化には有効な手段であると認識していますが、限定的な活動にとどまってしまうことや、処遇面など整理するべき課題があるため、現在のところ、機能別消防団員制度の導入は考えておりません。

まずは、広報紙で消防団の活動を紹介し、興味を持っていただくことや再入団の勧誘を進めることなどで、基本団員の確保に努めていきたいと考えております。

次に、水俣市が管理する避難所へのAED設置はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市が管理する避難所は21カ所ございます。このうちAEDの設置避難所は17カ所で、未設置避難所は、水俣高校第二体育館、葛彩館、愛林館、旧第三中学校体育館の4カ所となっております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

近年多様化、また大規模化する災害に対し、地域防災力をいかに発揮していくかが重要な課題であります。少子高齢化において、地域防災力の中心となるべき世代が日中にその地域にいないという実情があり、特に山間部では重要な課題であります。団員数は10年前に比べると30名減少ということでした。担当課のほうにお聞きすると、毎年増減はあると聞いております。ただ大幅には減少はしていないんですけども、団長を中心として、各分団長、そして部長、そして団員の皆さんの努力で何とか確保をしていると、横並びで推移をしているというふうな状況であろう

と思います。

全国では活動を限定した機能別消防団員制度を導入している自治体がふえてきています。選択肢の幅を広げ、いざというときに防災にかかわる方々をふやし、地域防災力の底上げをするものと考えます。本市では現在のところ制度導入は考えていないということで、基本団員の確保を推進するということでした。ただ、今後、山間部で見えますと、団員数は減少傾向にあります。私がおります班も、入ったころは24名おりましたけども、今は14ですかね、ということで10名、他の周りの地域も見えますと、団員数20人は至っていない、十数名でやっているという状況があります。

このような中、熊本県の市の消防団長連絡協議会においても、この機能別消防団員制度について議題に上がり、各市の取り組み、状況などの情報交換などを行ったと聞いております。各市導入しているところ、していないところもありますし、導入検討のために調査を行っているという、さまざまな意見や情報交換の中で話をされてきたと思います。少なくとも水俣市も人口減少、高齢化は進んでまいります。いざそういったときに、機能別消防団員制度を導入するに当たって、すぐにはやはり導入はできないのではないかと思います。やはり先に今から機能別消防団員制度の研究、調査などが必要であると思いますけども、見解をお尋ねします。

また、AEDの設置であります。災害時に避難してこられた際に、AEDが必要な処置が発生する可能性もあります。また、未設置の避難所には日ごろでも市民が集う場所でもあります。先ほど4カ所、まだ未設置ということでありました。ぜひここに市が管理する避難所にはAEDの設置が必要と考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、機能別消防団員制度の研究調査が必要であると思うがどうか、見解はということでございました。機能別消防団員制度の課題の整理などを行い、他市の導入実績を参考に研究調査をしていきたいというふうに考えております。

次に、市が管理する避難所でAEDが未設置の避難所に設置が必要ではないかという御質問でございます。AEDの避難所への設置は望ましいと考えますので、今後、本市の施設に関しましては設置に向けて検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

AEDの設置については検討をしていただくということでしたので、早急に市が管理される施設で担当課さんですかね、と思いますので、ぜひ協議をお願いしておきます。

機能別消防団員制度ですが、他市の導入を参考に研究調査を行い、本市に合った制度構築をお

願いたいと思います。私も資料を見させていただきましたけども、各市導入されているところの中身としては、まちまちでありました。保険のこともありますし、普通の団員と同じ出動費を払うところもありますし、別途で払うところもある。そういうふうにもいろいろと各市で違った形で導入をされております。ですので、本市に合うような形で、ぜひ制度の構築のほうを研究調査、願いたいと思います。

先ほど団員の確保においても、全ての消防団員が自分のふるさと自分たちで守るという、郷土愛を大切にしてください、仲間をふやす活動をしていただけると今後も確信しております。

そこで1点、質問ですけども、行政としてやれること、新入団員の確保、また再入団を進めることに対して、今現在どのような取り組みを行っているのかお尋ねをして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 桑原議員の3回目の御質問にお答えします。

新入団員の確保や再入団の推進にどのような取り組みを行っているかという御質問でした。消防団員に対して優遇措置を行う水俣市消防団応援の店や、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として認定される水俣市消防団協力事業所表示制度の推進により、消防団の活動をサポートできる環境づくりを行っているところです。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時46分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 皆様、こんにちは。真志会の真野頼隆です。

先般行われたラグビーワールドカップでは、日本が予選リーグを1位で通過し、初の決勝トーナメントへ進みました。

そんな日本チームの手に汗握る快進撃は、私たち日本国民に感動と勇気を与えてくれました。今回の日本チームは純粋な日本人だけのチームではなく、違ったメンタリティー、違った文化で育った帰化選手たちとの混成チームでしたが、見事に目標が一致したワンチームだったと思います。我が水俣市においても少子高齢化、また人口減少の中、我々議員もがっちりスクラムを組んで、日本チームのようにワンチームとなって水俣市発展のため頑張りたいものです。

それでは、さきの通告に従い、順次質問してまいりますので、執行部の明快なる答弁よろしく

お願いいたします。

1、南九州西回り自動車道について

- ①、現在の進捗状況はどうなっているのか。
- ②、袋インターへの取り付け道路の整備はどうなっているのか。
- ③、平成25年6月議会において、江口隆一議員が質問した「南九州西回り自動車道にサービスエリアの設置を」の検討はどうなっているのか。

2、本市の農業振興と棚田の景観保全について

- ①、本市の遊休農地の状況はどうなっているのか。またその要因は何か。
- ②、湯の鶴の入り口に当たる白岩地区の棚田が整備されると新聞に出ていたが、今後どのように景観を維持していくのか。
- ③、本市の農業振興のため高単価作物導入の取り組み状況はどうか。

3、ICTの活用及び外国語活動教育について

- ①、ICT機器を活用した教育は、現在どのように行われているのか。
- ②、小学校段階から始まるプログラミング教育をどのように進めていくのか。
- ③、小学3年生から始まる外国語活動教育はどんな形で行われているのか。また何を目指すのか。
- ④、本市の中学校における英語検定の取得状況はどうか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、南九州西回り自動車については私から、本市の農業振興と棚田の景観保全については産業建設部長から、ICT活用及び外国語活動教育については教育長からそれぞれお答えします。

初めに、南九州西回り自動車道について、順次お答えします。

まず、現在の進捗状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

国によると、熊本県側からは袋インターチェンジ（仮称）と県境に向けた道路整備が進められています。現在は、中尾山トンネルや小田代トンネルを初めとした道路工事や、用地の取得が着実に行われており、鹿児島県を含む芦北出水道路の用地取得の進捗率は約95%になっているとのことです。

なお、袋インターチェンジ（仮称）、出水北インターチェンジ（仮称）のいずれも供用開始時期は未定とのことです。

次に、袋インターへの取り付け道路の整備はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

袋インターチェンジ（仮称）は、肥薩おれんじ鉄道袋駅から約600メートル東の樹園地に建設される計画です。

袋インターへの取り付け道路は、水俣市が整備することとなっており、国道3号から道路を新設して接続するルートと、小田代農免道とインターを結ぶ市道を改良する2つのルートがあります。

これらの路線の整備については、平成26年度に国の交付金事業として調査及び測量設計に着手いたしました。

国道3号からの新設道路は、平成31年3月に袋インター線として市道認定を行い、現在、用地の取得を進めております。関係者は相続人を含めると、160人ほどに上り、現時点で用地取得ができているのは、面積ベースで約10%です。

小田代農免道とインターを結ぶ、市道野川・袋線の改良事業も、現在、用地の取得を進めており、関係者は14人で、面積ベースで約90%取得しております。

この路線は、既に用地の取得が終わった区間においては、のり面掘削工事に着手しております。

次に、平成25年6月議会で質問のあった「南九州西回り自動車道にサービスエリアの設置を」の検討はどうなっているかについてお答えします。

平成25年6月議会では、サービスエリアを含んだハイウェイオアシス構想について、有効性と設置に対する考えの御質問があり、答弁として、仮にそのような施設ができた場合、雇用の機会が生まれるだけでなく、地域の特産物の販売拠点にもなり、地域経済や観光振興など市の活性化に有効と思われる。一方で、設置場所等の課題や、設置には膨大な費用がかかることが推察されることもあり、実施のハードルは極めて高いと思われるが、国や県の意見も聞き検討してみたいと思うといった内容をお答えしております。

その後の検討状況につきましては、国や県の意見も聞き検討してみたいと思うとお答えしておりましたが、十分な検討がなされないまま現在に至っております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問をさせていただきます。

袋インターチェンジ、仮称ですけども、（仮称）袋インターチェンジ、それと仮称の出水北インターチェンジの供用開始が未定とのことですが、国交省としてもいついつできますというのは、なかなか国としても、なかなか発表は難しいのではないかと。私たちが思うに、日奈久からずっと以南を見ますと、大体3年計画ぐらいでインターが開通、供用開始されてきたんですけども、今回の場合、そういうわけにちょっといかないのかなと。袋インター、そしてまた出水の北インター、同時に熊本県側と鹿児島県側を同時に開通させたいのかな、供用開始をさせたいの

かなという、そういう感じに何か受け取れるのもございます。それは仕方ないことかもしれませんが、一日も早い供用開始というのは、これは水俣市民も望んでいることだと思います。それはそれとして、現在、工事が行われている中尾山トンネル、あるいは小田代トンネルの進捗状況、何メートルの区間で大体どのぐらい今工事が進んでいるのか、そのことについてまず1点お尋ねをしたいと思います。

それから、「南九州西回り自動車にサービスエリアの設置を」ということで、平成25年6月議会で江口議員が質問をされていたんですけれども、そのときの答弁では、実施のハードルは極めて高いと思われるが、国や県の意見を聞き検討したいと答弁されているにもかかわらず、6年間たっても何ら検討された跡がないということは、これはどういうことか。やはりこれは執行部はもう少し議員が質問したときに、やはり検討するということが言われたのであれば、何らかのやっぱり検討があってしかりだと思います。これは執行部のほうに大喝を申し述べたいと思います。

でも、これは6年前のことで、今の高岡市政ではございませんし、前々市長のときの問題ですから、高岡市長は責めてもしょうがないんですけども、このサービスエリアの設置というのは、非常にこの水俣にとってはやっぱり経済効果とかそういうことを考えた場合に、非常に私は水俣にとってプラスになるという、サービスエリアは宮原を最後に、南九州に入ってから一つもそういう沿線上にはないわけですね。田浦にしても、そして芦北にしても、少しおりなければいけない。津奈木も大分おろなくちゃいけないし、水俣インターだっておりないともうエコパークにしかないわけですから、そういったやっぱりサービスエリア的なものが一つあれば、非常にそこを通られる方は、ちょっとトイレ休憩とか、そういったことで非常に利用頻度があると思うんですよ。だから、私はこれは千載一遇のチャンスではないかと思いますので、ぜひ高岡市長には改めて本格的にそういう、できるかどうかということも含めて、やっぱりその可能性調査というのは、これはやっていただきたいと思います。そのことをお尋ねをしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、中尾山トンネル（仮称）と小田代トンネル（仮称）の現在の進捗状況はどうかという御質問でございました。

国土交通省に確認しましたところ、令和元年11月30日時点におきまして、中尾山トンネル（仮称）は全延長1,428メートル中約510メートル掘削を終えております。同様に、小田代トンネル（仮称）は、全延長1,101メートル中約980メートル掘削を終えております。

2つ目の質問でございます。議員の質問から6年たっておるけども、その間何をしていたんだというおしかりのお言葉でございます。前市政とはいえ、今、市政を預かる私といたしまして

も、こういった問題は重く受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

そういった中で、真野議員御指摘のとおり、地域経済への効果も考えられますので、今後、可能性調査の実施も含めまして検討を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ありがとうございます。もしかすると、私が使っているサービスエリアの設置というこの表現は、もしかしたら間違っているかもしれません。高速道路にあるのがサービスエリアだったりパーキングエリアというか、高規格道路、南九州西回りの場合は高規格道路ですから、基本的に国交省はそういうところの沿線上にはそういったものは多分基本的にはつくらないということのほうが正しいのではないかなとは思っています。

しかし、もしですね、そういったもの、だから沿線上にできないのであれば、袋インターを今からつくるわけですから、袋インターをおりるところの途中に、例えば水俣市で国がつくってくれなければ、市単独で例えばつくるとか、そういったことも私はできるんじゃないかと。財政的にもしそういうところが厳しいということであれば、民間活力をそういうふうに使って、民間でそういうものをつくって、営業してもらくなり、そういったことも一つは方法としては考えられるんじゃないか。そういうところがあれば、だから水俣市の農産物や水産物を初め土産物とか、そういった物の販売も可能になりますし、非常に経済効果が大だと、私はそういうふうに思っていますから、ぜひですね、これは進めていただきたいということで、今回質問をしたわけなんですけれども、実際、鳥取県の東伯郡の琴浦町というところに、山陰自動車道というのがあります。その山陰自動車道ですから、そこは高速道路ということで、国がパーキングエリアをつくってくれて、そして、琴浦町単独でそこに横に物産館をつくって、そして一般道からも入れる、高速を利用する人も利用できるということで非常に有効なそういう物産館をつくられております。そしてまた、その琴浦町には、沿線上の道の駅と、また国道9号線というのがあるんですけども、そこにもまた道の駅、この2つの道の駅があるんですけども、そうやってうまく両方もうまくいっていると。

だからもし、水俣の場合、既に道の駅はエコパークの中にまつぼっくりがありますけれども、あそこの道の駅と、もし袋インターにできた場合の物産館としての道の駅的なものは、私は競合はしないんじゃないか、利用客層というのが多分違いますから、その辺のところは競合はないと思っていますので、だから、2つ別にそういうものができても、これは水俣市の発展のためには非常に役に立つ、そういうものになるんじゃないかと思っておりますので、高岡市長だからできたと言われるように、市長の英断をもってこの問題には取り組んでいただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、本市の農業振興と棚田の景観保全について答弁を求めます。

城山産業建設部長。

(産業建設部長 城山浩和君登壇)

○産業建設部長(城山浩和君) 次に、本市の農業振興と棚田の景観保全について順次お答えいたします。

まず、本市の遊休農地の状況はどうなっているのか、また、その要因は何かとの御質問にお答えします。

市と農業委員会が、平成30年8月に実施した荒廃農地調査によりますと、平成30年11月末日現在で、農地台帳で管理している市全体の農地面積1,586ヘクタールに対し、耕作がされていない遊休農地は、173ヘクタールとなっており、市全体の農地の約11%が、遊休農地という状況であります。

また、遊休農地となった要因につきましては、特に市で調査を行っておりませんが、全国的な傾向として、農業者の高齢化や後継者不在による労働力不足、基盤整備がされておらず、農業用機械が使用できないなどの理由で、生産性が低く、条件の悪い土地が活用されないなどが要因であると考えられます。

次に、湯の鶴の入り口に当たる白岩地区の棚田が整備されたと新聞に出ていたが、今後どのように景観を維持していくのかとの御質問にお答えします。

白岩地区の棚田については、雑草等が生え、放置されている状況に、寄ろ会みなまたの世話人代表が以前から気にされておりました。

このような状況の中、今年度開催された水俣芦北地域の地域づくり団体で組織する火の国くまもと未来づくりネットワークみなきた会議において、世話人代表から県芦北地域振興局の担当者へ、白岩地区の景観整備などが行われるのであれば協力したい旨の話をされております。

同振興局においても、かねてから整備に取り組む団体を探しておられた事情もあり、景観整備の実現に向けて、同振興局、世話人代表、寄ろ会事務局での協議を経て、寄ろ会みなまたの世話人会議に提案を行ったところでございます。

協議の結果、作業人員及び資金について、同振興局から業務委託の形で実施に向けた支援が可能となったことから、寄ろ会みなまたにおいて、試験的に景観整備事業に取り組んだものです。

作業については、本年11月11日から13日の3日間、寄ろ会みなまた会員のほか、市、芦北振興局の関係職員、寄ろ会が業務委託したそれいゆアグリの作業員、延べ61名が参加して、草刈り、耕うん作業、菜の花の種まきを実施しました。

景観整備に係る事業について、来年度以降も継続していくため、資金面では水俣芦北地域振興財団の地域振興事業の助成申請を行っております。

また、今回の試験実施によって、寄ろ会みなまたの会員だけの事業継続は困難であることが

判明しました。

今後は、本市が直接棚田の維持管理を行うのは難しいと考えておりますが、湯の鶴温泉にアクセスする道路の途中に位置しており、景観を保つことが重要であると思われまますので、土地所有者の同意があり、地元自治会を初め、趣旨に賛同する団体・個人などが中心となって行っていただければ、棚田の景観保全に対して、可能な範囲で支援していきたいと考えております。

次に、本市の農業振興のため、高単価作物導入の取り組み状況はどうかとの御質問にお答えします。

近年、JAあしきたなど関係団体と連携しながら、地域の農業生産者を対象に、営農座談会を開催し、新たな品目として、タケノコ、一寸ソラマメ、ホオズキ、アスパラガスなどの高単価作物の作付について、支援しているところです。

その中でも、タケノコについては、ことし4月に、水俣市たけのこ産地化協議会が設立され、国、県、市の補助を受け、タケノコの産地化に向け、事業をスタートさせており、ことし11月には、JAあしきた内にタケノコ部会も発足しております。

また、一寸ソラマメ、ホオズキ、アスパラガスについても、JAあしきたが管内の生産者に対し、栽培管理の指導を行っており、少しずつ出荷量も増加していると伺っております。

引き続き、これらの高単価作物を推進していくとともに、国や県、JAあしきたなど関係機関・団体と連携しながら、新たな高単価作物の導入についても検討・推進し、生産者の所得の向上につなげることで、本市の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 じゃあ、2回目の質問に入っていきます。

市全体の農地の約11%が遊休農地という答弁でしたが、どうもですね、この遊休農地が耕作されず放置されているのではないかというふうに何か私にはそう思えてなりません。そこで、土地所有者に対して、何らかの指導というか、そういったものは行われているのかどうかということをもまず1点お尋ねをしたいと思います。

それと白岩の棚田の件ですけども、今回、この蒲島知事の肝いりと、芦北地域振興局の御尽力、それと草刈り作業等、菜の花の種まきをしていただいた寄ろ会みなまたと、それいゆアグリの皆様のおかげで、今回この景観整備ができたのではないかなというふうに私は思っているところであります。

今回の作業はそういった形で寄ろ会みなまた、それいゆアグリ、地域振興局の職員とかさされてますけども、今後はやはり土地の所有者、そしてまた地元自治会、湯の鶴地区の自治会ですね、それとやはりあの棚田を守らなければいけないんじゃないかなというふうに思っている、その人たち、やっぱり棚田を保存することは大切なことなんだと思っている人たちで、やはり何か（仮

称) 白岩棚田保存会みたいな、これちゃんとしたそういう組織をつくって、やはり自分たちで守っていくんだという、そういう組織づくりというのが、まずは大事じゃないかなと思っております。それはだから私もそういった形で微力でありますけども、そういった形の組織づくりには応援をしたいなと思っているところでございます。

先ほどの答弁では、今後、あそこを維持するに当たっては、資金面では何とか県のほうにお願いをして、助成をしてもらえないかなと。そうなったときに、市のほうとしては可能な範囲で支援をしたいということですけども、具体的にどういったことを市として考えて、支援として考えておられるのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、高単価作物導入のこの取り組みなんですけども、タケノコとかソラマメ、ホオズキ、アスパラガス等の作付の支援をやられているということなんですけれども、今回、私が一つ思ったのが、世界の三大野菜と言われるヤーコン、キクイモ、アピオス、この健康野菜は実際、ヤーコンとかキクイモは水俣市でも既に栽培をされておりますけれども、これを本格的に取り組んでいくということを私はすべきじゃないかなと思っております。というのは、何でもそういうものをブランド化していくに当たっては、やはり物語性といいますか、何かそういう訴えるものというものが何か必要かなと。今、健康ブームでいろいろそういう野菜を食して、自分が少しでも健康になりたいという人はやっぱり皆さんそうだと思います。今100歳まで生きようという、そういう時代ですから、その中においてもいろんな成人病とかそういうのがありますから、そういったものを少しでも改善できるような、そういう野菜をこれから水俣市でブランド化を図っていくということは、一つの戦略としてはおもしろいのではないかなというふうに私は考えております。

ヤーコンというのは、オリゴ糖の王様と言われていまして、便秘解消とかダイエット効果、血糖値の上昇抑制、老化防止、高血圧や動脈硬化予防などのそういう効果があるということで、非常におもしろい野菜かなというふうに思ってます。また、そういった作物をつくったときに、やっぱり販路を探してやらないと、せっかくつくってもなかなか買ってくれる人がいなければ、その作物自体はだんだんつくってもしょうがないわけですから、やはりそういう健康野菜ということであれば、例えば医療センターの給食で使ってもらうとか、あるいは学校給食、それとやはり水俣市のほうでいきいき健康課のほうでこういった野菜を皆さん多く食べましょうとか、水俣市を挙げて奨励をすとか、そういうことで、1つ、ヤーコンあるいはキクイモのブランド化というものが図れるのではないかなと。そうしたら、それを図ることによって、やはり農業振興ということにもつながっていくわけですから、ヤーコンあるいはキクイモ等の栽培を推進する考えはないかという、その3点について2回目の質問としたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 真野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

3点ございます。まず1点目ですけれども、遊休農地が放置されているんじゃないかと、土地所有者に指導は行っているのかという御質問でございました。

毎年、農業委員会において、農地の利用意向調査を実施しており、遊休農地と判断された農地の土地所有者に対し、今後の利活用についての意向を確認しております。その調査の際に、各農業委員から利用活用についての相談、指導も行っており、みずから耕作したいという方には、県の耕作放棄地解消事業を活用した助成事業を紹介して、農地を貸したいとか借りたいという方には、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を紹介するなど、農業委員会と市が連携しながら、できるだけ遊休農地が拡大しないように努めております。

2つ目でございますが、白岩の棚田整備に、今後、市が可能な範囲で支援するということがどういった支援かという質問でございました。

1回目の御質問でもお答えしましたとおり、市が主体となって直接棚田の維持管理を行うのは難しいと思っております。主体となって取り組む団体がいらっしゃいますのであれば、土地所有者への説明、事業に賛同してくれる地域やその他の団体、個人などへの呼びかけによる人材の確保、有利な助成金等の確保など、できる範囲で支援を行っていきたいと考えております。

三つ目でございます。今、健康志向で、健康的な作物、ヤーコンとかキクイモの栽培を推進する気はないかという質問でございました。ヤーコン、キクイモに関しましては、近年、健康に関する効能が注目されている作物で、市内でも栽培がされていると伺っております。現在、JAが中心となり進めているタケノコ、一寸ソラマメ、ホオズキ以外にも高単価が見込め、農業団体等が新規作物の導入に取り組まれる場合には、導入初期の種苗代金、種代金ですね、種代金の一部助成などを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問をしたいと思えます。

農業委員会のほうでは、遊休農地の解消に向け、いろんな施策をされているということは、今の答弁でわかりましたけれども、現実として、やはり草ぼうぼうでイノシシの寝ぐらになっていたりとか、灌木が生えて山林化しているような、山林化が進んでいるようなところが、やっぱり現実として、やはりいろんなところを回っていて、目によくつくんですね。そういうことで、何とか遊休農地の解消のさらなる手段として、現在、人・農地プランの実質化ということに取り組んでいらっしゃって、どれくらいのところがどうあって、どこの農地を集約化を図って、そこを農地として取り組んでいくということなんでしょうけれども、それ以外にも、それをさらに進めて、例えば棚田の景観保全とか高収益作物の導入、それと都市・農村の交流、あるいは農村への移住・定住のために中山間地農業ルネッサンス事業というのがありますね。だから、この中山

間地農業ルネッサンス事業にさらに取り組んで、農業振興と、先ほど言った棚田保全とか、いろんなものを取り組む考えはないかということ、まず1点目質問したいと思います。

それと、白岩の棚田についてなんですけれども、菜の花の種をまいてもらいましたので、来年の春には、あの一面に菜の花がぱっと花を咲かせるわけですよね。そうしたらやはり物すごいやっぱり何というか、我々はこちら側の県道から見て、景観を見て、わあって非常に感動を覚えると思うんですけれども、その県道沿いのところに灌木がちょっと生えてて、ちょっと景観を阻害しているんじゃないかなというふうに思われますので、できましたら、来年の春までに、あそこの灌木の木の伐採というか、そういったものはしていただけないのか、そのことをお尋ねを、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） では、真野議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、人・農地プランですけれども、人・農地プランじゃなくて、中山間地域農業ルネッサンス事業ですか、これに取り組む考えはないかという御質問でございました。今、やっております人・農地プランにつきましては、今年度、国の農地中間管理事業の推進に関する法律が変更されたことに伴いまして、令和2年度末までを目標にアンケートの実施、地図製作による現状把握、地域での話し合いによる将来方針の作成など、実質化が必要な地区において人・農地プラン策定手続を行えるよう取り組んできたところです。

また、中山間農業ルネッサンス事業につきましては、平成29年度に要件の一つである将来ビジョンを市で策定してございますが、本事業は国の各種事業の要件の緩和や採択に当たっての配慮が行われ、優先採択されるものであり、中心となって取り組む農業者など事業主体の自己負担を伴いますので、現在のところ申請する予定はございません。今後、事業者の要望、相談があった場合には、事業の活用ができるよう積極的に支援していきたいと考えております。

2つ目なんですけれども、白岩地区で菜の花がぱっと咲いたときに、県道沿いの木が景観を邪魔するんじゃないかということで、切ってもらえないかという質問でございました。

白岩の棚田の対面にある県道沿いの景観支障木の伐採につきましては、本来、土地所有者など利害関係者によって行っていただくべきかなとは思っておりますが、今後、県や地元自治会と連携しながら調整を図りつつ、できる方向で頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、ICTの活用及び外国語活動教育について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、ICTの活用及び外国語活動教育について順次お答えします。

まず、ICT機器を活用した教育は、現在どのように行われているのかとの御質問にお答えし

ます。

学校教育の現場では、例えば電子黒板や大型テレビなどの大型掲示装置を活用し、児童・生徒にデジタル教科書等を提示し、教材の一部を拡大表示したり、動画を視聴したり、画面に補足説明を書き込んだりしています。

特に、外国語の授業では、大型掲示装置に投影した動画に合わせて発音練習を行ったり、英語の歌を歌ったりしています。また、書画カメラを活用し、実験や書写の様子や、児童・生徒のノート等を大型掲示装置に映し出して、学級全体で共有しています。

さらにパソコン教室のパソコンを活用し、児童・生徒が調べ学習を行ったり、調べ学習の成果をプレゼンテーションソフトを活用してまとめ、文化祭で発表したりしています。

次に、小学校段階から始まるプログラミング教育をどのように進めていくかの御質問については、さきの桑原議員にお答えしたとおりでございます。

次に、小学3年生から始まる外国語活動教育は、どんな形で行われているのか、また何を指すのかの御質問にお答えします。

どんな形で行われているのかの御質問については、さきの桑原議員にお答えしたとおりでございます。

次に、外国語活動教育は何を目指すのかの御質問にお答えします。

まず、3・4年生で学習する外国語活動では、聞くこと、話すことを中心に外国語になれ親しむこと、高学年の読むこと、書くことに関する外国語学習に備え、中学校への接続を円滑にすることを目指しています。

次に、5・6年生で学習する外国語科では、外国語のさまざまな働きや日本語との違いに気づくだけでなく、知識として使えるようになること、さらに外国語を通して言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度や幅広い言語に関する能力、国際感覚の基礎を養うことを目標としています。

次に、本市の中学校における英語検定の取得状況はどうかの御質問にお答えします。

本市の中学校では、日本英語検定協会が実施している英検 I B A 自治体版に全校生徒が取り組んでいます。

これは個人単位での英検の級レベルを判定するとともに、学校単位、自治体単位での成績や分野別の正答率などを把握することができるものです。

令和元年9月に本市中学校で実施した英検 I B A の結果では、中学校1年生で求められる英検5級相当以上の生徒の割合が全体の46.7%、中学校2年生で求められる英検4級相当以上の生徒の割合が全体の40.8%、中学校3年生で求められる英検3級相当以上の生徒の割合が全体の27.4%となっております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問に入ります。

現在、電子黒板とかデジタル教科書等を活用してICT教育が行われているわけなんですけれども、もし、授業を行っている中で、途中で授業、前に行っていた授業内容がわからなくなったとか、途中で今やっていることはわかって、前、何でそうなるのかということで、前段階のことが途中でわからなくなったとき、そういう途中で前の授業を振り返りたいときはどうされているのかということをもまず1点お尋ねをしたいと思います。

それと、プログラミング教育を行うに当たって、ハード面でのパソコンの台数というのは十分足りているというふうに思われているのか、これが2点目。

それと、小学校3年生から外国語活動教育は、これ外国語といっても多分に英語教育になるのかなと、今の日本の状況からいくとですね。言葉的には、だから言語といたら、私も最初勉強したときは英語勉強したんですけども、その後だからスペイン語とかドイツ語とかフランス語とか中国語とかいろいろほかの言葉もありますから、やはり言語というのは、外国語というのは英語だけに私は限る必要はないんじゃないかなというふうに第一外国語とか、大学でも第一外国語とか第二外国語というような感じの選択の仕方もありますけども、だから、最初はまずは外国語は英語でいいと思いますね。でも、あとはやはりほかの違った言葉も子どもたちにはこういった言葉もあるんだぞというのを教えるということも必要ではないか。

先ほどの桑原議員の答弁でもありましたように、挨拶をまず英語の挨拶とか、他の国のそういう言語での挨拶とかですね。そういったことをやられているということは、非常に大事なことかなというふうに思っています。

そういうことで、3年生からやるという、もう始められたということは非常にいいことだと思うし、やはり言葉というのは習うよりはなれろと、やはりそういう意味においては、できるだけ小さいころからのそういう教育というのは必要かなと思っています。できれば本当は保育園とか幼稚園ぐらいから、ある程度こういうやっぱり英語教育というのは、私はすべきじゃないかなというふうに持論としては思っているんですけども、公立ですから、小学3年生から国が始めてくれたということは、これは非常にいいことではないかなと思っていますんですけども、そういった中で、やっぱり外国の人との出会いとか、そういう何か外国に関するものとの触れ合いというのは、非常に子どもたちにとってはそういった生の体験というのは、非常に今後の人間形成において非常にこれは役に立つものだと思いますので、できるだけ多くそういうことに触れ合う機会というものを教育委員会のほうでつくっていただきたいと思いますが、どうかということをお尋ねしたいと思います。

それと、英検の取得状況なんですけれども、最初の英検の5級は中1修了程度のやつは、ある

程度基礎的なことですから、大体半分ぐらいは取得できているのかなと思うんですけども、やっぱり2年生、3年生になると、だんだん難しくなっていくのと同時に、英語を逆に先ほどの数学嫌い、算数嫌いの人とか、算数、数学嫌いの理数系が嫌いな人とかもいるだろうし、英語も今までは中学校から始まって、1年生のときは何とかついていけたけども、もう途中でわからなくなったら、やっぱり嫌いになって、だから、だんだん取得状況というのが落ちてきているんじゃないかなと思っているんですけども、教育委員会としてその点をどのように分析をされるのか。この4点について2回目の質問としたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。

4点ございました。1点目は、授業の中で、途中で授業内容を振り返りたい場合はどのようにしているのかとの御質問でした。ICT機器は注目させたい部分を拡大できるという長所がある一方で、場面が切りかわってしまうと見せたいものが消えてしまうという短所があります。そのためICT機器の活用については、授業者が長所と短所の両方を十分理解して、工夫することが大切です。

授業内容を振り返りたい場合は、再度、表示したい画面に戻ることも可能です。また、振り返りに使いたい内容を黒板に板書したり、画面に示した内容を印刷物として別途掲示したりするなど、ICT機器と板書や印刷物を併用して振り返りを行うことで、より効果的な授業をすることができます。

2点目は、プログラミング教育を行うに当たり、パソコンの台数が足りているのかという御質問でした。

文科省が定める学校におけるICT環境整備方針では、学習者用コンピューターを3クラスに1クラス分程度整備するという目標が掲げられております。それに対しまして、本市の現状は1校に1クラス分程度となっており、文科省の整備目標には達しておりません。文科省の整備目標に達するよう次年度に向けて検討を行っているところでございます。

3点目ですけども、外国語教育を進めていく中で、外国の方と多く触れ合う機会をもっとつくてほしいがという御質問でした。当教育委員会も同様に、機会を捉えて外国の方々と児童・生徒の交流の機会をつくりたいと考えております。

これまでの取り組み例を幾つか紹介します。水俣環境アカデミアの授業、さくらサイエンスプラン水俣研修では、アジアの国々からの学生や研究者と小学生が交流し、訪問者の国の紹介や日本の伝統遊びの体験、地域の伝承踊りの練習と発表、給食の会食など、工夫を凝らした交流を行っております。また、国際交流員CIRが各小学校を訪問し、オーストラリアで親しまれているスポーツ体験を通して交流を行っています。さらにCIRの提案で、本市の小学生がつくった

こいのぼりとオーストラリアのデボンポート市の学校でつくられたこいのぼりを交換するこいのぼりプロジェクトによるメッセージ交換にも取り組んでおります。

今後も機会を捉えて外国の方々との交流を行っていきたいと考えています。

4点目ですけども、英検 I B Aの結果が学年が上がるごとに低下しているけども、どのように考えているかというような御質問でした。

議員御指摘のとおり、英検 I B Aにおいて、学年が上がるごとに、当該学年の級レベル到達率が低下をしております。しかし、一般的に英検に限らず、各種検定試験においては、級が上がるごとに難易度が上がり、取得率や達成率が下がる傾向にあります。とはいいまして、当該学年が到達すべき級レベルに到達できるように、A L Tの有効活用等の働きかけにより、一人でも多くの生徒の英語への興味、関心を高められるよう努力してまいります。以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問をしたいと思います。

現在、水俣高校では、ことしスロベニアに10名ほど行ってまいりました。そして、去年はアメリカのほうにインターンシップということで、やはりこれも10名ほど行ってまして、同窓会としまして、ある程度の一人幾らかの助成をして、そうやって支援をしているんですけども、やはり若いときのそういう実体験というのは、非常に社会人になってからの人間形成に非常に役に立つということで、できましたら、中学生の海外派遣事業というものを行ってもらえないかなというふうに思っております。

以前は、デボンポートとはそういう国際交流ということで、いろいろ国際交流協会を通じて、そういった中学生の派遣事業も行ってましたけども、最近、少しその辺のところできてないかなと思っておりますので、やはりもう一度、そういう海外派遣事業の必要性というものを見直していただいて、ぜひそういうふうに取り組んでいただきたいと、中学生海外派遣事業に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがかということをお尋ねをしたいと思います。

それと、プログラミング教育のことなんですけれども、私たち、厚生文教委員会は、11月に愛知県の一宮市に行政視察に行っていました。愛知県の一宮市では、平成29年度からソフトバンクグループ株式会社の、P e p p e r 社会貢献プログラムスクールチャレンジというのに参加をされまして、市内の小・中学校27校に対して、193台の人型ロボット P e p p e r を導入されて、授業や部活動などでプログラミング教育に取り組んでいらっしゃいました。論理的思考力とか、あるいは問題解決能力を養うのには、また、子どもたちにとってもそういう人型ロボット P e p p e r 君を使って行う、授業を行うということは非常にいいことではないかなというふうに感じている次第でございます。

そういう意味からも、無償のプログラムというのは既にもう締め切りが終わってますので、ま

た新たに有償で P e p p e r 社会貢献プログラム 2 というのがありますので、その辺のところ、そこにまた応募していただいて、やっぱり市内の小・中学校で、各学校に 1 台でもあれば、やっぱりそれに生徒たちが触れて、そして、プログラミング教育を学んでいくということができれば、非常に効果的ではないかなと思いますけども、やっぱり財政的にちょっと厳しい部分はあるかもしれませんが、やはりこれは先行的なそういう投資ということを考えれば、絶対水俣の将来にとって私はそんなに高くはない投資ではないかなと思いますので、そういうものに申し込むつもりはないか、この 2 点を質問しまして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 教育長。

○教育長（小島泰治君） 真野議員の 3 回目の御質問にお答えします。

2 点ございました。1 点目は、中学生の海外派遣事業を行う考えはないのかという御質問でした。少しでも若いうちに海外へ出かけて、子どもたちの知見を広げること、外国の方々との触れ合いの中で、貴重な言語体験ができることなどから、中学生の海外派遣事業については得るものが多いと考えます。しかし、本市の財政状況を考えますと、現時点では当教育委員会において、中学生の海外派遣事業を実施することは難しいと考えます。今後、保護者の御意見等を伺いながら、国や県等の海外派遣事業がないか情報収集に努め、機会があれば、派遣を検討してまいります。

2 点目ですけども、P e p p e r 社会貢献プログラム 2 に申し込む考えはないかという御質問でした。議員御提案の件は、申し込みの前提として学校内の無線 LAN とネットワーク環境の条件が整っていないことや、財政面の課題等があり、現時点では考えておりません。ただし、プログラミング教育の重要性は十分認識しておりますので、さきにも述べましたように、ICT 機器やネットワーク環境の整備、支援等の必要な経費について、次年度に向けて検討を行っているところでございます。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明 12 日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前 9 時 30 分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時 28 分 散会

令和元年12月12日

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和元年12月12日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後3時8分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）
教 育 総 務 課 長（岩 井 浩 昭 君）	

○議事日程 第4号

令和元年12月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡朱美君
 - 1 水俣市経済の現状について
 - 2 サン・エレクトロニクス株式会社閉鎖の影響について
 - 3 「環境モデル都市」の称号について
 - 4 高齢者福祉及び介護保険事業の現状と職員体制について
- 2 淵上茂樹君
 - 1 水俣市立明水園の運営について
 - 2 鹿やイノシシによる被害対策について
 - 3 大雨や台風等による災害発生時の対応について
- 3 藤本壽子君
 - 1 南九州西回り自動車道開通にあたっての諸問題と今後の経済効果について
 - 2 JNC電子部品事業撤退について
 - 3 水俣市の山間地における太陽光発電所について
 - 4 学校現場での「フッ化物洗口」について

(付託委員会)

- 第2 議第82号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第3 議第83号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第4 議第84号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第5 議第85号 水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第6 議第86号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第7 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第8 議第88号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第9 議第89号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第10 議第90号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第11 議第91号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第12 議第92号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第13 議第93号 水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について

		(厚生文教)
第14	議第94号	水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
第15	議第95号	水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
第16	議第96号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
第17	議第97号	令和元年度水俣市一般会計補正予算(第6号) (各委)
第18	議第98号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)
第19	議第99号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)
第20	議第100号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) (総務産業)
第21	議第101号	令和元年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号) (厚生文教)
第22	議第102号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号) (総務産業)
第23	議第103号	市道の路線認定について (総務産業)
第24	議第104号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
第25	議第105号	令和元年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (各委)
第26	議第106号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)
第27	議第107号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)
第28	議第108号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)
第29	議第109号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) (総務産業)
第30	議第110号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号) (総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(岩阪雅文君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(岩阪雅文君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から条例案1件、補正予算6件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、提出があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、岩井教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美でございます。

今月7日、新聞各紙が前日発表された景気動向指数について「増税10月景気落ち込み鮮明」、「5.6ポイント急落、消費増税や台風影響」などの見出しとともに一斉に解説を掲載いたしました。

消費税が10%に引き上げられた10月の景気動向指数は、前回8%に上がった2014年時の落ち込みを上回るもので、この先も悪化になる見通しという民間エコノミストのコメントを載せています。

消費税は、逆進性が強く弱っている地方にとっては弱り目にたたり目です。本市においてはこれに加え、JNC子会社サン・エレクトロニクス株式会社の閉鎖も発表されており、影響を大変心配しております。

以下、これに関連したものを含め、質問をしてみたいです。

大項目1、水俣市経済の現状について。

- ①、2014年4月以降の市内の倒産、廃業及び創業件数の推移はどうなっているか。
- ②、10月19日の水俣病犠牲者慰霊式後、初めて地元経済界と環境大臣との懇談が行われたが、その目的は何か。

大項目2、サン・エレクトロニクス株式会社閉鎖の影響について。

- ①、11月12日、チッソ、JNCの中間決算が発表されたが、その内容はどのようなものか。
- ②、サン・エレクトロニクス株式会社について、その後、会社からどのような情報を得ているか。また、市が設置した支援窓口にはどのような情報が集まり、利用状況はどうなっているか。
- ③、市長は9月議会において、「本市にとって重大な事態、地域にも大きな影響を与える」と答えている。地域への影響とは具体的に何を指し、その大きさはどれぐらいと試算しているか。

大項目3、「環境モデル都市」の称号について。

①、「環境モデル都市」認定の基準は何か。本市はいつどのような取り組みの成果によって認定に至ったのか。また、現在認定を受けている自治体は幾つあるか。

②、本市の「環境モデル都市」としての目標はどのように決定され、その達成期限はいつか。

③、認定後の環境モデル都市づくりに関する視察件数の推移はどうなっているか。また、その結果をどう分析しているか。

大項目 4、高齢者福祉及び介護保険事業の現状と職員体制について。

①、導入から20年近くたつ介護保険制度は、次第に財政の効率化が強く求められるようになり、市町村への業務移譲がふえている。これまでにどのような業務が加わったか。

②、高齢者虐待の通報件数、虐待認定数の推移はどうか。

③、平成29年9月議会で介護保険制度改定に伴い、職員体制の強化を求めた高齢介護支援室の職員数のここ3年間の推移はどうなっているか。

④、平成30年度の高齢介護支援室職員の残業時間は何時間か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市経済の現状については私から、サン・エレクトロニクス株式会社閉鎖の影響については産業建設部長から、「環境モデル都市」の称号については副市長から、高齢者福祉及び介護保険事業の現状と職員体制については福祉環境部長からそれぞれお答えします。

初めに、水俣市経済の現状について順次お答えします。

まず、2014年4月以降の市内の倒産、廃業及び創業件数の推移はどうなっているかとの御質問にお答えします。

市内の倒産、廃業及び創業件数に関しましては、水俣商工会議所がその会員の状況に関し把握されているところです。

水俣商工会議所によりますと2014年4月以降の市内での倒産は2015年に1件となっております。廃業は2014年が17件、2015年が20件、2016年が11件、2017年が20件、2018年が18件、2019年が現在までで8件といった状況です。また、創業に関しましては、2014年が4件、2015年が8件、2016年が6件、2017年が7件、2018年が6件、2019年が現在までに1件となっております。

次に、10月19日の水俣病犠牲者慰霊式後、初めて地元経済界と環境大臣との懇談が行われたが、その目的は何かとの御質問にお答えします。

前日の10月18日に行われました環境省での記者会見で、小泉環境大臣がその目的について、次

のとおり述べられています。「水俣のまちをこれからより発展させていきたいと考えている経済界、産業界の皆さん、そして若手の方も来られるというふうに聞いていますが、そういった方々とも幅広く意見を伺い、環境省として水俣というのは特別なまちですから、そういったまちが今、あの水俣病という経験を踏まえて、どういうまちづくりをされようと頑張っている方々がいるのかということも、私は十分把握するには物すごく有意義なことになるだろうという思いで、今回そういったことも実施しようと、そういったことに至りました」とのことです。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 10月の景気動向指数では、特に小売業、卸売業の販売額の落ち込みが大きく指数に影響したとなっています。2014年からの本市の倒産、廃業、創業の件数をお尋ねいたしました。倒産は、2015年に1件、これは山海館であろうと思いますが、それ以降は倒産はないものの廃業は毎年平均17件あることがわかりました。2014年から現在まで6年間のトータルが94件に上ります。お答えいただいたのは、水俣商工会議所の会員のみですので、そこに属さない水俣民主商工会にも状況をお尋ねしましたところ、同じ期間に廃業が11件ということでした。これを合わせますと105件に上ります。一方、創業件数は、毎年6件から7件で、この6年間の合計は32件になります。

廃業の理由については、まとめに時間を要するというで今回お聞きできなかったのですが、消費税の影響だけではなく、後継者の問題、病気など、さまざまと考えられます。いずれにしても全体として非常に厳しいと感じます。

試しに出水市に同じ質問をしてみました。出水市の場合には、2009年にNECとパイオニアの工場撤退がございましたので、その後の様子をお聞きしました。2009年から2016年までの7年間に小売業が212件減っています。一方、製造業のほうは、出入りはかなりあるものの、2009年に110事業所だったのが2016年には113件とわずかにふえておりました。水俣でもサン・エレクトロニクス株式会社の閉鎖が発表されており、直撃を受ける社員の方はもちろんですが、市経済への影響も心配されます。

こうした中、10月19日に行われた水俣病犠牲者慰霊式の後に初めて環境大臣と地元商工会の関係者との懇談が行われました。その目的については、大臣の言葉を紹介されました。経済界、産業界の皆さんと意見交換をし、これからどういうまちづくりをしようと頑張っているのか把握するためだったということです。あの水俣病という経験をした特別なまちですからということをおっしゃられているのが印象的です。やはり水俣市は、外から見れば特別なまちです。この特別を持っている自治体というのはそう多くはありません。これは徹底的に生かすべきだということはあとの質問項目の中で触れたいと思っております。

それで、この懇談についてですが、新聞報道が少なく、わずか熊日新聞が人口減少で地域経済

の先行きを懸念する濱田氏、これは商工会議所の会頭でいらっしゃるんですが、濱田氏らに熊本の子どもたちは水俣病を通じて先進的な環境教育を受けている、輝かしい未来につながるとエールを送ったとあります。これまでの大臣は、被害者との懇談が終わると、すぐに帰ってしまわれていました。これまでにない機会がつけられたということで、私も非常に興味を持ちました。

そこで、お尋ねいたします。

市長はこの場に同席されておられました。水俣の経済界の方々からどのようなお話があったのか。また、大臣はこのコメントで何を伝えようとしたのか、市長個人の受けとめで構いませんのでお聞きかせください。

質問は1点だけです。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

環境大臣との懇談で経済界の方からどのような話があったのか。また、大臣からのコメントは何を伝えようとしたのかという質問ですけれども、環境大臣と産業界との懇談につきましては、私はオブザーバーとして出席をいたしまして、発言する機会は設けてありませんでしたが、経済界の方々から、人口減少や地域経済の縮小等、本市の直面する課題や水俣病の早期解決のために被害者の救済はもちろん、地域振興も重要な課題であることをお話しいただいたほか、漁獲量の減少が進む中で、豊かな海に戻すための活動や少子高齢化が進む中、高齢者医療、介護、福祉の充実が必要であること等が話されました。

また、本市の地域素材を生かした観光拠点づくりやかんきつ類を用いた特産品の販売、製造など、これからの水俣を担う若い方々の思いが語られたところです。

私としましては、今回初めて環境大臣と水俣市の産業界の方々との懇談の機会が持たれ、今申しましたような話がなされたことにより、環境大臣からも思いが伝わったとの発言があり、皆さんにとってとても励みになったことと思ひ、大変意義のある機会になったと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 懇談の中身について、私も初めて詳しくお伺いしましたけれども、地域の課題ですか、これから何が必要だったとか、こちらからもいろいろ伝わったのかなということで、市長からもいい機会だったということでしたので、個別に何か要望が行われたのかなと、そういうものをちょっと期待したんですけど、それはなかったということですが、向こうにはこちらの課題も伝わったというふうに理解いたしました。その様子を聞かせていただいたということで、この質問については、これで終わります。

○議長（岩阪雅文君） サン・エレクトロニクス株式会社閉鎖の影響について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

(産業建設部長 城山浩和君登壇)

○産業建設部長(城山浩和君) 次に、サン・エレクトロニクス株式会社閉鎖の影響についての御質問に順次お答えします。

まず、11月12日、チッソ、JNCの中間決算が発表されたが、その内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

2019年11月12日に公表されたチッソ株式会社の2019年9月中間連結決算の内容に関しましては、純損益が69億2,300万円の赤字となり、中間期としては4年連続の赤字となっているとのことです。要因としましては、国際競争の激化で主力となる液晶材料事業の不振が響いたとされています。また、同日公表されました2020年3月期の業績予想において、事業会社JNC単体での経常利益は32億円と見込まれております。これは、公的債務の返済枠組みを決めた政府の抜本支援策での基準となる53億円を下回っているものの、患者補償に必要な額は確保できているとのことです。

次に、サン・エレクトロニクス株式会社について、その後会社からどのような情報を得ているか。また、市が設置した支援窓口にはどのような情報が集まり、利用状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

サン・エレクトロニクス株式会社とは随時、情報を共有しており、特に従業員の皆様の再就職に関する情報共有を行っております。サン・エレクトロニクス株式会社においては、現在までに、支援機関である公益財団法人産業雇用安定センター及び株式会社パソナによる再就職支援に係る取り組みを従業員の皆様に説明されたほか、今後、個別の意向確認などを行っていかれると伺っております。

また、市が設置いたしました支援窓口においては、市内外の企業から雇用希望情報などを御提供いただいております。それらの情報はサン・エレクトロニクス株式会社に提供しているところでございます。

また、本年9月30日、10月1日、10月3日の3回にわたり、サン・エレクトロニクス株式会社へ伺い、従業員の皆様に対し、市の現行での支援策についての説明を行っております。その後、現在までに従業員の方からのお問い合わせ等はございませんが、今後も引き続き、問い合わせ等に随時対応してまいります。

次に、市長は、9月議会において「本市にとって重大な事態。地域に大きな影響を与える」と答えている。地域への影響とは、具体的に何を指し、その大きさはどれくらいと試算しているかとの御質問にお答えします。

具体的な数字での試算は困難ですが、想定されるものとして、法人市民税、償却資産に係る固

定資産税の減少などがございます。それに伴い、地域経済への影響が考えられますので、市としては、従業員の皆様が、引き続き安心して、水俣で暮らしていただけるよう、また、地域経済の衰退を防ぐためにも、最大限の支援を行っていく必要があると考えております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 続きまして、サン・エレの閉鎖の影響について、質問させていただきます。

初めに、チツソ、JNCの中間決算の発表内容をお答えいただきました。新聞発表にあったとおりのお答えだったと思います。

それで、2回目の質問ですが、端的にお聞きしてまいります。

1点目ですが、説明にあった抜本支援策とは何でしょうか。また、なぜ国はチツソに対しこのような支援をしているのかお答えください。

2点目です。市の支援窓口には、市内外からの雇用希望情報を寄せてもらっているとのことですが、今現在、市内から何人、それ以外の地域からは何人ぐらい求人があっているのでしょうか。また、市外というのは具体的にどこを指しているのでしょうか。

3点目です。サン・エレ閉鎖に伴う地域への影響の大きさについてですが、10月18日、慰霊式の前日ですけれども、私ども日本共産党水俣病問題対策委員会所属の国会議員3名が、チツソにサン・エレ閉鎖を撤回するよう指導すべきだという趣旨で小泉環境大臣に申し入れを行いました。私も同席させていただきましたが、小泉大臣は次のように言われました。

私の地元は横須賀市で、人口40万人なんです。実はもう一つ自分の選挙区に三浦市というところがあって、人口4万3,000人なんです。このくらいの規模のまちになると、三桁の雇用をしている企業はそうそうないですね。地元の皆さんにとって、今回の件がマグニチュードの大きさであることは私にもよくよく感じる場所です。チツソにはしっかり経営をやっていただきたいと思っている。小泉大臣らしい表現ですが、影響についてマグニチュードの大きさですねと理解しておられました。

具体的に影響が出るものとして、法人市民税、償却資産に係る固定資産税を挙げられました。しかし、実際の影響というのはそれにとどまらないはず。個々人の所得が減れば、市民税が減る、取引先企業の売り上げも減るはず。具体的に数値化するのは困難ということですが、29人以下の事業所が95%を占めるこの水俣で、100人規模の職場がなくなるわけですからある程度の数字を出して、関係各所と危機感を共有する必要があるのではないのでしょうか。そういった調査結果というのは、今後もいろんな場面で参考になると考えますが、調査するお気持ちはないのでしょうか。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 高岡議員の2回目の質問に順次お答えいたします。

3点ございました。

まず1点目でございますが、抜本支援策とは何かと、なぜ国はチッソに対し、このような支援をしているのかという御質問です。

平成12年2月8日に閣議了解されました平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置についてを指すものでございます。

昭和53年から行われていました熊本県が患者県債等を発行し、それにより患者補償等に必要な資金をチッソに貸し付ける患者県債方式による公的債務が累増し、平成12年度以降に債務返済のめどが立たないことが見込まれたため、平成12年度下期以降は、この患者県債方式を廃止し、チッソが経常利益の中から患者補償金を支払い、その後、可能な範囲内で県への貸付金返済を行えるよう、国が一般会計から補助金及び地方財政措置により手当とするという方式が抜本的に改められたものです。国はチッソが患者への補償金等の支払いを完遂できるよう、このような支援を行っております。

2つ目ですけれども、サン・エレクトロニクスに対して、現在市内から何人、またそれ以外には何人ぐらいの求人があっているのかという御質問でございました。また、市外というのは、具体的にどこかのお尋ねがありました。

現在、市を初め、商工会議所等も含め、市内外の雇用希望情報を収集いたしまして、サン・エレクトロニクス株式会社に情報提供しているところです。現状では、具体的な人数ではなく、雇用にに応じていただける事業所及びその業種等の情報をいただいております。

事業所の件数といたしましては、市内では30件程度、それ以外でも多くの事業所から情報が寄せられていると伺っております。

また、市外というのは、具体的にどういう地域かとのことですが、市としましては、水俣に引き続き住んでいただきたいと考えておりますので、通勤圏内と考えられます北は八代市、南は出水市、阿久根市といった範囲で情報をいただいております。

3つ目の御質問ですけれども、水俣で100人規模の職場がなくなる影響というものについて、ある程度見える形にして、危機感を関係各所と共有すべきだと思うが、調査する気はないかという御質問だったかと思えます。

現状としましては、まずは従業員の皆様の暮らしを支えることが最優先であると考えております。なお、生産にかかわる原料や素材など、地域内での取引はほとんどないと伺っております。しかしながら、水俣市において100人規模の事業所が解散するということは重大な事態であると十分認識しております。そのためにも現在、従業員の皆様の再就職の支援等に取り組んでいるところでございまして、既に関係各所とも情報共有しておりますが、今後も引き続き適切な支援に

つながるよう取り組んでまいります。

繰り返しになりますが、個々人の所得の減少や地域経済の衰退を招かないように最大限の支援を行うことを最優先に行ってまいりたいと考えておりますので、影響を数値化する調査は現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 初めに、抜本施策について説明をいただきました。

要するにチッソは、毎年認定患者さんへの補償金と県に借りたお金を期限までに返済する義務がありましたが、その両方はとても払い切れない状態になった。それで、国に相談して、平成12年からは利益が出た中から、まずは患者さんへの支払いを優先的に行って、借金のほうはそのとき返せるだけ返せばよいという扱いにしてもらったということです。通常ならこんなことはあり得ません。税金を滞納しただけでも遅延金がプラスされて厳しく請求されます。しかもこのとき、95年解決の一時金303億円と金融機関からの借入金利子356億円が免除されるというおまけまでつきました。平成19年に水俣市議会全員協議会に当時のチッソの社長、後藤舜吉氏が出席されて、以下のような発言をされております。

手前どもの会社というのは、累積損失が1,400億ありまして、資本金を引きましても、超過債務が1,300億円以上になるわけですね。そういった会社は、普通はもう成り立っていない、もうとっくに倒産しているはずなんです。これは、なぜ倒産せずにやっつけられているかという、抜本策があり、これまでの支援、それまでの支援だけでも成り立ちません。やっぱり一言で言えば、抜本策のおかげで成り立っているという、こういう状況でございます。

この支援策の原資はもちろん税金です。通常なら考えられない優遇策がとられています。なぜ国はここまでしてチッソを支援すると思うかとお聞きしました。患者補償を完遂するためというお答えでしたが、ちょっと考えていただきたいんです。車が歩行者をはねたとします。車には100%加害責任があります。被害者は当然、加害者に賠償を求めます。ところが、加害者に支払い能力がない、その場合に、それを国に払ってくれと言うのでしょうか。また、国で払うのでしょうか。チッソには100%加害責任がありますが、なぜか国が一部肩がわりをしています。それは、国にも連帯責任があるからです。そして、もう一つ理由があります。もし本当に患者補償だけなら、チッソの財産は何もかも売り払って払わせるということも考えられるわけですが、それをしませんでした。それは被害者からも、被害地域である水俣からもチッソを潰さないでくれ、潰れば、大量の解雇者が出て、市経済は破綻するという心配の声が多くあったからです。

議会では、その急先鋒がチッソ新労出身議員と自民党所属議員で市長はその声を受けて、国・県に何度も頭を下げに行って、チッソの支援と経営強化をお願いしたと聞いています。

この地元からの声があって、チッソは国の支援を受け、事業を継続させてきたという歴史があります。ところが今は立場逆転と申しますか、私たち革新系議員のほうがチッソを縮小させるな、国・県はちゃんとチッソの経営を見なさいと言いに行き、これまで自分たちの会社と雇用を守れとは言いが、患者救済は一切言わなかった新労の議員が患者補償のためには解雇は仕方ないんだという立場をとっています。まさに、驚天動地と言わなければなりません。

私は、市長も解雇は苦渋の決断だ、やむを得ないという立場をとっておられると思っていましたので、一昨日、小路議員から、断じてそういうことはないと言断言いたしますという発言がありましたので、逆にほっといたしました。

先ほど、市内の求人の状況をお聞きしましたが、今のところ水俣市内が30件、市外からは多数寄せられているとお答えになりました。ただ114人の従業員にできるだけ地元で働いてもらうとおっしゃられていましたが、かなり厳しい状況です。やはり、こういう厳しい状況だからこそ、チッソには従業員の雇用維持のためにもっと努力してもらうよう働きかけが必要ではないでしょうか。

ここにチッソ株式会社が2011年に出版した社史、風雪の100年の一部があります。サン・エレクトロニクスの設立の経緯について、こう紹介されています。なお、サン・エレクトロニクスの設立には、水俣地域の振興、従業員の雇用拡大という目的もあった。当初、社員は60人程度であったが、増設に続く増設で1995年4月には141名、期間工など69名の合計210名となった。一昨日、平岡議員が年齢による線引きで救済されていない被害者の声を紹介いたしました。50歳と51歳の方です。サン・エレの社員の平均年齢は47歳、まだ被害が続いているところに産まれた方々だということです。実際に両親が認定患者だという方も私は知っております。

水俣病特措法は、チッソ、国・県に患者補償とともに被害地域の雇用と振興に責任を持つことを明確に規定しています。患者保障をするためには、解雇は仕方がないなどというのはとんでもない誤った刷り込みで、両方やらないといけないんです。

小路議員は、JNCに籍を置く者と前置きされた上で、工場の閉鎖については、従業員の方々には何ら責任はない、もちろん水俣病問題に対する直接の責任もないとはっきり言われました。そうであるならば、余計に解雇は最後まで避けなければならないわけで、本当に最後まで経営努力が行われたのか、徹底的に追及されるべきだと思います。

かつての市長は、チッソ存続と経営強化を国にお願いし、水俣の地域経済を守りました。市長も地域振興を言うのであれば、チッソにも国・県にもちょっと待ってと、何とかならないのかと言われるべきだと思いますけれども、そういうお気持ちはないのか、市長にお伺いします。

質問は1点だけです。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 質問にお答えします。

これはもう何度も申し上げておりますとおり、会社経営ですので、私はその専門家でもございませんけれども、長年にわたって会社のほうでもそういったいろいろな状況を踏まえた中で、今回の苦渋の決断をされたというふうに思っております。

逆に私もいろいろなところからそういう白紙撤回をしろとか、そういうお声もありますけれども、じゃあ、それを存続することによって本当に経済が右肩上がりに、じゃあ、サン・エレの事業がこれから右肩上がりに経済成長していくという確証があるのであれば、逆にお聞かせをいただきたいということを私は議員にお伺いしたいです。そういうものがあるのであれば、私もそれを踏まえてきちっとそういった話をできるのではないかと思いますけれども、そういう専門知識もない、企業経営者でもない私が安易にそういうことを言うということはいかかなものかというふうに私は考えております。

それよりも、今働かされている従業員の方々のこれから先の生活をいかに確保していくか、そういったことを一生懸命行政としても取り組む、私自身としても取り組むことが、私の役目だというふうに思っております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、「環境モデル都市」の称号について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、「環境モデル都市」の称号について、順次お答えします。

まず、「環境モデル都市」認定の基準は何か。本市はいつ、どのような取り組みの成果によって認定に至ったのか。また、現在認定を受けている自治体は幾つあるかとの御質問にお答えします。

環境モデル都市は、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市・地域を選定しているものであり、選定の視点・基準は、①、大幅な温室効果ガスの削減目標、②、先導性・モデル性、③、地域に適応、④、実現可能性、⑤、持続的な取り組みとされています。

本市は、「環境配慮型の暮らしの実践」「環境にこだわった産業づくり」「自然と共生する環境保全型都市づくり」「環境学習都市づくり」を四本の柱とした環境と経済の調和した持続可能な小規模自治体モデルの提案を行い、平成20年度に認定されています。なお、これまで平成20年度に13都市、平成24年度に7都市、平成25年度に3都市の合計23都市が選定されています。

次に、本市の「環境モデル都市」としての目標はどのように決定され、その達成期限はいつかとの御質問にお答えします。

選定された各環境モデル都市は、目標達成に向けた具体的行動計画であります「環境モデル都

市行動計画（アクションプラン）」で目標設定を行い、取り組んでおります。本市は、現在、平成26年度に策定しました第2期アクションプランで定めた目標に取り組んでおりますが、このプランは、第2次水俣市環境基本計画の後期実施計画と同時に策定しています。策定に当たっては、関係部局の職員から構成された実施計画策定委員会及び実施計画策定ワーキンググループで素案を作成し、専門的・実践的見地から専門家や市民などで構成された環境モデル都市推進委員会及び各円卓会議で情報提供、相談及び助言等を行い、最後に諮問機関である環境審議会の審議・答申を経て決定されています。

達成期限につきましては、第2期アクションプランにおいて、基準年度の2005年度に対し、2020年度までに水俣市における温室効果ガスの排出量を32%削減する目標を掲げています。また、中期目標として2030年度までに40%削減、長期目標として2050年度までに50%削減する目標を掲げています。

次に、認定後の環境モデル都市づくりに関する視察件数の推移はどうなっているのか。また、その結果をどう分析しているのかとの御質問にお答えします。

環境モデル都市に認定された後も引き続き環境モデル都市に基づくアクションプランを策定し、事業を実施してきました。これらに基づき環境課で受け入れた視察研修受け入れ人数を確認しましたところ、環境モデル都市に認定された平成20年度の74件954人をピークに変動はありながらも減少しており、平成30年度は24件214人となっております。なお、2016年4月には高等教育・研究活動及び産学官民連携の拠点として、水俣環境アカデミアを開設し、4年間で1,000人を超える国内外からの大学生、研究者等が視察研修に訪れております。水俣環境アカデミアは、情報発信拠点として複数の大学等と連携協定を結んでおり、水俣の地域課題と研究テーマをつなぎ、実社会に即したさまざまな研究活動の展開を支援しております。そのため、数日にわたって実施されるものや毎年実施されている研修も多くあります。この水俣環境アカデミアの事業は、本市が定める環境モデル都市行動計画アクションプランの4つの柱の一つであります「環境学習都市づくり」に含まれておりますので、環境モデル都市としての事業に位置づけております。

このように、いまだに多くの国内外の方々が、環境をテーマとした研究・研修活動のため本市に訪れておられます。そして、これまでの視察研修に加え、研究者や学生がそれぞれの研究課題に即してテーマを絞ったより中身の濃い研修も行われており、何回も水俣市に来られる熱心な方々が多くいらっしゃることは、環境モデル都市として非常に評価に値するものと考えております。

今後とも、環境を含めた新たな施策を展開し、本市の地域資源の中で多くの人々が交流を通じて、知恵や知識を出し合い、何度も水俣市に足を運んでくるような交流人口をふやしていけたらと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ことはバラ園の入場者が9万人に達したということでした。リピーターのお客さんが毎年施設が充実していくので来るのが楽しみだ言っておられました、本当に素晴らしい庭園になり、エコパークは今や水俣の一大観光地となりました。

一方、これよりずっと以前の平成5年から毎年コンスタントに4万人以上の人を呼び込んできた施設があります。水俣市立水俣病資料館です。開館以来、109万2,794人もの方が訪れているそうです。水俣病は、世界に類例のない公害であり、その悲劇的体験とそこから得た教訓は、将来にわたって全人類に貢献し得るものです。平成6年からは、語り部制度が始まり、水俣でしか学べない貴重な経験を提供していただいております、県内の小学生を初め、世界中から訪問者を引きつけています。

話を戻しますが、水俣では95年に政治解決があり、国が和解のテーブルについたことで、本格的に地域再生事業が動き出しました。その柱にしていたのが環境モデル都市づくりです。これに深くかかわった元職員の方にお聞きしましたところ、環境モデル都市という概念は、当時どこにもなかったと言います。水俣病を経験し、環境を破壊することがどんな結末をもたらすのかということを知った市民だから、環境に負荷をかけない日常生活、経済活動に徹し、全国民の模範、モデルとなろうという発想から環境モデルという名前をつけたそうです。その具体的なアクションがごみの高度分別や環境ISO、マイバッグ運動、環境マイスター、そしてエコタウン構想へとどんどん発展していきました。国が環境モデル都市という言葉を使って、初めて13の都市を認証したのは、お答えにあったように平成20年です。水俣市はそれより15年も先んじて取り組みを始めており、国が後追いをしたという形です。この発想と実践活動は、全国の注目を浴び、たくさんの方が視察に来るようになりました。平成20年に正式に環境モデル都市の認証を受けてからは年間74件もの視察があり、その後、少しずつ数は減ってきたものの、昨年も24件あったとのこと。

ところが、平成31年になって、行政視察がぴたりとなくなっています。調べてみたら、実は議員向けにつくられている行政視察メニューから環境モデル都市づくりが外されていました。これはなぜなのでしょう。まずこの理由を教えてください。これを1点目とします。

2点目の質問ですが、御説明いただいたように、国から環境モデル都市に選定された以上は目標をつくって、それを達成する義務が生じます。私も知らなかったのですが、目標づくりのプロ

セスには庁内のワーキンググループのほか、専門家や市民で構成する環境モデル都市推進委員会、環境審議会などが関わっているとのこと。そして聞けば、目標がどの程度達成されているかどうか、毎年環境省の担当職員がチェックをしに来て、アドバイスなどもしていかれるということでした。

これらの目標の最大の狙いは、温室効果ガスを削減することで、具体的には2020年までに基準年の32%、2030年までに40%、2050年までに50%削減することとなっています。

そこで伺います。2020年、2030年、2050年と具体的な目標がありますが、今現在の達成状況はどうなっており、またこれらを達成するための具体的なプランがあるのか。

そして3つ目です。

市長は、新たにSDGs未来都市の称号を目指して、専門家にもプランの作成などを依頼されるようですが、もし新たにSDGs未来都市の称号を取得した場合には、環境モデル都市の称号や今までの目標は消えるのでしょうか。

4つ目です。

市長は、就任して間もなくの機構改革で、環境モデル都市推進課を環境課に統合されました。そして、これはある市民の方から知らされて気づいたのですが、最近、プレス発表時に使うボードのデザインを変え、環境首都を取ってただの水俣市とされています。あのボードは、自治体のPRにもなっていると思いますが、なぜ環境を入れなかったのでしょうか。

2回目の質問は、以上4点です。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

4点ございました。

まず1点目の行政視察メニューから環境モデル都市づくりがなくなっていた理由はなぜかという御質問でございました。

議員御指摘の議員向けにつくられております行政視察メニューとは、全国都市の特色ある施策集であろうかと思えます。こちらは4年に1回更新されており、前は平成27年度に編集されております。全国都市の特色ある施策集は、全国市議会議長会が作成しているものであります。本市では、議会事務局が特色ある施策の情報を収集し、同会に提出しております。

2点目の温室効果ガスの削減につきまして、現在の達成状況はどうなっており、具体的な削減のプランを持っているのかとの御質問でございます。

2017年の実績は34%削減となっておりますので、2020年の32%削減は達成見込みです。これは基準年の2005年度以前から実施している学校版環境ISOやごみの高度分別の徹底を初めとして、企業や家庭において、市民の皆様、一人一人の環境への取り組みの成果と考えております。

本市は、これから2050年の50%削減を達成するためには、各家庭や各事業所において、ますます環境意識の向上による省エネルギーや再生可能エネルギーの活用推進によるところが大きいというふうと考えております。

市といたしましても、現在家庭向けには、エコダイアリー、環境家計簿を推進しており、まずは省エネルギーに興味を持っていただくとともに、家庭部門低炭素補助事業等を活用して、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入につきましても御検討いただきたいと考えております。

また、各事業所を対象に、エコショップ制度等を実施しておりますが、引き続き家庭、事業所、企業等への省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの活用の普及啓発を行っていきたいと考えております。

3点目のSDGs未来都市の称号は、環境モデル都市の称号に取ってかわるものかという御質問でございました。

答弁でお答えいたしましたとおり、環境モデル都市は、温室効果ガスの大幅な削減など、高い目標を掲げて、先駆的な取り組みにチャレンジする都市を国が選定、支援し、未来の低炭素都市像を世界に提示することを目的としたものでございます。

一方、SDGs未来都市は、内閣府地方創生推進室が、SDGsの達成に向け、経済、社会、環境の3側面の統合的な取り組みを提案する都市を選定するものであり、取ってかわる性質ものではございません。

また、九州内でも福岡県北九州市や熊本県小国町など、環境モデル都市とSDGs未来都市の双方に選定されている自治体もございます。

4点目のプレス発表のときのボードのデザインが変わったが、なぜ環境を入れなかったのかという御質問でございました。

報道発表時に使用されますボードにつきましては、劣化が激しい状態でしたので、リニューアルしたところでございます。その際に、それまで2011年にNGO団体主催のコンテストで獲得した環境首都を水俣市に表記を変更いたしました。これは、今年度からスタートした第6次水俣市総合計画における目指す将来像みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち水俣を達成していかうという意味を広く知ってもらおうと考えたからでございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 議員向けの施策集に掲載されなかった経緯については、何か説明からよくわかりませんでしたけれども、いずれにしろ庁内で軽視されたと受け取らざるを得ません。私たちは常任委員会や会派などで年に1回から2回、多いときは3回くらい他の自治体の先進事例を学ぶために視察に行っております。行けば必ず宿泊をし、食事をし、お土産を買います。そして、帰って

きたら、あそこの自治体はああだった、こうだったと話をします。これは来てもらう側にとっては、宿泊客と一緒にですから、経済効果とPR効果があるわけです。水俣市は、公害の原点、まさに公害のメッカです。環境を学びたいという人は一度行ってみたいところです。同じ環境モデル都市でも水俣というのは特別だということを私たちは、私たち自身が自覚する必要があるのではないのでしょうか。

資料館等で水俣病を理解してもらった上でその経験があったからこそどこよりも早く市民一丸となって進めることができた。これは本当にユニークであり、市民の誇りです。これは絶対に外してはならないと思います。

3回目の質問の1点目です。

4年後には必ず全国都市の特色ある施策集に環境のまち水俣の取り組みを掲載することを約束していただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから、アクションプランの達成状況については、2020年度の目標を既に達成しているとのことでした。プランを着実に実行した成果だと思います。本当にすごいことです。ただ、CO₂削減の取り組みは今後もっとシビアに取り組んでいかなければなりません。日本は温暖化の被害を最も受けた国の一つだと指摘されており、環境モデル都市として役割はますます重要になってまいります。

市長は、プレス用ボードのデザイン変更について、SDGsを活用して新たな取り組みを目指していきたいからということをおっしゃいました。しかし、先ほどの答弁では、環境モデル都市の称号は、SDGs未来都市に取ってかわるものではなく、併記されなければならない性質のものだということです。そして何より環境モデル都市づくりは、水俣市民にとってどん底から立ち上がる際の羅針盤であり、それによって誇りを取り戻した大切な称号です。プレス用のボードは、市のPRするものでもありますが、そこに環境モデル都市の表記を入れるべきだったと思います。今からでも書き加えるお気持ちがないか、これを伺って、質問を終わります。

質問は、2点です。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。

全国都市の特色ある施策集に4年後には再掲載することを約束してほしいが、いかがかという御質問でしたが、この掲載内容につきましては、議会において判断されていることですので、執行部としては再掲載についてお約束できる立場にはございません。

それから、市といたしましては、これからもさまざまな特色ある施策を行っていきたく考えております。議会からの依頼があれば、その取り組みにつきまして提案してまいりたいというふうに考えております。

2点目のプレスボードの件でございますけれども、水俣には海や山など豊かな自然、おいしい食べ物、またおいしい食べ物を生む田畑や海、そして高い技術を持った企業があり、さらに誠実に勤勉な住民がおられます。

これらの地域資源をもとに新たに第6次水俣市総合計画に掲げております目標とする将来像、みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣を達成していこうという意思をあらわしたものでございます。環境という言葉が載らなかったということで、環境に対する取り組みが後退したわけではもちろんございません。私たちとしましては、この総合計画を実施する気持ちをあらわしまして、現在の文字を書きかえるつもりはございません。

○議長（岩阪雅文君） 次に、高齢者福祉及び介護保険事業の現状と職員体制について、答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 次に、高齢者福祉及び介護保険事業の現状と職員体制について、順次お答えします。

まず、導入から20年近くたつ介護保険制度は、次第に財政の効率化が強く求められるようになり、市町村への業務移譲がふえている。これまでにどのような業務が加わったかとの御質問にお答えします。

平成26年の介護保険法の改正は、平成12年に介護保険法がスタートし、予防の視点が導入され、地域包括支援センターが設置された平成18年以来の大きな改正と言われ、地域の実情に応じた市町村独自の介護予防・日常生活支援事業の実施が義務づけられました。

具体的には、事業対象者及び要支援1・2の高齢者が要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的にした、いわゆる新しい総合事業の実施、その他、多様な主体の参画による日常生活の支援体制整備事業の立ち上げ、医師会と連携した在宅医療と介護の連携支援センター事業の推進、認知症の早期発見・対応を目的とした認知症総合支援事業の4つの事業を一体的に構築し推進していくよう求められ、本市においても職員一丸となり事業に着手し、取り組んでまいりました。あわせて、平成28年度には、地域密着型通所介護事業所、また平成30年度には、指定居宅介護支援事業所に係る指定権限の移譲があり、平成18年度来、市内にあるグループホームや小規模多機能居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型有料老人ホーム等の計20カ所の地域密着型サービス事業所の指定、集団指導及び実地指導等の指導監督が業務として生じております。

次に、高齢者虐待の通報件数、虐待認定数の推移はどうかとの御質問にお答えします。

平成26年度から平成27年度は7件から16件と通報件数がふえましたが、それ以降は平成30年度

まで、通報件数が15件程度と横ばい状態にあります。虐待として認定に至った件数は平成28年度の12件をピークに減少傾向にあり、平成29年度以降は8件前後となっております。

次に、平成29年9月議会で、介護保険制度改定に伴い、職員体制の強化を求めた。高齢介護支援室の職員数のここ3年間の推移はどうなっているかとの御質問にお答えします。

まず、平成29年9月議会の議事録を確認しましたところ、高齢介護支援室の職員体制に関する御質問ではありませんでしたが、平成29年12月議会で、地域包括支援センターの人員体制強化を図るべきとの御指摘であったと認識しております。高齢介護支援室の職員数は、毎年度4月1日時点の人数で申し上げますと、平成29年度、平成30年度は、常勤職員9人、非常勤職員4人の計13人、本年度は常勤職員9人、再任用短時間勤務職員1人、時間制職員4人の計14人を配置しております。

次に、平成30年度の高齢介護支援室職員の残業時間は何時間かとの御質問にお答えします。

担当課長からの命令により従事した残業時間は、職員全員では、年間合計が517時間、一月当たり平均43時間、職員1人当たり平均5.3時間になります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 介護の問題を取り上げるのは、私3回目になりますが、今回は市民からの相談があって、これは何としても改善が必要と感じて質問をいたしました。相談と言いましたが、正確には苦情です。しかも同じ内容のものを3件いただきました。

どういう内容かといいますと、役所に勤める家族の帰りが年間を通じて毎日のように9時、10時を過ぎる、一体どうなっているんだというものです。お一人はたまりかねて、どこに訴えたらいいですかと言われました。御家族の勤務先は、いずれも高齢介護支援室でした。

まず、業務内容はどう推移してきたのかをお答えいただきました。国は、高齢化に伴うサービス給付の増額に対応するために、介護保険を3年ごとに見直しをしております。平成26年の改定では、サービス給付額を抑制する目的で提供するサービスの一部を保険制度から外し、自治体に肩がわりさせるという方向を打ち出しました。それが新しい総合事業です。これによって自治体がやらなくてはならないことがどんどんふえてきました。さまざま先ほど御説明いただきましたけれども、介護事業所の今現在20カ所の施設を指導下に置いております。それから、地域住民を組織して、介護予防をする、そうした住民の組織化にも非常にエネルギーを使っております。それから虐待の対応についても最近に対応件数は横ばいとのことでしたけれども、それでも毎年新たに8件程度の発生があります。これだけの業務が新たにふえていて、しかもいずれも命にかかわるものですから、緊急に対応を迫られることもありますし、施設にかかわっては、不適切な運営が行われないようにチェック機能を果たさなければなりません。

にもかかわらず、御答弁いただきましたように正職員の数は全く変わっていません。それどこ

るか現場では、病気で部署を替わった職員の分を他の課から応援で穴埋めをしており、また正職員お一人は育休中の状態です。

それで、残業時間についてお尋ねしましたが、月平均で職員1人当たり5.3時間とお答えになりました。一月当たり5.3時間ということは、週に1回くらいは夜7時まで仕事をするけれども、あとは定時に帰っているということになります。そんなわけではないです。御家族は年間を通じて毎日のように9時、10時に帰ってくると訴えておられるんです。しかも、特定の職員の話ではありません。私自身も夜遅くまで仕事をしている職員の姿をしばしば目撃しておりますし、土曜、日曜にも出勤しておられるのを見ています。

それで、2回目の質問ですが、まずはなぜこのような状況がありながら、職員がふえないのでしょうか。さっきお答えになられた月5.3時間という残業時間、こういう実績が反映されているからなのでしょう。これが1点目です。

2点目に、国は既にもう次の制度改定を議論をしております。漏れ聞いている話からでも結構ですので、介護支援室の業務は今後このまま推移すると思いますか。それともさらにふえると予想されますか。

2回目の質問は、以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 高岡議員の2回目の質問の第1点目について、お答えいたします。

質問の内容は、常勤職員の定数が変わっていないのはなぜか。また、人員配置に残業時間の実績が反映されるのかという御質問だったかと思えます。

ここ3年間で常勤職員の人数が変わっていないのはなぜか。まずこの質問については、医療センターを除く職員数、これは平成29年4月1日時点では289人でしたが、平成31年4月1日時点では、288人と1人減少しております。このように全体の職員数が減少している状況ですので、それぞれの部署の業務量や業務内容、新規採用や退職の状況、全体の職員配置など、さまざまな要因を勘案した結果、現在のような配置となっております。

次の人員配置に残業時間の実績が反映されるのか、この質問につきましては、残業時間も人員配置の一つの参考とはしておりますが、先ほど申し上げたとおり、さまざまな要因を勘案して人員配置を行いますので、残業時間の実績が直接的に人員配置に反映されるというものではございません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 2回目の質問の国の制度改正の動向を踏まえて、これから高齢介護支援室の役割がどのように推移するか、業務量がふえるかという御質問でございます。

全国と比較し、早いスピードで高齢化が進む本市においては、介護ニーズの高い80歳以上の人口がふえ、現役世代の人口減少が顕著となり、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症患者の増加等が見られており、身寄りのない高齢者の終末期や老老介護、認知症の人が認知症の人を介護する認認介護など、対応に苦慮する事例に直面することもしばしばでございます。

今後も介護サービスの需要はさらに増加、多様化し、いきいき健康課の担う役割は増加するものと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 人員がふえない理由について、残業時間も参考にするけれども、庁全体として人が減っているからこういう状況になっているというお答えでした。私、理由になってないと思います。人が減ったならふやせばいいじゃないですか。私はこの少な過ぎる残業時間の申告が人員配置にかなり影響しているのではないかと疑っております。残業時間も参考の一つと答えられました。この部署における残業時間は、私が家族から聞く限り実態と非常にかけ離れております。まずは正確な残業時間を調べるべきです。サービス残業が常態化しているなら大問題です。そして、今後の見通しについて述べていただきましたが、本市の急速な高齢化に付随して役割が増すと答えられました。それに加えて、既に財政制度審議会は、要介護1、2を保険給付から外す案を出しております。この制度変更が行われれば、実際の仕事はまたさらにふえます。そのような中で、職員の数をふやさなければ、独自サービスや施設の指導など、十分に手が回らなくなり、サービスの質の低下につながる恐れも出てまいります。水俣に暮らす高齢者とその御家族が大切にされ、安心して生活できるようにするには、まず、いきいき健康課の職員が生き生きとやりがいを持って働けることが必要です。

本市の介護保険制度、高齢者支援は、現職員の限界に近い頑張りによって支えられているのが実態です。この状態が長く続けば、病人が出ても全くおかしくありません。

最後の質問ですが、まずは労働の実態をしっかり把握していただくこと、そして業務量に見合った持続可能な人員配置をしていただきたいと思います。市長は、行政の長として職員の健康管理にも責任を持たれていると思います。これについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。質問は1点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の質問にお答えします。

人員の強化につきましては、考慮すべき事項だというふうに考えておりますが、先ほどからの答弁にもありますように限られた職員数の中で人員の問題だけではなく、職員個々の能力の向上による組織力の強化も図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上茂樹議員に許します。

（淵上茂樹君登壇）

○淵上茂樹君 皆さん、おはようございます。誠心会の淵上茂樹でございます。

初めての登壇で緊張しておりますのでよろしくお願いいたします。

私は、4月の選挙で「医療と福祉のまちづくり」を掲げて、議員にさせていただきました。医療関係の仕事が長く、医療と福祉について考える機会が多くありました。安心して暮らせるまちにするにはとか、医療と福祉はなくてはならない、なくしてはいけないという思いが強く湧いております。生活を支えるためには、医療と福祉の双方が必要なもので、医療と福祉を大切にしなければ、との思いがまた強くなってきた次第です。

少子高齢化や人口減少などの問題は全国的な問題ですが、この問題は医療や福祉の現場では、看護師や介護士などの技術者の不足を引き起こして、技術者の確保に奔走しております。この技術者の不足が長期化すると医療や福祉施設の縮小や閉鎖を考えなければならないというような病院・診療所などが出てくると思われます。

医療や福祉施設の縮小や閉鎖は、直ちに市民生活に影響が出てまいります。この縮小や閉鎖が始まりますと、市民の方々は、市外の病院や施設への入院、入所、または通院、そして、付き添いや介助、お見舞いなどをしなければならず、市民の方々の生活に多くの負担がかかってしまうこととなります。

医療と福祉のまちを築くことが、安心して暮らせるまちになると思ひ、この医療と福祉のまちを目標に、議員として、執行部の皆さんとともに知恵を出し、汗をかき、取り組んでいく所存であります。

今回の質問は、地域を回ったときや大雨のとき、市民の皆様の声、シルバー世代の声などを大切にして、以下質問をいたします。

さきにありました田口議員の質問と重なる部分もありますが、通告どおり質問をいたしますので、執行部の単純明確な御答弁をお願いします。

1、水俣市立明水園の運営について。

①、水俣市立明水園は、どのような経緯で設立されているのか。

②、水俣市立明水園には、どのような人が入園できるのか。

③、水俣病認定患者の現在の人数と年齢の構成はどうなっているのか。

④、明水園の入園者数と年齢の構成はどうなっているのか。

2、鹿やイノシシによる被害対策について。

①、近年の水俣市の鹿やイノシシによる農作物等への被害件数・被害額は、どうなっているのか。

②、近年の鹿やイノシシの生息数と駆除数はどうなっているのか。

③、鹿やイノシシによる農作物等への被害対策は、どのようなものがあるのか。また、本市は、どのような対策を進めようとしているのか。

3、大雨や台風などによる災害発生時の対応について。

①、大雨や台風などによる災害発生時の通報を受けた後、市はどう対応しているのか。

②、災害として市が取り上げる基準は、どうなっているのか。

③、災害認定されなかった件数は何件か。また、災害と認定しないのは、どのような理由で判断し、被災者へ報告されているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 渕上議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市立明水園の運営については私から、鹿やイノシシによる被害対策については産業建設部長から、大雨や台風等による災害発生時の対応については副市長からそれぞれお答えします。

初めに、水俣市立明水園の運営について、順次お答えします。

まず、水俣市立明水園は、どのような経緯で設立されているのかとの御質問にお答えします。

水俣市立明水園は、水俣病認定患者の療養施設を設立することを目的に、児童福祉法に基づく重症心身障害児施設水俣市複合施設明水園として昭和47年12月17日に開設されました。

設立当初は、重症心身障害児施設として定員40人と重度身体障害者授産施設として定員50人の合計90人の水俣病認定患者を受け入れております。昭和52年には、入園者の障がいの程度に重度化が見られるようになり、作業等が困難となったため、授産施設を廃止し、その際、名称を水俣市立明水園に改称し、定員を60人としております。その後、平成3年から敷地を拡張し、入園者がよりよい状況で療養できるよう、さまざまな増改築工事を行い、平成7年に定員を65人に増床しました。平成24年度に児童福祉法の一部改正により、それまでの重症心身障害児施設から、障

がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）にあります障害福祉サービス事業所（療養介護）へと移行して現在に至っております。

次に、水俣市立明水園には、どのような人が入園できるのかとの御質問にお答えします。

先ほども申しあげましたように、開園以来、一貫して水俣病認定患者の方々が療養する施設として運営しておりますので、水俣病認定患者が入園する施設となります。

次に、水俣病認定患者の現在の人数と年齢の構成はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

水俣病認定患者の令和元年10月31日現在の人数は、熊本県1,790人、鹿児島県493人、合計2,283人となっております。そのうち水俣市は965人となっております。なお、認定患者の年齢の構成につきましては、熊本県、鹿児島県ともに公表されておられません。

次に、明水園の入園者数と年齢の構成はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

明水園に現在入園している方は63人となっており、平均年齢は81.1歳、その年齢構成の内訳は、50歳代1人、60歳代16人、70歳代4人、80歳代24人、90歳代17人、100歳代1人となっております。

○議長（岩阪雅文君） 洲上茂樹議員。

○洲上茂樹君 ありがとうございます。

私は以前明水園に勤めておりましたとき、入園者や家族の方からずっと園はあるんだよねとか、入園者がいる限り続けてくださいなどと言われたことがありました。入園者の方からは、将来入園者が少なくなると明水園を閉鎖するのではないかなどと不安の声を聞いております。

答弁によりますと、この施設、水俣市立明水園は、昭和47年12月に水俣病認定患者の方々の療養施設として開設されたということです。当時、水俣市がこの施設を建設した理由や水俣病患者さんとどう向き合っているのかかわかる部分だと思いますので、御紹介させていただきます。

昭和48年4月11日に開かれた衆議院の公害対策並びに環境保全対策特別委員会での会議録の一部ですが、当時の水俣市長浮池正基氏により、今後の問題につきましてお願いを申し上げたいのは、市立病院から福祉事業に至るまでの一連の福祉的な業態でございます。これは全て関連をいたしておりまして、切り離すことはできないのでございます。

医学的な判断は市立病院に併設されました水俣病検診センターで実施されますし、それをもとといたしまして、市立病院で水俣病の治療を行いますとあります。病状が固定いたしましたものは、リハビリテーション水俣市立湯之見病院に送りまして、ここで医学的な機能訓練を行います。この医学的なこのリハビリテーション湯之見病院で一応処置を終わった者ははいよいよ社会復帰を目指して、その準備のために複合施設明水園、さきに言われました明水園に収容いたしましたし

て、ここで授産訓練をいたすことになっておるわけでございます。胎児性の患者もこの明水園で収容いたしまして、水俣市が終生面倒を見させていただきたい、このように考えてやっておりますと発言されております。

この浮池元水俣市長が申された水俣市が終生面倒を見させていただきたい、施設として明水園を建設されたわけであります。そして明水園の管理運営を委託するため、昭和46年に出されました社会福祉事業団等の設立及び運営の基準についてという厚生省局長通知をもとに水俣市社会福祉事業団が設立され、現在では指定管理者となって、ここが運営を行っているとなっております。

市民の皆様方の中に、明水園は水俣病患者さんしか利用できない施設であることについては御理解いただいてない方も多くおられます。また、水俣市立明水園の設置等に関する条例の中でも障害福祉サービスを行う施設とあるだけですので、当然のことと思われま

す。現在、園の状況は先ほど説明がありましたことで承知いたしました。しかし、水俣病認定患者さんの生存されている方の人数と年齢構成を知りたかったんですが、これは残念なことだったです。

水俣病資料館のホームページによりますと、熊本県の認定患者さんは1,790人で、このうち死亡者が1,543人とあります。生存されている方は243人となるわけです。また、鹿児島県の認定患者さんは493人で、このうち死亡者が409人とありますので生存されている方は84人となるわけです。熊本県、鹿児島県の両県の生存されている方は、331名となるわけです。このうち63名の方が明水園に入園されていることとなります。

1つ目の質問ですが、ここ5年間の毎年の水俣病認定患者さんの死亡者数と明水園内での死亡者数をお尋ねします。

開設から47年経過しようとしていますので、高齢化しているのは当然なことと思われま

す。水俣病認定患者さんの皆さんが高齢になっておられる、入園者が減少していくことを考えると、事業、園の継続は大丈夫かとの思いがめぐるので、入園者や家族の方々の御心配は当然のことと思えます。

一方では、特に医療介護事業は、継続性が重要なことと思われま

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 漣上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

_____ここ5年間の認定患者さんの死亡数、そして明水園内での死亡者数ということでございますが、ここ5年間の水俣病認定患者の死亡者数、それから園内での死亡者数の推移をお答えいたします。

まずは、水俣病認定患者の死亡者数の推移からお答えをいたします。

熊本県、鹿児島県の数値を合わせて平成27年度19人、平成28年度32人、平成29年度24人、平成30年度13人、令和元年度10月末現在で9人となります。

また、明水園における死亡者数は、平成27年度4人、平成28年度11人、平成29年度5人、平成30年度4人、令和元年度11月末現在で2人となります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 漣上茂樹議員。

○漣上茂樹君 ありがとうございました。

先ほどの公害対策並びに環境保全対策特別委員会での記録の中に、林義郎委員さんから、愛情のないところはいれない、具体的にどういう点をどういうふうに改善したら皆さんに入っていただけかと問われまして、患者代表として出席されました坂本フジエさんが、胎児性の子どもは一食たべさせるのに二、三時間かかるのでございます。それで1日の食事をやるのに6時間も8時間もかかるのに、明水園でそれだけの付き添いですか、看護人ですか、それだけの手の届くようなあれはできておりません。1人に対して6時間も7時間も食事を与える人間、明水園にはできておりませんと言われて、当時、子どもさんを入園させておられませんでした。

しかし、現在は明水園では受け入れ体制も変わり、介護福祉士さん、生活支援員さんを多数採用して入園者の日常生活の援助が充実されているようです。

最後の質問ですが、入園者の予約、待機者もおられると聞きますが、その状況をお尋ねします。

そして、認定患者の状況ですが、水俣病認定患者さんは、平成30年度まで4年間で88人の方が亡くなられておられるようですが、本年度は既に9名の方が亡くなっておられるというわけです。令和元年10月31日現在は、存命の患者さんが331人ですので、高齢化に伴い、これから亡くなられた方も増えていくと思われまますので、存命の患者さんが減少していくことは確実に予想されます。せっかく水俣病認定患者さんの方々が安心して療養できる施設として開設されているのですから、最後まで療養ができるようにしていただきたいと思ひます。これで質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、測上議員の3回目の質問ということで、現在予約待機者の数ということによろしいですかね。

水俣市立明水園の予約待機者の数が現在何名かという御質問でございました。11月末現在で21人となっております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、鹿やイノシシによる被害対策について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、鹿やイノシシによる被害対策について、順次お答えします。

まず、近年の水俣市の鹿やイノシシによる農作物等への被害件数・被害額はどうかの御質問にお答えします。

熊本県農業共済組合に届け出のあった水俣市内における過去3年間のデータによりますと、平成28年度は被害戸数20戸、被害額79万9,000円、平成29年度は被害戸数25戸、被害額51万9,000円、平成30年度は被害戸数18戸、被害額42万9,000円となっております。ただし、30アール未満の農家の方は、熊本県農業共済組合への加入は任意であるため、全ての被害件数及び被害額ではございません。

次に、近年の鹿やイノシシの生息数と駆除数はどうかの御質問にお答えします。

鹿の生息数については、熊本県の平成30年度第二種特定鳥獣管理計画の中で、水俣市・芦北町・津奈木町管内では2,236頭が生息していると推定されております。

また、本年度は、熊本県が水俣市の一部地域において、鹿の生息密度調査を行っており、本年度中に生息密度等の数値を把握できると伺っており、本調査の結果を参考にしながら、頭数管理を進めていきたいと考えております。

イノシシの生息数については、有効な調査方法が確立されておらず、生息数の把握はできていないのが現状です。しかし、繁殖力が強く、一斉捕獲等による一時的な頭数削減を行っても早急

に回復すると言われておりますので、本市における生息数は増加傾向にあるものと推測しております。

次に、本市における駆除数については、さきの田口議員の御質問でお答えしたとおり、鹿が平成26年度の11頭から平成30年度には187頭と17倍に増加しております。一方、イノシシは平成26年度から平成30年度にかけて255頭から292頭と、ほぼ横ばいで推移しております。

次に、鹿やイノシシによる農作物等への被害対策は、どのようなものがあるのか。また、本市は、どのような対策を進めようとしているのかとの御質問にお答えします。

農作物等への被害防止対策については、熊本県の第二種特定鳥獣管理計画の中で、防護柵の設置などの被害防除対策、鳥獣の隠れ場所などの誘引環境の改善を行う生息環境整備対策及び有害鳥獣捕獲や狩猟による個体群管理対策が挙げられております。

本市においては、さきの田口議員の御質問でお答えしましたとおり、水俣市鳥獣被害防止計画に基づき、被害農家への電気牧柵等の防護柵設置による支援、耕作放棄地解消の取り組みに対する支援、官民共同での集落における有害鳥獣を排除するための対策、水俣市有害鳥獣被害対策実施隊によるイノシシや鹿の捕獲活動などを実施しております。

また、鳥獣被害の原因は集落にあるとの考え方のもと、熊本県が推進しております「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」に水俣市も取り組んでおります。

「えづけSTOP！」を合い言葉に、無意識のうちに餌となっている放任果樹の除去や隣接する耕作放棄地の草刈り、鳥獣侵入防止柵の正しい設置等を集落全体で学び、実践いただいております。その結果、鳥獣被害の軽減につながっている集落も多数ございます。

本市としましても、今後も「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」を推進し、まだ実施していない地区の被害軽減に努めていきたいと思っております。

○議長（岩阪雅文君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 御答弁、ありがとうございました。

平成19年12月の鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律の施行に伴い、各都道府県では、鳥獣被害対策の実施に向けた基本的な対策が定められ、被害の防止、低減化を図るようにしてあります。このことに対しては、水俣市鳥獣被害防止計画に沿った対策を進められているということで、承知いたしました。

1つ目の質問ですが、この水俣市鳥獣被害防止計画の具体的な事業について、それぞれの目標数値や予算額をお尋ねします。

全国的な野生鳥獣による農作物被害は平成30年度約158億円と6年連続で減少しているようですが、被害金額は依然として高い水準にあり、営農意欲の減退を伴っており、数字にあらわれる以上に深刻な影響を及ぼしていると農林水産省は推測されているようです。その被害が全体の7

割を鹿、イノシシ、サルによるものと言われております。鹿やイノシシによる農作物被害に遭うと、一夜に田畑の農作物や果樹などがなくなってしまう、営農意欲をなくしてしまいます。一度、イノシシや鹿に入られると連続してその近隣の田畑や山林に出没し、被害が拡大してまいります。また、それが地域全体に及び、お年寄り世帯や独居世帯には大きな負担となり、農業を続ける気持ちが薄れてまいります。そして山間部の人口減少も原因であります、残って農業を守っている者も耕作しなくなり、耕作放棄地がふえていってしまいます。耕作放棄地がふえると有害鳥獣のすみかになり、ますます有害鳥獣がふえていくということになります。

有害鳥獣対策の一つの策として捕獲があり、捕獲し、駆除を伸ばすことは数の減少につながり、それが被害の減少に有効な手段とは思いますが、しかし捕獲後の処分、処理については、団体や個人による自己処理となっており、処理方法について、埋却、焼却処理の方法があります。処分の仕方が大変ですので、負担が大きくなっておられるようです。不完全な処理では衛生面や野生動物の餌になったりしております。

平成29年10月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針が改正されております。このときの改正の主な内容にジビエ関係では、市町村被害防止計画に定める事項として、捕獲鳥獣の食品としての利用などを明記することとしております。

また、捕獲から運搬、処理、加工まで一体となった体制の整備、需要拡大、安定供給、流通環境の整備などへの総合的な対応など、ジビエの利用拡大推進の強化に関する事項について、力を入れるよう改正されておるようです。

近ごろ、捕獲した鹿やイノシシの肉を食材とするジビエの報道を目にします。先日は鹿など捕獲した有害獣の皮を皮素材として生かそうと加工を専門家の講習会が三角町で開催され、また八代市には、ジビエ野生鳥獣肉の専門店がオープンされたようです。木村拓哉、キムタクの主演ドラマ、グランメゾン東京ではフードフェスタでジビエカレーが紹介されておりました。全国のジビエ処理加工施設は、平成29年度の資料によりますと、590施設、熊本県では15施設となっているようです。鹿とイノシシの捕獲されたものがジビエとしての利用率は、鹿が約11%でイノシシが約5%となっているようです。ほとんど自家処理されて、ジビエの利用は4分の3が食用であります、これは流通販売が重立った利用のようです。ほかにペットフードの利用がありますと言おうとしておりましたところ、皆さんも御存じでしょうが、12月10日の熊日新聞に「ジビエでペットフード栄冠」との記事が出ておりました。ペット事業を計画する山都町地域おこし協力隊の植村さんが地域で駆除された鹿やイノシシを解体する仕事の技能を生かし、犬用の安心安全な手づくりごはんとおやつの製造・販売を計画され、グランプリに選ばれた記事でした。また、食品として、安全性が確保されれば、学校給食への利用も考えられると思っております。

このように需要と供給をつなぐ流通があれば、一つの産業となります。安心して農業を継承す

るには、このジビエの捕獲から販売までのサイクルが必要と思われませんが、水俣市のジビエに対する方針、お考えについてお尋ねします。

以上、2点について、お願いします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 渕上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

2点でございましたけれども、まず1点目ですが、鳥獣被害防止計画の具体的な取り組みについて、目標数値や予算額は幾らという御質問でございました。

捕獲の目標数値は、年間捕獲頭数をイノシシは400頭、鹿は150頭、アナグマは20頭、ヒヨドリは50羽と定めており、予算額は本年度は捕獲対策補助金として約172万円を計上いたしております。

また、もう一つの具体的な取り組みとして、侵入防止柵の整備がございます。計画の目標値は電気牧柵の設置件数60件、面積3ヘクタール、設置延長700メートルと定め、本年度は鳥獣防止対策補助金として約109万円を予算計上しております。

続きまして、水俣市ジビエに対する方針としてお考えはいかがかという御質問でございましたが、水俣市鳥獣被害防止計画では、食品としては利活用の計画はないが、ジビエの有効利用については、熊本県猟友会水俣支部と協議中としております。

これは、平成28年3月議会で高岡議員の御質問でもお答えいたしました。食品加工施設の整備を熊本県猟友会水俣支部で行うことは施設建設の初期投資や施設管理運営の面から厳しいと考えております。今後も情報収集を行い、例えば、民間企業が本市に施設を整備いただけるのであれば、市としても支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 御答弁、ありがとうございました。

最後の質問となりますが、鹿やイノシシを捕獲した後です。鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律が平成28年12月に改正され、捕獲等をした対象鳥獣の食品についての利用などが追加されて、第10条の2第1項で、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用など、その有効な利用における安全性を確保するため、当該対象鳥獣の食品としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならないとして、食品の安全性の確保について追加されているようです。

狩猟等により、捕獲が基本ですが、捕獲後は解体処理場に運搬されて解体し、個人的に消費されております。野生動物は家畜動物と違い、衛生管理ができてないところもあり、食べ物として安全性に疑問を持つものです。処理方法や衛生管理については、何か基準があるのか、それを誰

にどのように指導しているのか、お尋ねして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 洲上議員の3回目の御質問にお答えいたします。

野生動物は食べ物としては安全性に疑問を持っているということで、処理方法や衛生方法について基準があるのかと。また誰がどのような指導をしているのかという御質問であったと思いますが、イノシシや鹿を食肉として流通させる場合は、食品衛生法を初め、さまざまな法令の規定がございまして、保健所から事業者へ指導が行われます。

また、自家消費用として、イノシシや鹿を解体処理する場合については、食中毒や感染症の事故を避けるため、熊本県イノシシ肉、鹿肉衛生管理ガイドラインに準じた方法で処理することが望ましいとされておりますので、今後は水俣市におきましても熊本県と連携しながら、猟友会等へ助言していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、雨や台風等による災害発生時の対応について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、大雨や台風等による災害発生時の対応について、順次お答えします。

まず、大雨や台風等による災害発生のお知らせを受けた後、市はどう対応しているのかとの御質問にお答えします。

市への災害発生のお知らせを受けた後、調査担当職員を速やかに現地へ派遣し、被害状況を把握しております。そして、災害現場の状況に応じ、職員が応急措置を行ったり、業者や消防団に対応を依頼したりしております。

次に、災害として市が取り上げる基準はどのようなものかとの御質問にお答えします。

市が災害復旧を行うものは、市が管理する施設で、市道や普通河川等の公共土木施設、林道施設、都市公園や下水道等の都市施設、学校や公民館などの文教施設等です。また、一般公園や里道等についても利用状況を見ながら対応しております。そのほか、農地や農業用施設及び山林については、民有地の場合でも、それぞれの管理者から受益者負担をいただいて復旧を行っております。

次に、災害認定されなかった件数は何件か。また、災害と認定しないのは、どのような理由で判断し、被災者へ報告されているのかとの御質問にお答えします。

市に寄せられます災害に関する報告につきましては、道路、河川、農地、山林、民地などさまざまであり、それらの災害報告につきましては、主に土木課と農林水産課に寄せられます。まず、

土木課への災害報告は今年度50件あり、そのうち7件につきましては、宅地裏のがけ崩れなどの民有地における被災であったため、市においては対応できておりません。報告者の方へは、宅地等の民有地が崩れた場合は、その土地の所有者で対応していただくよう説明しております。

次に、農林水産課への災害報告は、今年度16件あり、そのうち2件は市で対応できませんでした。その理由として、現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地が2件となっております。なお、被災者に対しましては、災害復旧として対応できない理由を説明し、土地の所有者で対応していただくようお願いしております。

○議長（岩阪雅文君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 御答弁、ありがとうございます。

ことしの7月の大雨の翌日、湯出地区を回っているときの出来事ですが、男性の方から自宅裏が崩れて困っている、見てくれないか。炊事ができないので困っている、どうにかできないかと言われたので、すぐに市の危機管理防災課に連絡をいたしましたら、現場確認をされ、早急に対応がなされ、夕方には地元消防団が土砂撤去をしていただいたそうで、市の対応や地元消防団へは大変感謝されておられました。

しかし、大雨の数日後に他の地区から災害の対象にならないとのことで自分で撤去をしなくてはいけないとのことだが、どうにかできないかという声が聞こえました。そのようなことで、災害に該当しない理由を聞いたわけです。御答弁で説明しておりますとのことだったんですが、その説明内容を理解されなかったのか、納得できなかったのどうにかできないかと言われたのかもしれません。

災害に遭われた市民は、大変困って途方に暮れた方ばかりです。一方で、災害に該当しないでは絶望感しか湧いてきません。熊本県では、土砂災害から県民の生命や身体を守るために住宅移転・被災者住宅再建支援を行われております。これは土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでの住宅移転であったり、住宅再建の支援のためとのことです。

このレッドゾーンは、県の指定状況を見ると、水俣市内に601カ所があるようです。このレッドゾーンの多くは川沿いにあり、そこに田畑を耕作し、山際に家をつくっている集落となっているようです。災害として補助があればよいのですが、災害に該当しないときには自助努力という厳しい現実があります。水俣市には、限界集落と言っては失礼かもしれませんが、限界集落は山間部に多く点在しており、そのような限界集落に暮らしておられる方々は土地への強い思いがあらわれて、そこに骨を埋める覚悟で住んでおられる方が大勢いらっしゃるようです。その集落がどんなに不便でも土地を捨てる抵抗感がありまして、移住する気持ちにはなかなかならないようです。

また、そこに暮らす高齢者は市街地等へ移り住むにも蓄えも少ない世帯や遠方に子どもたちがいる独居世帯が多く暮らしておられます。そのようなわけで、土地の安い集落にそのまま住むこ

とにしております。災害が発生すると特に山間部の独居住宅や老人住宅では、日々の生活に困るような方が多く、高額な自力での処理となると生活ができなくなる、処理できない、市の助成などはないか考えてほしいなどいろいろな声を聞きます。

限界集落が多い地域の存亡は、こうした災害が発生した後は生活に困り、住みなれた土地を離れていくことも考えなければならず困っておられます。

そこでですが、自然災害、土砂災害により住宅敷地への土砂等が崩落、または堆積し、生活に支障を来す場合に、自費で応急処置をとることが困難な人たちに対し、土砂撤去を行う費用を助成することで被災住民の負担を軽減し、早急に安定した生活を可能にする助成制度をつくるお考えはないかお尋ねします。

以上、1点お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 淵上議員の2回目の御質問にお答えします。

住宅等敷地の土砂撤去に要する助成制度をつくる考えはないかというお尋ねでした。

住宅等敷地の土砂撤去につきましては、市民に対する公平性等を考慮いたしますと、基本的にはこれまでどおり個人において対応をお願いしたいと考えているところでございます。

しかしながら、市民の生命、生活、財産を守ることは市の責務でございますので、助成等につきましても他市町村の状況等について確認しながら、検討を行いたいと思います。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 御答弁、ありがとうございました。

大雨や台風が発生した場合、避難準備、避難指示が出ても山間部の多くの方は避難所へ行かず、自宅で待機しております。地区の避難所より自宅が安全で安心できる、地区の避難所は地震が来たら怖いなどと言われ、安全な市の指定した避難所まで遠いなどの理由で自宅で過ごされる家庭が多くあります。

しかし、自宅や田畑が気になり、自宅の様子やがけ崩れ、川の水位の確認に行かれて、災害に遭われることも多く耳にします。多くの高齢者が大雨や台風時に命を落とすことは残念でなりません。自然災害後の援助を手厚くしておれば、事前準備し、安心して一夜を過ごすこともできます。

最後の質問ですが、大雨や台風時に自宅や田畑の確認中などに人身被害が発生したことはなかったのかお尋ねして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 淵上議員の3回目の御質問にお答えします。

大雨や台風時に自宅や田畑を所有者が確認中に人身被害が発生したことはなかったかとのお尋ねでございますけれども、過去5年間に大雨や台風時、自宅や田畑を確認中に人的被害があったとの報告は受けておりません。大雨や台風接近時には、不要な外出は行わないよう防災行政無線で注意喚起を行っているところでございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、測上茂樹議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時41分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。無限21の藤本壽子です。ことしの議会最後の質問者となりました。

本年、この日本列島は、かつてない災害に見舞われました。現在、世界ではC O P 25も行われているようですが、地球温暖化の影響が現実になっています。災害に強い国土をつくるという国の方針とともに、遅過ぎるかもしれませんが、地球温暖化防止のための確実な歩みを水俣市も実行していかなければならないと思っております。

そんな中、12月に入り、ペシャワール会の中村哲さんが、凶弾に倒れられたという報道があり、日本中が悲しみに包まれました。きのうが福岡での葬儀でありました。

12月6日付の熊本日日新聞の新生面には、今まで私が知らなかった中村さんの一面を知る内容が記述されておりました。中村さんの祖父、玉井金五郎は、かつて北九州で港湾労働者を東ねていた。中村さんのおじに当たる作家の火野葦兵は、金五郎をモデルに小説「花と龍」を書いた。義理人情に厚くひたむきに信念を貫く金五郎の姿は、中村さんに重なりと書いてありました。

そして続いて、中村さんは、1984年、パキスタン北西部のペシャワールでハンセン病患者の診察を始めた。ねじれたピンセット数本に耳に当てるとけがをする聴診器1本しかなく、まともなガーゼ交換もできなかった。その後、内戦の混乱が続くアフガンに拠点を移す。現地は、大干ばつに見舞われ、草一本生えない砂漠と化した。栄養失調と赤痢で、死亡する住民が、後を絶たない。飢えや渴きを薬で治すことはできないと井戸を掘り、用水路の建設を始める。「百の診療所より、一本の用水路」その努力が実り、砂漠は緑に変わりました。

信頼は一朝にして築かれるものではない。利害を超え、忍耐を重ね、裏切られても、裏切り返さない誠実さこそが人の心に触れると。中村さんはかかわってしまったアフガニスタンの人々へ

の義理人情、これは多分、玉井金五郎さんの血であるかと思いますが、そしてまた私たち九州人としても誇りではないかと私は思っております。

そして何より、現地での実感として、中村さんは、日本政府に国会でも武器では解決できないこと、武器があるから解決できないことを訴え続けてきました。これからの日本が果たすべき国際貢献と日本が歩む道に大きなテーゼを残したと思います。それは「私には戦争をする時間はない」その言葉ではなかったかと思えます。

以下、質問に入ります。

大項目1です。南九州西回り自動車道開通に当たっての諸問題と今後の経済効果について。

- ①、鹿児島県出水市までの整備の状況はどのようになっているか。
- ②、現在までと今後の整備において住民からの苦情、要望などが上がっているのか。
- ③、水俣インターチェンジ開通後の道の駅みなまた内の物産館まつぼっくりの売り上げはどのようになっているか。

- ④、水俣インターチェンジ開通後の市内の宿泊者数は、増加しているか。

大項目2です。JNC電子部品事業撤退について、お尋ねします。

- ①、市におけるJNC株式会社電子部品事業撤退についての取り組みはどのような状況か。
- ②、9月定例会で答弁のあった株式会社パソナ、公益財団法人産業雇用安定センター熊本事務所における再就職支援の状況を把握しているか。

- ③、水俣市は、今回の撤退発表後JNCに対し市民への説明を求めたのか。

- ④、市は、水俣市の経済活性化について、国や県にどのような内容で要望したのか。

大項目の3です。水俣市の山間地における太陽光発電所について。

- ①、現在、市内におけるメガソーラー事業はどれくらいあるのか。
- ②、山間地のメガソーラーの規模は、どれくらいあるか。
- ③、どれくらいの森林が伐採されると予想であるのか。
- ④、湯出地域のメガソーラーの進捗状況は、どのようになっているか。

最後に、大きな4です。学校現場での「フッ化物洗口」について、お尋ねします。

- ①、フッ化物洗口開始に当たっては、子どもたちと保護者にどのように説明をしているか。
- ②、洗口に使用する薬剤は、どこで希釈し、どのように行っているのか。
- ③、フッ化物洗口の効果についての検証は、どのように行うのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本壽子議員の御質問に順次お答えします。

まず、南九州西回り自動車道開通に当たっての諸問題と今後の経済効果については私から、JNC電子部品事業撤退については副市長から、水俣市の山間地における太陽光発電所については産業建設部長から、学校現場でのフッ化物洗口については教育長からそれぞれお答えします。

初めに、南九州西回り自動車道開通に当たっての諸問題と今後の経済効果について、順次お答えします。

まず、鹿児島県出水市までの整備の状況は、どのようになっているかとの御質問にお答えします。

昨日、真野議員の御質問にもお答えいたしました。去る3月2日に南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが供用開始し、現在、熊本県側からは袋インターチェンジ（仮称）と県境に向けた道路整備が進められており、中尾山トンネルや小田代トンネルを初めとした道路工事や用地の取得が着実に進められています。国によると鹿児島県を含む芦北出水道路の用地取得の進捗率は約95%ということですが、袋インターチェンジ（仮称）の供用開始時期については、未定とのこと。

次に、現在までと今後の整備において、住民からの苦情、要望などが上がっているのかとの御質問にお答えします。

既に供用開始された津奈木インターチェンジから水俣インターチェンジまでの区間、そして、現在、用地取得や工事を行っております水俣インターチェンジから県境までの区間でそれぞれ苦情、要望が上がっていると聞いております。その件数について、国に直接要望されたもの、本市を通じて報告したものなどあり、詳細に把握はしておりませんが、おおむね次のようなものがあります。

供用開始されております津奈木から水俣インターまでの区間につきましては、工事に伴う集落内道路の工事用車両の増加、工事の影響による道路側溝や水路への土砂の堆積、河川への土砂流出による濁水発生、大雨時の雨水排水に関するものなどの苦情があったと聞いております。

また、現在、用地取得や工事を行っております水俣インターから県境までの区間につきましても工事用車両の増加、トンネル建設工事中の騒音・振動、道路側溝や用水施設への土砂の堆積などの苦情があったと聞いております。そのほか、西回り自動車道本線の建設に伴い、市道その他の道路のつけかえが発生する箇所、設計の変更を要望されたところもあると聞いております。

これらの苦情、要望への対応につきましては、自治会や市を通じて国土交通省に伝え、設計変更による改善や設計の見直しなどで対応していただき、おおむね解消していただいております。

また、国土交通省からの説明会の開催を通じて地域住民から直接要望をいただき、対応していただいているものと認識しております。

今後、苦情、要望等がありましたら、国土交通省に伝えてまいりますので、まずは、市に連絡していただきたいと思えます。

次に、水俣インターチェンジ開通後の道の駅みなまた内の物産館まつぼっくりの売り上げはどのようにしているかとの御質問にお答えします。

水俣インターチェンジ開通後の道の駅みなまた内の物産館まつぼっくりの売り上げにつきまして、物産館まつぼっくりの指定管理者である株式会社みなまたに確認しましたところ、本年4月から9月までの上期における決算状況では、対前年同期比12.2%の増とのことでした。

次に、水俣インターチェンジ開通後の市内の宿泊者数は増加しているかとの御質問にお答えします。

市内の宿泊者数につきましては、観光統計調査として毎年1月から12月までの1年間の宿泊者数を集計・公表しており、現在、各施設へ集計をお願いしているところであり、現時点では全体数は把握できておりませんが、集計中の情報では、昨年より増加した施設もあれば、逆に減少した施設もあると伺っております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

整備の状況についてはわかりました。ただ、いつできるかという、いつ出水まで開通するかというのは真野議員も質問しておられましたけれども、まだちょっと不確かなところがあるようです。

そこで、私の住む袋地区ですけれども、坂口の6組のほうは工事による移転、それから道路工事、さまざま地域が変化しております。トンネル工事の折は、車が走行しまして、特に鉄板に乗る音が響いてきて、とても住民のほうからは苦情を聞いておりました。

また、雨の多い梅雨の時期には、トンネル工事の出口付近の道路が川のようになりまして、あふれかえっております。そしてまた、坂口地区から袋への工事がこれからずっと進んでいくんですけれども、その中で同じ地区の方ですけれども、高速道路が敷地のすぐ前まで来るということで、もう当初は移転まで考えたのだけれども、やはりその場所でしか仕事ができないということ、そのまま居住をする、しかし、目の前にやっぱり高速道路が来るということで、大変不安を持っているというふうなこともお聞きしました。

また、袋地区のほうでは、この工事が墓地にかかるということもありまして、その墓地のところから遺骨を納骨堂に移し、国交省とのやりとりもあったというふうなことも聞いております。

ここで、質問につなげていくんですけれども、公共事業というのは、住民にとって本当に利便性を享受してくれるものだと思います。そして、私も開通すれば、高速道路に乗ることになるわけなんですけれども、いつも忘れてはならないと思っているのは、このように地域の環境や暮ら

しを心ならずも変えなければならなかった方たちのこと、そのことを常に私は考えていたい。我慢を強いる人がないように、高速道路の利便性によって不便や我慢を強いる人がないようにということをごとこで私は水俣市のほうに質問をしたいと思ひます。

水俣市も市民から上がってくる苦情、意見については、できるだけ相談に乗っていただき、国交省との間に入って、解決しなければならぬことが多々あると思ひますけれども、市民の立場に立っていただきたい、そのように思ひますので、これについてどう思われるか、これが1番目の質問です。

次に、水俣インターチェンジ開通後の道の駅みなまた内まつぼっくりの売り上げについては、お聞きしました。宿泊数については、上がっているところもあれば、そのままのところ、また下がっているところもあるという内容だったと思ひますけれども、実は私はこの質問をするに当たって、芦北町と津奈木町、それから出水のほうもちょっと、出水のほうは尋ねることができなかつたんですが、芦北町と津奈木町の役場に行ってまいりました。そして、高速道路の開通後の道の駅のでこぼんのレジ通過人数というのをお聞きしました。その人数も言うことができるんですけれども、ここでは大まかなことだけをお伝えします。

平成27年度から30年まで、28年が津奈木インターの開通の年ですけれども、その津奈木インターが開通したときには、さすがにでこぼんのほうも少しレジの通過人数が落ちたそうです。でもその後また持ち直しまして、ずっと同じぐらいの人数で推移をしているということをお聞きしました。

そして津奈木町ですね、津奈木町のほうは、水俣インターが開通したことしの2月から3月ぐらいは大体同じぐらいのグリーンゲートの来訪者だったんですけれども、4月になりまして、去年の4月とことしの4月を比べると、3割方落ちたというふうなことをお聞きしました。特に他に理由は考えられないので、やはり水俣インターの開通が影響しているのではないかというふうに思うと役場の人からお聞きしました。

ここで質問をします。

水俣も出水まで高速道路が開通した場合、まつぼっくりなど、まつぼっくりだけではないと思ひますけれども、売り上げが落ちる可能性があると思ひますが、それについて市のほうとしてはどのように対応していくつもりか、お聞きしたいと思ひます。

3番目は、市長は新しい物産館建設について、私の質問への答弁として、建設の時期については未定であるということをおっしゃっておられました。津奈木町のことを参考にしても、やはり開通した後、何らかの減少があるのではないかと思ひ、私としては出水までの開通終了を目標にして、きちんと物産館の整備をしていただけないか、物産館をつくっていただけないかというふうに思ひまして、市長の姿勢をお聞かせ願えればと思ひます。

3つ質問をいたしました。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の質問にお答えいたします。

まず1点目が、市民の皆様からの苦情に対して、市民の立場に立って解決してほしいという御質問ですけれども、国土交通省には丁寧に対応をしていただいていると思っておりますけれども、これまでどおり必要に応じて市の職員が同席して、一緒に話を伺ったり、解決に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

2点目の県境まで西回りが延びた場合に、ストロー現象が起こってということの質問だったと思います。

出水北インターの開通に伴いまして、水俣市内におりる車の減少を最小限にとどめるためには、目的地としての本市の魅力をやはり向上させ、情報発信をしていくことが重要と考えております。

そのためにも現在の観光資源の磨き上げや新たな観光資源の掘り起こし、観光PRなどに取り組み、水俣の魅力を高めることが必要であるというふうに考えております。

最後、3点目の県境までの西回りの開通するまでに物産館の整備をという御質問でございます。新物産館につきましては、現在、関係機関と調整を行い、建設場所等の見直しを進めているところでございます。議員おっしゃるようにできるだけ早く建設ができるように進めてまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

芦北町役場の方と1時間ぐらい話をしてしまったんですが、いろいろと意見交換をしまして、そのときにおっしゃった言葉の中で印象に残ったことがありました。当たり前のことですがけれども、何もしなければ終わりですという言葉が2回ほど言われました。芦北の道の駅でこぼんもずっと維持をしているということは、いろんなことを工夫をしながら、顧客に来ていただくようにしているというふうなことをおっしゃっていましたが、水俣市もやはり農業の振興、それから漁業の振興ということを一つの基盤にするという上でもこの物産館やいろいろな仕組みというのを高速道路に合わせて我慢した市民がいたからこそ、きちんと経済効果が上がっていくようにしていただきたいというふうに思っています。

質問に続けていきたいんですが、芦北のことで興味深かったのは、レール&フットパスという取り組みをしているとおっしゃいました。まちを各地区分けて、奈良時代から続く古きよき湯のまちコース、歴史の面影を色濃く残すまちのコース、昭和の漁港を通り抜けて絶景の御立岬に行

くコースなどがあり、こういうふう歩いてずっと芦北の町をめぐりながら、そこで食事をしたり、お湯に入ったりとか、そういうふうなことを考えていますということでお聞きしてきて、ああこれはおもしろいなと思いました。

例えば、水俣ならば、文学者が多いですので、文学コースだとか、それから水俣病と環境問題を学ぶコース、それから昔の面影のあるところ、ミカン畑と漁村を歩いて回るコース、温泉地を歩くコースなど、水俣も芦北のような取り組みができないかと思いました。

エコパークのバラ園というのが今本当に集客をしていて、素晴らしいと思うんですけども、地元にある魅力的なところをもっと磨き上げて、たくさんの方に来ていただくように、ランチもしてもらい、疲れたらお湯に入り、宿泊もしてもらおうということで、これから先、高速道路が全面開通するまでに少し時間がありますので、市役所の皆さんもさまざまこれから夢を膨らませて、自分のまちをどんなふうにしていくかということを考えながら取り組んでいただけないかと思ひまして、このことを1つ質問をしたいと思ひます。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えをいたします。

芦北町で行われているフットパスという、そういったものも活用してという御質問でございます。

芦北町においてはフットパスというような、よく言われるウォークラリーだったりガストロノミーとか、そういういろんな言葉で各地でいろいろやっておられます。本市のすぐれた地域資源を有効に活用いたしまして、観光入込客数の増加に向けた取り組みは大変重要な取り組みだというふうには認識しております。

御提案のあったフットパスのような取り組みについても、今後の観光振興の施策等の参考にさせていただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、JNC電子部品事業撤退について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、JNC電子部品事業撤退についての御質問に順次お答えします。

まず、市におけるJNC株式会社電子部品事業撤退についての取り組みはどのような状況かとの御質問にお答えします。

8月8日のJNC株式会社電子部品事業撤退に伴うサン・エレクトロニクス株式会社の解散の報を受け、本市では、庁議メンバーを構成員とする「水俣市JNC株式会社電子部品事業撤退に係る支援本部」を設置するとともに、庁内関係課による支援策検討会議の開催、経済観光課に総

合相談窓口を設置するなどの対応に当たっております。あわせて、県の関係部局・水俣公共職業安定所・水俣商工会議所に対し、本市におけるサン・エレクトロニクス株式会社の従業員の方々の再就職支援や生活支援の取り組みへの協力要請を行うとともに、9月30日、10月1日、10月3日には、同社にて従業員の方々を対象に、市の既存の支援施策に関する説明会を開催し、約80名の出席をいただきました。また、随時、同社との意見交換や本市窓口で受け付けた再就職に係る企業情報の提供等を実施しているところです。なお、今後につきましては、同社や従業員の方々の動向を捉えながら適切な対応を行うこととしており、再就職支援に係る関係機関による連絡会議の開催を検討しております。

次に、9月定例会で答弁のあった株式会社パソナ、公益財団法人産業雇用安定センター熊本事務所における再就職支援の状況を把握しているかとの御質問にお答えします。

株式会社パソナ及び公益財団法人産業雇用安定センター熊本事務所による再就職支援について、サン・エレクトロニクス株式会社から伺っております内容といたしましては、高岡議員の御質問でもお答えしましたとおり、従業員の皆様を対象に社内説明会を開催し、具体的な活動の段取りを説明するとともに、社員一人一人の再就職先等に関する意向確認を行っており、今後は、従業員から希望があった企業に対して個別にマッチングを行うと伺っております。

次に、市は、今回の撤退発表後JNCに対し市民への説明を求めたのかとの御質問にお答えします。

今回の撤退は、電子部品事業の製品の主な向け先であるフラットパネルディスプレイ市場での事業環境の悪化による業績不振と既に公表されていることから、本市としましては、従業員や御家族の方々に対しての支援が最重要課題であると認識しております。そのため、JNC株式会社に対して市民への説明を求めることはいたしておりません。

次に、市は、水俣市の経済活性化について、国や県にどのような内容で要望したのかとの御質問にお答えします。

本市では、サン・エレクトロニクス株式会社の解散に係る支援については、県の関係部局に対して、従業員の再就職支援や企業誘致等に関して、連携や情報共有を密にさせていただくよう要請を行いました。なお、本市の経済活性化につきましては、定期的を実施しております国への陳情や県の水俣芦北地域振興計画への施策要望に加え、市長が上京した際は関係省庁を訪問するなど、さまざまな機を捉えて本市の経済活性化に資する施策について要望を行っております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

先日も袋の海岸部のある患者さんの息子さんのところに行きましたけれども、まだ就職先も決まっていないということで、お母さんが大変心配をしているということをお聞きしました。この

師走に本当に毎日が不安であるだろうというふうに思いました。

私はまだこの撤退について納得がいけない段階でありますけど、1つ目の質問をします。

株式会社パソナ、産業雇用安定センターへ直接雇用をお願いされているということですが、高岡議員のやりとりにも関連してくると思いますが、できるだけ水俣近辺での雇用に結びつけてもらうよう水俣市としては働きかけができないかということをして1つ質問をします。

次に、JNCの水俣市での位置ということですが、市民にとってみると、やはり大変大きな存在であります。水俣病被害者への補償完遂、そして地域への貢献という役目を担っています。また、その事業に対して市民は大きな関心を持ってきました。1989年当時ですけれども、私は水俣病認定申請患者協議会という認定患者の事務局をしておりました。第一次訴訟後、国は水俣病の認定基準を変更したため、同じ地域で同じように魚介類を食べてきた人たちが見事に棄却、棄却処分のまま多くの被害者が亡くなっていきました。20年に及ぶ患者の戦いが続き、1989年政治的な大きな動きの中で、水俣病総合対策が結ばれ、国、県、患者団体で結ばれることになりました。その数は1万人でした。私は当時、水俣だけではなく、津奈木のある村の被害者の担当でしたが、協定を結んだとき、一緒に行ったある女性がこんなことを言われていました。「水俣病と認められんのは悔しかばってん、どげんするかな。チツソで働いとる人たちもぐらしか。ボーナスも出とらんと聞くが、患者の家族にもチツソに働いている人がおるけんね。」

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後2時1分 休憩

午後2時2分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

○藤本壽子君 チツソで働いている人たちもぐらしか。ボーナスも出とらんと聞くが、患者の家族にもチツソに働いている人がおるけんね、悔しかばってん、矛ばおさめんば。このように語られた言葉を思い出します。この言葉は言いかえれば、自分たちへの補償よりチツソの地域への貢献を願ったと私は理解しています。

JNCの一部門ではありますが、今回の撤退については、まず一般の企業の撤退ではないということ、そのことを市のほうとしては認識しているのか。それを2つ目の質問にしたいと思います。

さらに、小泉大臣が来られた折、水俣の経済界の人たちとも懇談をしたということですが、JNCの特措法が定めた位置からして、単なる経済懇談でよかったのかというふうに私は思っているのですが、まず撤退をさせないように要望してほしかったなということがありますけれども、このときの懇談の中身ということ、先ほどの質問を重なりますけれども、どの

ようなものであったのか、いま一度お尋ねしたいと思います。

質問は3つです。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目ができるだけ水俣市やその近辺での就職ができるようにできないかという御質問だったと思います。

これまでもお伝えしておりますとおり、本市の最優先事項は従業員や御家族の方々の生活安定と今後も水俣に住み続けていただくために力を尽くすことと考えております。

主に、水俣市から通勤できる範囲で、北は八代から南は出水や阿久根市までの雇用をお願いしております。このことは機会があるごとに業者に支援を委託しておりますJNCを通じて伝えていただくようお願いしているところでございます。

それから2点目が、チッソ株式会社は他の一般的な企業の撤退とは違うけれども、市の認識はどうかというふうなお尋ねだったかと思えます。

本市といたしましては、チッソ株式会社の事業会社でありますJNC株式会社の重要な責務は議員の御指摘のとおり、今後もチッソ株式会社が水俣病の患者補償、そして特措法に定められた地域振興を着実に実施できるように、事業経営を通じてしっかりと収益を確保してもらうことであると認識しております。

そのためには、企業として経営改善を行いながら、将来にわたって生き残っていくための不断の努力を続けることが何よりも求められているというふうと考えております。

したがって、今回の撤退は、患者補償や地域振興を今後も確実に継続していくための苦渋の判断であったものと認識をしております。

3点目が、小泉環境大臣との意見交換の内容は、どういうものだったのかというような御質問だったかと思えます。

懇談会におきましては、高岡議員の御質問にもお答えしましたとおり、本市の経済振興に寄与いただいている各方面の方々が人口減少や地域経済の縮小など、本市が直面する厳しい状況の中でもそれぞれが水俣市への強い思いを持ちながら取り組みを進められているということについて、懇談が行われております。

小泉大臣からは、初めてこのような懇談会を持てたことに対する謝意とともに、市内産業界の方々の思いを聞いて、勇気づけられたとのお話をいただきました。

したがって、今回の懇談会はあくまでも小泉大臣が水俣の未来をけん引する産業界の方々の考えを聞くための場であったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

御存じのとおり、チッソによる水俣病の被害者への補償、地域振興のため、チッソが水俣で企業活動が続けられるよう、昭和53年の閣議了承を経て、同年12月に貸付金を投入、その公的貸付額は2,416億円、これは国民の血税から支払われています。これからも地域の雇用や地域振興のため、貢献をしてほしいという願いを受けとめてのことではなかったかと思っております。

そして、この間、私は電子部品事業の撤退に当たって、さまざまな方とお話、意見交換をしてまいりましたけれど、意見をたくさん聞く中で、ある方がこのようにおっしゃいました。チッソの中で働いていた方ですけれども、昭和44年から45年、チッソの撤退の意向を聞き、その当時のチッソ第一組合は、新規の工場を持ってくるように働きかけて、それを実現させたというふうにおっしゃいました。今現在、私はよく存じ上げておりませんが、チッソの中に、JNCには組合があるんだろうと思いますけれども、組合のほうはどうされているんでしょうねというような疑問もお聞きをいたしました。

そこで改めて質問をしたいと思います。

市長にお尋ねいたします。国に対しては、もっと踏み込んで撤退をさせないような手だてを国に求める、さもなくば、同規模の新しい事業をチッソに支援するよう求めていただきたいと思いますが、市長はこのことについて、どのように思われるか。質問は1つです。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えします。

高岡議員の御質問でも申し上げましたとおり、今回の件につきましては、私が8月に上京した際も環境省の幹部の方々とお会いして、従業員の方々が今後も安心して地元で暮らせるように御協力をお願いして回っているところでございます。

また、今回に限らず、これまでも本市では地域の経済振興や雇用創造について、国及び県に対して要望等を行っておりますので、今後も引き続き機を捉えて要望等を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣市の山間地における太陽光発電所について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣市の山間地における太陽光発電所について、順次お答えします。

まず、現在、市内におけるメガソーラー事業はどれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

経済産業省資源エネルギー庁が一般公開する固定価格買い取り制度の事業計画認定情報公表ウェブサイト上で、現在公開されている2019年8月31日時点の情報によりますと、水俣市内における太陽電池の合計出力が1メガワット以上の太陽光発電事業の件数は、13件となっております。

次に、山間地のメガソーラーの規模はどれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

本市で把握している、市内山間地に建設された、または建設予定の大規模メガソーラー事業は、ゴルフ場跡地であった株式会社一条工務店の太陽光発電事業を除くと、総事業区域面積はおよそ110ヘクタール、総発電出力はおよそ44メガワットとなっております。

次に、どれくらいの森林が伐採されると予想されるかとの御質問にお答えします。

伐採面積は、開発規模並びに山林の地形等により基準が異なりますので、算定は困難です。

次に、湯出地域のメガソーラーの進捗状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

現在、本市で把握している、湯出地域周辺に建設予定のメガソーラーは2件です。1件目は、イトップ株式会社が計画する事業面積約11ヘクタール、最大発電出力約2メガワットの事業で、県に問い合わせを行いましたところ工事工程の35%まで進捗していると伺っております。2件目は、合同会社水俣エナジーが計画する事業面積約42ヘクタール、最大発電出力約18メガワットの事業で、現在、林地開発許可申請中と伺っております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

一昨年になると思いますが、当時の公害環境対策特別委員会で長崎にありますゴルフ場の跡地からの土砂などが水俣川を赤く汚染しました。また、河口部に土砂が堆積したため、私どもはこのゴルフ場跡地を見に行きました。そして、2回、3回の大雨を経験しまして、一番目が一番大きかったんだと思いますけれども、土砂が河口部に溜まりまして、漁業補償にも及んだという事例を経験しております。その後、水俣市としてはガイドラインをつくり、業者には環境を汚染しないよう厳しくしたという経過があると思うんですけれども、先日は、長野近くの川のほうで濁りがありまして、長野地区の山間地、ここも18メガぐらいあるということを知っておりますけれども、汚れが出ているので、メガソーラーの建設によるのではないかというふうな懸念がございました。

山間地への太陽光発電所の懸念されることは、再三にわたり私は質問していますがけれども、市も答弁をされています。懸念されることの一つに土砂災害があると思います。雨水は、太陽光発電所のパネルの表面を流れていくことから、山林への浸透水が減少し、開発後の区域内の排水量は増加するんですね。その可能性があります。ちなみに、1メガの発電量に呼応するパネルの枚数は5,000枚です。20メガ、長野の場合ですと10万枚というパネルになるわけです。そしてこの

洪水の危険もですが、このパネルの光が当たっての反射、これがまた生態系に影響を与えることにはなるんじゃないかということで、懸念されています。

また、近年は鳥獣被害が増加しておりますが、山間地の建設による鳥獣のすみかが狭められるということで被害は確実に起こってくるのではないかと考えています。

そこで、1番目の質問です。改めて質問をいたします。

地球温暖化が進む中、大雨が予想されますが、水俣市としては山林の開発による土砂災害が起こる可能性があるか。これが質問の1番です。

次に、特に森林の伐採、さらに太陽光発電施設は、森林の保水能力を奪うと言われているんですけれども、これについての水俣市の見解はいかがか。森林が保水能力を落とす、そのことの見解はいかがかということです。

さらに質問をいたします。

先日も肥薩4市の研修会において持続可能な社会の構築ということで、もちろん環境、暮らし、経済の持続可能性を学習したわけですが、今、何よりも優先させなければならないのは、CO₂の削減であると思います。太陽光発電所設置により、森林を伐採した場合、敷地には植樹ができないんですね。CO₂削減を抑えることができるでしょうか。つまり、水俣市の環境基本計画、環境モデル都市の目標に合致しないことなるのではないかと考えているのですが、水俣市はどのように考えるか、これが3番目の質問です。

そしてつけ加えますが、私は再生エネルギーを否定しているわけではなく、再生可能エネルギーをつくり出す場合は場所を考える必要があるということをお伝えしたいと思います。

質問は3つです。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後2時17分 休憩

午後2時19分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

3つございました。

まず1つ目でございますが、地球温暖化が進む中で、近年では大雨が頻発しておるから、山間地の開発による土砂崩れが予想されるが、いかがかという御質問であったと思います。

山間地の開発により、土砂崩れが想定される場所につきましては、林地開発の許可権者である県と連携しながら事業者へ対策等の指導に努めてまいりたいと考えております。

2つ目ですが、森林伐採により山間地の保水能力が奪われていることに対して市はどう思うかという御質問であったと思います。

林地開発による森林伐採の場合であれば、伐採する面積に応じて保水能力は低下することも考えられますので、雨水が浸透するような工法を積極的に活用していただくよう事業者へお願いしてまいります。

3つ目でございますけれども、森林を開発することでCO₂が逆に排出が進むんじゃないかと、環境モデル都市として、どのように考えるかという御質問だったと思います。

再生可能エネルギーは、温室効果ガス排出量の削減や環境に与える負荷が少ない持続可能な社会構築に大きく貢献する施設だと思っております。また、災害時、緊急時の自立型、地域分散型のエネルギーとしても期待されております。市といたしましては、再生可能エネルギー発電設備の設置につきましては、水俣市再生可能エネルギー発電整備の設置に関するガイドラインを推進するとともに、森林の開発であればさきにも述べましたように、県と連携しながら適切な措置がとられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

今、もう災害があったときに、全ての電源が例えば九電から来るものが来なかった場合、地元の電力を使わなければならないのではないかというようなこともおっしゃったと思うんですけども、独自のエネルギーの確保ですね。でありますけれども、ゴルフ場後の太陽光発電だけでも6,000世帯を補うぐらいの電力があるというふうにはお聞きしています。あと1つぐらいあれば、もう賄い切るわけですね。

メガソーラーが多過ぎると思いませんか。メガソーラーが山間地に多くあり過ぎるのではないかというふうには私は思っています。これは乱開発に結びつくことではないかというふうには考えています。

二、三日後も長崎や野川のその近隣の方々からもお聞きしましたが、とにかく今森林の伐採の車やさまざまな車が往来して、もう道を毎日のようにそれが通って、大変迷惑をしているというふうなこともお聞きしております。住民の環境を考えたところでも、やはり開発については、水俣市のほうできちっと考える必要があるのではないかというふうには私は思っています。

それで、せっかくの間10月ですけども、林業活性化九州大会に水俣市から出させていただきました。市議会が私が1人でしたけれども、基調講演が東京大学の名誉教授の太田猛彦先生で、講演の題名は、「持続可能な社会と今後の森林管理－SDGsと森林林業－」ということでの内容でした。

詳しく言いたいところですが、ちょっとかいつまんで申し上げることにします。

先生がおっしゃられたことをまとめて言うと、もっともっと木を使いましょう。それからもっともっと食事をしましょうということで、森林の多面的機能や持続的な機能を発揮させていくことがこれから大事なんだということをおっしゃったと思います。

それで、私はそのときにこの太陽光発電所の問題などを質問をしたいなと思いましたが、時間切れになってしまったので、そのときはいたしませんでしたが、ここで質問につなげてまいりたいと思います。

今現在、湯出のほうで合同会社水俣エナジーが現在林地の許可申請をされているということで、説明会もございました。ここは私たちが産業廃棄物処理場建設予定だったところと重なっているところだと認知しています。市民挙げて、水源地を守ろうと反対したところと重なると思いますが、42ヘクタールの規模であり、最大出力が18メガになります。パネルの枚数でいうと9万枚ですね。森林の伐採面積はおよそ30ヘクタールぐらいになると思われま。

水俣市は何度も私、質問していますけれども、水源地であり、またここに少なくとも十数年植林ができないという状況が続くわけですが、この事業が水俣市の掲げるSDGsの理念に合った事業なのか、いま一度検証していただきたい。そして県のほうに水俣市から意見を上げていただくようになっておりますけれども、私はこの問題は本当に重要なところではないかと思っておりますので、きちんとした意見を持続可能な水俣を守るために意見を言っていただけないかというのを1番目の質問。

そして、2番目は、さらに太陽光発電所での発電期間が過ぎた段階において、植林をするのかどうかということを市としては把握しているかどうかという、この2つをお聞きしたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

1つ目は、この太陽光発電所がSDGsの理念に合った事業であるのか、また市としても一回検証して県の方に意見をつけるなどしてはどうかという御質問だったかと思っております。

さきにも述べましたとおり、太陽光を含む再生可能エネルギーは持続可能な社会構築に大きく貢献をするものだと認識はしております。

そしてまた湯出地区におきましては、地域の皆様も建設にある程度同意をされていると伺っておりますし、開発が計画されている太陽光発電所は、民有地でございますので、個人の財産となり、市として制限する意見書を提出することはできないと思っております。

2つ目なんですけれども、メガソーラーの発電期間が過ぎた後に植林するかどうか市として把握しているのかという御質問だったかと思っております。

発電終了後の土地利用及び植林につきましては、将来の社会助成と不確定要素が多く、事業者の判断となると思っております。そのため、植林を強制することはできませんので、市としては把握しておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、学校現場での「フッ化物洗口」について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校現場での「フッ化物洗口」について、順次お答えします。

まず、フッ化物洗口開始に当たっては、子どもたちと保護者にどのように説明をしているのかとの御質問にお答えします。

児童生徒の虫歯予防と歯の健康を目的としたフッ化物洗口の開始に当たり、毎年、年度初めに全ての児童生徒について保護者の意向確認調査を実施しております。保護者への説明としまして、本調査用紙にフッ化物洗口の内容や実施方法を明記し、フッ化物洗口剤に使用するミラノールについても、用法・用量及び使用上の注意が記された説明書を調査用紙と一緒に配付しております。また、フッ化物洗口に同意を得られない場合につきましては、洗口時に真水による洗口を行うなど、配慮させていただく旨を記載しております。

児童生徒への説明としましては、平成27年3月に熊本県・熊本県教育委員会・熊本県歯科医師会から発行されたフッ化物洗口実施マニュアルに基づき、各学校で洗口を実施する際に、現場の教職員が洗口のやり方や注意事項等の説明を行っております。

次に、洗口に使用する薬剤はどこで希釈し、どのように行っているのかとの御質問にお答えします。

洗口に使用する薬剤を希釈するフッ化物の洗口液づくりは、フッ化物洗口実施マニュアルの実施手順に基づき、各学校の負担を考慮して、教育委員会にて教育総務課の職員で行っております。洗口液は、同マニュアルに基づき、学校歯科医の指示書により、学校ごとに決められた量の薬剤を希釈して作成しますが、作成前に手指の消毒を行い、分量等の間違いを防ぐため2人体制で洗口液づくりを行っております。なお、洗口液を入れるボトル容器は各学校で保管いただいておりますが、週1回のフッ化物洗口実施前に教育委員会に空ボトルを持参して預けてもらい、実施前日、または当日に作成した洗口液を入れたボトルを持ち帰っていただいております。

次に、フッ化物洗口の効果についての検証はどのように行っているのかとの御質問にお答えします。

平成29年6月議会において、藤本議員からの御質問でお答えしておりますように、フッ化物洗口の効果があらわれ始めるのは、2年から3年後と言われており、本市においては10月で開始から4年目を迎えております。毎年、県から報告されている熊本県の歯科保健の現状で、児童の虫

歯有病率、1人平均虫歯本数等を確認しておりますが、開始前の平成26年と開始後の29年を比較すると小学校においては高学年、中学校においては全学年で減少しております。なお、事業評価について、既に実施されている自治体では、小学校入学者を6年生時まで追跡し、虫歯有病率、1人平均虫歯本数等を指標に効果検証が行われており、本市においても他の自治体と同様に事業開始後6年目以降に検証を行いたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

小島教育長には、いつも私どもの相談や学校への配慮などをしていただきまして、大変感謝申し上げます。

また、今回の質問にも県のほうにも問い合わせさせていただいたということで、感謝をします。

そこで、質問をしたいと思うんですけれども、教職員へのアンケートをとっていただいたり、それから薬剤ミラノールの添付書を保護者に配付などもしていただいておりますが、ただ、添付書の配付だけでは、私どもの真意というか、どういうことなのかということの懸念が残っております。判断の一助にはなっているのかなというふうには思っているところですが、そこで改めて質問しますけれども、現在の学校での実施率はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。これが質問の1番です。

さらに、フッ化物洗口については、日本においてもアメリカなどでも多くの健康への被害について、研究が行われています。一般的には、甲状腺の機能の低下、糖尿病、注意欠陥多動性障害、神経痛、IQの低下などですが、この問題が実は国会でも論議をされています。長年インフォームドコンセントの必要性について言われ続けてまいりましたが、このことに関し、国会でも論議となっています。平成30年の12月5日に提出された虫歯予防フッ素洗口などに関する質問主意書の中、提出者は阿部知子衆議院議員ですけれども、その中には、洗口液はうがい後に吐き出すものの、粘膜から吸収されたり、口の中に残留し、15%から35%程度が人体に吸収されるとの研究もある。厚労省としては、管理体制、現場の報告、実施調査などをどのように行っているのか。何よりフッ化ナトリウム試薬の希釈を教職員やその他の人々で行っているが、政府はどのように思うかという質問をしています。

本来は、市民から見ても、時々声があるんですけれども、薬剤師などが行うべきではないかという問い合わせがありますけれども、水俣市のほうの見解としては、いかがでしょうか。これが2つ目の質問です。

さらに、このフッ化物洗口では、同意書、また洗口をしてる子ども、していない子どもがいるのですが、行っていない生徒の親御さんから教職員が指導をしたときに、したほうがよいんだけどもなって、もちろんそれはしたほうがよいのだというふうに前置きがあって当たり前ではあ

るんですけれども、そのことを生徒が聞いたときに、自分としては何か悪いことをさぼってしまっているというふうな感じを受けたということも一つはお聞きしました。

それから、幾つかあるんですが、フッ化物洗口に当たっては、歌があつて、ぶくぶくくまもんの何かあれらしいんですけれども、これについても実施していない子どもの気持ちというのは、どうなんでしょうかねという意見などもお聞きしております。目的は虫歯予防ということなんですけれども、子どもたちの言葉がちょっと過ぎるかもしれませんが、人権にまで及んでくるようなことではないかと思ひ、この点についても教育委員会のほうといたしますか、どのように思われるかお尋ねしたいと思います。

質問はこの3つです。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時36分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

3点ございました。

1点目なんですけれども、フッ化物洗口の実施における本年度の児童生徒の割合について、申し上げます。

小学校児童におきましては、同意を得て実施している児童が87.9%、実施していない児童が12.1%となっております。中学校生徒におきましては、同意を得て実施している生徒が78.2%、実施していない生徒が21.8%となっております。

2点目は、洗口に使用する薬剤を希釈するときには、歯科医師とか薬剤師が行うべきではないかとの御質問でした。

洗口に使用する薬剤を希釈するフッ化物の洗口液づくりは、フッ化物洗口実施マニュアルの実施手順に記載されている洗口液づくりは誰でも行うことができ、法律上の規定はありませんとの表記に基づき、行っておりますので、特に問題はないと考えております。なお、本件を熊本県に確認しましたところ、本市と同様の見解でした。加えまして、議員御指摘の洗口液は歯科医師とか薬剤師が作成すべきではないかということについて、お尋ねをいたしましたけれども、厚生労働省のガイドラインによりますと、薬剤管理上の注意として、歯科医師、あるいは薬剤師が薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において管理するとしてあります。これは洗口液を作成する前の薬剤管理についての記載であり、洗口液の作成についての記載ではないと思われまますとのこと

でした。

3点目なんですけれども、フッ化物洗口に同意しない児童生徒の配慮はどのようにしていくのかという御質問でした。

フッ化物洗口を行わない児童生徒への配慮につきましては、フッ化物洗口実施マニュアル等の留意事項に基づき、洗口しない児童生徒に差別や偏見が生じないように十分な説明を行うとともに、先ほども答弁しましたとおり、真水で同じようにうがいさせるなどの配慮を行っております。

なお、本留意事項につきましては、学校長会を初め、市保健部局、各小中学校、教育委員会で構成する関係者の協議等で定期的に確認及び呼びかけを行っているところでございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ミラノールを使っていると思うんですけれども、その添付書の中には、もし異変があった場合の対処について、実は書いてありまして、やはり医師の指示が必要ではないかというふうな、これを使うときにはですね。それと、各学校にグルコン酸ナトリウム、何かあったときのために置いておく、または牛乳などでもいいというようなことがありました。

時間がありませんので、急いで質問をしたいと思っておりますけれども、ここで質問したいことがございまして、衆議院議員の大河原雅子さんが、先日質問主意書を提出しています。その中に、ためしてガッテンで歯磨き剤をゆすいで吐き出さないでいいというような内容のことを放映したわけなんですけれども、これを厚労省に聞きまして、もちろんゆすいで吐き出すことが前提だということをお答えしております。

その中で、1つ、私どもがずっと長年歯のエナメル質に直接フッ素が化学反応を起こして、フローラアパタイトというものになり、虫歯が予防されるというのがずっと厚労省と歯科医師会の説明であったんですけれども、これについて、尋ねられたことの趣旨がちょっとわからないということではあったんですけれども、そうであっても、コーティングしていることのデータがあるのかと、そういうデータがあるのかということをお聞きしました。これについてデータはないというふうに厚労省が言いました。このことについて、県のほうに水俣市から説明を求めたい。国に問い合わせ、県から国でもいいです、県のほうできちんとこのやりとりをどうするかということをお聞きしたい。

そして、もう一つです。

最後に、鹿児島県の霧島市では、888人という学校の教職員から教育委員会への依頼があり、洗口に反対する立場の人からの話も聞きたいということで、講師を呼んでおられるんですけれども、もし教職員からこのような依頼があった場合、水俣市はどのようにお答えいただけるか、お尋ねしたいと思います。

以上、2つです。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

2点ございました。

1点目、虫歯が予防できるとされた根拠について、国と全国歯科医師会では見解が違うと、これを県に問い合わせることはできないかとの御質問でした。

議員御指摘のことにつきましては、見解に相違があるかどうかも含めて、県にお尋ねしてみたいと思います。

2点目ですけれども、フッ化物洗口に反対の立場の方であっても、そういう話を聞きたいと教職員から依頼があった場合、教育委員会はどのように応えるのかという御質問でした。

これまで、本市では教職員からそのような依頼はあったことはありません。議員の御質問のように、依頼があった場合という過程では、答弁しかねるところでございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、15分間休憩します。

午後2時43分 休憩

午後2時54分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第82号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、議第82号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第83号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第83号水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第84号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第4、議第84号水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第85号 水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第5、議第85号水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第86号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第6、議第86号みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第7、議第87号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第88号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第8、議第88号水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第89号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第9、議第89号水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第90号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第10、議第90号徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第91号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第11、議第91号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第92号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第12、議第92号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第93号 水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第13、議第93号水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第94号 水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第14、議第94号水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第15、議第95号水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第96号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第16、議第96号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第97号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第17、議第97号令和元年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第98号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第18、議第98号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第19 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第19、議第99号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第20 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第20、議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第21 議第101号 令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第21、議第101号令和元年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議

題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第22 議第102号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第22、議第102号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第23 議第103号 市道の路線認定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第23、議第103号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第24 議第104号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議第105号 令和元年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

日程第26 議第106号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第27 議第107号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第28 議第108号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第29 議第109号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第30 議第110号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第24、議第104号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第30、議第110号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第3号まで、7件を一括して議題とします。

議第104号

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和元年12月12日提出

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「100分の92.5」を「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に、「100分の112.5」を「6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
再任	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
用職	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
員以	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
外の 職員	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第4条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

「禁錮」を「禁錮」に改める。

第9条第1項第1号及び第2号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「当該各号に掲げる額」を「当該各号に定める額」に、「第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額」を「当該各号に定める額」に改め、同項第1号中「次に掲げる額」を「次に定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第14条の4第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第14条の7第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に、「6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の115」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「等」を削り、同項ただし書中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「この場合において、」の次に「同条例」を加え、「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第8条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第10条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の水俣市長等の給与に関する条例(次条において「改正後の市長等給与条例」という。)、第3条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の一般職給与条例」という。)、第5条の規定による改正後の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(次条において「改正後の議員報酬等条例」という。)、第7条の規定による改正後の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(次条において「改正後の病院事業管理者給与条例」という。))及び第9条の規定による改正後の水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。))の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の市長等給与条例、改正後の一般職給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の病院事業管理者給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の水俣市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の水俣市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第1号。以下この条において「平成28年改正条例」という。))附則第3条の規定に基づいて支給された給与を含む。)、第5条の規定による改正前の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の一般職給与条例の規定による給与(平成28年改正条例附則第3条の規定による給与を含む。)、改正後の議員報酬等条例の規定による給与、改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第4条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。))の前日において同条の規定による改正前の水俣市一般職の職員の給与に関する条例第9条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。))に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第4条の規

定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項各号において「第4条の規定による改正後の一般職給与条例」という。）第9条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第4条の規定による改正後の一般職給与条例第9条第1項第1号又は第2号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第4条の規定による改正後の一般職給与条例第9条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「達しないこととなるものには、」の次に「令和3年3月31日までの間、」を加える。

(提案理由)

令和元年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第105号

令和元年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,741,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月12日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
18 繰入金		922,105	689	922,794
	1 基金繰入金	903,448	689	904,137
19 繰越金		44,091	4,006	48,097
	1 繰越金	44,091	4,006	48,097
20 諸収入		569,833	277	570,110
	4 雑入	463,559	277	463,836
補正されなかった款に係る額		15,200,377		15,200,377
歳入合計		16,736,406	4,972	16,741,378

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
---	---	-----	-----	---

1	議会費		152,099	386	152,485
	1	議会費	152,099	386	152,485
2	総務費		2,164,185	△35	2,164,150
	1	総務管理費	1,768,176	△940	1,767,236
	2	徴税費	183,851	497	184,348
	3	戸籍住民基本台帳費	82,468	234	82,702
	4	選挙費	82,488	52	82,540
	5	統計調査費	15,495	42	15,537
	6	監査委員費	31,707	80	31,787
3	民生費		5,674,587	787	5,675,374
	1	社会福祉費	3,182,131	418	3,182,549
	2	児童福祉費	1,944,699	223	1,944,922
	3	生活保護費	547,757	146	547,903
4	衛生費		2,072,698	899	2,073,597
	1	保健衛生費	356,889	219	357,108
	2	清掃費	840,072	154	840,226
	4	環境対策費	164,838	526	165,364
5	農林水産業費		496,819	497	497,316
	1	農業費	245,380	295	245,675
	2	林業費	159,482	115	159,597
	3	水産業費	91,957	87	92,044
6	商工費		796,686	500	797,186
	1	商工費	354,768	500	355,268
7	土木費		1,525,393	1,149	1,526,542
	2	道路橋りょう費	589,390	650	590,040
	5	都市計画費	592,845	331	593,176
	6	住宅費	284,501	168	284,669
9	教育費		1,593,379	789	1,594,168
	1	教育総務費	879,426	336	879,762
	4	社会教育費	211,623	354	211,977
	5	保健体育費	296,347	99	296,446
11	公債費		1,602,333	0	1,602,333
	1	公債費	1,602,333	0	1,602,333
補正されなかった款に係る額			658,227		658,227
歳 出 合 計			16,736,406	4,972	16,741,378

議第106号

令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,159,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月12日提出

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 繰入金		406,953	28	406,981
	1 他会計繰入金	254,046	28	254,074
補正されなかった款に係る額		3,752,977		3,752,977
歳入合計		4,159,930	28	4,159,958

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		77,664	28	77,692
	1 総務管理費	40,588	△154	40,434
	2 徴税費	30,795	182	30,977
補正されなかった款に係る額		4,082,266		4,082,266
歳出合計		4,159,930	28	4,159,958

議第107号

令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ413,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月12日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		150,798	124	150,922
	1 一般会計繰入金	150,798	124	150,922
補正されなかった款に係る額		262,277		262,277
歳入合計		413,075	124	413,199

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		412,456	124	412,580
	1 総務管理費	21,307	140	21,447
	2 徴税費	10,061	△16	10,045
補正されなかった款に係る額		619		619
歳出合計		413,075	124	413,199

議第108号

令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,644,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月12日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7 繰入金		534,706	△196	534,510
	1 一般会計繰入金	534,706	△196	534,510
補正されなかった款に係る額		3,110,166		3,110,166
歳入合計		3,644,872	△196	3,644,676

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		71,337	△196	71,141
	1 総務管理費	34,904	△233	34,671
	2 徴税費	5,926	37	5,963
補正されなかった款に係る額		3,573,535		3,573,535
歳出合計		3,644,872	△196	3,644,676

議第109号

令和元年度水俣市公共下水道事業特会計補正予算（第4号）

令和元年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,056,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月12日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		513,140	114	513,254
	1 繰入金	513,140	114	513,254
補正されなかった款に係る額		543,553		543,553
歳入合計		1,056,693	114	1,056,807

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		402,184	114	402,298
	1 公共下水道事業費	402,184	114	402,298
補正されなかった款に係る額		654,509		654,509
歳 出 合 計		1,056,693	114	1,056,807

議第110号

令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 令和元年度水俣市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和元年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費	355,569千円	347千円	355,916千円
第1項 営業費用	342,025千円	347千円	342,372千円
第2項 営業外費用	12,542千円	0千円	12,542千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額199,590千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額199,627千円」に、「当年度分損益勘定留保資金84,833千円」を「当年度分損益勘定留保資金84,870千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	424,380千円	37千円	424,417千円
第1項 建設改良費	385,737千円	37千円	385,774千円
第2項 企業債償還金	37,643千円	0千円	37,643千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条第1号中、職員給与費「81,846千円」を「82,229千円」に改める。

令和元年12月12日提出

水俣市長 高岡利治

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第104号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し

上げます。

本案は、令和元年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第105号令和元年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ497万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ167億4,137万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、給与改定に伴う人件費の調整等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第106号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億5,995万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第107号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,319万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第108号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ19万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億4,467万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の調整を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第109号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それ

ぞれ10億5,680万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、給与改定に伴う人件費の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第110号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を34万7,000円増額し、補正後の収益的支出の額を3億5,591万6,000円に、第4条に定める資本的支出の額を3万7,000円増額し、補正後の資本的支出の額を4億2,441万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出及び資本的支出に、給与改定等に伴う人件費の増額を計上いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第104号から議第110号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時6分 休憩

午後3時6分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第104号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから議第110号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第3号まで、本7件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第82号から議第110号まで議案29件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに通告願います。本日はこれで散会します。

午後3時8分 散会

令和元年12月19日

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和元年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和元年12月19日（木曜日）

午前11時15分 開議

午後0時4分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （一期崎 充 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （岩 下 一 弘 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
病院事業管理者 （坂 本 不 出 夫 君）	総務企画部次長 （坂 本 禎 一 君）
産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）	教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）
水 道 局 長 （岩 井 昭 洋 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第5号

令和元年12月19日 午前10時開議

- 第1 議第82号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第83号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第84号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第85号 水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第86号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第88号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第89号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第90号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第91号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第92号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第93号 水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第94号 水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第96号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第97号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第17 議第98号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議第101号 令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第21 議第102号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第22 議第103号 市道の路線認定について
- 第23 議第104号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議第105号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第25 議第106号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第26 議第107号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議第108号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第28 議第109号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

第29 議第110号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

第30 陳第2号 水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情について

第31 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 1 陳第4号 介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第32 議第111号 人権擁護委員候補者の推薦について

第33 意見第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

第34 意見第2号 国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について

第35 意見第3号 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書について

第36 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前11時15分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提

出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から令和元年10月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますから御閲覧願います。

次に、高岡朱美議員、淵上茂樹議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） この際、お諮りします。

高岡朱美議員から、さる12月12日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、高岡朱美議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

令和元年12月12日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

令和元年12月12日

水俣市議会議員 高岡朱美

水俣市議会議長 岩阪雅文様

○議長（岩阪雅文君） 続けて、お諮りします。

淵上茂樹議員から、さる12月12日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、渕上茂樹議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

令和元年12月12日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

令和元年12月19日

水俣市議会議員 渕 上 茂 樹

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

- 日程第1 議第82号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議第83号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第84号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第85号 水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第86号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第88号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第89号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第90号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第91号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第92号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第93号 水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第94号 水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第96号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第97号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議第98号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第19 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議第101号 令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議第102号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議第103号 市道の路線認定について
- 日程第23 議第104号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第105号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第25 議第106号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議第107号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議第108号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議第109号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議第110号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 陳第2号 水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議第82号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第30、陳第2号水俣川河口臨海部振興構想事業に対する「市民説明会を求める」陳情についてまで、30件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第82号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定並びに一部の料金体系の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市営牧ノ内団地4号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、牧ノ内団地はあと何棟を建設する予定なのかとただしたのに対し、1号棟から9号棟の予定であり、現在、1号棟、2号棟、3号棟、5号棟が建設されている。また、来年2月には、4号棟が完成予定であり、残りは4棟であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第95号水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、水道局と下水道課の組織を統合することに伴い、関係する条例を整備するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、企業会計にすることでの自治体のメリットは何かとただしたのに対し、まず、単式簿記から複式簿記になり、財務諸表等の作成により、経営状況が分かりやすいものになる。また、本市と同規模の自治体との比較検討ができる点や、組織的にも独立性が高くなり、機動的なものになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から施行される民法の一部改正及び下水道課との組織統合に伴う条文の整備、並びに水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定が更新制に変更になったことに伴い、指定手数料の見直し及び更新手数料の追加を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号令和元年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、少子化対策支援事業、第5款農林水産業費に、畜産総合対策推進指導事業、第7款土木費に、袋インター関連道路改良事業などを計上している。

なお、財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、水俣川河口臨海部振興構想事業等の追加を計上している。債務負担行為の補正として、湯の鶴観光温泉センター管理委託料等の追加を計上している。

また、地方債の補正として、緊急自然災害防止対策事業を追加し、過疎対策事業等の限度額の

変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、家畜伝染病防疫対策事業補助金について、アフリカ豚コレラ対応のための予算であり、財源は一般財源であるとの説明であったが、今後、国、県の補助金の確定等により、財源の振り替えもあるのかとただしたのに対し、国と県からは直接、事業主体に補助金が交付されることになるため、今回の予算計上分は、市の上乗せ分になるとの答弁がありました。

また、土木課所管事業の繰越明許費について、主な原因は、地権者との用地交渉が遅れているためとの説明であったが、用地交渉を行う職員の人員不足によるものかとただしたのに対し、実際、事業量に対しての職員数は少ないと感じている。また、用地取得後、工事を進めるにあたり、電柱の移転等も出てくるため、関係機関の協力が順調に進まない場合もあり、やむを得ず、多くの事業の繰り越しが生じている状況であるとの答弁がありました。

これに対し、委員から、用地交渉を行う職員の専門的知識等も必要であり、地権者との交渉に時間を要することは理解している。しかし、工事実施による地域経済への波及効果も考えられるため、今後、適切な人員配置を行い、事業の進捗に結びつけるよう、検討をお願いしたいとの意見もありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ145万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億5,669万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款公共下水道事業費において、公課費を増額している。

これらの財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第102号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額2億935万円を1,544万円増額して、補正後の資本的収入の額を2億2,479万円とするものである。

補正の内容としては、生活基盤施設耐震化等国庫補助金の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第103号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、小田代農免農道として管理していた路線を、新たに市道として認定するため、道路法

第8条第2項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第104号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和元年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、住居手当の改定で、減少する対象者とは、どういう場合かとただしたのに対し、具体的には、家賃が5万8,000円以下のところに住んでいる職員の住居手当が減少することになる。家賃が5万8,000円のところに住んでいる職員は、住居手当が500円下がり、家賃が5万5,000円以下になると、住居手当が2,000円下がることになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第105号令和元年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定に伴う人件費の調整等を計上している。

なお、財源としては、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第109号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億5,680万7,000円とするものである。補正の内容としては、第1款公共下水道事業費において、給与改定に伴う人件費の増額を計上している。

この財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第110号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を34万7,000円増額し、補正後の収益的支出の額を3億5,591万6,000円に、第4条に定める資本的支出の額を3万7,000円増額し、補正後の資本的支出の額を4億2,441万7,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出及び資本的支出に、給与改定等に伴う人件費の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、令和元年9月から継続審査となっておりました陳第2号水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情について申し上げます。

本件については、先般、行われた全員協議会において、執行部が説明会の開催予定はないが、今後も工事の進捗状況に併せ、随時、市報等で情報提供、周知していくとのことであり、議会としても、何か問題があれば、特別委員会等で執行部に説明を求めることでよいとされるため、賛成しがたいとの意見と、大規模な工事で、多額の予算等も伴うため、多くの市民の理解を得たうえで、事業を進めるべきであり、賛成であるとの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

まず、議第83号から議第85号、議第88号から議第94号までの施設等の条例の一部を改正する条例の制定10件について申し上げます。

本案は、水俣市厚生会館、水俣市児童館、水俣市保健センター、水俣市文化会館、水俣市社会教育施設、徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市公民館、水俣市体育施設、水俣市学校体育施設等、水俣市立武道館について、各々が消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市公民館の使用料改定の時期についてただしたのに対し、来年4月から適用され、それまでは改定前の使用料となる。4月以降の使用の予約を3月までにされた場合も、改定前の使用料となるとの答弁がありました。

また、水俣市の学校体育館の使用料変更について、登録団体と、一般利用の料金が同額になることに対する不満はないかとただしたのに対して、登録団体1回の使用は、一般利用が1時間単位であるのに対して、2時間単位となっているため、不満は出ないと考えているとの答弁がありました。

以上10件については、特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号令和元年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、妊婦健康診

査事業、第9款教育費に、国際スポーツ大会関係経費などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、国際スポーツ大会関係経費の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、スクールバス運転手派遣手数料ほか1件の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、東京オリンピックの聖火リレーの関係予算が計上されているが、聖火リレーが水俣を通る日程と、繰り越す予算の内容についてただしたのに対し、聖火リレーの日程は5月6日である。聖火リレーの関係予算として、出演者への謝金である報償費や消耗品費等の予算を繰り越すとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ409万7,000円を増額し、補正後の予算総額を41億5,993万円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費において、国民健康保険被保険者の資格管理の情報連携に伴う国保電算システム改修に係る委託料を計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第6款繰入金をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、口座振替受付サービス手数料の追加を計上しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ22万円を増額し、補正後の予算総額を36億4,487万2,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費において、第8期介護保険事業計画策定に伴う日常生活圏域ニーズ調査に係る委託料などを計上している。

なお財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号、令和元年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為として院内清掃業務委託のほか15件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、来年4月の民法改正にあわせて、入院時の保証人の選定が不要となる未収医療費保証の導入により、入院患者の医療費に保証料を上乗せすることになるのかとただしたのに対し、保証会社と医療センターが契約をするため、患者の医療費に保証費用を上乗せすることはないとの答弁がありました。

また、この未収医療費保証を導入する効果についてただしたのに対し、入院患者において保証人を探す必要がなくなり、入院手続きをスムーズに行うことができる。病院においても、入院手続き業務及び未収金徴収業務の負担軽減のほか、未収金がなくなるというメリットがあり、効果は大きいとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第105号令和元年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の内容は、給与改定に伴う人件費の調整等を計上している。

なお、財源としては、第18款繰入金、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第106号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億5,995万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費の増額を計上している。

これらの財源としては、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第107号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,319万9,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の増額を計上している。

この財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

最後に、議第108号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ19万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億4,467万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の調整を計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和元年12月13日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第82号	水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第86号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第87号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第95号	水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第96号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第97号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
議第100号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第102号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第103号	市道の路線認定について	全員賛成	全員賛成
議第104号	水俣市市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第105号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第109号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第110号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
陳第2号	水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情について	不採択	賛成少数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和元年12月13日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第83号	水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第84号	水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第85号	水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第88号	水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第89号	水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第90号	徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第91号	水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第92号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第93号	水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第94号	水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第97号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
議第98号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第99号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第101号	令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第105号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第106号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第107号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第108号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

陳第2号については、討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。陳第2号水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情について賛成の立場で討論をします。

9月議会において私はこの事業について一般質問をいたしました。水俣市の公有水面埋立免許出願書を閲覧した専門家によると、水俣川を通じて各種汚染物質が海域に流入し、沈降する現象

の予測把握が行われていない。また、底質に堆積した沈殿物の各種成分、窒素、リンなどの栄養塩類や赤潮発生の原因となるビタミン類や微量金属類及び有機質などの溶質、移流拡散などにかかる実測調査及び影響予測が行われていない。この2つについての市の答弁は、熊本県環境影響評価技術指針などを参考に評価項目を選定しているので、環境保全図書の要件は満たしている。次に、市民からの指摘によると底質分析調査のためのサンプリングは、船上より採泥器を用いているが、これでは、表面のみの採泥になると思うがとの質問には、環境省が定める底質調査方法によるとの答弁でありました。水俣市はどこに向かってこの工事の安全性を説明しているのかという疑う答弁であったと私は思っています。市民ではなく、許可権者に向かって説明をしていただければよいのかと思います。日本全国では、国や県が許可した様々な事業に不具合が起こっている事例が多くあります。許可権者には、その地方独自の問題点をその懸念について議論したうえで、県への許可願を提出するべきではなかったのかと思います。

次に市民の意見ですが、水俣市民から工事には30億円以上かかると聞いた。水俣市は財政難になると心配をしていると多く聞きました。本当に今どうしても必要な工事なのかは、もっと多くの市民の意見を聞くべきであると考えます。それに加え、市民の方からよく聞くのは、とりあえずは地震により日奈久断層が動く前に八幡プール前の護岸を強固にするべきであるという意見も多く聞きました。また、熊本学園大学の中地重晴教授は、臨海部河口部での工事が、地震や液状化などで水銀汚染を引き起こさないか、きちんとしたリスク評価をしたうえで工事をするべきではないかという意見をこの間の論文の中で書いておられます。

最後に陳情者は、市長に要望書を提出したが、それに対する返事はなかったということであり、私は、この水俣川河口臨海部振興事業構想については、市民への説明が果たされているとは到底思えず時間をかけても丁寧に議論をしていくことが必要であると考えます。

よって、この陳情に対しては、賛成であります。議員の皆さんの御理解をよろしく願います。終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。同じく、陳第2号水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情については賛成の立場から討論を行います。日本は民主主義の国です。すなわち、国民一人一人が政治に参加し、考えを表明し、話し合いで物事を決定する仕組みをとっています。この仕組みが正常に機能するには、一人一人に正しく十分な情報が与えられることが大前提です。臨海部振興構想事業は、総事業費34億円。そのうち市が24億円を負担する大変大掛かりな工事です。また、チッソ水俣工場由来の有機水銀を含むカーバイト残渣が埋め立てられている場所でもあり、市民が関心を寄せるのは当然のことです。市民は、説明会という誰もが参加でき、その場で人の意見を聞くことができる機会を望んでいます。それは、ホームペー

ジや市報による情報提供では得られない情報が含まれる可能性があり、決して同等ではありません。工事の規模、市民の関心を考えれば、市には市民の求めに応じた形で説明をし、十分な理解を得、意見を参考にする義務があり、また、議会は、市民の知る権利を保障するために尽力すべきです。総務産業委員会で、本陳情を賛成少数で不採択としたことは、こうした議会の役割を放棄する行為であり、ごんきにたえません。本会議の採決に当たっては、多くの議員の皆さんの御賛同により、市民の負託にこたえる姿勢を示していただくことを切に願い討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第82号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第110号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第3号についてまで29件を一括して採決します。

本29件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本29件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本29件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、陳第2号水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件について、お諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岩阪雅文君） 挙手少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第31 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 1 陳第4号 介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩阪雅文君） 日程第31、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年12月13日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年12月13日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	理由
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	慎重審査を要するため
陳第4号	介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年12月12日

議会運営委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第32 議第111号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第33 意見第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

日程第34 意見第2号 国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について

日程第35 意見第3号 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書について

○議長（岩阪雅文君） 日程第32、議第111号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第35、意見第3号身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書についてまで、4件を一括して議題とします。

議第111号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和元年12月19日提出

住 所 水俣市わらび野4番25-5号
氏 名 牛迫 秀基
生年月日 昭和25年9月25日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

意見第1号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年12月19日

提出者

総務産業常任委員会

委員長 岩村 龍男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

(別紙)

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面しており、さらに、熊本地震の影響もあり、過疎市町村の財政状況は大変厳しい状況に置かれている。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国におかれては、現行過疎対策法失効後も、過疎地域の厳しい現状や意見を十分に踏まえた新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

水 俣 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

農 林 水 産 大 臣 江 藤 拓 様
国 土 交 通 大 臣 赤 羽 一 嘉 様

意見第2号

国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年12月19日

提出者
総務産業常任委員会
委員長 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

(別紙)

国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

近年、我が国は、豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、昨年12月、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、令和2年度までに集中的に取り組むこととしている。

本県においても、熊本地震の教訓を踏まえて策定した「熊本県国土強靱化地域計画」に基づき、今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう本県の強靱化を進めているところであり、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2 3か年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を強力に推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

水 俣 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
国 土 交 通 大 臣 赤 羽 一 嘉 様
内 閣 官 房 長 官 菅 義 偉 様
国 土 強 靱 化 担 当 大 臣 武 田 良 太 様
内閣府特命担当大臣(防災)

意見第3号

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年12月19日

提出者
厚生文教常任委員会
委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

(別紙)

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書

子どもの発達においては、難聴が早期に診断されず療育が遅れると、言語だけでなく、様々な面での発達が遅れると言われており、難聴の早期診断と、早期の補聴器装用等による聴覚補償を行うことが重要である。

本年3月に、厚生労働省及び文部科学省が設置した「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトチーム」の報告においても、「難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達を促すことが可能」とされている（令和元年6月）。

支援の一つとして挙げられる補聴器については、身体障害者手帳の交付を受けた場合、障害者総合支援法に基づく補装具費支給の対象となり、利用者負担は原則1割となるが、身体障害者手帳の交付対象とならない場合、購入に係る費用は自己負担となる。

そのため、本県においては、補聴器の装用による音声言語能力向上及び等しく学び成長できる環境の確保により、コミュニケーション能力等の成長に寄与することを目的として、県独自事業により18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成を行ってきたところである（負担割合は、県、市、本人それぞれ3分の1）。

現在では、その必要性の共通認識が広がり、全国の都道府県においても同様の助成が行われているが、自治体独自財源による助成には限界があり、本県も含め多くの自治体で、本人（保護者）の負担割合は3分の1とされている。

以上のようなことから、国におかれては、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入費に対して、補装具費支給の場合と同程度の本人（保護者）1割負担となる公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

水 俣 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
文 部 科 学 大 臣 萩 生 田 光 一 様
厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信 様

○議長（岩阪雅文君） 順次提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第111号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、牛迫秀基委員の任期が令和2年3月31日をもって満了となりますが、引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第111号について提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願いいたします。

○議長(岩阪雅文君) 次に、意見第1号についてから、意見第2号についてまで、総務産業委員長、岩村龍男議員。

○総務産業委員長(岩村龍男君) 意見書1号、意見書の提案理由を説明いたします。新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面しており、さらに、熊本地震の影響もあり、過疎市町村の財政状況は大変厳しい状況に置かれている。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国におかれては、現行過疎対策法失効後も、過疎地域の厳しい現状や意見を十分に踏まえた新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

続きまして、意見書2号国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

近年、我が国は、豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、昨年12月、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、令和2年度までに集中的に取り組むこととしている。

本県においても、熊本地震の教訓を踏まえて策定した「熊本県国土強靱化地域計画」に基づき、今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう本県の強靱化を進めているところであり、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2 3か年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を強力に推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第3号について、厚生文教委員長、谷口明弘議員。

○厚生文教委員長（谷口明弘君） 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明とします。

子どもの発達においては、難聴が早期に診断されず療育が遅れると、言語だけでなく、様々な面での発達が遅れると言われており、難聴の早期診断と、早期の補聴器装用等による聴覚補償を行うことが重要である。

本年3月に、厚生労働省及び文部科学省が設置した「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・

福祉・教育の連携プロジェクトチーム」の報告においても、「難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達を促すことが可能」とされている（令和元年6月）。

支援の一つとして挙げられる補聴器については、身体障害者手帳の交付を受けた場合、障害者総合支援法に基づく補装具費支給の対象となり、利用者負担は原則1割となるが、身体障害者手帳の交付対象とならない場合、購入に係る費用は自己負担となる。

そのため、本県においては、補聴器の装用による音声言語能力向上及び等しく学び成長できる環境の確保により、コミュニケーション能力等の成長に寄与することを目的として、県独自事業により18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成を行ってきたところである（負担割合は、県、市、本人それぞれ3分の1）。

現在では、その必要性の共通認識が広がり、全国の都道府県においても同様の助成が行われているが、自治体独自財源による助成には限界があり、本県も含め多くの自治体で、本人（保護者）の負担割合は3分の1とされている。

以上のようなことから、国におかれては、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入費に対して、補装具費支給の場合と同程度の本人（保護者）1割負担となる公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び各常任委員長から提案理由の説明がありました本4件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本4件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本4件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第111号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

次に、意見第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

次に、意見第2号、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

次に、意見第3号、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第36 議員派遣について

○議長(岩阪雅文君) 日程第36、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第27回熊本市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 今後の議会活動に資するため

派遣場所 熊本市
派遣期間 令和2年1月20日（月曜日） 1日間
派遣議員 15人以内
経 費 既決予算の中から支出

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了します。

これで令和元年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午後0時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 阪 雅 文

署名議員 瀧 上 茂 樹

署名議員 谷 口 明 弘

令和元年12月第5回水俣市議会定例会（11月29日～12月19日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第82号	水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第83号	水俣市厚生会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第84号	水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第85号	水俣市保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第86号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第87号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第88号	水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第89号	水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第90号	徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第91号	水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第92号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第93号	水俣市学校体育施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第94号	水俣市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第95号	水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第96号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第97号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	11月29日	各 委	12月19日 原案可決	
議第98号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第99号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	

議第100号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	11月29日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第101号	令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	11月29日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第102号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	11月29日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第103号	市道の路線認定について	11月29日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第104号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	12月12日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第105号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	12月12日	各 委	12月19日 原案可決	
議第106号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	12月12日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第107号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	12月12日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第108号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	12月12日	厚生文教	12月19日 原案可決	
議第109号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	12月12日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第110号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	12月12日	総務産業	12月19日 原案可決	
議第111号	人権擁護委員候補者の推薦について（牛迫秀基君）	12月19日	省 略	12月19日 適 任	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第74号	平成30年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月30日	厚生文教	11月29日 認定及び 原案可決	
議第75号	平成30年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月30日	総務産業	11月29日 認定及び 原案可決	
議第77号	平成30年度水俣市一般会計決算認定について	9月12日	一般会計 決算特別	11月29日 認 定	
議第78号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	11月29日 認 定	
議第79号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	11月29日 認 定	
議第80号	平成30年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	11月29日 認 定	

議第81号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計 決算認定について	9月12日	総務産業	11月29日 認 定	
-------	----------------------------------	-------	------	---------------	--

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	12月19日	省 略	12月19日 原案可決	
意見第2号	国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について	12月19日	省 略	12月19日 原案可決	
意見第3号	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書について	12月19日	省 略	12月19日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告14号	専決処分の報告について	11月29日
報告15号	専決処分の報告について	11月29日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月19日	総務産業	12月19日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月19日	厚生文教	12月19日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月19日	議会運営	12月19日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第4号	介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-20-15 一三三 美香	厚生文教	11月29日	12月19日 継続審査
陳第5号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-20-15 一三三 美香	厚生文教	11月29日	12月19日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第2号	水俣川河口臨海部振興事業についての「市民説明会を求める」陳情について	水俣市桜井町2-2-20 上村 好男	総務産業	9月12日	12月19日 不採択
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	水俣市桜井町2-2-20 上村 好男	厚生文教	9月12日	12月19日 継続審査